

社会・援護局関係主管課長会議資料

平成31年3月5日（火）

地域福祉課

地域福祉課成年後見制度利用促進室

地域福祉課生活困窮者自立支援室

地域福祉課消費生活協同組合業務室

目 次

重点事項

第1 「地域共生社会」の実現に向けた包括的な支援体制の整備等について	1
第2 地域福祉の推進等について	
1 地域福祉(支援)計画について	2
2 民生委員について	4
3 社会福祉協議会について	8
4 被災者に対する見守り等の支援の推進について	9
5 ひきこもり対策について	10
6 寄り添い型相談支援事業について	12
7 孤立死防止対策の推進について	13
8 地方改善事業等について	17
第3 成年後見制度の利用促進等について	
1 成年後見制度の利用促進について	24
2 日常生活自立支援事業について	28
第4 生活困窮者自立支援制度の推進について	
1 生活困窮者自立支援制度の推進について	29
2 生活福祉資金について	62
3 ホームレス等への自立に向けた支援について	67
第5 消費生活協同組合の指導・監督について	
1 生協行政の基本的考え方について	69
2 適正な運営管理及び事業の健全な運営について	69
3 事業及び組合員活動における地域共生社会の実現に向けた取組について	70

4 関係法令等の改正について	
(1)平成31年度税制改正について	71
(2)消費税の軽減税率制度について	72
(3)組合役員の欠格条項の見直しについて	72
(4)消費生活協同組合法施行規則等の一部改正について	
①第三分野共済の不確実性への対応について	72
②税効果会計基準の改正に伴う表示区分の変更について	73
(5)民法改正に伴う所要の対応について	73
5 災害時の員外利用に係る取扱について	74
6 政治的中立の確保について	74

連絡事項

1 全国民生委員児童委員大会について	76
2 ひとり親支援施策と生活困窮者支援施策における子どもの学習支援事業の 効果的・効率的な連携事例について	77
3 平成31年度消費生活協同組合行政担当者全国会議の開催について	78

参考資料

1 地域共生社会関係	79
2 地域福祉計画策定状況	81
3 民生委員事例	87
4 被災者見守り・相談支援事業	88
5 ひきこもり対策	90
6 寄り添い型相談支援事業実績	93
7 アイヌ新法概要	94
8 隣保館と関係部局・機関との連携事例	95
9 成年後見制度関係	96
10 生活困窮者自立支援制度 施行状況	99
11 生活困窮者自立支援制度 改正法概要	101
12 生活困窮者自立支援制度 予算等	105

13	生活困窮者自立支援制度 国庫負担・補助基準等	110
14	生活困窮者自立支援制度 就労支援	114
15	生活困窮者自立支援制度 平成30年度に向けた取組のポイント等	120
16	生活困窮者自立支援制度 人材養成	160
17	生活福祉資金関係	162
18	ホームレス対策関係	167
19	ひとり親施策 連携事例	169
20	消費生活協同組合関係	173
21	地域福祉課平成31年度予算(案)概要	176

重 点 事 项

第1 「地域共生社会」の実現に向けた包括的な支援体制の整備等 について【資料P79参照】

1 「地域共生社会」の実現に向けて

少子高齢・人口減少、地域社会の脆弱化等、社会構造の変化の中で、人々が様々な生活課題を抱えながらも住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民等が支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことのできる「地域共生社会」を実現する必要がある。

厚生労働省では、「「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）」（平成29年2月7日厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定）をとりまとめ、「地域共生社会」の実現に向けた改革の骨格として、(1)「地域課題の解決力の強化」、(2)「地域丸ごとのつながりの強化」、(3)「地域を基盤とする包括的支援の強化」、(4)「専門人材の機能強化・最大活用」の4つの柱を掲げている。

このうち、「地域課題の解決力の強化」「地域丸ごとのつながりの強化」「地域を基盤とする包括的支援の強化」に資するよう、(1)住民相互の支え合い機能を強化し、公的支援と協働して、地域課題の解決を試みる体制の整備、(2)複合課題に対応する包括的相談支援体制の構築、(3)地域福祉計画の充実を実現するため、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」（平成29年法律第52号）により、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）を改正し、平成30年4月から施行されたところである。なお、改正法の附則において、法律の公布（平成29年6月）後3年を目途として、包括的な支援体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、所要の措置を講ずる旨が規定されており、モデル事業（地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業）から見えてきた課題も踏まえつつ、検討を行っているところである。

2 「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりの強化のための取組の推進

「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりを推進するため、小中学校区等の住民に身近な圏域で、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりや、世帯全体の複合化・複雑化した課題を受け止める包括的な相談支援体制づくりに取り組む市町村を支援するモデル事業を実施している。

平成31年度予算案においても、28億円を計上し、自治体の創意工夫のある取組を支援することとしている（200自治体程度を想定）。各自治体におかれては、モデル事業を活用しながら、「地域共生社会」の実現に向けた積極的な取組をお願いしたい。

なお、実施要綱等については、基本的な枠組みは変更しないが、都道府県事業について、市町村等に配置される相談支援包括化推進員等の人材養成に係る事業を追加することとしている。詳細については、追ってお示しする。

第2 地域福祉の推進等について

1 地域福祉（支援）計画について【資料P81参照】

(1) 計画の策定状況について

市町村地域福祉計画は、地域住民に最も身近な行政主体である市町村が、地域福祉推進の主体である地域住民等の参加を得て、地域生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策の内容や量、体制等について、庁内関係部局はもとより、多様な関係機関や専門職も含めて協議の上、目標を設定し、計画的に整備していくことを内容とする。

また、都道府県地域福祉支援計画は、市町村の区域を包含する広域的な行政主体として、広域的な観点から、市町村の地域福祉が推進されるよう、各市町村の規模、地域の特性、施策への取組状況等に応じて支援していくことを内容とする。

これら市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画（以下「地域福祉（支援）計画」という。）は、自治体ごとの実情を踏まえた地域福祉の推進に極めて重要な計画となっている。平成30年4月1日現在において、市町村地域福祉計画の策定率は75.6%である。市区部、町村部別にみると、市区は90.9%であるのに対し、町村部では62.1%に留まっており、約1.5倍の差が生じている。また、都道府県地域福祉支援計画の策定率は91.5%となっている。

また、「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」（平成29年12月12日付け子発1212第1号・社援発1212第2号・老発1212第1号、厚生労働省子ども家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）の「第3 市町村地域福祉計画、都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）において、計画に盛り込むべき事項として、「包括的な支援体制の整備（への支援）」をお示ししているが、社会福祉法（以下「法」という。）第106条の3第1項各号に掲げる事業（包括的な支援体制の整備）を「実施している」又は「実施予定」の市町村は674市町村であり、このうち52.5%にあたる354市町村が当該事項を盛り込んでいる状況にあり、都道府県では、48.9%にあたる23都道府県が当該事項を盛り込んでいる。

さらに、生活困窮者自立支援制度の施行に先立ち、平成26年3月に、地域福祉計画等に盛り込むべき事項として、生活困窮者の実態把握や他の地域福祉施

策や社会資源との連携などの「生活困窮者自立支援方策」をお示ししているが、都道府県では66.0%、市町村では50.9%の自治体で当該方策を盛り込んでいる状況にある。

平成30年4月から施行されている改正社会福祉法により、地域福祉（支援）計画の策定は努力義務化されており、未策定の自治体におかれては、地域福祉（支援）計画の策定に努められたい。

また、法第10条第1項において、地域福祉（支援）計画に盛り込むべき事項として5項目（①地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項、②地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項、③地域における社会福祉を目的とした事業の健全な発達に関する事項、④地域福祉に関する活動への住民の参加に関する事項、⑤包括的な支援体制の整備に関する事項（法第106条の3第1項各号に掲げる事業を実施する場合））が掲げられており、法が定める地域福祉計画として認められるためには、これらの5項目の全てを定めることが必要であり、全てを定めていない自治体においては、記載内容を追加されたい。

都道府県におかれては、市町村地域福祉計画の改定について管内市町村への周知及び支援と、計画が未策定の市町村に対しては早急に策定が行われるよう支援をお願いしたい。

また、ガイドラインにおいては、地域福祉（支援）計画に盛り込むべき事項として上記5つの項目のそれぞれの事項ごとに取り組むべき事項を例示しているところであるが、地域の実情に応じて、追加等を行うことが可能である。このような地域の実情に応じた取組として、例えば、消費者安全法（平成21年法律第50号）に基づく、「消費者見守りネットワーク」（消費者安全確保地域協議会）による取組は、高齢者の権利擁護に資するものであると考えられるため、このような取組についても、地域福祉（支援）計画に盛り込んでいただきたい。

（参考）地域福祉計画策定状況等調査結果

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/c-fukushi/index.html

（2）計画策定状況の全国調査の実施について

地域福祉（支援）計画の策定状況については、毎年度調査を実施し、各自治体の取組状況を公表しているところであるが、本年も4月を目途に調査を実施す

る予定であるので、引き続きご協力願いたい。

2 民生委員について【資料P87参照】

(1) 平成31(2019)年度における一斉改選について

現任の民生委員については、2019年12月1日に一斉改選を迎えることとなる。次期一斉改選に向けては、各自治体において、

- ・ 定数に関する市区町村に対する意見聴取
- ・ 定数の見直し、定数条例の改正
- ・ 次期民生委員候補者の推薦事務
- ・ 委嘱・解嘱、特別表彰に係る事務

等の事務処理が必要となる。

現時点でのスケジュールについては、以下を予定しているので、各自治体におかれては、次期一斉改選を円滑に行うため、関係通知を踏まえつつ、事務に遺漏のないよう、万全を期されたい。

なお、東日本大震災の被災地については、避難生活の長期化等の状況に鑑み、被災地の実情を踏まえた弾力的な一斉改選事務が行われるよう、平成31年1月7日付け厚生労働省社会・援護局地域福祉課事務連絡「被災地における次期民生委員・児童委員の一斉改選に当たっての留意事項について」を発出しているので、参照していただくとともに、地域の民生委員協議会とも十分に意思疎通を図られたい。

(参考) 平成31年度一斉改選に向けた現時点でのスケジュール (案)

業務内容	H31 スケジュール	H28 実績
①物品発送時期・発送先等に係る事務連絡 (厚労省⇒自治体)	7月下旬	8月24日
②定数報告書、徽章等必要数調書の提出 (自治体⇒厚生局)	8月30日	8月30日
③民生委員推薦名簿、感謝状授与者推薦名簿の提出(自治体⇒厚生局)	9月30日	9月30日
④委嘱状・解嘱状・感謝状等発送 (厚労省⇒自治体)	10月上旬	11月上旬
⑤徽章発送 (厚労省⇒自治体)	10月下旬	11月中旬
⑥一斉改選	12月1日	12月1日
⑦改選結果報告 (厚生局⇒厚労省)	12月中旬	12月9日
⑧プレスリリース (厚労省)	12月下旬	1月16日

※ ②、③のスケジュール及び提出書類については、「民生委員・児童委員の選任(一斉改選及び随時)に係る調書等の提出について」(平成25年2月27日雇児育発0227第1号、社援地発0227第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課長、社会・援護局地域福祉課長通知)のとおりである。

(2) 民生委員に期待される役割

平成29年度には制度創設100周年を迎えたところであり、ますます民生委員の役割は重要となっている。

このような中、地域においては、少子高齢化、人口減少、地域における関係性の希薄化など様々な課題が生じている。

その中で、生活上の悩みを誰にも相談できず、地域で孤立する高齢者や生活困窮者などが増加しており、地域においては、社会的孤立の防止が大きな課題となっており、第1にあるとおり、「地域共生社会」の実現を目指し、包括的な支援体制の構築を推進している。

また、生活困窮者自立支援制度では、生活困窮の状態にある方々をいかに早期に把握し、早期に支援につなげるかが取組を進める上での重要なポイントの一つで

ある。

こうした施策を展開していく上で、地域の実情に精通し、住民の立場に立って相談支援を行い、行政機関との架け橋の役割も担っている民生委員に期待される役割が大きくなっている。例えば、相談窓口にたどり着けない生活困窮者の発見や、自立相談支援事業を始めとする関係機関へのつなぎ、関係機関と連携した要支援者への見守りなど、積極的に関わることが期待される。

このため、各自治体におかれては、民生委員が生活困窮者自立支援制度をはじめとする諸施策において求められる役割などについて、十分な理解を得られるよう、研修カリキュラムの中にこれらを盛り込むなど、引き続き積極的な支援をお願いしたい。

(3) 民生委員活動への支援について

民生委員活動に係る経費については、地方交付税措置を講じているが、昨今の民生委員活動の負担増加、少子高齢化の進行などを背景とした民生委員活動の一層の活性化の必要性など、地域における民生委員の役割の重要性を考慮し、平成 28 年度に 1 人当たりの活動費（実費弁償に要する費用）の増額を、平成 29 年度には、地区民生委員協議会が民生委員活動を支援する体制の強化を図るため、協議会活動推進費の増額を図った。

民生委員活動費及び地区民生委員協議会活動推進費の増額措置に伴う引上げがなされていない自治体においては、対応をお願いしたい。

また、広く住民に民生委員活動を理解していただくことや民生委員の負担軽減、将来のなり手を確保することなどに資する取組として、一部の自治体においては、独自に民生委員協力員の設置や子ども民生委員の委嘱、行政のサポート体制を強化するといった取組がなされている。今後とも民生委員活動の一層の充実のために、地域の実情に応じた自治体の創意工夫による取組についても実施、検討いただくなど、特段の御配慮をお願いしたい。

また、民生委員法第 10 条において、民生委員には給与を支給しないものとされており、民生委員活動に係る地方交付税措置は、民生委員への実費弁償費について講じているものである。なお、実費弁償費に係る所得税の取扱いについては、国税庁がホームページにおいて公表している所得税基本通達 28-8 に「地方自治法第 203 条の 2 第 3 項（（報酬及び費用弁償費））の規定により受ける費用の弁償は、

所得税法第9条第1項第4号に掲げる金品に該当するものその他その職務を行うために要した費用の弁償であることが明らかなものを除き、給与等とする。」とあるように、費用の弁償として受けるもののうち、旅費その他その職務を行うために要した費用の弁償であることが明らかなものは課税の対象とならないものであるため、御留意いただきたい。

(4) 民生委員への個人情報の提供について

自治体によっては、個人情報提供に関して、過度に敏感な考え方をするなどにより、民生委員の活動の基本ともなる要援護者の情報が適切に提供されていないとの指摘があることを受け、平成24年に「自治体から民生委員・児童委員への個人情報の提供に関する事例集について」（平成24年7月17日付事務連絡）を発出しているため、各自治体におかれては、これを参考に適切な個人情報の取扱いについて御配慮願いたい。

また、昨年、個人情報保護委員会事務局が、「「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について」に関するQ&A」を更新し、民生委員・児童委員が本人の同意を得ることなく市町村や民間の事業者から個人データの提供を受けることができる場合を明確化しており、これについて各自治体の個人情報保護担当課に対し事務連絡を発出している。当該Q&Aについては、個人情報保護委員会ホームページにおいても公表されているので、参照されたい。

(5) 不動産登記法第70条第3項の運用における民生委員・児童委員の不在証明について

いわゆる休眠担保権に関する登記の抹消に係る手続に関しては、法務省の通達等においてその取扱いが示されている。

この通達等では、休眠担保権に関する登記の抹消の登記の申請の登記義務者の所在の知れないことを証する情報として、①登記義務者が登記記録上の住所に居住していないことを市町村長が証明した情報等又は②同様の内容を民生委員が証明した情報が提出された場合には、当該登記申請を受理して差し支えないこととされている。

しかしながら、民生委員において、登記義務者がその登記記録上の住所に居住し

ていないことを確認することが困難な場合も想定されるところ、このような場合にまで、民生委員が②の情報を作成する必要はない。

平成29年10月20日に、不動産登記制度を所管する法務省民事局民事第二課から各法務局・地方法務局の不動産登記担当部署に対し、上記通達の趣旨は、②の情報が提供されなければ当該登記申請を受理してはならないことを示したものではないということが改めて周知がされているので、御承知置きいただきたい。

(6) 災害時における民生委員の取組について

昨今、自然災害が多発しており、被災者への見守りや相談支援など、災害時においても、民生委員の役割は重要なものとなっている。民生委員が災害時に活動する場合には、民生委員の安全の確保を第一に、過度の負担がかかることなく実施される体制となるよう、各自治体におかれては、平時より、防災担当部局と連携して対応いただきたい。

3 社会福祉協議会について

近年、少子高齢化や核家族化の進行、地域のつながりの希薄化等の社会の変化に伴い、育児、介護、障害、貧困等、同時に直面する世帯や、一つの世帯の中で複合化・複雑化した課題を有する等、地域住民が抱える福祉ニーズが多様化しており、地域福祉の再構築が大きな課題となっている。

こうした状況に対応するため、社会福祉法人制度改革においても、社会福祉協議会を含む社会福祉法人は、公益性の高い組織として、地域ニーズを的確に把握し、これらのニーズに対応した多様な取組の実施が求められている。

各自治体におかれては、今後とも社会福祉協議会との連携により、住民が住み慣れた地域で安心して生活することができるように、一層の地域福祉の推進及び積極的な地域づくりへの取組をお願いしたい。

また、近年、相次いで自然災害が発生し、多くの方々が災害ボランティアとして被災地に駆けつけ、被災された方々の生活再建に向けた様々な支援活動をしていただいている。災害ボランティアセンターについては、内閣府防災担当から「防災におけるNPO・ボランティア等との連携・協働ガイドブック（※）」等が示されている。

各自治体の社会福祉協議会担当部署におかれては、災害時の社会福祉協議会の負担軽減の観点からも、防災担当部署と十分連携の上、災害時における社会福祉協議会

の役割や行政の支援等について明確するよう努められたい。

(※) 「防災における NPO・ボランティア等との連携・協働ガイドブック」(P18 抜粋)

災害ボランティアセンターの主な運営者は、平時から地域福祉の担い手であり地域とのネットワークがある社会福祉協議会です。(社協以外にも、行政や NPO によって設置・運営されるケースもあります)。社会福祉協議会には、地元の組織としての実績をもとに災害直後から迅速に活動できる強みがあり、災害時には平時からのネットワークを総動員して被災者支援を行います。近年の災害時においても、災害ボランティアセンターを通じたボランティア活動は被災者支援における大きな力となりました。

災害時に社会福祉協議会によって設置されることが一般化した災害ボランティアセンターですが、これは必ずしも社会福祉協議会の責務として位置付けられているものではなく、社会福祉協議会により自発的に運営されている組織体です。市町村の社会福祉協議会は人員・予算とも必ずしも潤沢にあるわけではないため、多数のボランティアの対応を一手に引き受ける災害ボランティアセンターの運営により社会福祉協議会が本来の福祉サービス提供者としての強みを発揮できなくなっている現状もあり、社会福祉協議会の負担を軽減する災害ボランティアセンターの設置・運営等について事前に協定を締結し、資金面の支援等について明確にしておくことも考えられます。なお、災害ボランティアセンター運営の原資となる中央共同募金会による災害等準備金の助成の枠組は、一般に災害救助法が適用された場合等に利用できます。

4 被災者に対する見守り等の支援の推進について【資料 P 8 8 参照】

東日本大震災、熊本地震及び平成 30 年 7 月豪雨による応急仮設住宅等に入居する被災者に対して、引き続き、相談員の巡回による孤立防止のための見守りや相談支援等を推進するため、平成 31 年度予算案においても、必要な予算額を計上したところである。

関係自治体におかれては、被災者の方々の抱える課題が多様化・複雑化している状況を踏まえ、避難生活にあっても安心した生活が確保されるよう、本事業の推進に努めるとともに、効率的な事業実施が可能となるよう、関連施策とも密接な連携・役割分担を図っていただきたい。

また、これまでは大規模災害発生に応じて事業化を図ってきたが、一般事業化することとしたところである。これにより発災時に、自治体が速やかに事業実施できる仕

組みとしたところであるので、御留意いただきたい。

(参考) 平成 31 年度予算額 (案)

- ・東日本大震災関係 復興庁所管「被災者支援総合交付金」177 億円の内数
- ・被災者見守り・相談支援事業 生活困窮者就労準備支援事業費補助金 11.5 億円

5 ひきこもり対策について【資料 P 90 参照】

(1) ひきこもり対策推進事業について

平成 21 年度からひきこもりに特化した専門的な第一次相談窓口としての機能を有するひきこもり地域支援センター（以下「センター」という。）を各都道府県、指定都市への整備を進めてきた結果、平成 30 年 4 月に全ての都道府県、指定都市（67 自治体）に設置されるに至った。ひきこもり支援を必要とする本人や家族が適切な支援を受けるためには、相談窓口の認知が重要であるので、センターを始め、管内のひきこもり相談窓口や支援に関する関係機関等について、一層の周知をお願いします。

平成 30 年度からは、市町村におけるひきこもり支援を充実させるため、生活困窮者自立支援制度の就労準備支援事業において、訪問支援等による早期からの継続的な個別支援を重点的に実施する事業やひきこもり支援のノウハウを蓄積しているひきこもり地域支援センターによるひきこもり支援関係機関及び市町村へのバックアップ機能を強化する事業を盛り込んでいる。

さらに、平成 25 年度より、ひきこもり状態のある本人（以下「本人」という。）や家族に対する早期対応を目的に、住み慣れた身近な地域において継続的な訪問支援を行う「ひきこもりサポーター」（ひきこもりを抱える家族等の当事者（ピアサポート）等含む）を養成し、派遣する事業を行っているところであるが、平成 30 年度予算からは、ひきこもり支援に携わる人材の育成や資質向上、市町村における早期発見や支援につなげるための支援の拠点を推進する事業への拡充を図っている。

各自治体におかれては、これらの事業を活用するなど、ひきこもり状態にある方にとってより身近な市町村でのひきこもり支援を充実・強化していただくよう、積極的な取組をお願いしたい。

なお、本事業は、社会福祉法人、NPO 法人等に委託や補助を行うことを可能と

していることから、民間の柔軟で多様な取組を活用する等、効果的な実施を併せてお願いする。

(参考) 「ひきこもり対策推進事業」の平成31年度国庫補助基準額(案)

1 ひきこもりセンター設置運営事業

以下の区分ごとに算出して得た額の合計額を国庫補助基準額とする。

ア 基本額

基本額	国庫補助基準額
成人期・児童期のどちらも支援の対象とする場合	1自治体当たり 20,000 千円
成人期・児童期のいずれかのみを支援の対象とする場合	1自治体当たり 10,000 千円

イ 加算額

加算額	国庫補助基準額
市町村等支援員を加配して、市町村や関係機関に対して支援する場合	1自治体当たり 3,000 千円
訪問相談支援員を加配して、訪問支援を行う場合	1自治体当たり 3,000 千円

2 ひきこもり支援に携わる人材の養成研修事業

1自治体当たり 1,000 千円

3 ひきこもりサポート事業

1自治体当たり 3,000 千円

(2) 生活困窮者自立支援制度との連携について

ひきこもりの問題については、本人が抱える個別の問題と家族間での先行きが見えない不安や心労、親自身の高齢化といった問題が複合することにより、本人のひきこもり状態の長期化、高年齢化につながっていることが考えられる。

生活困窮者自立支援制度については、生活保護受給に至る前の段階にある生活困窮者に対し、その自立に向けた相談支援を行うことと併せて、居住支援や就労支援、家計支援など、生活全般に渡る包括的な支援を行うものであるが、ひきこ

もりの状態にある者については、既に生活困窮の状態にある場合もあれば、現に生活困窮の状態に至っていないくとも、その生活状況故に、将来的に生活困窮に陥るリスクの高い者も含まれる。

については、各自治体においては、生活困窮者自立支援制度とセンターとの連携を図っていただくとともに、地域の社会資源との密接な連携・協力を行い、積極的なネットワークの構築をお願いします。

また、ひきこもりの問題は、人と社会、人と人との関係性が根底にあり、専門機関や専門職のみの力では解決できないものであるため、本人や家族に対する傾聴や地域での見守り等も必要不可欠であることから、ひきこもり状態に関して、現場での多くの経験を有し、全国的な当事者団体である「KHJ 全国ひきこもり家族会連合会」（地域ごとの支部を含む。）等とも連携、協力していただくようお願いする。

※ 平成 28 年 6 月 30 日付け社援地発 0630 第 1 号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知「生活困窮者自立支援制度とひきこもり地域支援センター等との連携について」

(3) ひきこもり状態にある者への支援を行う関係機関とのネットワークについて

ひきこもり支援は、当事者とその周囲の状況や当事者の意向等により、生活支援、医療支援、就労支援など、各種支援を組み合わせで行われるものであり、支援のあり方は様々である。

このような様々な支援が必要であることから、ひきこもり地域支援センターや市町村におけるひきこもりの相談窓口におかれては、福祉関係（福祉事務所、地域包括支援センター、児童相談所等）、教育関係（スクールソーシャルワーカー、教育委員会等）、保健医療関係（精神保健福祉センター、医療機関等）、就労関係（ハローワーク、ひきこもり状態にある方を雇用する企業等）など、幅広いネットワーク作りに、積極的に取り組んでいただきたい。

6 寄り添い型相談支援事業について【資料 P 93 参照】

本事業は、生活上や自殺の悩み、DV被害など、様々な困難に直面する方を対象に、24 時間 365 日、無料で電話相談に応じるとともに、必要に応じ、面接相談や同行支援などを行い、具体的な問題解決につなげることを目的とした事業である。

平成 30 年度は、一般社団法人社会的包摂サポートセンターを実施者に選定し、「よりそいホットライン」として事業を実施しているところであるが、平成 31 年度予算案においても本事業の実施に必要な予算を計上しているところであり、事業実施者については、改めて選定することとしているので、御承知おきいただきたい。

なお、本事業による相談者の状況をみると、職を有していない者等、生活困窮者自立支援制度の対象者とも重複する部分があることから、各自治体におかれては、本事業と生活困窮者自立支援制度に基づく自立相談支援事業との連携が確保されるよう、特段の御配慮をいただきたい。

※ 平成 27 年 3 月 27 日付け社援地発 0327 第 14 号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知「生活困窮者自立支援制度と地域福祉施策との連携について」

平成 27 年 6 月 3 日付け厚生労働省社会・援護局地域福祉課事務連絡「生活困窮者自立支援制度と寄り添い型相談支援事業との連携の推進について」

7 孤立死防止対策の推進について

孤立死の問題については、地域住民が互いに支え合ういわゆる地域力の低下や生活困窮者の情報が行政機関に提供されにくいことなど様々な要因があることから、平成 24 年度に、

- ① 生活困窮者の情報の一元化や関係者間の連携強化
- ② 民間事業者等と連携する上で課題となる個人情報取り扱いにつき、個人情報保護の適用外となる場合の理解促進（電気・ガス事業者を所管する資源エネルギー庁や、個人情報保護法を所管する消費者庁と連携し再周知）
- ③ 地域の見守り等の取組みの先進事例の紹介
- ④ 住宅供給事業者等と自治体との連携推進

などを盛り込んだ総合的な通知を発出し、地域における取組をお願いしてきたところである。

また、孤立防止のための自治体を始めとした地域の関係機関のネットワークの強化や見守り体制の構築には、平成 30 年 4 月 1 日施行の改正社会福祉法に市町村の努力義務として規定されている

- ① 地域住民が交流する拠点の整備などの地域づくりの取組
- ② 身近な地域で住民の相談を包括的に受け止める場の整備

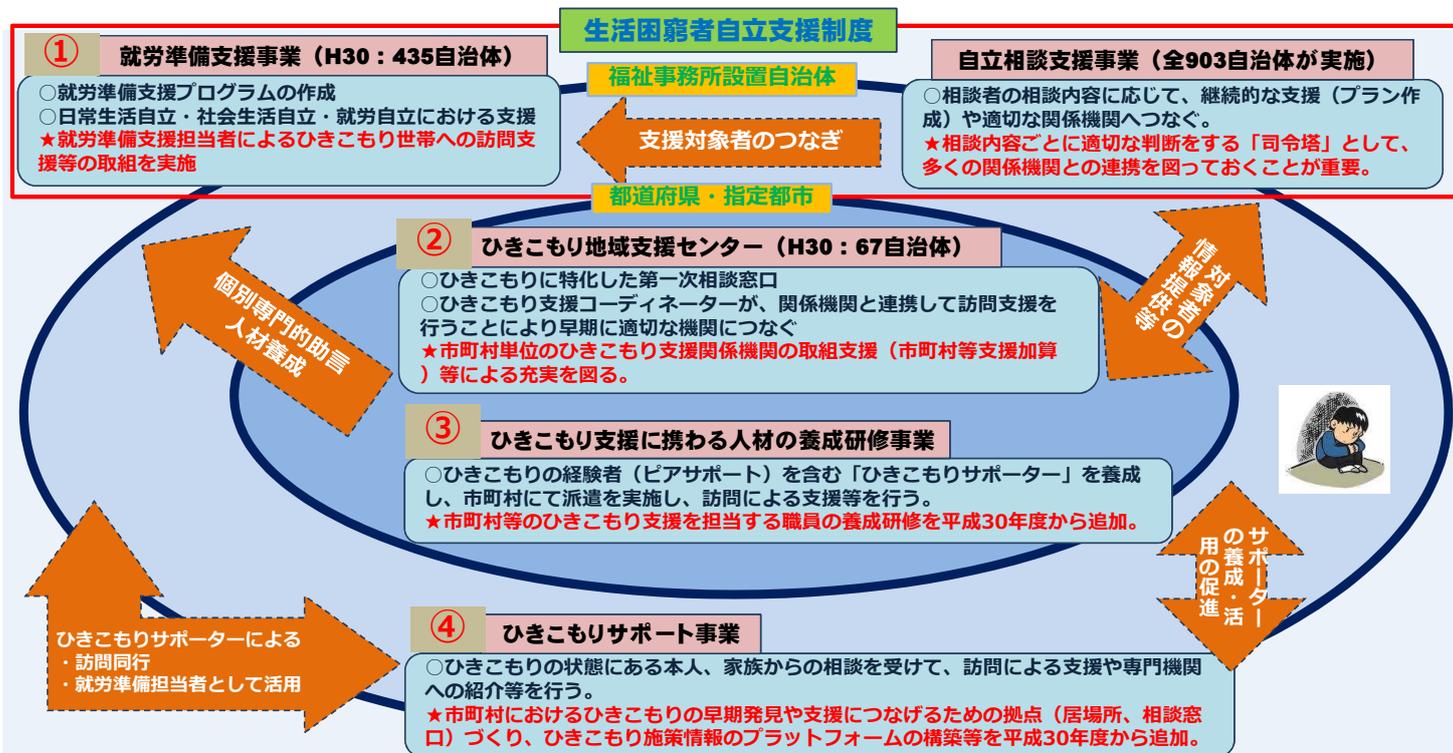
③ 相談支援機関が協働して、課題を解決するネットワーク体制の整備が有用であると考えられることから、これらの取組を推進いただきたい。

市町村におけるひきこもり支援の全体像

【地域におけるアウトリーチ型就労準備支援事業、ひきこもり対策推進事業】

平成31年度予算額（案）：生活困窮者自立支援制度関係予算438億円の内数

- ◇ 福祉事務所設置自治体単位で実施する就労準備支援事業において訪問支援等の取組を含めた手厚い支援を行うとともに、ひきこもり地域支援センターのバックアップ機能等の強化（広域で設置されるひきこもり地域支援センターにおける市町村への支援等）を図り、相互の連携を強化する。
- ◇ これにより、広域だけでなく、より住民に身近な市町村でのひきこもり支援を充実・強化し、隙間のない支援を実現する。

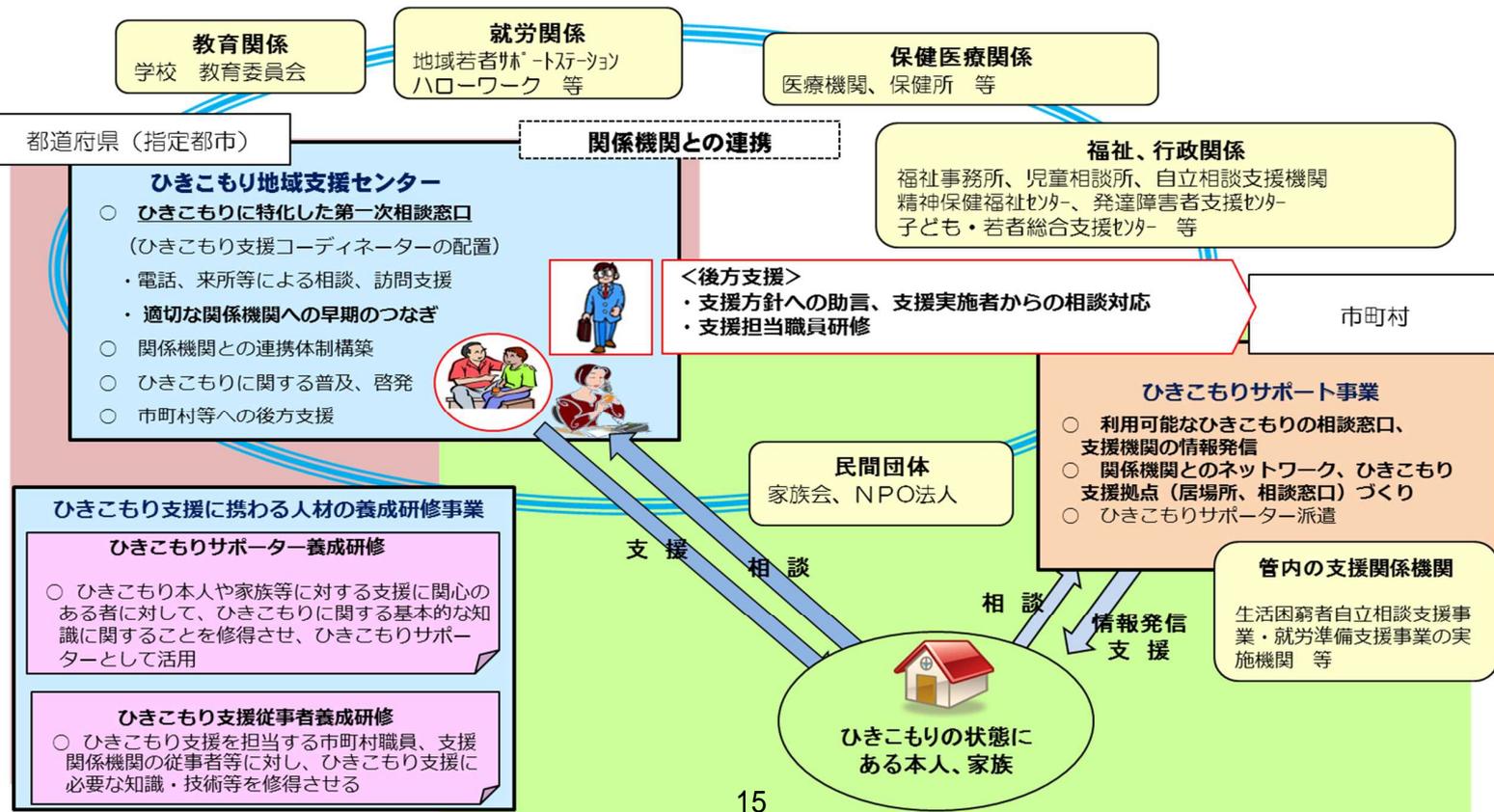


○ひきこもり対策推進事業

平成31年度予算額（案）：生活困窮者自立支援制度関係予算438億円の内数

【概要】

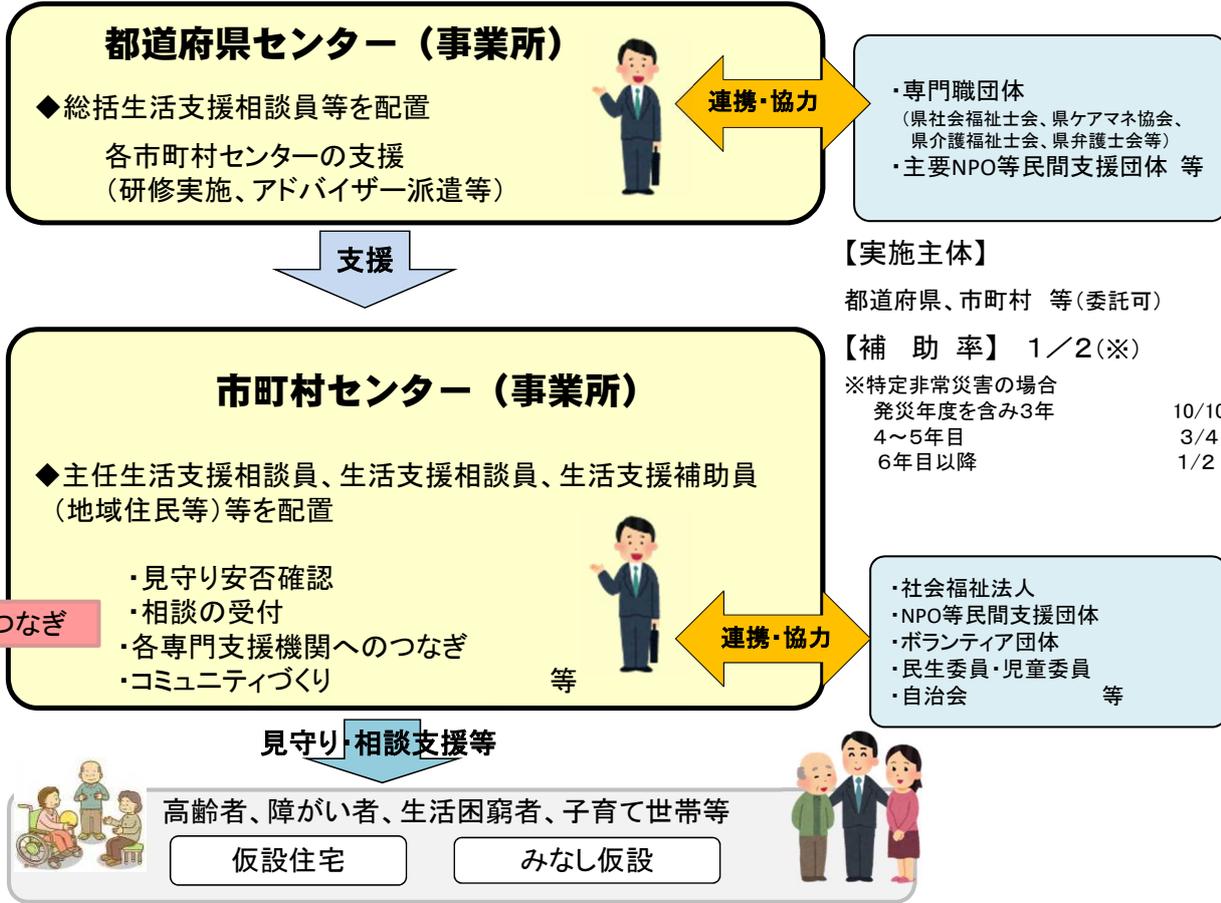
- ひきこもり対策を推進するための体制を整備し、ひきこもりの状態にある本人や家族等を支援することにより、ひきこもりの状態にある本人の自立を促進し、本人及び家族等の福祉の増進を図る。



被災者見守り・相談支援事業について

平成31年度予算案 11.5億円
(平成30年度予算 7.5億円)

被災者は災害救助法に基づく応急仮設住宅に入居するなど、被災前とは大きく異なった環境に置かれることとなる。
このような被災者が、応急仮設住宅に入居する期間、それぞれの環境の中で安心した日常生活を営むことができるよう、孤立防止等のための見守り支援や、日常生活上の相談を行ったうえで被災者を各専門相談機関へつなぐ等の支援を行う。



関係支援機関

- ・生活困窮者自立支援機関
- ・地域包括支援センター
- ・在宅支援診療所
- ・こころのケアセンター
- ・地域生活支援拠点（障がい者）
- ・デイサービス事業所
- ・保育所、こども園
- ・ハローワーク 等

8 地方改善事業等について

(1) 地方改善事業の実施について

ア 隣保館の運営について

隣保館は、「隣保館の設置及び運営について」（平成 14 年 8 月 29 日付厚生労働省発社援第 0829002 号厚生労働省事務次官通知）に基づき、地域社会全体の中で、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして各種の事業を行っているところである。

隣保館の運営に当たっては、多様化する住民ニーズに的確に対応することができるよう、管内市町村に対し、引き続き本事業への積極的な取組みについて周知願いたい。また、他施設との統合・運営体制等の見直しを行うこととなった場合においても、隣保館がこれまで担ってきた役割や機能が損なわれるなどの支障が生ずることがないように御配慮願いたい。

なお、隣保館を所管する部局が厚生労働関係部局以外である自治体においては、隣保館に関する情報が関係部局間で確実に共有されるよう御配慮願いたい。

(ア) 隣保館の公平中立な運営について

隣保館は「公の施設」であり、その運営に当たっては常に公平性・中立性を確保する必要があることから、地域住民などから特定の団体に対し、恒常的・独占的に利用されているなどの批判が生ずることのないよう、引き続き管内市町村に対し周知願いたい。

なお、管内市町村の隣保館において、そのような疑義が生じた場合には、速やかに館の利用実態を確認の上、必要に応じて是正を図られたい。

(イ) 職員の資質向上について

隣保館職員に対する研修の実施に当たっては、人権課題に関する内容はもとより、社会福祉法による諸制度、介護保険制度、年金制度などの社会保障制度の最近の動向を内容とした研修を行うなど、創意工夫をこらした研修の実施に努め、人権啓発とあわせて地域福祉の一翼を担い、地域住民の様々な福祉課題に対応しうる隣保館職員としての資質の向上が図られるよう努められたい。

イ 隣保館の耐震化対策等の促進について

平成 30 年 9 月に公表した「社会福祉施設等の耐震化状況調査」では、平成 29 年 3 月時点での隣保館の耐震化率は 68.1%であり、社会福祉施設の中でも著しく低

いものとなっている。

隣保館の多くは、昭和 30 年から 50 年代に建設されているため、旧耐震基準に則った構造になっているなど、耐震化に課題を抱えている館が多いことから、近年の自然災害の頻発化等を踏まえ、平成 30 年 12 月 14 日に閣議決定された「防災・減災、国土強靱化のための 3 か年緊急対策」に、隣保館の耐震化対策等について盛り込み、改築や大規模修繕等による耐震化整備（2020 年度までの 3 カ年）及び倒壊、破損等を防止するためのブロック塀等の改修整備（2018 年度）を集中的に進めていくこととしている。

このため、平成 30 年度第 2 次補正予算案において、隣保館の耐震化整備及びブロック塀改修工事等のための経費として 3.9 億円を確保するとともに、平成 31 年度予算案においては、上記の緊急対策を含む総額 14.7 億円を確保したところである。

各自治体におかれては、平成 30 年度当初予算を大幅に上回る額が緊急対策として計上されている趣旨に鑑み、この機会に、積極的に予算の活用を努められたい。なお、隣保館を所管する部局に確実に情報が共有されるようお願いする。

【参考】

「防災・減災、国土強靱化のための 3 か年緊急対策」＜平成 30 年 12 月 14 日閣議決定＞（抄）

第 2 章 取り組む対策

I. 防災のための重要インフラ等の機能維持

(1) 大規模な浸水、土砂災害、地震・津波等による被害の防止・最小化

突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水、大規模な土砂災害、火山噴火、地震による住宅、建物等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊、広域にわたる大規模津波等のほか、密集市街地等における大規模火災により多くの人命・財産が失われる事態や、農地・森林等の被害による国土の荒廃に伴い複合災害・二次災害が発生する事態を回避する必要がある。

このため、これらの自然災害による被害を防止・最小化するために必要な対策のうち、近年の自然災害発生状況に鑑み、特に緊急に実施すべき対策を実施する。

第 3 章 各項目の主な具体的措置

I. 防災のための重要インフラ等の機能維持

(1) 大規模な浸水、土砂災害、地震・津波等による被害の防止・最小化

・ 社会福祉施設等に関する緊急対策 [耐震化、ブロック塀等] (厚生労働省)

第 6 章 対策の事業規模

初年度の対策として速やかに着手すべきものについては 2018 年度（平成 30 年度）第 2 次補正予算により対応することとし、さらに、2019 年度（平成 31 年度）当初予算及び 2020 年度（平成 32 年度）当初予算の臨時・特別の措置を活用することとする。

近年、隣保館等をはじめ共同作業場等の地方改善施設について、厚生労働大臣の承認を受けることなく財産処分を行う等の不適切な事例が散見されることから、

財産処分を計画する場合にあっては、その検討段階で情報提供いただきたい。

(2) アイヌ政策の推進について【資料P94参照】

政府では「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」報告（平成21年7月）を受け、アイヌの人々の意見等を踏まえつつ総合的かつ効果的なアイヌ政策を推進するため、「アイヌ政策推進会議」（座長：菅義偉内閣官房長官）を設置・開催しているところである（首相官邸ホームページ内「アイヌ政策推進会議」参照）。

平成30年5月14日に開催されたアイヌ政策推進会議政策推進作業部会の報告において、国における新たなアイヌ政策の構築に向けて、「従来の福祉政策の一部から、地域振興、産業振興、国際交流等を含めた幅広い取組となるよう、立法措置についての検討を加速」することとされ、平成30年12月19日のアイヌ政策推進会議においても、新たな立法措置と、それに伴う交付金制度の創設が示されたところである。

これらを踏まえ、平成31年2月15日に「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律案」が閣議決定され、国会に提出されたところであるので、その動向に留意いただきたい。

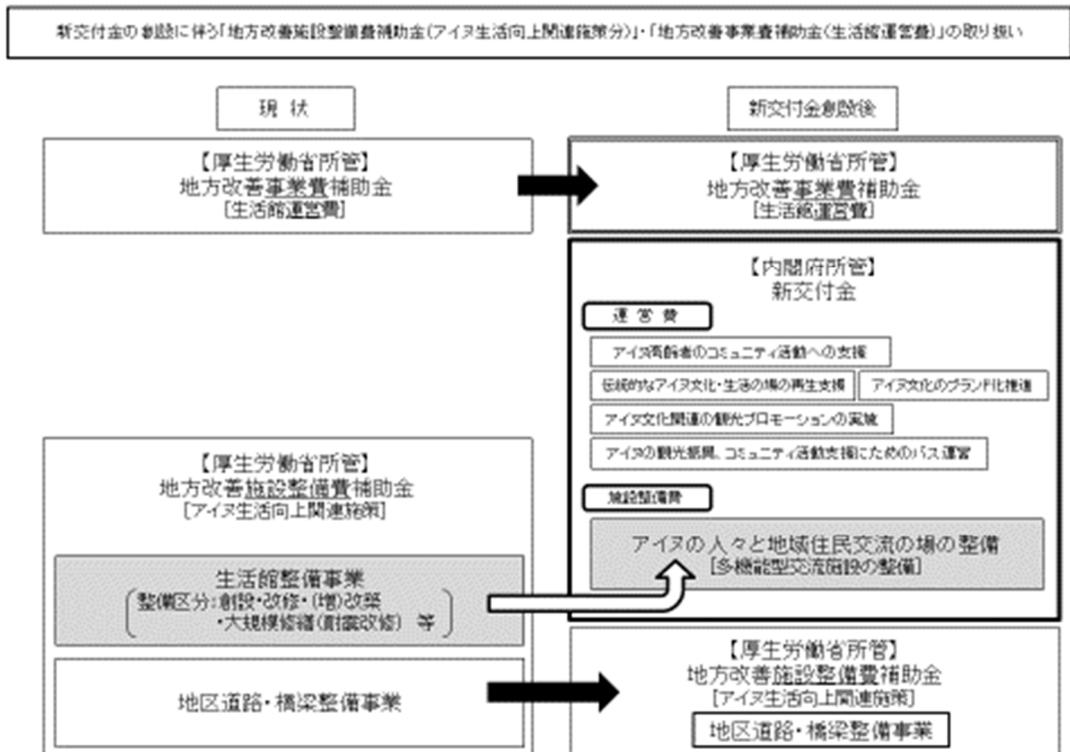
生活館は、アイヌ集落住民及びその周辺地域の住民に対して、生活上の各種相談事業等を実施することにより、地域住民の生活環境の改善を図るとともに、周辺地域住民の交流の場としても、重要な役割を担う施設である。その老朽化等に伴う整備については、これまで、厚生労働省が所管する「地方改善施設整備費補助金」において対応してきたところであるが、平成31年度以降、生活館の整備については、平成31年度予算案に計上された「アイヌ政策推進交付金（仮称）」（内閣府所管）（平成31年度予算案10億円）に移管し、老朽化に伴う耐震改修等を積極的に推進することとしている。

一方、北海道における生活館の整備費以外の、地域住民の生活環境等の改善を図るための整備費（地方改善施設整備費補助金）や、生活館運営費（地方改善事業費補助金）については、引き続き厚生労働省で所管することとなるので、これらの申請等に当たっては遺漏なきよう留意願いたい。

また、アイヌの人々の生活相談に対応するため、平成28年度より、電話による相談を行う「生活相談充実事業」を実施しており、平成31年度予算案においても、当該事業を円滑に実施するための経費を計上している。

関係自治体におかれては、アイヌ政策を巡る状況について御理解の上、本事業に関

する広報について、特段の配慮をいただくとともに、関係機関への周知について御協力いただきたい。



(3) 関係部局・機関との連携方策について

ア 社会福祉法に基づく取組との連携

「地域共生社会」の実現に向け、平成30年4月に改正社会福祉法が施行され、今後、市町村は、地域住民による支え合いと公的支援が連動した包括的な支援体制の整備に努めることとされたところである。

このため、市町村による体制整備の際には、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとしての役割を果たしている隣保館等が、関係機関の一つとして、地域福祉の推進を担うことのできる機能を有していることについて、管内市町村に対し周知願いたい。

また、社会福祉法では、地域福祉計画の策定に努めることとされているが、隣保館等が取り組んでいる人権課題解決に向けた取組も地域生活課題の一つとして考えられるため、計画策定に当たっては、こうした視点についても留意するよう、併せて管内市町村に周知願いたい。

イ 関係部局・機関との連携【資料P95参照】

隣保館や生活館においては、地域住民の生活上の相談、人権に関わる相談に応じ適切な助言指導を行う必要があることから、日頃より市町村の福祉関係や人権関係等の関係部局、地域包括支援センターや社会福祉協議会などの関係機関との密接な連携を行うとともに、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関との連携や、同法に基づく各種事業の実施に当たり、地域における多様な社会資源の一つとして隣保館自体が自立相談支援機関として活動するなど、事業の実施主体として活用できることに留意しながら、より積極的な館運営が行われるよう、管内市町村に周知願いたい。

(4) 人権課題に関する啓発等の推進について

ア 民生委員等に対する普及・啓発について

民生委員等は、地域における相談援助活動の中心的存在として様々な住民の相談援助活動を実施いただいているが、人権に関する課題への対応については、部落差別解消推進法等の関係法令の施行状況、「アイヌ政策推進会議」における検討状況、隣保館・生活館の活動状況も十分踏まえて行う必要がある。

このため、民生委員の研修会などの機会を捉え、人権課題に関する理解を深めていただくよう御配慮願いたい。

(参考) 「アイヌ政策推進会議作業部会「北海道外のアイヌの生活実態調査」を踏まえた全国的見地からの施策の展開について」(平成24年6月1日)抄

- ・ 北海道外のアイヌの人々の相談に適切に対応するため、人権に関わる相談については、人権擁護員等の相談窓口を通じて、適切に対応していくことが求められるとともに、民生委員等、生活相談に応ずる者にアイヌに関する研修の充実を図るべきである。

イ 関係者に対する啓発等の推進

人権課題に関する国民の差別意識は解消に向けて進んでいるものの、一部では依然として存在しており、最近では、インターネットの悪用による人権侵害事案も多く発生しているところである。ついては、その差別の解消を図る上で啓発及び研修の実施は重要であることから、管内の行政関係職員をはじめ保健福祉に携わる関係者等に対し、積極的な啓発・研修を通じ人権課題に関する理解が深められるよ

う、部落差別解消推進法等の関係法令の施行状況等も踏まえ、特段の御配慮を願いたい。

また、過去に就職差別につながるおそれのある身元調査事案が発生したが、これは調査を依頼した関係者の人権問題に対する認識が十分でなかったことによるところが大きいと思われる。

このようなことが二度と起きないようにするためにも、関係者などに対する啓発・研修は、ただ漠然と行うのではなく、具体的な事例を挙げるなど効果的なものとなるよう努めるとともに、関係事業者団体に対して、職員の採用選考に当たっては、応募者の適性と能力を基準として行うよう機会を捉えて指導・啓発を行われたい。

(5) 他法における状況について

ア 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律について

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）」が平成 28 年 4 月 1 日より施行されている。当該法律では、第 7 条において、行政機関等における障害を理由とする差別の禁止を掲げており、また、第 10 条において、第 7 条に規定する事項に関し、地方公共団体の機関の職員が適切に対応するために必要な要領を定めるよう努めることとされている。これを踏まえ、公立施設である隣保館等においても、当該法律に則した対応に留意いただくとともに、改めて関係機関と情報共有いただくよう努められたい。

○内閣府 HP（障害を理由とする差別の解消の推進）

<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai.html>

イ 部落差別の解消の推進に関する法律について

「部落差別の解消の推進に関する法律」（平成 28 年法律第 109 号）が成立し、平成 28 年 12 月 16 日より施行されている。

公立施設である隣保館等においても、当該法律に基づく取組について法務省のホームページや関係機関の情報を確認する等十分留意いただくとともに、隣保館等の活動において、同法の趣旨を周知いただくよう努められたい。

○法務省 HP（同和問題とは）

http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00127.html

ウ 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律について

「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（平成 28 年法律第 68 号）が、平成 28 年 6 月 3 日より施行されている。

公立施設である隣保館等においても、当該法律に基づく取組について法務省のホームページや関係機関の情報を確認する等十分留意いただくとともに、隣保館等の活動において、同法の趣旨を周知いただくよう努められたい。

○法務省 HP（ヘイトスピーチに焦点を当てた啓発活動）

http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00108.html

第3 成年後見制度の利用促進等について【資料P96参照】

1 成年後見制度の利用促進について

(1) 現状及び課題について

成年後見制度は、認知症や知的障害・精神障害により財産管理や日常生活等に支障がある人を支える重要な手段であり、今後、認知症高齢者の増加や単独世帯の高齢者の増加が見込まれる中、成年後見制度の利用の必要性が高まっていくと考えられるが、成年後見制度の利用者数は増加傾向にあるものの、認知症高齢者等の数と比較して著しく少ない状況である。

- ※ 認知症高齢者は平成24年に462万人（推計）で、2025年（平成37年）の認知症高齢者数は約700万人（推計）となる。このほか、軽度認知症高齢者は約400万人（推計）、知的障害児者（在宅）は96万人（平成28年）、精神障害者（外来）は361万人（平成26年）。
- 一方、成年後見制度の利用者数は平成29年12月末時点で約21万人。

このような状況を踏まえ、平成28年4月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）」（議員立法）が成立し、同年5月に施行したところである。

また、平成29年3月に同法に基づく成年後見制度利用促進基本計画（計画期間は29～33年度の5年間。以下「基本計画」という。）が閣議決定されたところであり、今後の施策の目標として

- ① 利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善
- ② 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり
- ③ 不正防止の徹底と利用しやすさとの調和

を掲げ、関係省庁や裁判所、地方公共団体、関係機関が連携して、基本計画に定める平成33年度までの工程表を踏まえて、施策を総合的・計画的に推進していくこととしている。

厚生労働省では、基本計画に基づき、全国どの地域においても成年後見制度が必要な人が制度を利用できるよう、各地域における権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核機関の整備や、市町村計画の策定を推進していくこととしている。

具体的には、

- ・「地域における成年後見制度利用促進に向けた体制整備のための手引き（平成29

年度老人保健健康増進等事業（実施主体：公益社団法人日本社会福祉士会）」を作成・周知

- ・市町村計画の策定及び中核機関の設置運営に要する費用について、平成30年度から普通交付税措置 約300万円（標準団体10万人規模）
 - ・市町村職員等を対象とするセミナーの開催、ニュースレターの発行等を通じた自治体への体制整備の働きかけ
- など、中核機関の整備や市町村計画の策定の取組を推進しているところである。

（2）平成31年度予算（案）について

平成31年度予算（案）においては、基本計画を踏まえ、中核機関の整備や市町村計画の策定を推進するため、新たに「成年後見制度利用促進体制整備推進事業」として

- ・都道府県による広域的な観点から管内市町村の体制整備を支援する事業や、
- ・中核機関の立ち上げや先駆的取組を補助

するための事業を創設し、3.2億円を計上したところである。

また、新たに、国において、市町村や中核機関職員（今後中核機関になることを予定している機関を含む。以下同じ。）、都道府県の研修担当者向けの研修を実施するための費用として、0.3億円を計上したところである。

<成年後見制度利用促進体制整備推進事業>

① 都道府県に対する補助事業

〔事業内容〕

広域的な観点から市町村における体制整備を推進するため、都道府県による以下のメニュー事業に対して補助を行う。

- ・体制整備アドバイザーによる広域的な支援体制整備

体制整備アドバイザーを雇い上げ、広域的な地域連携ネットワーク構築に向けた指導・調整、広域的な協議会の設置支援等を行い、地域連携ネットワークの中核機関の整備を推進する。また、都道府県が広域的な観点から実施する専門職団体や家裁等と連携した相談会や先進事例の普及啓発等を行う。

- ・市町村職員や中核機関等職員向け都道府県研修
- ・市町村・中核機関向け専門相談窓口の設置

ノウハウに乏しい市町村や中核機関等への助言指導を行うための専門相談窓口

を設置する。

※平成 30 年度に、老健局において都道府県向けの補助事業として実施していた「成年後見制度利用促進連携・相談体制整備事業（認知症総合戦略推進事業 3.3 億円の内数）のメニューについては、本事業において引き続き実施。

〔実施主体〕 都道府県（都道府県社会福祉協議会等の民間団体に委託可）

〔補助率〕 国 1 / 2、都道府県 1 / 2

② 市町村に対する補助事業

〔事業内容〕

市町村に対する中核機関の立ち上げや先駆的取組に対する補助を行う。

・中核機関の立ち上げ支援

中核機関の立ち上げに向けた福祉、司法を含む関係機関による会議や先進地視察等に対して補助を行う。

・中核機関における先駆的取組の推進

中核機関における先駆的な取組を推進する。

〔実施主体〕 市町村（市町村社会福祉協議会等の民間団体に委託可）

〔補助率〕 国 1 / 2、市町村 1 / 2

(3) 今後の取組方針について

ア 地域連携ネットワークの中核機関の整備と市町村計画策定の推進

来年度は基本計画（平成 29 年度から平成 33 年度（2021 年度）までの概ね 5 年間）の中間年度であることを踏まえ、権利擁護支援の地域連携ネットワークの「中核機関」の整備（※）や、地域の体制整備を計画的に進めるための「市町村計画」の策定の取組を推進していく必要がある。

※ 中核機関については、①広報、②相談、③成年後見制度利用促進、④後見人支援の 4 つの機能について、段階的・計画的に整備されることが求められるが、まずは、①広報機能や②相談機能の充実が優先されるべきであり、③成年後見制度利用促進機能や④後見人支援機能については、段階的・計画的に整備していくものとして差し支えないことに留意。

都道府県におかれては、家庭裁判所や都道府県社会福祉協議会、専門職団体と緊密な連携の下、

- ・管内市町村の体制整備の状況を随時把握
- ・市町村職員向けの会議を開催し、管内市町村の取組状況の共有や全体の取組方針を伝達
- ・中核機関の設置や地域連携ネットワークの構築に向けたブロック別の会議の開催や、取組が遅れている市町村への個別の助言・指導
- ・その他、市町村や中核機関職員への専門的助言や、担い手確保、市町村職員や中核機関職員等の資質の向上など、

平成 31 年度予算（案）に盛り込んだ体制整備アドバイザー等の補助事業の活用などにより、広域的な観点から、管内市町村全体の体制整備について、主導的役割を果たしていただくようお願いする。

市町村におかれては、全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できる体制を構築するため、平成 31 年度予算（案）に盛り込んだ中核機関の立ち上げ支援などの補助事業を活用し、中核機関の整備や市町村計画策定の取組を進めていただくようお願いする。

また、来年度から、新たに、国において中核機関職員や市町村職員、都道府県研修担当者に対する研修を実施予定であるので、都道府県及び市町村におかれては、関係職員の派遣について、特段の御配慮をお願いする。（詳細は別途連絡予定。）

< 研修体系のイメージ（案） >

- ① 基礎研修（前期・年度前半）（対象者：市町村職員＋中核機関職員）
2～3日程度、全国3ヶ所で実施予定
- ② 応用研修（後期・年度後半）（対象者：中核機関職員）
2～3日程度、全国3ヶ所で実施予定
- ③ 都道府県研修担当者向け研修（対象者：都道府県研修担当者（委託予定先の職員を含む））
1～2日程度、全国1ヶ所で実施予定

※上記については今後変更がありうる。

イ 基本計画の中間年度における検討について

基本計画の中間年度である平成 31 年度においては、成年後見制度利用促進専門家会議において、各施策の進捗状況を踏まえて個別課題の整理・検討を行うことと

しているので、本会議における議論の状況について、御留意いただきたい。

2 日常生活自立支援事業について

(1) 日常生活自立支援事業と成年後見制度との緊密な連携の強化等について

日常生活自立支援事業については、認知症や知的障害、精神障害等により判断能力が不十分な者が地域において自立した生活を送られるよう、福祉サービスの利用援助や金銭管理の支援を行う事業であり、成年後見制度との緊密な連携の下、地域の権利擁護を支える重要な役割を担っている。

都道府県・指定都市におかれては本事業の重要性を考慮いただき、事業実施のために必要な予算の確保について御配慮願いたい。

また、基本計画においては、日常生活自立支援事業について、「今後、地域連携ネットワークが構築される中で、日常生活自立支援事業等の関連制度と成年後見制度との連携が強化されるべきであり、特に、日常生活自立支援事業の対象者のうち保佐・補助類型の利用や後見類型への転換が望ましいケースについては、成年後見制度へのスムーズな移行等が進められるべきである。」とされている。

各都道府県・指定都市におかれては、基本計画を踏まえ、日常生活自立支援事業利用者のうち、成年後見制度への移行が必要な者を適切に移行させる取組強化を図るため、例えば、長期利用しており判断能力の低下が見込まれる者を契約締結審査会で計画的に審査する体制の整備等について、実施主体である各都道府県・指定都市社会福祉協議会への助言・指導をお願いする。

(2) 日常生活自立支援事業にかかる不祥事について

近年、日常生活自立支援事業の実施を背景とした社会福祉協議会職員による不祥事（金銭の横領等）が報告されている。こうしたことは、各都道府県・指定都市が補助事業として実施する日常生活自立支援事業への信頼が失われることになりかねない問題である。

各都道府県・指定都市におかれては、日常生活自立支援事業の適正な実施について、各都道府県・指定都市社会福祉協議会に対する指導・助言をお願いする。

第4 生活困窮者自立支援制度の推進等について

1 生活困窮者自立支援制度の推進について

(1) 生活困窮者自立支援制度の施行状況 【資料P99参照】

施行4年目を迎えた生活困窮者自立支援法に基づき、全国903の福祉事務所設置自治体に設置された生活困窮者への相談支援を行う窓口において、各種の任意事業と併せて、包括的な支援が進められている。

制度の施行後の状況をみると、

- 全国の自立相談支援窓口に約5,200人の支援員等が配置され、施行から3年間（平成27～29年度）で合計約67万9千件、平成30年度は12月までの9ヶ月間で約18万件の相談があり、
- そのうち継続した支援が必要とされ、それぞれの対象者に応じたプランに基づき支援が進められているのは、施行から3年間（平成27～29年度）で合計約19万4千件、平成30年度は12月までの9ヶ月間で約5万7千件にのぼる

など、本制度による支援が着実になされてきていると考えている。

各自治体におかれては、各事業の実施状況等を十分に検証しながら、引き続き本制度による取組のさらなる推進をお願いしたい。

また、任意事業については、特に人口規模の小さい自治体では実施率が低調な傾向がみられることから、未実施の自治体におかれては、今回の制度見直しや平成31年度予算（案）における新たな事業等に取り組んでいただくことにより、実施率の向上に努めていただきたい。

(2) 改正生活困窮者自立支援法等について 【資料P101参照】

生活困窮者自立支援法については、昨年の通常国会に「生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律案」を提出し、同年6月1日に成立、6月8日に公布し、その一部を改正した。その改正生活困窮者自立支援法（以下「改正法」という。）に係る施行については、二段階に分けて行うこととなっており、昨年10月1日施行分は、既に、関係の政省令の改正及び告示の制定、関係通知の改正等を行ったところ。本年4月1日施行分について、関係の政令は本年2月に公布したところであるが、今後、関係の省令の改正及び関係通知の発出等を行うこととしている。

今般、昨年10月1日施行分について、改めて、着実な施行に当たっての留意点等を

お示しするとともに、本年4月1日施行分について、その具体的内容等をお示しする。

ア 平成30年10月1日施行分

(ア) 基本理念の明確化

改正法において、生活困窮者の自立支援の基本理念として、

- ・ 生活困窮者の尊厳の保持
- ・ 就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立といった生活困窮者の状況に応じた、包括的・早期的な支援
- ・ 地域における関係機関、民間団体との緊密な連携等支援体制の整備

を明確化した。（第2条関係）

生活困窮者自立支援制度の目指すべき理念については、従来より、運用の中で「生活困窮者の自立と尊厳の確保」、「生活困窮者支援を通じた地域づくり」といった観点から、生活困窮者に対する包括的な支援を実施するものとしてお示ししてきた。しかし、生活困窮者に対する自立の支援は、法定事業を行う者のみならず、生活困窮者の生活と関わりのある事業を行う関係機関、民間団体、地域住民といった様々な支援者との連携及びこれらの協力によって実施されるものであることを踏まえ、このような多数かつ他分野にわたる関係者間において、これまで運用で示してきた理念を法定化による明確化を図ることで基本理念として共有し、共通認識とすることで一層の効果的な支援を目指すこととするものである。

このため、都道府県等におかれては、本改正の趣旨も踏まえ、生活困窮者自立支援制度所管部局のみならず、様々な場を通じて、生活困窮者の自立支援に携わる関係機関や関係部局とも理念の共有を図りつつ、支援を進めていただきたい。

(イ) 生活困窮者の定義の明確化

改正法において、生活困窮者の定義について、経済的困窮に至る背景事情として、「就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情」を明示した。

（第3条第1項関係）

この改正の趣旨としては、平成27年4月の施行当初から、改正前の生活困窮者の定義のもとで、「断らない相談支援」が実践され、縦割りの制度で対応できなかった複合的な課題を抱える方々を広く対象として、就労支援のみならず、家計相談支援や住まいの確保など個々の生活困窮者の状況に応じた包括的な支援を実施することにより、その自立を促進してきたところ。こうした実践を踏まえ、本改正

により、経済的な困窮に至る背景事情を入念的に明示し、関係者間において共有を進め、早期的・予防的な観点からの支援を含め、適切かつ効果的な支援の展開につなげていくこととするものである。

このため、都道府県等におかれては、経済的な困窮に至る背景事情も踏まえた支援の展開をお願いするとともに、失業を背景事情とする経済的困窮のみを対象とするなど対象者を狭く捉えるという抑制的な運用とならないよう、改めて徹底をお願いしたい。

(ウ) 自立相談支援事業等の利用勧奨の努力義務の創設

改正法において、事業実施自治体の各部局（福祉、就労、教育、税務、住宅等）において、生活困窮者を把握した場合に、自立相談支援事業等の利用勧奨を行うことを努力義務とした。（第8条関係）

この改正の趣旨としては、施行後3年を経過し、支援の効果が現れてきている一方、適切な支援を受けることができていない生活困窮者が数多くいるとの指摘もある中で、そうした方々の中には、日々の生活に追われ気力を失い、また自尊感情の低下等により、自ら相談や申請を行うことが難しい方も少なくない状況もある。こうした状況も踏まえ、本改正により、そうした自ら支援を求めることが難しい方々に対しては、自立相談支援機関の主導による把握だけではなく、関係機関が生活困窮の端緒となる事象を把握した場合に、自立相談支援機関における相談に確実につなげていくとともに、関係機関との連携の強化を図るものである。

このため、各都道府県等宛に発出している生活困窮者自立支援制度と各制度との連携通知において、本改正に係る内容を盛り込んでいる（※）ところであるが、各都道府県等における生活困窮者自立支援担当部局におかれては、本改正も契機として、改めて自治体内の関係部局に対し制度の趣旨や概要等を説明するなどして、自治体内の関係部局との連携の強化を図っていただきたい。

（※）生活困窮者自立支援制度と各制度との連携通知の中で、自立相談支援事業等の利用勧奨の努力義務の創設に係る内容を盛り込んでいるもの

- ・ 「生活困窮者自立支援制度と生活保護制度の連携について」の一部改正について（平成30年10月1日付社援保発1001第1号、社援地発1001第1号）
- ・ 「生活困窮者自立支援制度とひとり親家庭等福祉対策及び児童福祉施策との連携について（通知）」の一部改正について（平成30年10月1日付子家発1001第6号、社

援地発 1001 第 2 号)

- ・ 「生活困窮者自立支援制度と介護保険制度との連携について（通知）」の一部改正について（平成 30 年 10 月 1 日付社援地発 1001 第 3 号、老振発 1001 第 3 号）
- ・ 「生活困窮者自立支援制度と自殺対策施策との連携について」の一部改正について（平成 30 年 10 月 1 日付参自発 1001 第 1 号、社援地発 1001 第 4 号）
- ・ 「生活困窮者自立支援制度と教育施策との連携について（通知）」の一部改正について（平成 30 年 10 月 1 日付社援地発 1001 第 8 号）
- ・ 「生活困窮者自立支援制度における生活困窮者自立支援制度担当部局と税務担当部局との連携について」（総税企第 119 号、社援地発 1001 第 9 号）
- ・ 「生活困窮者自立支援制度と居住支援協議会の連携について（通知）」の一部改正について（平成 30 年 10 月 1 日付社援地発 1001 第 10 号、国住心第 393 号）
- ・ 「年金制度との連携及び国民年金保険料免除制度の周知について（通知）」の一部改正について（平成 30 年 10 月 1 日付社援地発 1001 第 11 号）
- ・ 「生活困窮者自立支援制度と国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度との連携について」の一部改正について（平成 30 年 10 月 1 日付社援地発 1001 第 12 号、保国発 1001 第 1 号、保高発 1001 第 1 号）
- ・ 「生活困窮者自立支援制度と多重債務者対策担当分野との連携について（通知）」の一部改正について（平成 30 年 10 月 1 日付社援地発 1001 第 13 号）

(エ) 関係機関間の情報共有を行う会議体の設置

改正法において、事業実施自治体による、関係機関等を構成員とする生活困窮者に対する支援に関する情報の交換や支援体制に関する検討を行うための会議（支援会議）の設置を可能とし、会議の構成員に対し守秘義務をかけることにより、構成員同士が安心して情報の交換をできるようにした。（第 9 条、第 28 条関係）

この改正の趣旨としては、

- ・ 本人の同意が得られずに他部局・機関と情報共有できないケースや
- ・ 同一世帯の様々な人が別々の部局・機関に相談に来ているが世帯全体の課題として共有されていないケース

の中には、世帯としての状況を把握してはじめて困窮の程度が理解できるケースがあるとの指摘もなされている。こうしたことも踏まえ、会議における情報共有等により、世帯全体としての困窮の程度の把握が進み、深刻な困窮状態にある生

活困窮者や困窮状態に陥る可能性の極めて高い者への早期の適切な支援につなげていくものである。

これを受け、厚生労働省としては、「生活困窮者自立支援法第9条第1項に規定する支援会議の設置及び運営に関するガイドラインについて」（平成30年10月1日付社援地発1001第15号）において、支援会議について、その設置の趣旨、運営方法、構成員に対する守秘義務に関する内容等をお示ししている。このガイドラインの内容も参考にしつつ、都道府県等におかれては、本改正が、地域において、生活困窮者の中でも自ら支援を求めることが困難なために生活困窮者自立支援の相談窓口につながっていない方々を必要な支援につなげていくものであることも踏まえ、その設置に向けて取り組まれない。

(オ) 自立相談支援事業・就労準備支援事業・家計改善支援事業の一体的実施の促進
改正法において、就労準備支援事業及び家計改善支援事業については、自立相談支援事業と併せて一体的実施を促進するため、

- ・ 就労準備支援事業及び家計改善支援事業について、その実施を努力義務とすること（第7条第1項関係）
- ・ 国は、両事業の適切な推進を図るために必要な指針を策定し、事業実施上の工夫を図ること（第7条第5項関係）
- ・ 両事業が効果的かつ効率的に行われている一定の場合には、家計改善支援事業の補助率を引き上げること（1/2→2/3）（第15条第4項関係）

を講じることとした。また、併せて、両事業については、自治体の実情にも留意しながら、今後3年間（2019～2021年度）を集中実施期間として完全実施を目指していくこととしている。

本改正の趣旨としては、両事業が自立相談支援事業による相談の「出口」のツールとして、いずれの自治体においても求められるものである一方で、これまで任意事業であった両事業の実施率が約4割にとどまっている中、地域によっては需要が少なかったり、マンパワーや委託事業者の不足といった状況があること等も踏まえつつ、自治体の実情にも留意をしながら両事業の全国的な実施促進を図ることとしたものである。

この両事業の全国的な実施の促進を図る観点から、「生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者家計改善支援事業の適切な実施等に関する指針」（平成30年厚

生労働省告示第 343 号) により両事業の実施に当たっての取組方策等をお示しするとともに、併せて都道府県等が両事業を効果的に実施するに当たっての参考となるよう、両事業に関する自治体の取組事例を取りまとめ周知している。

また、両事業における全県的な体制整備を検討している都道府県等において、都道府県が主催する会議に厚生労働省の担当官を派遣し、両事業の実施の必要性等を説明するとともに、都道府県による広域実施など、その効果的な実施に向けた都道府県等からの相談に応じるなど継続的な支援を行ってきている。

両事業の全国的な実施に当たっては、都道府県による管内自治体の支援が重要と考えているので、都道府県におかれては、後述する「(カ) 都道府県の市等の職員に対する研修等事業の創設」の活用も含め、都道府県の主導による管内自治体に対する両事業の実施に向けた計画的な支援をお願いしたい。

(カ) 都道府県の市等の職員に対する研修等事業の創設

改正法においては、都道府県において、市等に対する研修、管内の自治体の任意事業等実施体制の支援、市域を越えた支援者のネットワークづくりなど、市等を支援する事業の実施を努力義務化し、国はその事業に要する費用を補助することとした（補助率：1/2）。（第 10 条関係）

この改正の趣旨としては、改正前においても、市等に対する必要な助言、情報提供その他の援助を行う都道府県の責務規定が設けられており、法律上の「その他事業」として、都道府県による管内自治体向けの研修事業等が展開されている中で、本改正により、法定事業として位置づけることで、都道府県の市等に対する支援のより効果的・効率的な実施の促進を図るものである。

このメニューの一つである「管内の自治体の任意事業等実施体制の支援」については、任意事業の実施率を高めるための取組として、都道府県の主導のもと、複数自治体による広域的な事業実施体制の整備を進めていく事業を念頭に置いたものであり、この中には、就労準備支援事業及び家計改善支援事業の実施の努力義務化を踏まえた、自立相談支援事業と併せた一体的実施の促進を図るための都道府県による事業実施体制の構築支援も含まれていることから、都道府県におかれては、この積極的な活用を図られたい。

(キ) 福祉事務所を設置していない町村による相談の実施

改正法においては、生活困窮者自立支援法に基づく事業の実施主体ではない福祉事務所未設置町村であっても、生活困窮者に対する一次的な相談等を実施することができることとし、国はその事業に要する費用を補助することとした（補助率：3/4）。（第11条関係）

この改正の趣旨としては、福祉事務所未設置町村においては、各種事務の中で生活困窮者を把握することも多く、実質的には生活困窮者自立支援制度における一次的な相談窓口としての役割を担っているケースや、身近な町村においては相談体制が整備されていない地域もあるといった状況があり、これに加え、相談窓口の設置の必要性があるとする町村部も一定程度存在することも踏まえたものである。

本改正については、

- ・ 福祉事務所未設置町村については、法律上の実施主体が引き続き都道府県となることから、都道府県において相談対応を行う町村に対する適切な事業実施が求められること
- ・ 当該町村が相談対応を行うことを自発的に希望する場合に、その取組を支援するものであること

に留意された上で、都道府県におかれては、一次的な相談窓口の設置に関する町村の希望の把握を行うとともに、その設置を希望する町村に対し、当該町村との連携した継続的な支援体制の構築を図るなど、町村に対する必要な支援を行われたい。

なお、今般、福祉事務所未設置町村と都道府県の自立相談支援機関との間の情報共有を円滑にする観点等から、福祉事務所未設置町村が用いる参考資料として、

- ・ 新規相談者の同意を得た上で福祉事務所未設置町村から都道府県の自立相談支援機関へつなぐ場合の様式（参考帳票類）
- ・ 情報提供や相談対応のみで終了したケースなども含め、同意のない新規相談件数等を福祉事務所未設置町村から都道府県の自立相談支援機関へ報告する場合の様式（参考報告様式）

をお示しする【資料P149参照】とともに、これらの様式の加工可能なエクセルファイルを厚生労働省ホームページに掲載するので、地域の実情に応じて、適宜、活用されたい。

イ 平成 31 年 4 月施行分

(ア) 居住支援の強化（一時生活支援事業の拡充）

改正法においては、現行の一時生活支援事業を拡充し、生活困窮者一時宿泊施設等を利用していた人や居住に困難を抱える人であって地域社会から孤立している人に対し、一定期間、訪問による見守りや生活支援等日常生活を営むのに必要な支援を追加することとしている。（第 3 条第 6 項関係）

この改正の趣旨としては、

- ・ 生活困窮者一時宿泊施設や生活困窮者・ホームレス自立支援センター等（以下「ホームレス自立支援センター等」という。）を退所し、集合住宅等で自立した生活を始める者については、地域において 1 人で住まうことに困難を抱え、再び路上生活に戻ってしまう可能性の高い者が多いこと
- ・ また、居住に困難を抱え、地域社会から孤立した状態にある者や、終夜営業の飲食店や知人宅など、屋根のある場所を行き来する不安定な居住状態にある者（以下「不安定居住者」という。）も多いこと

を踏まえ、上記の者に対し、地域で継続的・安定的な居住の確保を図る観点から居住支援の強化を図るものである。

今後、本事業については、生活困窮者自立支援法施行規則の一部改正により、「厚生労働省令で定める期間」及び「厚生労働省令で定める便宜」を定めることとしている。

前者については、本事業と同種の事業である、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく「自立生活援助」の利用期間が 1 年間とされていることも踏まえ、1 年間とする方向である。

後者については、訪問による必要な情報の提供・助言、地域社会との交流の促進、住居の確保に関する援助、自立相談支援事業を行う者その他の関係者との連絡調整その他の日常生活を営むのに必要な支援とする方向である。

都道府県等におかれては、上記の趣旨等を御了知の上、平成 31 年度予算（案）における居住支援の推進の活用も図りつつ、その取組の積極的な実施をお願いしたい。

(イ) 子どもの学習支援事業の強化

改正法において、子どもの学習支援事業について、学習支援に加え、

- ・ 生活困窮世帯の子ども等の生活習慣・育成環境の改善に関する助言

- ・ 生活困窮世帯の子ども等の教育及び就労（進路選択等）に関する相談に対する情報提供、助言、関係機関との連絡調整を行う「子どもの学習・生活支援事業」として強化を図ることとしている。（第3条第7項関係）

この改正の趣旨としては、

- ・ 生活困窮世帯の子どもは、親との関わりが少なく生活習慣の乱れや社会性の不足など生活面の課題を抱えていたり、保護者も子どもの生活面の課題を含め子育てに関する悩みを抱えているなど、子どもの生活環境が整っていない場合が少なくないこと
- ・ また、学習支援を行うにあたって、子どもがそうした生活面の課題を抱えたままであることが、子どもが落ち着いて勉強することや、周囲との関係づくりも含めた円滑な社会生活を送ることを難しくする場合があること
- ・ さらに、平成29年12月にとりまとめられた「社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会報告書」（以下「部会報告書」という。）においても、「学習支援のほか、生活習慣・環境の向上等の取組も事業内容として明確化すべき」との指摘や、主として高校中退の子どもや、高校へ行っていない子どもなどの高校生世代への支援を念頭に、「学習支援だけでなく自立に向けた支援が必要」との指摘がなされていること

を踏まえたものである。

この改正により、子どもの学習・生活支援事業の定義規定が新設されたことに伴い、本年2月、生活困窮者自立支援法施行令の一部を改正し、市等及び都道府県が行う当該事業に係る国の補助額を定める（施行令第2条第2項関係）など所要の規定の整備を行った。（生活困窮者自立支援法施行令及び国民年金法施行令等の一部を改正する政令の一部を改正する政令（平成31年政令第21号）（平成31年4月1日施行））

新たに明文化された生活習慣・育成環境の改善等に関する取組について、詳細は、今後、「生活困窮者自立支援法に基づく子どもの学習・生活支援事業の推進について」（通知）を策定し、その中で、その取組の実施に当たって参考となる具体的かつ効果的な取組例としてお示しすることとしているが、具体的な取組内容としては、以下の「生活習慣・育成環境の改善に係る事業内容の例」等を想定しているところ。この取組は、子どもの生活習慣や社会性の習得と併せて子どもの養育支援を

通じた世帯全体への支援が可能になることが期待されることから、都道府県等におかれては、平成31年度予算（案）における生活習慣・育成環境の改善に係る加算措置の活用も図りつつ、その取組の積極的な実施をお願いしたい。

【生活習慣・育成環境の改善に係る事業内容の例】

(ア) 子どもに対する支援

・居場所での相談支援

学習・生活支援事業の実施スペース等を活用して、子どもが支援員等へ相談ができる、あるいは子ども同士での交流ができる場所を提供

・日常生活習慣の形成

居場所づくりの場や家庭訪問時における後片付け、整理整頓、手洗い、うがい等の健康管理の習慣づけ、日用品の使い方や身だしなみに関する助言等

・社会性の育成

居場所づくりの場や家庭訪問時において、日常生活における挨拶や言葉遣いに関する助言、時間や居場所におけるルールを守ること、学習教室等への欠席の事前連絡や他の子どもとの接し方に対する助言等

・体験活動等

居場所づくりの場における調理実習、キャンプでの集団生活や自炊体験、農業体験、スポーツレクリエーション、七夕会、クリスマス会等の年中行事体験や福祉施設への訪問、企業訪問や大学見学、地域行事やボランティア活動への参加等

・高校生世代への支援

学習支援を行っていた高校等進学者に対する居場所の提供の継続、その他の高校等進学者や高校等中退者、児童養護施設を退所した若者等に対する居場所づくりの場における個別相談の実施、大学等の見学、職場体験等

高校生世代を対象にした学習以外の社会保障制度や金銭管理など、自立した社会生活を行うための助言等

(イ) 保護者に対する支援

・子どもの養育に必要な知識の情報提供等

子どもへの教育の必要性、家庭における食生活や衛生環境の改善、生活費の使い方といった家事や子育てに関すること、子どもとの接し方等に関する助言、講座や相談会（電話相談や親同士が悩みを打ち明けるなど交流会を含む。）の開催

等

- ・巡回支援等を通じた世帯全体への支援

家庭訪問や保護者面談等により、その世帯の子どもの学習状況の確認や保護者の悩みに寄り添うとともに、必要に応じて自立相談支援事業の利用勧奨や各種支援策の情報提供や利用勧奨、利用方法の助言等

また、関係機関との連絡調整についても、「生活困窮者自立支援法に基づく子どもの学習・生活支援事業の推進について」（通知）においてお示しすることとしているが、本事業や自立相談支援機関等の支援を通じて児童虐待の端緒を把握した場合には、別途通知している「生活困窮者自立支援制度とひとり親家庭等福祉対策及び児童福祉施策との連携について」（平成 27 年 3 月 27 日付け社援地発 0327 第 2 号。厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長、社会・援護局地域福祉課長通知）も参照いただき、児童相談所や市町村の児童虐待対応の担当部署等へ速やかに連絡するなど、適切に対応されたい。

ウ 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」について

外国人材の適正・円滑な受入れの促進に向けた取組とともに、外国人との共生社会の実現に向けた環境整備の推進を図るため、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（平成 30 年 12 月 25 日 外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定）が取りまとめられ、その中で、生活者としての外国人に対する支援の具体的施策の一つとして、生活困窮相談等への対応の充実が掲げられている。

具体的には、「失業等による経済的困窮や言語・習慣等の違いによる地域社会からの孤立等に対する支援ニーズに対応するため、地域の実情に応じて、生活困窮者に対する相談窓口への通訳の配置や、外国人をサポートする団体等との連携を図るなど、外国人の状態に応じたきめ細かな支援を行う。」とされている。

これまで、外国人の支援ニーズが多い自治体においては、自立相談支援事業において、相談窓口への通訳配置が行われており、その配置はもとより、多言語に対応した遠隔通訳サービスや自動翻訳アプリを導入・運用する費用を含めて、生活困窮者自立支援制度の負担金（家計改善支援事業、就労準備支援事業等にあつては補助金）の助成対象としている。

先の臨時国会において、「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を

改正する法律」が成立し、本年4月から新たな外国人材受入れのための在留資格が創設されることとなるが、生活困窮者に対する相談窓口において、地域の実情に応じて、上記通訳の配置等を行うなどして、外国人の支援ニーズにも対応できるような体制整備を図りたい。

(参考) 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」(平成30年12月25日 外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定) (抜粋)

II 施策

2 生活者としての外国人に対する支援

(2) 生活サービス環境の改善等

- ③ 交通安全対策、事件・事故、消費者トラブル、法律トラブル、人権問題、生活困窮相談等への対応の充実

【具体的施策】

- 失業等による経済的困窮や言語・習慣等の違いによる地域社会からの孤立等に対する支援ニーズに対応するため、地域の実情に応じて、生活困窮者に対する相談窓口への通訳の配置や、外国人をサポートする団体等との連携を図るなど、外国人の状態に応じたきめ細かな支援を行う。〔厚生労働省〕《施策番号39》

エ 生活困窮者自立支援制度における事業の委託について

生活困窮者自立支援制度における事業の委託については、部会報告書において、

- 法に基づく事業については、多くの事業において委託を可能としている中、施行後3年と間もない状況において、その着実な実施・浸透を図っていくためには、事業における支援の質や、積み上げてきた信頼関係の継続性の確保や、質の高い支援を行うことができる従事者の育成・確保が重要である。
- 法に基づく事業について、事業における支援の質や継続性の観点から、マニュアルの改正等により、自治体に対して、その委託に当たっての留意点等を示すべきである。

とされている。

これを踏まえ、「生活困窮者自立支援制度における自治体事務マニュアルの改訂について」(平成30年10月1日社援発1001第1号)により、委託先の選定に当たっての留意点を以下のとおりお示ししている。(当該マニュアルP10参照)

- ・ 委託先の選定等に当たっては、事業の質の維持の観点から、これまでの事業の評価結果を踏まえたものであること
- ・ また、事業の内容に着目した選定が望ましいこと
- ・ さらに、事業を利用する方の視点も踏まえた選定が望ましいこと
- ・ 自治体の契約のルールも踏まえつつ、事業の継続性の観点にも留意すること
- ・ また、制度施行後3年と間もない期間の中で、従事者の質的・量的確保を配慮した視点も重要であること
- ・ 委託先の選定に当たっては、事業の内容を中心とした総合的な評価を行うことが事業の質の維持等の観点から適切であり、価格のみの評価を行うことはその観点から必ずしも適切ではないこと

都道府県等におかれては、上記留意点について、事業の委託先の選定に当たっての仕様書及び選定方法等を作成する際の参考とされたい。

(3) 生活困窮者自立支援制度関係予算等について 【資料P105参照】

ア 平成31年度予算（案）について

生活困窮者自立支援制度関係経費の平成31年度予算（案）においては、これまでの予算を上回る438億円（対前年度7億円増）を計上し、子どもの学習・生活支援事業や居住支援の推進など改正法の着実な施行を図るとともに、就労・定着支援体制の拡充など制度の充実に向けた新たな取組を実施することにより、生活困窮者に対する包括的な支援体制の更なる強化を図ることとしている。

各自治体におかれては、相談支援や事業実施体制の充実など現に実施している事業を着実に推進していくとともに、以下のイからオに掲げる新たな取組も含め、積極的な事業展開をお願いする。

イ 子どもの学習・生活支援事業の推進

改正法により、従来の学習支援に加え、「子どもの生活習慣・育成環境の改善に関する助言」や、「子どもの教育、就労といった進路選択に関する相談に対する情報提供、助言、関係機関との連絡調整」を行う「子どもの学習・生活支援事業」として強化を図ることとしている。

新たに明文化された生活習慣・育成環境の改善等に関する取組については、平成30年度における子どもの学習支援事業実施自治体のうち半数程度の自治体しか取

り組んでいない状況であり、事業実施を強力に後押ししていく必要があることから、一定の加算措置を行うことにより、生活習慣・育成環境に関する助言等についても学習支援と同様に支援内容の必須化を目指していくものである。

加算措置の対象となる取組については、

- ① 子どもの生活面の課題の改善を図るため、その生活リズムの改善や社会性の向上を図る取組などを通じた、子どもの日常生活・社会生活能力の向上
- ② 子どもの生活環境の改善を図るため、その生活面の課題を保護者と共有しつつ、自立相談支援機関などの関係機関との連携も含め、子どもの養育に関する保護者への支援を行うことなどを通じた、子どもの育成環境の向上

に資する取組であり、想定される事業内容の例は、38 ページを参照いただきたい。

なお、居場所を開放しているのみで相談や助言等の体制がとれていない場合は、加算の対象としない。また、自治体における事業の実施要綱や委託契約の仕様書等において生活習慣・環境改善の取組の実施を明記するなど、実施自治体において、取組の内容や実績の確認ができる体制が確保されていることを要件とする。

また、今回の生活習慣・環境改善加算の創設に伴い、基本基準額及び既存の一部加算の水準見直しを行ったところであるが、高校生世代への支援、小学生に対する支援、教育機関との連携強化や家庭訪問の実施などの国庫基準の加算措置対象の取組を実施する自治体への一定の加算及び事業実績の高い自治体に対する支援実績加算は昨年度に引き続き行うこととしているため、都道府県等におかれては、管内自治体における一層の取組強化をお願いしたい。

ウ 居住支援の推進

(ア) 居住支援の推進

改正法により、現行の一時生活支援事業（国庫補助率 2/3）を拡充し、平成 31 年度予算（案）において、新たな事業（地域居住支援事業）を創設することとしたところであり、事業の詳細については追ってお示しするが、その概要については以下のとおりである。

- ・ 自立した生活のためのアフターフォローとして、ホームレス自立支援センター等を退所した者、居住に困難を抱える者であって、地域社会から孤立した状態にある低所得者や不安定居住者に対し、一定期間、訪問による見守りや地域とのつながりの促進を目的とした支援など、日常生活を営むために必要な支援

を実施する。

- 各地域において、利用可能なサービスの情報収集や、サービスの担い手の開拓等を行い、必要とする者の状況等に応じた適切な支援が提供されるよう、環境の構築を推進する。
- 自立相談支援事業と連携し、居住に困難を抱える者であって、地域社会から孤立した状態にある低所得者や不安定居住者、更には、ホームレス自立支援センター等の退所者が必要とする物件や、居住支援・生活支援に係るサービスの内容などを予め把握した上で、公的賃貸住宅や民間賃貸住宅などへの円滑な入居を後押しする。

なお、今回の地域居住支援事業の実施に当たっては、従来の一時生活支援事業のメニュー（ホームレス自立支援センター等における生活困窮者に対する一定期間の衣食住の提供）を実施している又は実施することが前提である。

（イ）借り上げ型シェルターの確保推進

一時生活支援事業では、ホームレスのみならず不安定居住者までを事業を利用する可能性のある対象者と位置づけた上で、事業を実施しているところであり、その実施状況は、これまでの中心であった都市部のみならず、その他の地域まで広がっているところである。

このため、このような者の日常生活を安定的なものとするために、住宅の確保に先立って「一時的な居住先」を確保した上で、自立に向けた支援を受けることができるよう、旅館やアパート等の施設を借り上げる形式のシェルターの一層の確保に努めるとともに、宿泊料の上昇傾向を踏まえた、借り上げ料の見直し（増額 [6,000 円→7,000 円]）を行うこととしている。

エ 就労・定着支援体制の充実

（ア）障害者就業・生活支援センターの活用による自立相談支援事業の機能強化

生活困窮者に対する相談窓口においては、障害者手帳を所持している者、メンタルヘルスの課題（うつ、不眠、不安、依存症、適応障害等）を抱えている者、コミュニケーションに課題を抱えている者、社会的孤立状態にある者（ひきこもり、ニート等）といった相談もあり、こうした相談に対しては、専門的な相談支援が求められることが多く、きめ細かな支援が求められている。

このため、自立相談支援事業の相談において、障害のうかがわれる者など一定の生活困窮者に対して、専門的な支援機関としてのノウハウを有する障害者就業・生活支援センターに委託して、自立相談支援事業等における就職や定着段階でのスーパーバイズ等を実施することにより、就労面・生活面一定的な支援を実施する。

(イ) 認定就労訓練事業の実施促進

認定訓練事業所に対する経済的支援は、現状では事業所の立ち上げ支援等に限定されており、支援対象者の傷害保険の保険料等は事業所が負担しており、当該事業を促進する上での課題となっている。

このため、認定訓練事業を実施するにあたって、認定訓練事業所の非雇用型の利用者向けの傷害保険加入料など就労支援に要する費用への補助の仕組みを導入することとしている。

オ 都道府県による市町村支援の充実

改正法により、都道府県の役割として、管内自治体へ

- ・ 自立相談支援事業従事者に対する研修
- ・ 各種事業の実施体制の整備の支援
- ・ 社会資源の広域的な開拓・市域を越えたネットワークづくり

を行う取組が、「都道府県による市町村支援事業」として努力義務と位置づけられた。

平成31年度予算(案)においては、前述の取組を推進し、各都道府県において、市域を越えて経験豊富な相談員へ相談をするための「支援者専用電話相談ライン(仮称)」の構築やメール相談受付への対応、他職種も含めたネットワークづくり等の取組など、支援員に対する相談・助言体制の構築のための取組を実施することができることとし、国はその要する費用を補助(補助率:1/2)することとしている。

これらの取組は、支援員の支援技術の向上に資するとともに、支援員が困難な事例に直面した際のバーンアウト防止に有効と考えられることから、各都道府県におかれては、事業の積極的な活用をお願いしたい。

カ 国庫負担・補助の基準について 【資料P 1 1 0 参照】

生活困窮者自立支援制度関係経費については、全国的な制度として予算を公平かつ効果的に執行するための措置として、人口区分に応じた基本基準額を設定するとともに各種加算を設けるなど、きめの細かい国庫負担・補助基準を設けている。

今後とも、各自治体がこうした補助の仕組みを通じて、地域の実情に応じた実効性のある事業を展開できるよう、平成 31 年度国庫負担・補助協議においては、新たに以下の措置を講ずることとしたので、留意されたい。

なお、上述のイからオまで及び「2 生活福祉資金について」の（1）に盛り込まれた新規・拡充事項等に関する具体的な対象経費や国庫補助基準額等の詳細については、厚生労働省社会・援護局地域福祉課長補佐事務連絡（「平成 3 1 年度生活困窮者自立相談支援事業費等負担金及び生活困窮者就労準備支援事業費等補助金の国庫負担（補助）協議について（1 回目）（依頼）」）でお示ししているの、御了知願いたい。

(ア) 自立相談支援事業の支援実績加算の算定要件の見直しについて

自立相談支援事業の適切な人員配置を促進する観点等から平成 30 年度に創設した「支援実績加算」については、「新経済・財政再生計画改革工程表 2018」（平成 30 年 12 月 20 日経済財政諮問会議決定。以下「新改革工程表」という。）における K P I の見直しの内容を踏まえ、当該加算の算定要件の基準としている新規相談件数及びプラン作成件数の「目安値」を下方修正するが（詳細は 53 ページ参照）、今後も概ね平成 30 年度と同程度の自治体が当該加算を算定できるとの考えに立って、下表の a 欄に掲げる「現行の算定要件」を b 欄に掲げる「見直し後の算定要件」に見直すこととするので、御了知願いたい。

【支援実績加算の算定要件の見直しの概要】

※ 傍線か所が見直し部分

	a 現行の算定要件	b 見直し後の算定要件
新規相談件数要件	新規相談件数が「 <u>目安値</u> を超えている」又は「前年より 1 割以上増加」	新規相談件数が「 <u>目安値</u> を超えている」又は「前年より 1 割以上増加」
プラン作成件数要件	プラン作成件数が「 <u>全国平均</u> を超えている」又は「前年より 1 割以上増加」	プラン作成件数が「 <u>目安値</u> を超えている」又は「前年より 1 割以上増加」

(イ) 複数の加算要件を満たす自治体に適用する加算の特例

現行の自立相談支援事業の加算の算定方法については、算定要件を満たす加算のうち最も高い加算率を基本基準額に乗じる仕組みとなっているため、人口規模が同規模であれば、加算の算定要件をどれだけ満たすかにかかわらず同額の国庫負担額が適用されることになる。

しかしながら、「保護率が高いが区域がコンパクトで人口密度も高いため、集中的・効率的な支援が可能な自治体」や「過疎地域ではあるが、観光産業が活況で保護率が低く生活困窮者も少ないため、少ない人員でも効果的な支援が可能な自治体」など『いずれか1つの加算の算定要件を満たす自治体』よりも、「過疎地域でかつ保護率も高いため、支援が必要な生活困窮者が広範囲に点在している自治体」など『複数の加算の算定要件を満たす自治体』の方が対象者間・関係機関間の移動時間が長くなるなど支援が非効率になったり、相談窓口のブランチ設置や支援員の加配が必要になるなど相対的な行政コストの負担も重くなっているものと考えられる。

また、既に基本基準額の1.5倍の嵩上げが適用される「保護率加算」や「過疎地域加算」を算定している自治体では、「支援実績加算」を算定するための人員配置の底上げや更なる取組の強化を行うインセンティブが働かないとの指摘もある。

こうした課題に対応する観点から、今般、複数要件該当の特例として、以下に掲げる加算の算定要件を複数満たす場合には、予算の範囲内で「基本基準額の1.6倍」を上限に嵩上げを行うよう見直すものとする。

【複数要件該当の特例の対象となる加算】

- ・ 基本基準額の1.5倍の嵩上げが適用される保護率加算
- ・ 基本基準額の1.5倍の嵩上げが適用される過疎地域加算
- ・ 支援実績加算

(ウ) 支援実績減算の導入

法に基づく任意事業については、法施行以降、着実に実施自治体数が増加してきている一方で、各自治体の取組や支援提供体制の状況には地域差が生じており、それが各事業の利用実績の差の要因の一つとなって現れているものと考えられる。

特に就労準備支援事業や家計改善支援事業については、事業を実施しているにもかかわらず、年間を通じて利用者がほとんどいないなど事業実績が極めて低調な自治体が少なからず見受けられる。

このような状況を踏まえ、各種任意事業の利用促進など事業実施自治体の積極的な取組を促す観点から、それぞれの任意事業（一時生活支援事業を除く。）の性質や実態に応じて、年間の利用者数が全国平均値を大きく上回るなど事業実績の高い自治体に対して、予算の範囲内で基本基準額の加算を行う措置（支援実績加算）を平成 30 年度国庫補助協議から導入したところである。

一方で、年間を通じて利用者がいない状況が複数年度に渡って連続するなど事業実績が低調な自治体に対しては、これまでも機を捉えて減算措置の導入を予めお知らせしてきたところであるが、今般、その減算措置の対象となる自治体の要件及び具体的な措置の内容を以下のとおり定め、平成 31 年度の国庫補助協議から適用することとしたので、了知願いたい。

なお、これまで支援実績減算の算定方法については、「基本基準額（都道府県広域加算額を含む）を一定割合引き下げる」ものとしてお示ししてきたところであるが、この場合、執行率の高い（国庫補助対象経費の実支出額が国庫補助基準額を上回る）一部の自治体だけに減算効果が及ぶこととなり、減算対象となる自治体間でも公平性を欠く仕組みとなることから、その算定方法を「国庫補助所要額そのものを一定割合引き下げる」仕組みに見直すこととした。

また、これまで減算対象となる自治体に策定を求めることとしていた利用状況の改善方策等を盛り込んだ「実施計画」については、各自治体の事務負担にも配慮し、国から一律の策定を求めずに、減算対象となる自治体、また当該自治体を管轄する都道府県の自主性に委ねることとするので、国庫補助協議に際して、国（市町村にあっては都道府県）への提出は不要とする。

これらの方針変更も踏まえ、平成 31 年度（2019 年度）国庫補助協議においては、比較的緩い調整率により試行的に実施し、その改善効果を踏まえた上で、2020 年度以降の国庫補助協議においてより実効性の高い仕組みを講じることを予定しているので、現に減算対象となる自治体は、平成 31 年度中の利用状況の改善に努めていただくよう、よろしく願います。

【支援実績減算の減算措置の対象】

- ・ 就労準備支援事業、家計改善支援事業又は子どもの学習・生活支援事業を協議年度の前々年度から実施している自治体であって、協議年度の前々年度

から前年12月末までの間（平成31年度国庫補助協議においては、平成29年4月から平成30年12月までの間）に渡って、それぞれの事業ごとに利用者がいない状況が継続している自治体

【支援実績減算の減算措置の内容】

- ・ 協議年度の前年度の交付決定額に 0.9 を乗じた額を国庫補助所要額の上限とする。
- ・ 自立相談支援事業、就労準備支援事業、家計改善支援事業を一体的に実施している場合（協議年度の前年度から一体的実施を行っている場合に限る。）は、協議年度の前年度の一体的実施に係る交付決定額に
 - a 家計改善支援事業、就労準備支援事業のいずれも対象要件を満たす場合は 0.9
 - b いずれか一方の事業のみ対象要件を満たす場合は 0.95を乗じた額を国庫補助所要額の上限とする。

※ これらにより難いときは、別途、個別協議に応ずるものとする。

（4）福祉部門と労働部門の連携による就労支援の強化 【資料P114参照】

以下のとおり、自治体（福祉部門）と国（労働部門）との連携を強化することとしていることから、生活困窮者及び生活保護受給者に対する就労支援を、労働部門とも連携のうえ総合的・一体的に実施方お願いしたい。

ア 地域若者サポートステーション事業と生活困窮者自立支援制度の連携モデル事業「就職氷河期世代等無業者一体型支援モデルプログラム（仮称）」の実施

地域若者サポートステーション事業（以下「サポステ事業」という。）と生活困窮者自立支援制度（以下「困窮者制度」という。）の支援対象者については、障害が窺われる、自己肯定感が低いなど深刻化・複合化した課題を抱える者が多い現状がみられている。このような課題に対応するには、両制度が相互に連携したうえで、それぞれの強みを活かしたシームレス（継ぎ目がない）な支援が必要である。そのため、平成31年4月より困窮者制度とサポステ事業の一体的支援窓口をモデル事業として全国12箇所程度に整備し、概ね40代半ばまでの無業者を対象に、原則ワンストップ型で必要な支援・プログラムを実施する予定である。

また、モデル事業以外の既存事業については、現在、一部のサポステ事業者に

において、困窮者制度の利用者に対する支援を一律に拒む事案がみられているが、困窮者制度の利用者であっても、居住地で就労準備支援事業を実施していないなど、困窮者制度の枠組みにおいてサポステ事業と同様の支援を受けることができない場合には、サポステ事業を併せて利用することを可能とする従来の取扱いをサポステ事業担当部局から今年度中に改めて周知する予定であるので、今後、両事業の積極的な連携による効果的な支援をお願いしたい。

イ 障害者就業・生活支援センターとの連携による自立相談支援事業の機能強化
前述のとおり、平成 31 年 4 月より障害者就業・生活支援センターにおいて、自立相談支援事業等における障害が窺われる方の就職や定着段階での助言等を実施することにより、自立相談支援事業における就労面・生活面の一体的支援の機能強化を図る予定である。

取組の概要については、下記の内容を予定しているが詳細は別途通知する。

- 厚生労働省職業安定局において、全国 50 箇所（予定）の障害者就業・生活支援センターに平成 31 年 4 月より就業支援担当者を配置。
- 厚生労働省社会・援護局生活困窮者自立支援室において、生活困窮者自立支援法第 7 条第 2 項第 3 号に基づく事業のうち「その他の生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業」として障害者就業・生活支援センターを運営する法人に生活支援員を配置するための費用を助成。

ウ 雇用関係助成金の周知・啓発

都道府県労働局（ハローワーク）が所管している雇用関係助成金のうち、特定求職者雇用開発助成金（生活保護等雇用開発コース）、トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）については、生活困窮者の雇用にかかる要件の見直しを予定している。詳細は追って通知するが、その適正な活用により生活困窮者の就労・定着につながるよう、ハローワークと連携して当該助成金の周知・啓発の取組をお願いしたい。

エ 無料職業紹介の活用推進

平成 28 年に職業安定法の改正が行われ、地方公共団体が無料職業紹介を実施する場合の国への届出の廃止やその他の規制が緩和された。就労体験の事業

所で一般就労に移行しようとする場合等において、地方自治体自身が職業紹介を行えるようになることで、就労体験からのスムーズな一般就労移行が可能になることや、地域の事業所ニーズを踏まえた求人内容の調整や職業紹介を自ら行えるようになることから、地方公共団体においては都道府県労働局とも相談の上無料職業紹介の活用推進をお願いしたい。

(5) 就労支援に関する各事業への取組について【資料P 1 1 7 参照】

下記に記載する就労支援に関する各事業について、今後も引き続き積極的な活用をお願いしたい。

ア 認定就労訓練事業

認定就労訓練事業を推進するため、法律上の「その他事業」として、「就労訓練アドバイザー」、「就労訓練事業所育成員」を配置することが可能なので積極的な活用をお願いしたい。また、改正法により、昨年10月から、国及び地方公共団体は認定就労訓練事業所の受注の機会を因るよう努める努力義務規定が創設されたことから、各自治体においては優先発注に係る規定の整備方よろしくをお願いしたい。

イ 就労準備支援事業

就労準備支援事業については、改正法により、昨年10月からその実施に係る努力義務規定が創設された。今後も積極的に当該事業に取り組むとともに、下記に記載する当該事業の加算制度も積極的に活用されたい。

・ 就農訓練事業

就労準備支援事業において農業体験・研修を実施し、就農・社会参加促進を支援。

・ 福祉専門職との連携支援事業

社会福祉士、精神保健福祉士等障害者等の就労支援のノウハウ等を活用し、対象者に対する適切なアセスメントや支援におけるバックアップを実施。

・ アウトリーチ型就労準備支援事業

社会的孤立等の課題を抱えた者を対象にして、訪問支援等による早期からの継続的な個別支援を重点的に実施し、対象者に身近な就労体験先の開拓を実施。

ウ 農福連携の取組推進

生活困窮者が農業に従事することは、生活困窮者本人にとって、自然の中で作業を行うなどにより、心身の回復や自己有用感・就労意欲の向上につながるなどのメリットがあるほか、農業分野の人材不足の解消に資するものと考えられる。就労準備支援事業や認定訓練事業においても、農業分野に関連する取組も実施しているところであるが、この度、農林水産省と連携の上、平成31年4月より農山漁村振興交付金のうち、農福連携整備事業（ハード対策）及び農福連携支援事業（ソフト対策）の支援対象者に生活困窮者も新たに追加する予定であるので、各自治体の農政担当部局、地方農政局、農業生産法人等関係者と連携のうえ、当該事業の積極的な活用をお願いしたい。

(6) 平成31年度に向けた取組のポイント等について 【資料P120参照】

ア KPIの見直しと平成31年度の見直しについて

生活困窮者自立支援制度については、「経済・財政再生計画改革工程表」（平成28年12月21日経済財政諮問会議決定、平成29年12月改定、以下「改革工程表」という。）において2018年度までのKPIを設定しており、このKPIの内容を踏まえて、新規相談受付件数、プラン作成件数、就労支援対象者数、就労・増収率、ステップアップ率の5項目を目安値として設定している。

一方、「経済財政運営と改革の基本方針2018」（平成30年6月15日閣議決定、以下「骨太方針2018」という。）にて定められた「新経済・財政再生計画」において、「本基本方針も踏まえて、改革工程表を改定し、新たな改革工程表を2018年末までに示す」とされたことを受け、昨年末にかけて、経済・財政一体改革推進委員会等で新たな改革工程表の策定に関する議論が行われ、「新改革工程表」として策定された。

新改革工程表においては、骨太方針2018にて「改革工程表の全44項目を着実に推進」とされたことを受け、生活困窮者自立支援制度の着実な推進に関する事項についてもKPI等の見直しが行われた。

そのKPI見直しの内容について、

- ① 改正法において実施が努力義務とされた就労準備支援事業及び家計改善支援事業の実施率を見える化指標として追加、
- ② ステップアップ率については、評価項目の充実や調査手法を個別調査から生活

困窮者自立支援システムデータを活用することにより、「自立に向けての改善が見られた者の割合」(※)に見直すこととしたほか、

(※)「自立に向けての改善が見られた者の割合」とは、プラン作成者(中断を除く)であって支援効果の評価に至った者のうち、自立に向けて、就労開始、家計の改善、自立意欲の向上・改善、生活習慣の改善又は住まいの確保・安定の改善等が見られた者の割合であり、具体的な把握方法は、評価実施総数のうち、評価シートの「見られた変化」でいずれかの項目に該当がある者の割合とする。

③ 新規相談受付件数については、施行後3年間の実績等を踏まえて数値目標を見直すこととした。(参考1参照)

これらのKPIの見直しを踏まえ、来年度の目安値を(参考2)のとおり設定する。
各自治体におかれては制度の施行状況を評価する仕組みとして、引き続きPDCAサイクルをしっかりと回しながら、取組を着実に進めていただくようお願いする。

(参考1) KPIの各数値について ※下線部は変更点

新改革工程表	旧改革工程表
<p><第1階層></p> <p>○福祉事務所設置自治体による就労準備支援事業及び家計改善支援事業の実施率【見える化】</p> <p>○自立生活のためのプラン作成件数【<u>毎年度年間新規相談件数の50%</u>】</p> <p>○自立生活のためのプランに就労支援が盛り込まれた対象者数【<u>毎年度プラン作成件数の60%</u>】</p> <p>○自立相談支援事業における生活困窮者の年間新規相談件数【<u>2021年度までに25万件</u>】</p> <p>○自立相談支援機関が他機関・制度へつないだ(連絡・調整や同行等)件数【見える化】</p> <p>○任意の法定事業及び法定外の任意事業の自治体ごとの実施率【見える化】</p> <p><第2階層></p> <p>○生活困窮者自立支援制度の利用による就</p>	<p><第1階層></p> <p>○自立生活のためのプラン作成件数【<u>2018年度までに年間新規相談件数の50%</u>】</p> <p>○自立生活のためのプランに就労支援が盛り込まれた対象者数【<u>2018年度までにプラン作成件数の60%</u>】</p> <p>○自立相談支援事業における生活困窮者の年間新規相談件数【<u>2018年度までに40万件</u>】</p> <p>○自立相談支援機関が他機関・制度へつないだ(連絡・調整や同行等)件数【見える化】</p> <p><第2階層></p> <p>○任意の法定事業及び法定外の任意事業の自治体ごとの実施状況【見える化】</p> <p>○生活困窮者自立支援制度の利用による就労</p>

労者及び増収者数【見える化】 ○就労支援プラン対象者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合【 <u>毎年度 75%</u> 】 ○自立生活のためのプラン作成者のうち、自立に向けての改善が見られた者の割合【 <u>2021年度までに 90%</u> 】	者及び増収者数増加効果【見える化】 ○就労支援プラン対象者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合【 <u>2018年度までに 75%</u> 】 ○継続的支援対象者の1年間でのステップアップ率【 <u>2018年度までに 90%</u> 】
---	--

(参考2) 平成31年度の見直しについて ※下線部は見直した点

平成31年度	平成30年度
○新規相談受付件数 (人口10万人・1ヶ月当たり) <u>16</u> 件 ※ <u>人口10万人未満の自治体については、人口規模別に設定する</u>	○新規相談受付件数 (人口10万人・1ヶ月当たり) <u>26</u> 件
○プラン作成件数 (人口10万人・1ヶ月当たり) <u>8</u> 件 (新規相談受付件数の50%)	○プラン作成件数 (人口10万人・1ヶ月当たり) <u>13</u> 件 (新規相談受付件数の50%)
○就労支援対象者数 <u>5</u> 件 (プラン作成件数の60%)	○就労支援対象者数 <u>8</u> 件 (プラン作成件数の60%)
○就労・増収率 75%	○就労・増収率 75%
○ <u>自立に向けての改善が見られた者の割合</u> <u>85%</u>	○ <u>ステップアップ率</u> <u>90%</u>

イ 生活困窮者自立支援統計システムについて

(ア) 概要

自立相談支援事業においては、生活困窮者からの相談に応じ、当該生活困窮者の置かれている状況等を適切に評価・分析した上でプランを策定するとともに、当該プランに基づき、生活困窮者の自立に向けた各種支援の調整を行っていただいているが、その業務が効率的かつ円滑に行われるようにするとともに、制度の実施状況を迅速に把握する観点から、

- ・ 全国統一のアセスメント、プラン等の様式(帳票類)の活用(業務支援ツール)
- ・ 当該入力情報の統計処理(統計ツール)

等を内容とする「生活困窮者自立支援統計システム」（以下「システム」という。）を、政府共通プラットフォームを活用して平成 29 年 4 月より構築している。

（イ）運用における留意点

① 月次報告について、これまでは支援状況調査とシステムによる報告を並行して実施していただいていたところであるが、全自治体でシステムの導入が完了したことから、平成 30 年 10 月よりシステムによる報告に移行した。このため、当該月以降は、システムにより報告された数値を公表させていただくことから、以下の点に留意いただきたい。

○ 報告対象月の翌月 20 日までの報告を厳守すること。

※ 期限までに報告がない場合は、公表数値に反映できない（実績が 0 件になる）ことに留意されたい。

○ システム報告は「センター報告（センターから自治体への報告）」及び「自治体報告（自治体から国への報告）」の 2 段階の処理が必要であること。

○ 月次報告の項目については、新改革工程に定める K P I の進捗管理のため必要な項目も含まれており、都道府県別や全国の集計結果を得るためには、全ての自立相談支援機関においてシステムを活用し、月次報告を確実に実施していただく必要があるため、適切に御対応いただくようお願いしたい。

○ 就労者数・増収者数のうち就労支援対象プラン作成者分については、プランを作成していただき、就労・増収という結果が出た場合は、システム上でプランの評価を実施していただくことで、件数として計上されるため、プランの作成及び評価を確実に実施していただくようお願いしたい。

（ウ）就労者数・増収者数（総数）の把握

平成 30 年 9 月分まで支援状況調査により報告いただいていた「就労者数（一般就労総数）」「増収者数（総数）」については、プラン作成者以外も含まれることから、システムによる報告では把握することができないが、新改革工程表に定める K P I における「見える化」の対象項目となっていることから、半期に 1 回をメドとして、別途、調査を行う予定である。詳細は追ってお示しするので、ご対応をお願いしたい。

(エ) システムの一部改修

今回の改正法の国会審議において、生活困窮者の相談に関する分析や生活保護の窓口につないだ後フォローすべきといった様々な指摘がなされたところであり、「新改革工程表」におけるK P Iの見直しの内容等も踏まえ、「自立相談支援機関使用標準様式（帳票類）」を見直すこととしている。

このため、平成31年度においてシステムの改修を予定しており、詳細は追って通知するが、予定している主な改修項目は以下のとおり。

- 元号改正に伴い、全ての帳票及び統計表を西暦表記で統一
- 自治体要望を踏まえた利便性向上のための改修
- 現行生じている不具合事象改善のための改修
- クロス集計の実施を可能とするなど、データの出力内容や集計項目の見直し
- 氏名・生年月日等により、過去の相談履歴・支援結果を抽出可能とする
- 帳票見直しに伴う改修（※）

※ 帳票の見直し内容については【P 1 2 3参照】

ウ 自立相談支援事業の適切な人員配置等の促進

複合的な課題を抱えた生活困窮者については、施行3年で新たに支援につながった約68万人のほかにも少なからずいると考えられ、今後はこういった支援につながない生活困窮者を適切に自立相談支援につなげていくことが重要である。

平成28年度において支援実績の高い自治体の自立相談支援事業の支援員配置の状況をみると、概ね全自治体平均と比較して配置数が多くなっている現状があり、支援員が十分に配置されていることによって、アウトリーチや関係機関との連携強化、制度の周知など相談の掘り起こしにつながる取組が可能になるものと考えられる。

このような観点から、部会報告書においては、

- ・「自立相談支援事業を行うために適切な人員配置を行うことを促進するため、新たな取組を行う必要がある」、
- ・「人員配置が手厚く実績も高い自治体がさらに取組を進めることができるようにするとともに、人員配置が十分ではなく実績もあがっていない自治体がより積極的な取組を行うことができるよう、画一的ではなく柔軟性のあるものとすることが求められる」、
- ・「その際、国及び都道府県による助言が必要との意見があった」、

といった内容が盛り込まれている。

部会報告書の内容も踏まえ、改正法においては、自立相談支援事業を行うために適切な人員配置を促進する観点等から、自治体に対する人員配置の努力義務を創設し、平成30年10月に施行したところである。当該法律上の措置に加えて、平成30年度からは、支援実績の高い自治体を補助に当たって適切に評価するとともに、人員配置の状況を全国との比較で客観的に把握できる仕組みを創設し、当該ツールを各都道府県に提供するなど運用上の取組を組み合わせること等により、人員配置の手薄い自治体の底上げを促してきたところである。

各自治体におかれては、これらの法律上・運用上の措置が講じられた背景・趣旨を十分に認識した上で、来年度以降の生活困窮者支援の更なる推進に向けて、今後の人員配置や支援のあり方について自治体内部で検討を重ねるなど、不断の努力のもと制度の「扇の要」である自立相談支援事業の相談支援体制の充実を図っていただくようお願いする。

エ 任意事業の実施促進

生活困窮者自立支援制度の任意事業、とりわけ就労準備支援事業と家計改善支援事業（以下「両事業」という。）については、自立相談支援事業による困窮からの脱却・自立を進めるための出口のツールとして、全国的にその実施率を引き上げていくことが重要である。

一方で、任意事業の実施率については、マンパワーや委託事業者の不足といった実情等により人口規模の小さい自治体ほど低い傾向があり、さらに多種多様な生活困窮者の人数を正確に把握することが困難であることも相まって、「利用ニーズが不明」（就労準備 37.9%、家計相談 25.0%）、「利用ニーズがあり事業化したいが予算面で困難」（就労準備 7.1%、家計相談 12.2%）といった理由で両事業を実施していない自治体が少なくない。

このため、国として、規模の小さい自治体も含めて支援ニーズが存在すること、そのため、両事業による専門的な支援は全国どの地域でも提供されるべきものであること等を明確にする観点から、改正法による両事業の実施の努力義務化、家計改善支援事業の補助率の引き上げ等の措置を通じて、自治体の実情に留意しながら、今後3年間（2019～2021年度）を集中実施期間として完全実施を目指していくこととしたところである。

これを踏まえ、新改革工程表による見直し後のK P Iにおいても、見える化指標として「福祉事務所設置自治体による就労準備支援事業及び家計改善支援事業の実施率」が新たに設けられたところであり、今回の改正法による措置等を通じて、両事業の実施をさらに推進していくこととしている。

なお、2022年4月を目途に全ての福祉事務所設置自治体において「完全実施」することを目標として掲げているものの、その目指すべき姿は、必ずしも全ての自治体が単独で直営又は委託により両事業を実施できる体制を整備することではなく、都道府県による広域実施等により複数自治体の共同実施がなされることで管内区域において両事業の実施体制が整備されていることも含め、実質的に生活困窮者がその居住地において両事業を利用できる体制が整備されていることが重要であると考えている。

各都道府県におかれては、今回の制度の見直しにおいて、全国的な事業の質を確保できるのかという観点も踏まえ、法律上両事業の実施を直ちに必須とするのではなく努力義務とした経緯も念頭に、事業を積極的に行う意思のある自治体のみならず、支援ニーズの多少や地域資源の偏在といった個別事情により、単独では両事業を実施することが困難な自治体等に対しても、それぞれが抱える課題を丁寧に解きほぐしつつ、一定の支援の質を担保しながら、両事業の実質的な完全実施を目指していくよう、御協力願いたい。

その際、両事業を実施しない理由として、ニーズは感じているものの「ニーズが少ないので事業化しにくい」（就労準備 28.1%、家計相談 19.5%）、「自立相談支援事業で対応可能」（就労準備 17.2%、家計相談 34.9%）といった理由をあげた自治体が少なくないことから、

- ・ それぞれの自治体の支援ニーズの多少やマンパワーの不足など個別事情を無視したフルスペックの事業展開を機械的に求めるのではなく、広域実施や巡回による実施、多様な既存資源の活用などその地域の実情に応じた柔軟な事業実施を提案する
- ・ 両事業の機能もソーシャルワークの一環であり、自立相談支援との間に連続性があるものの、両事業で行われる支援は、自立相談支援機関で行う支援とは専門性やアプローチが異なるものであることを丁寧に説明する

ことに重点を置きながら、実効性のある支援を心がけることが肝要である。

国としても、こうした都道府県の取組を強力にサポートする観点から、これまで

ニューズレター等を活用した先進事例の情報提供や都道府県が開催する管内市町村への制度説明会に職員を派遣し、両事業の実施の必要性を説明する機会や制度に関する意見交換等を行ってきた。

平成 31 年度においては、これまでの支援の中で認識された課題も踏まえた上で、平成 31 年 1 月 7 日付け厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室事務連絡により策定を依頼した「事業実施計画」に基づき、両事業の実施に向けた取組の進捗管理等を行うとともに、自治体に対する単なる助言や情報提供だけでなく、自治体職員相互の顔の見える関係づくりや自発性・意欲の喚起なども含めた伴走型の支援を行うことを予定しているため、了知されたい。

(参考) 事業実施計画に関するスケジュール (案)

時期	実施内容	
	厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室	都道府県生活困窮者自立支援制度所管課
2019 年 1 月	各都道府県に「事業実施計画」の提出を依頼 (平成 30 年 1 月 7 日付事務連絡)	「事業実施計画」の作成
2 月		「事業実施計画」を提出 (2 月末日〆)
3 月	「事業実施計画」を確認し、必要に応じて修正を依頼	適宜修正の上、3 月末日までに最終的な「事業実施計画」を提出
4 月 ↓	計画の進捗状況を適宜確認の上、必要な助言・支援等を実施	管内の事業未実施自治体に対し、計画に沿った助言・支援を実施
2020 年 3 月	計画の振り返りと、次年度に向けた新たな「事業実施計画」の策定を依頼	次年度に向けた「事業実施計画」を策定

オ 高等教育無償化の制度の具体化に向けた動向 【資料 P 1 4 3 参照】

高等教育無償化の制度については、政府において、「新しい経済政策パッケージ」(平成 29 年 12 月 8 日閣議決定)及び「経済財政運営と改革の基本方針 2018」(平成 30 年 6 月 15 日閣議決定)に基づき、その検討が進められ、昨年 12 月 28 日の関係閣僚会合で「高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針」が決定されたところである。

本方針においては、真に支援が必要な低所得者世帯の者(住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生)に対して、授業料及び入学金の減免と給付型奨学金の支給を合わせて措置することとされており、一定の要件を満たした大学・短期大学・高等専門学校

・専修学校に入学・在学している学生が支援対象とされている。

また、本方針に基づき、2月12日に関係法案が国会提出されたところであり、法案が成立すれば、新たな支援措置は、2020年4月から実施される予定である。

今後の検討状況については、文部科学省の担当部局とも連携し、随時お知らせしていくことを予定しているが、各都道府県におかれては、高校生世代の子どもがいる生活困窮世帯等これらの支援を必要とする世帯に確実に当該支援措置の情報が届くよう、管内市町村の生活困窮者自立支援制度担当部局はもとより、生活困窮世帯の子どもを対象とした子どもの学習・生活支援事業の実施者、これらの世帯が相談等に訪れることが想定される自立相談支援機関、家計改善支援機関や生活福祉資金の貸付窓口その他の関係機関に周知を図るよう、よろしく願いたい。

本方針、方針の概要、参考資料等については、文部科学省のホームページの「高等教育段階の教育費負担軽減」のページに掲載されているので、市町村等への周知に当たって参考にされたい。

なお、新制度の詳細について不明な点等があれば、文部科学省の高等教育段階の教育費負担軽減新制度PTまで問合せ願いたい。

○ 文部科学省ホームページ（高等教育段階の教育費負担軽減）

http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/index.htm

(7) 平成31年度における人材養成について 【資料P160参照】

支援に携わる人材の養成は、本制度の推進に向けた要となるものであることから、国において、自立相談支援事業、就労準備支援事業及び家計相談支援事業の支援員向けの養成研修も加えて実施しているところであるが、部会報告書において、自立相談支援事業従事者の人材養成研修については、2020年度をメドに、都道府県が実施主体になることが明記されている。また、今回、改正法において「都道府県による市町村支援事業」を都道府県の事業として位置付けており、その実施内容の一つとして、管内自治体の自立相談支援事業従事者に対する研修（都道府県研修）を盛り込んでいる。

2020年度からの人材養成に係る国と都道府県の役割分担の詳細は、追ってお示しする予定であるが、2020年度から都道府県が主体的に研修を実施していくに先立って、平成31年度（2019年度）においても引き続き、都道府県研修の企画・立案方法等を内容とした担当者研修を実施する予定としていることから、各都道府県におかれては、積

極的に受講されたい。また、その研修内容やこれまでお示ししている都道府県研修の講義・演習教材や講師用手引き等を参考に、都道府県担当者や国研修の修了者等が協力して企画・立案を行った上で、都道府県研修を実施していただきたい。

なお、平成 31 年度の国における研修の開催予定は以下のとおりであるが、詳細は追ってお示しする。

(参考) 各事業の養成研修の開催予定

- 自立相談支援事業従事者養成研修：主任相談支援員 240 名程度
：相談支援員 480 人程度（年 2 回開催予定）
：就労支援員 240 人程度
- 就労準備支援事業従事者養成研修：120 人程度
- 家計改善支援事業従事者養成研修：240 人程度（年 4 回開催予定）
- 担当者研修：140 人程度（年 2 回開催予定）

2020 年度から、都道府県が支援員向けの修了要件となる研修を実施するに当たっては、原則として、以下の要件を満たして実施していただくようお願いする。

(1) 参加型研修（※）の形式を取り入れること

※意見交換、事例検討等の参加者同士の交流を図るための取組のこと

(2) 研修企画チームをつくり企画・立案すること

(3) 制度の理念と基本姿勢を伝えること

※1 なお、「都道府県研修実施のための手引」「都道府県研修実施のためのカリキュラム」（※2）を、研修の実施に当たっての参考とすることが考えられる。

※2 みずほ情報総研株式会社が作成し（平成 29 年 3 月）、全都道府県に配布

都道府県における研修の実施にあたっては、生活困窮者自立支援制度の新任者向けの研修だけでなく、現任者と一緒に実施したり、生活保護や障害、介護、地域共生などの他分野の支援員と一緒に開催する等の方法も効果的である。また、講師候補者を確保することが難しい場合には、一般社団法人生活困窮者自立支援全国ネットワークが作成した全国各地の講師候補者の情報リスト等も参考にしていきたい（平成 29 年 6

月 12 日厚生労働省生活困窮者自立支援室事務連絡「生活困窮者自立支援制度人材養成研修の講師登録のお願い」を参照のこと）。

また、平成 31 年度予算（案）において、地方自治体の抱える困難事例等に対して、専門スタッフを派遣しノウハウの伝達・助言等を行うとともに、支援員同士の情報共有・意見交換の場として情報共有サイトを運営することにより、支援員に対する全国的な支援体制を構築することを目的として「自治体・支援員向けコンサルティング事業」を実施することとしている。詳細は追ってお示しするが、研修や事業実施に不安を抱える都道府県等におかれては、本事業の積極的な活用について御検討いただきたい。

(8) その他

ア 全国担当者会議等の開催予定

平成 31 年度においては、全国会議の場において、改正法の施行状況や各地の取組事例等を伝達する機会のほか、地域ブロック単位で、事業の運営、支援のあり方等について、国と自治体の担当者が情報共有や意見交換を行う機会（ブロック会議）を設けることを予定している。ブロック会議の議題や開催時期・場所等の詳細については、今後、各ブロックの自治体担当者とも調整の上、追って、お知らせするので御承知置き願いたい。

(参考) 平成 31 年度の全国担当者会議等の開催予定

開催時期	会 議
秋頃	ブロック会議
2020 年 1 月	全国厚生労働関係部局長会議
2020 年 3 月	社会・援護局関係主管課長会議

2 生活福祉資金について 【資料P162参照】

(1) 平成31年度予算(案)について

ア 償還努力を評価する仕組みの導入について

生活福祉資金貸付制度については、公費を原資とした貸付制度であることから、償還が可能な方には可能な限り返済に努めていただくことが基本である。

しかしながら、現在、貸付を行っている債権の状況を見ると、借受人からの償還が一度もないケースや相当期間償還が滞っているケースも少なくなく、これらのケースの中には、転居等により行方が分からなくなり現住所の調査が必要になるなど、通常債権の回収と比べて相対的な事務負担や費用負担が重くなっているものも少なくないと考えられる。

こうした実態も踏まえ、平成31年度予算(案)では、これらの貸付金の適切な債権管理事務の実施を促す観点から、都道府県社会福祉協議会が行う償還の取組や債権の回収業務に係る体制を適切に評価する仕組みを設けることにより、貸付金の確実な償還を促し、原資の補助を前提としなくても、償還金収入のみで安定的に運営できる状況を目指していくこととしている。

具体的には、都道府県社会福祉協議会に対する事務費の補助金の算定に当たって、不良債権(初回の償還日又は最後に償還のあった日から2年を超え、借受人等から1度も償還のない債務をいう。)の償還実績を適切に評価するとともに、各都道府県社会福祉協議会が債権回収強化のための取組を地域の実情や特性に応じて、柔軟かつ効果的に実施できるよう、

- ① 債権回収に関する業務知識の蓄積や専門的な対応の強化を図る観点から債権回収業務に従事する専任の職員を配置等する場合や、
- ② 債権回収強化のための現行システムの改修や専門的な知識や経験を有する弁護士や民間事業者等のノウハウを活用するなど債権回収業務を効果的・効率的に行うための取組等を実施する場合

に、基本基準額に一定の加算を行うこととした。

各都道府県におかれては、管轄する都道府県社会福祉協議会の債権の状況を改めて確認の上、これらの仕組みも活用しながら、適切な債権管理事務の実施に努めるよう、都道府県社会福祉協議会への積極的な働きかけをお願いします。

なお、生活福祉資金貸付制度については、民生委員・児童委員の「世帯更生運動」に端を発する低所得世帯等が安定した生活を送れるようにすることを目的とした制

度であることから、貸付債権の回収にあたっては、例えば、債権回収会社（サービサー）に「丸投げ」し、機械的な債権行使により、債務者を心理的に追い込むことのないよう、制度の実施主体である都道府県社会福祉協議会が主導的に関わる必要がある。

また、こうした借受人の中には、現に経済的に困窮しているなど生活に課題を抱えている方も少なくないことから、必要に応じて、民生・児童委員その他の地域の関係機関・関係者とも緊密に連携しながら、生活困窮者自立支援制度の自立相談支援事業や家計改善支援事業等の利用の勧奨その他適切な措置を講ずるよう、よろしく願いしたい。

イ 事務費について

生活福祉資金貸付事業にかかる事務費に対する補助については、平成 27 年度から一定の経過措置を設けた上で、事業実績（「貸付件数」と「償還件数」）に応じた補助基準を新設するとともに、緊急雇用創出事業臨時特例基金の生活福祉資金体制整備事業の廃止に伴う当面の間の経過措置として、運用上、貸付原資を取崩して事務費に充当することを可能とする取扱いを行っている。

このうち、補助基準にかかる経過措置については、新たな補助体系に移行してから一定期間が経過したこと、また、経過措置の適用を受けていない都道府県社会福祉協議会との公平性の観点等から、今般、アの新たな評価の仕組の導入に併せて廃止することを検討しているため、当該措置を適用している都道府県においては留意されたい。

一方、貸付原資の取崩しに関する平成 31 年度の取扱いについては、平成 30 年 12 月 20 日付け厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室事務連絡（「生活福祉資金貸付制度の体制強化を図るための貸付原資の取崩し等に係る平成 31 年度の取り扱いについて」）でお示ししたとおり、生活困窮者自立支援制度との効果的な連携に関する課題への対応など、生活福祉資金貸付制度を取り巻く様々な状況にかんがみ、当面の間、これまでの取扱を据え置くこととしている。

今後とも、これらの制度を取り巻く状況を注視しつつ、都道府県社会福祉協議会及び市区町村社会福祉協議会における事務費の実態や構造を把握した上で、必要な効率化を求めていくとともに、貸付ニーズに対する効果的な事業の運営方法等も含め、事務費のあり方について総合的な検討を行っていくこととするのでご承知置き願います。

たい。

(2) 生活福祉資金を取り巻く状況について

ア 年金担保貸付事業について

年金担保貸付事業については、平成 22 年度の行政刷新会議の事業仕分けの評決を踏まえ、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）」において事業の廃止が決定され、昨年度、2022 年 3 月末の予定で新規貸付の申込受付を終了する方針が独立行政法人福祉医療機構を通じて示されたところである。

このため、今後は、年金担保貸付を申し込むために年金担保貸付事業の受託金融機関窓口を訪れた高齢の生活困窮者が、貸付がなくても家計を維持できるようにするため、自立相談支援機関や家計改善支援事業所に相談に訪れるケースが増えることも想定される。

このような高齢の生活困窮者への対応については、部会報告書においても、

- ・ 「収入が年金に固定されている中で家計をどう考えていくかが必要であり、年金担保貸付事業の廃止に伴い、他で借金を重ねることのないよう、また貸付がなくても家計を維持できるようにする観点からも、細やかな対応が必要である。」
- ・ 「年金担保貸付事業の廃止の方向性の中で、家計相談支援が必要な高齢者がいることも踏まえ、家計相談支援事業を更に推進するとともに、生活を行う上でやむを得ない一時的な資金需要が生ずる低所得の高齢者等に対しては、生活福祉資金貸付制度で対応することが必要である。」

といった内容が盛り込まれている。

部会報告書の指摘のとおり、年金担保貸付事業の廃止に当たっては、貸付が必要な低所得高齢者や日常的に介護や療養を要する高齢者を生活福祉資金貸付制度で確実に受け止めていくとともに、安易に他で借金を重ねることのないよう、家計改善支援事業により、収入、支出の両面から家計の状況を適切に把握し、家計の改善の意欲を高めることを支援すること等を通じて、高齢者本人に家計を維持することのできる能力を身につけていただくことが重要である。

このため、各自治体におかれては、こうした観点から高齢の生活困窮者に対する対応に努めていただくとともに、生活福祉資金貸付制度の実施主体である都道府県社会福祉協議会、窓口業務を担う市区町村社会福祉協議会とも緊密に連携しながら制

度の周知に努め、また、年金担保貸付事業の利用者の受け皿の一つとなる家計改善支援事業の更なる推進について積極的な取組をお願いしたい。

イ 会計検査院の意見表示と今後の対応について

生活福祉資金貸付制度については、平成 28 年 10 月に会計検査院から厚生労働省に対し、

- ① 「保有資金の額について適切に評価を行うための判断基準を作成し、都道府県に周知するとともに、都道府県社協における保有資金の額を十分に把握するための情報を明示するなどした上で、適切な評価を実施させ、貴省に対して評価に係る適時の報告等を行わせるなどの仕組みを整備すること」、
- ② 「保有資金の額が判断基準に照らして貸付事業の実施状況等からみて適正な規模を上回っていると認められる場合には、国庫補助金相当額の一部について国庫に返還等の措置を講ずることができるように、国庫補助金の交付要綱の改正等を行うとともにその旨を都道府県に対して周知すること」、

との意見が表示された。

これを受け、厚生労働省では、

- ・ ①の保有基準に関する意見表示については、平成 30 年 7 月 27 日付けで「生活福祉資金貸付制度の保有資金の規模に関する評価基準の策定等について」(平成 30 年 7 月 27 日付け社援地発 0727 第 1 号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知)を作成し、
- ・ ②の交付要綱に関する意見表示については、平成 29 年 8 月 22 日付けで国庫返還に係る所要の改正を行い、

各都道府県知事等あてに通知したところである。

なお、保有基準の初回の評価の実施時期については、生活福祉資金貸付制度と密接に係る生活困窮者自立支援制度の改正法の施行状況や年金担保貸付事業の廃止の動向など制度を取り巻く状況も勘案した上で、追って、正式に通知することとしているので、了知願いたい。

ウ 生活福祉資金（教育支援費）の貸付原資の国庫補助返還について

生活福祉資金貸付制度の教育支援費については、独立行政法人日本学生支援機構が実施する大学等への進学者に対する奨学金事業の抜本的な拡充に伴い、貸付原資

の一部について、2017年度から2023年度までの7年間にわたって応分の国庫返還を
求めることとしている。

平成30年度の国庫への返還分については、平成30年7月27日付け厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室事務連絡（「独立行政法人日本学生支援機構が実施する大学奨学金事業の拡充に伴う生活福祉資金（教育支援費）の貸付原資の国庫補助返還について（平成30年度）」により平成31年1月31日までに厚生労働省に返還額を報告いただくようお願いしたところであるが、一部の都県については、現時点で未報告となっている。既に御案内のとおり、国庫への返還を年度末までに確実に
行う必要があるため、当該報告書を未提出の都県におかれては、早急に提出
いただくようよろしく願います。

なお、生活福祉資金貸付制度は、他制度優先としているため、大学進学等のために必要な費用は、原則として、独立行政法人日本学生機構が実施する奨学金制度を活用することとなるが、奨学金の申請を行っているものの納入期限までに学費等の支払いが困難である場合等には当面、必要となる数ヶ月分の学費を教育支援費で貸し付け、奨学金が決定され次第、返還を求めていることとして差し支えないので、改めて、この取扱いについて、都道府県社会福祉協議会及び市町村社会福祉協議会に周知徹底を図られるようお願いする。

また、現在、政府で検討が進められている高等教育無償化の制度（詳細は第4の1
（6）才参照）については、教育支援資金の今後の実需に影響を与えることも想定さ
れるため、その動向について注視されたい。

3 ホームレス等への自立に向けた支援について 【資料P167参照】

(1) ホームレスの自立の支援等に関する基本方針の見直しについて

厚生労働省では、「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」（平成14年法律第105号。以下「ホームレス特措法」という。）に基づき、平成30年7月に「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」（平成30年厚生労働省・国土交通省告示第2号。以下「基本方針」という。）を策定したところである。

今般の基本方針においては、新たに、

- ① ホームレス自立支援センターを「生活困窮者・ホームレス自立支援センター」に、いわゆるシェルターを「生活困窮者一時宿泊施設」と名称を定め、
- ② 改正法に基づき
 - ・ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者の自立支援の必要性
 - ・ホームレス自立支援センター等を利用していた者や居住に困難を抱える者等に対する居住支援の実施
- ③ ホームレスの高齢化や、路上（野宿）生活期間の長期化に伴い、必要な医療サービスを受けることができるための相談・支援の実施

などの項目を新たに追加している。

各自治体におかれては、必要に応じて基本方針に沿って、実施計画を策定するとともに、ホームレス特措法及び基本方針を踏まえ、引き続き、総合相談事業や生活相談・指導、職業相談、健康診断等を行う自立相談支援事業の実施など、NPO、社会福祉法人等の民間団体との連携・協力の下、事業の推進を図られたい。

(2) 一時生活支援事業について

ホームレス対策は、ホームレス特措法等の趣旨を踏まえつつ、生活困窮者自立支援法に基づく一時生活支援事業等により実施している。従前からのホームレス対策や、生活困窮者自立支援法による効果等により、ホームレスが確認された自治体数が減少傾向であるが、一時生活支援事業では、確認されたホームレス数が少ない地域では、旅館やアパート等の一室を借り上げる形式の「借り上げ型シェルター」を実施する自治体の数が大幅に伸び、都市部においては、法人へ事業を委託し「設置型シェルター」として、民間アパートを借り上げ相談員が常駐するといった取組も見られるところである。また、平成31年4月の改正法の施行により、ホームレス自立支援センター等を退所した者、居住に困難を抱える者であって、地域社会から孤立した状態にある低所得者や不安定居

住者に対する居住支援の取組を強化するため、地域居住支援事業を創設し、更に、平成31年度予算（案）における借り上げ型シェルターの確保を推進するとともに、その単価を引き上げることとしたところである。

一時生活支援事業は、様々な実施形態が考えられるため、既に事業を実施している自治体の例も参考に、改正法の内容や平成31年度予算（案）の内容を踏まえ、ホームレス及び不安定居住者等が住まいを確保し、地域で安定した生活を送ることができるよう、各自治体の地域資源に応じた積極的な事業の実施をお願いします。更に、ホームレスを含め、居住に不安のある生活困窮者については、自立相談支援事業のアセスメントにより、居住の不安以外の課題についても十分に把握し、支援（一時生活支援事業の利用の他、既存の社会資源等の活用も含めた支援）を行うことが重要である。また、ホームレスが少ない自治体においても、住民の中には不安を抱える生活困窮者は一定程度存在することから、本事業の単独実施が困難な場合には、都道府県の主導による広域実施の方法により、一時生活支援事業を実施いただくよう重ねてお願いします。

（3）ホームレスの実態に関する全国調査について

ホームレスの実態に関する全国調査（概数調査）については、ホームレス特措法及び基本方針に基づき実施される施策の効果を継続的に把握するため、各自治体に御協力いただき、毎年実施している。平成31年調査（平成31年1月実施）については、既に御協力いただいているが、来年も引き続き実施予定（2020年1月を予定）であることから、平成31年度予算（案）に当該調査に関する所要の予算を計上したので、引き続き、御協力願いたい。

なお、調査の実施に当たっては、別途お示しする実施要領に基づき、適切な調査が行われるよう、特段の配慮をお願いします。

第5 消費生活協同組合の指導・監督について【資料 P173 参照】

1 生協行政の基本的考え方について

消費生活協同組合（消費生活協同組合連合会を含む。以下「組合」という。）は、

- ・利用者である組合員自らが出資し、
- ・組合員が組合員の生活の文化的経済的改善向上のための事業や助け合い活動を行い、
- ・組合員が利用する、

一定の地域又は職域での人と人とのつながりによる非営利の協同組織である。

組合は、互助の組織として、購買事業や医療福祉事業、共済事業等組合員の暮らしを支える事業を行っているが、相互扶助の理念に基づき、地域の見守り活動や子育て支援など、組合のインフラを生かした各種助け合い活動（以下「組合員活動」）にも積極的に取り組み、地域のコミュニティづくりに寄与しているところである。

また、社会的、公共的役割として、組合の組織力を生かした被災者の支援や社会福祉活動への助成活動といった取組を行っているところである。

組合の指導・監督に当たっては、このような組合の基本的性格及び事業や組合員活動の状況等、組合についての理解を十分に深めた上で行うことが肝要である。

各都道府県におかれては、所管する組合の運営状況を十分に把握していただき、消費者行政といった観点に留まることなく、運営実態に即した助言・指導をお願いする。

2 適正な運営管理及び事業の健全な運営について

（1）組合への指導検査・監督の適切な実施について

近年の国及び都道府県における指導検査結果を見ると、策定すべき規定の未整備、総会運営や組合員管理の不備、一部役員の理事会欠席の常態化、決算関係書類の不備、員外利用分量の未把握、登記手続きの不備など、組合の運営管理が不十分となっている状況が認められている。

これらの組合に対しては、検査による指導のみならず、監督業務の一環として、定期的に個別のヒアリング等を行うことにより、改善の方向性、改善計画及び進捗状況について日頃から組合と認識を共有し、速やかに適正な運営管理が図られるよう、組合に対する指導・助言をお願いする。

（2）不詳事案について

近年、次のような組合による不詳事案が発生している。

- ・ 共済事業を行う組合において、他人の名義による架空の共済契約が締結された事例、共済の募集人ではない者による共済の募集行為が行われた事例、共済募集人が契約者の掛金を負担していた事例、組合の加入申込書を提出していないにもかかわらず組合に加入したものと扱っていた事例、契約者の意思が不明確にもかかわらず共済契約を締結したものと扱っていた事例
- ・ 購買事業を行う組合において、特定の職員が会計処理を行い不正な処理が行われた事例
- ・ システム上の操作の誤りや郵便物の宛先と内容物が異なり、組合員の個人情報が漏洩した事例

不詳事案が発生した場合には、その原因の把握や分析を行い、今後、同様の事案が繰り返されることが無いよう、適正実施に向けた確実な取組を行うことが重要である。

また、定期的な指導検査を行う際には、不詳事案を個別の組合のケースとして取り扱うことなく、他の組合においても類似の案件がないかといった視点に立った検査をお願いします。

(3) その他

財務状況が悪化している組合等課題を抱えている組合に対しては、組合員が不利益を被ることのないよう十分な配意と必要な助言・指導をお願いします。都道府県としての対応方針に判断がつかねる場合などは厚生労働省に照会されたい。

3 事業及び組合員活動における地域共生社会の実現に向けた取組について

少子高齢・人口減少、地域社会の脆弱化等、社会構造の変化の中で、人々が様々な生活課題を抱えながらも住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民等が支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことのできる「地域共生社会」の実現が重要な課題となっている。長年にわたり、生活者の目線で暮らしを支える事業と組合員活動を一体的に行ってきた組合は、その取組を通して地域に助け合いの輪を構築しており、近年は、さらに多種多様な取組や、行政と災害時の物資供給協定や高齢者の見守り協定を締結するなど、積極的な取組を展開している。

また、昨年度に引き続き、組合が行う様々な取組の中から、地域福祉の先駆的な取組についての事例集（第二弾）を取りまとめ、都道府県等に配布するとともに、厚生労働省のホームページに掲載したところである。いずれの活動も、組合員同士の顔と顔が見え

る関係性を生かし、地域の課題を多数の組合員が我が事と捉え、日常的に参加している取組事例である。

このように、今後、自治体との協定や関係団体等との連携を図ることにより、組合が地域社会の困りごとに対応できるよう、事業や組合員活動を積極的に実施することが期待される。

各都道府県におかれては、組合の医療や福祉の取組に対する理解を深めると共に、日々の暮らしを支えるという組合の意欲に対し、都道府県内の関係部署や関係市町村との連携、協力関係の構築を図るなど、必要な支援をお願いしたい。さらに、お示した事例について、今後の取組みの参考としていただくよう併せてお願いする。

4 関係法令等の改正について

(1) 平成31年度税制改正について

組合の貸倒引当金に係る損金算入限度額の特例措置（通常の110%相当額）について、本年3月末までの適用期限とされていたところであるが、平成31年度税制改正の大綱（平成30年12月21日閣議決定）において、当該特例は、適用期限の到来をもって廃止することとされ、平成31年度より、現行法による割増率（10%）に対して1年ごとに5分の1ずつ縮小した率による割増を認める経過措置を講じる（※1）こととされた。

また、中小企業者等の法人税の軽減税率の特例（所得800万円以下の部分について税率15%）は、特例の適用期限から2年延長された（※2）ところであるので、御了知願いたい。

○平成31年度税制改正の大綱（平成30年12月21日閣議決定）抜粋

※1 7 その他の租税特別措置

【廃止・縮減等】

(6) 公益法人等又は協同組合等の貸倒引当金の特例は、適用期限の到来をもって廃止する。なお、平成31年4月1日から平成35年3月31日までの間に開始する各事業年度における貸倒引当金の繰入限度額の計算については、現行法による割増率（10%）に対して1年ごとに5分の1ずつ縮小した率による割増しを認める経過措置を講ずる。

※2 2 中堅・中小・小規模事業者の支援

【国税】

(1) 中小企業者等の法人税の軽減税率の特例の適用期限を2年延長する。

(2) 消費税の軽減税率制度について

本年10月1日から消費税率の引上げが予定されており、これに伴い消費税の軽減税率制度が実施される。これにより、飲食料品を取り扱う組合においては、日々の商品の仕入れや売上げ管理等における適用税率の確認、帳簿・請求書等へ税率を区分して記載するなど、日々の取引や経理に影響が及ぶこととなる。

制度の円滑な導入に向け、各地の税務署、商工会等による事業者向け説明会や軽減税率制度に関するパンフレットの送付、個別相談、複数税率対応レジの導入・改修費用の補助支援策等が行われるとともに、総務省より各都道府県税務主管部長等に対して、制度の広報・周知等の協力依頼がなされているため、通知の内容に基づき、引き続き御協力をお願いする。

(3) 組合役員資格の見直しについて

組合役員の資格については、消費生活協同組合法（以下「生協法」という。）第29条の3第1項第2号において、「成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者」については、役員となることができないとされているが、平成28年5月13日に施行された成年後見制度の利用の促進に関する法律では、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度については検討を加え、必要な見直しを行うこととされた。これを踏まえ、昨年の通常国会において成年被後見人の権利の制限を見直す関係法律を整備する法律案が提出され、継続審議とされているところである。今後、法律等の改正が行われた場合、円滑な実施が図られるよう具体的な運用について情報提供に努めていくこととしているので、御留意願いたい。

(4) 消費生活協同組合法施行規則等の一部改正について

先般、消費生活協同組合法施行規則（以下「施行規則」という。）等の一部が改正され、本年3月31日より施行することとなっている。

① 第三分野共済の不確実性への対応について

組合において実施している、疾病や傷害を対象として共済金を支払う第三分野共済の共済契約は、長期的な不確実性を有しているといわれており、第三分野の共済リ

スクに対して確実に共済契約者保護を図るため、施行規則等について所要の改正を行ったところである。

また、これらの改正に伴い、「共済事業向けの総合的な監督指針の策定について」（平成20年3月31日社援発第0331005号）及び「共済事業実施組合に係る検査マニュアルの策定について」（平成20年9月3日社援発第0903011号）についても一部改訂を予定しており、現在パブリックコメント（3月23日まで）を実施しているところであるので、御承知おき願いたい。

② 税効果会計基準の改正に伴う表示区分の変更について

組合の会計は生協法第51条の3において、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとされており、基本的には企業会計の基準に準拠した会計処理を行うこととしているところである。

「税効果会計に係る会計基準」の一部改正に伴い、施行規則においても、繰延税金資産はその他固定資産として、繰延税金負債については固定負債として区分して表示するよう所要の改正を行ったところである。

また、この改正に伴い、今後、「消費生活協同組合法施行規則の一部改正に伴う組合の財務処理等に関する取扱いについて」（平成20年3月28日社援地発第0328003号）についても一部改訂を予定しているので御承知おき願いたい。

（5）民法改正に伴う所要の対応について

社会経済の変化（取引の複雑高度化、高齢化、情報化社会の進展等）に対応し、民法のルールをより分かりやすいものとするため、先般、民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号）が公布されたところである。この法律の施行により、意思表示、消滅時効、法定利率、保証契約、定型約款及び賃貸借契約等の債権関係の規定（契約等）を中心とした見直しが行われることとなり、施行期日は来年4月1日となっている。

貴都道府県が所管する組合の定款、共済事業規約及び貸付事業規約等について、改正後の民法との整合性を図るための変更等を行う必要がある場合は、遺漏のないよう対応願いたい。

5 災害時の員外利用に係る取扱について

近年、大規模な地震や集中豪雨などの自然災害が多発しているが、各地の組合においては、自治体との協定に基づいて発災直後から緊急物資を供給するなど、迅速な支援活動に取り組まれている。

生協法は、組合員でなければ組合の行う事業を利用することはできない旨を規定しているが、例外的に組合員でない者の利用を認める事業を個別具体的に示しており、そのうち一部の場合については利用限度を設け、また、行政庁の許可を要することとしている。

特に災害時における物品供給については、

- ① 震災、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがあるときその他の緊急時において、一時的に生活に必要な物品の供給が不足する地域で当該物品を供給する場合（行政庁の許可不要、利用分量制限なし）（生協法第12条第3項第2号）
- ② 震災、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、一時的に生活に必要な物品の供給が不足する地域以外で避難者に対し、必要と認められる期間物品を供給する場合（行政庁の許可必要、利用分量20/100）（施行規則第11条第1項ホ）

において員外利用を認めているため、被災者の生活の早期安定に寄与するためにも、改めて適切な運用について御留意願いたい。

6 政治的中立の確保について

組合の政治的中立の確保については、生協法第2条第2項において、「組合は、これを特定の政党のために利用してはならない」と規定されているところである。本年は統一地方選挙及び参議院議員通常選挙が予定されていることから、組合が法の趣旨を十分尊重し、政治的中立の観点から批判や誤解を招くことや、特定の政党を支援しているかのような疑念を持たれることのないよう引き続き厳正な指導をお願いする。

なお、第19回統一地方選挙に際しては、以下の通知を発出しているため、併せて御確認願いたい。

- ・「消費生活協同組合の政治的中立の確保について」（平成31年2月26日社援発0226第9号各都道府県知事宛厚生労働省社会・援護局長通知）

- ・「消費生活協同組合の政治的中立の確保について」（平成31年2月26日社援地発0226第3号各都道府県消費生活協同組合主管部局長宛厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知）

連 絡 事 項

1 全国民生委員児童委員大会について

平成 31 年度の全国民生委員児童委員大会は、福島県において開催することとしているので、ご承知おき願うとともに、管内市町村等への周知をお願いしたい。

【第 88 回全国民生委員児童委員大会】

開催日：平成 31 年 10 月 17 日（木）～18 日（金）

会 場：ビッグパレットふくしま ほか（郡山市）

2 ひとり親支援施策と生活困窮者支援施策における子どもの学習支援事業の効果的・効率的な連携事例について 【資料P169参照】

生活困窮者自立支援制度及びひとり親家庭等の支援施策における子どもの学習支援事業については、ともに施策の拡充が図られているところである。

両事業の連携については、「生活困窮者自立支援制度とひとり親家庭等福祉対策及び児童福祉施策との連携について（通知）」に記載のとおり、生活困窮者自立支援制度の子どもの学習支援事業は、貧困の連鎖を防止するため、生活困窮世帯等の子どもに対する学習支援を推進することを目的として、地域の実情に応じた実施方法により、居場所の提供（生活習慣・育成環境の改善、社会性の育成）や学習支援（進路相談、中退防止）、親への養育支援を行うものである。

一方、ひとり親家庭等の支援施策における子どもの学習支援事業は、大学生等の学習支援ボランティアの派遣等により、ひとり親家庭の子どもが抱える特有の不安やストレスに配慮しつつ、基本的な生活習慣の習得支援、学習支援や食事の提供等を行い、ひとり親家庭の子どもの生活の向上を図るものである。

両方の事業の目的や趣旨の理解を深めるとともに、相互の担当部局で連携・調整の上、個々の子どもの状況に応じた学習支援を提供することで、幅広い対象者に支援が届くよう、地域の実情に応じて、効果的・効率的に事業を展開していただきたい。

なお、「平成 29 年の地方からの提案等に関する対応方針（平成 29 年 12 月 26 日閣議決定）」を踏まえ、平成 30 年 11 月に各自治体での子どもに対する学習支援事業の取組事例を把握させていただき、子どもに対する学習支援を実施する上での参考情報として、ひとり親施策と生活困窮者施策の学習支援の連携事例についてまとめたので、事業の実施に向けた検討の参考にしていただきたい。

3 平成31年度消費生活協同組合行政担当者全国会議の開催について

例年、組合の健全な運営の確保、育成等の観点から、各都道府県の担当者を対象とする全国会議を開催しているが、平成31年度は、以下のとおり開催することを予定しているので、御了知いただきたい。

なお、昨年実施した「会計研修会」については、全国会議の開催に併せて実施する予定としているので、職員の派遣についてご配慮をお願いする。

日 時： 2019年 5月20日（月）「消費生活協同組合行政担当者会議」
5月21日（火）「会計研修会」

場 所： 東京都内

※ 会議の詳細については、決定次第連絡する予定

参 考 资 料

改正社会福祉法の概要

(地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律による改正)

「地域共生社会」の実現に向けた地域づくり・包括的な支援体制の整備

1. 地域福祉推進の理念を規定《第4条の第2項/第5条/第106条の2》

地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による①把握及び②関係機関との連携等による解決が図られることを目指す旨を明記。

2. この理念を実現するため、市町村が以下の包括的な支援体制づくりに努める旨を規定《第106条の3》

- 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
- 住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制
 (*）例えば、地区社協、市区町村社協の地区担当、地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業、社会福祉法人、NPO法人等
- 主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制

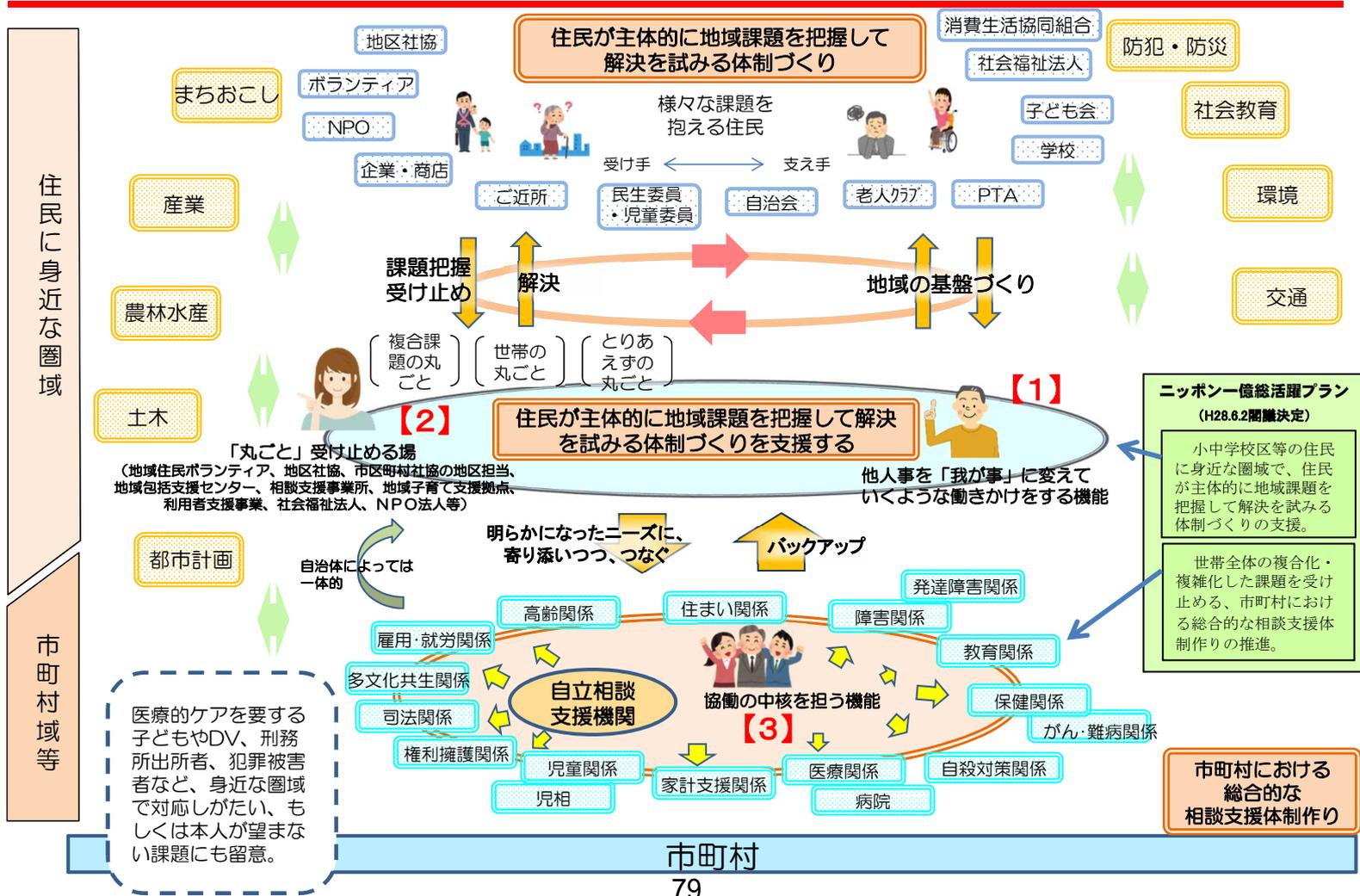
3. 地域福祉計画の充実《第107条/第108条》

- 市町村が地域福祉計画を策定するよう努めるとともに、福祉の各分野における共通事項を定め、上位計画として位置づける。（都道府県が策定する地域福祉支援計画についても同様。）

※ 附則において、法律の公布後3年を目途として、2の体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる旨を規定。

※ 2017年(平成29年)6月2日公布。2018年(平成30年)4月1日施行。

地域における住民主体の課題解決力強化・包括的な相談支援体制のイメージ

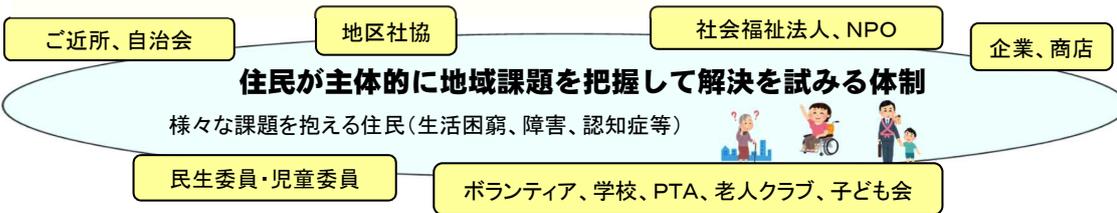


「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりの強化のための取組の推進

平成31年度予算額（案） 28億円（200自治体）
平成30年度予算額 26億円（150自治体）

（1）地域力強化推進事業（補助率3/4）

○ 住民の身近な圏域において、住民が主体的に地域課題を把握し、解決を試みるができる体制を構築することを支援する。



地域における他分野
まちおこし、産業、
農林水産、土木、
防犯・防災、環境、
社会教育、交通、
都市計画

住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりを支援

[1] 地域福祉を推進するために必要な環境の整備(他人事を「我が事」に変えていくような働きかけ)

[2] 地域の課題を包括的に受け止める場 (※)

※ 地域住民ボランティア、地区社協、市区町村社協の地区担当、地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業、社会福祉法人、NPO法人等

○ 市町村レベルにおいて「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりに係る普及啓発の取組や、都道府県による市町村における地域づくりへの支援を実施する。

（2）多機関の協働による包括的支援体制構築事業（補助率3/4）

○ 複合化・複雑化した課題に的確に対応するために、各制度ごとの相談支援機関を総合的にコーディネートするため、相談支援包括化推進員を配置し、チームとして包括的・総合的な相談体制を構築する。

相談支援包括化推進員
世帯全体の課題を的確に把握
多職種・多機関のネットワーク化の推進
相談支援包括化推進会議の開催等



ニッポン一億総活躍プラン (H28.6.2閣議決定)

小中学校区等の住民に身近な圏域で、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりの支援。

世帯全体の複合化・複雑化した課題を受け止める、市町村における総合的な相談支援体制作りの推進。

「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）【概要】

「地域共生社会」とは

平成29年2月7日 厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定

◆制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

改革の背景と方向性

公的支援の『縦割り』から『丸ごと』への転換

- 個人や世帯の抱える複合的課題などへの包括的な支援
- 人口減少に対応する、分野をまたがる総合的サービス提供の支援

『我が事』・『丸ごと』の地域づくりを育む仕組みへの転換

- 住民の主体的な支え合いを育み、暮らしに安心感と生きがいを生み出す
- 地域の資源を活かし、暮らしと地域社会に豊かさを生み出す

改革の骨格

地域課題の解決力の強化

- 住民相互の支え合い機能を強化、公的支援と協働して、地域課題の解決を試みる体制を整備【29年制度改革】
- 複合課題に対応する包括的相談支援体制の構築【29年制度改革】
- 地域福祉計画の充実【29年制度改革】

地域を基盤とする包括的支援の強化

- 地域包括ケアの理念の普遍化：高齢者だけでなく、生活上の困難を抱える方への包括的支援体制の構築
- 共生型サービスの創設【29年制度改革・30年報酬改定】
- 市町村の地域保健の推進機能の強化、保健福祉横断的な包括的支援のあり方の検討

「地域共生社会」の実現

- 多様な担い手の育成・参画、民間資金活用の推進、多様な就労・社会参加の場の整備
- 社会保障の枠を超え、地域資源（耕作放棄地、環境保全など）と丸ごとつながることで地域に「循環」を生み出す、先進的取組を支援

- 対人支援を行う専門資格に共通の基礎課程創設の検討
- 福祉系国家資格を持つ場合の保育士養成課程・試験科目の一部免除の検討

地域丸ごとのつながりの強化

専門人材の機能強化・最大活用

実現に向けた工程

平成29(2017)年：介護保険法・社会福祉法等の改正

- ◆ 市町村による包括的支援体制の制度化
- ◆ 共生型サービスの創設 など

平成30(2018)年：

- ◆ 介護・障害報酬改定：共生型サービスの評価 など
- ◆ 生活困窮者自立支援制度の強化

平成31(2019)年以降

：更なる制度見直し

2020年代初頭
：全面展開

【検討課題】

- ① 地域課題の解決力強化のための体制の全国的な整備のための支援方策(制度のあり方を含む)
- ② 保健福祉行政横断的な包括的支援のあり方
- ③ 共通基礎課程の創設 等

地域福祉計画策定状況等について

I 市町村地域福祉計画策定状況等調査

【調査の概要】

- 調査対象: 1741市町村
- 回答数: 1741市町村(回収率100%)
- 調査時点: 平成29年4月1日現在

II 都道府県地域福祉支援計画策定状況等調査

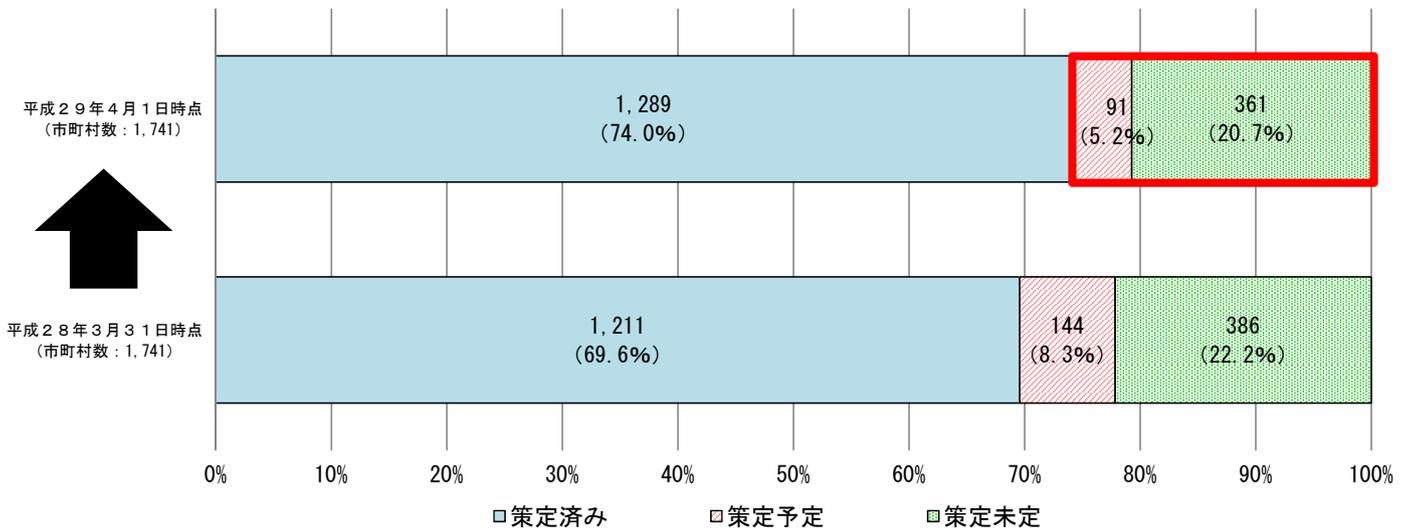
【調査の概要】

- 調査対象: 47都道府県
- 回答数: 47都道府県(回収率100%)
- 調査時点: 平成29年4月1日現在

<市町村地域福祉計画の策定状況>

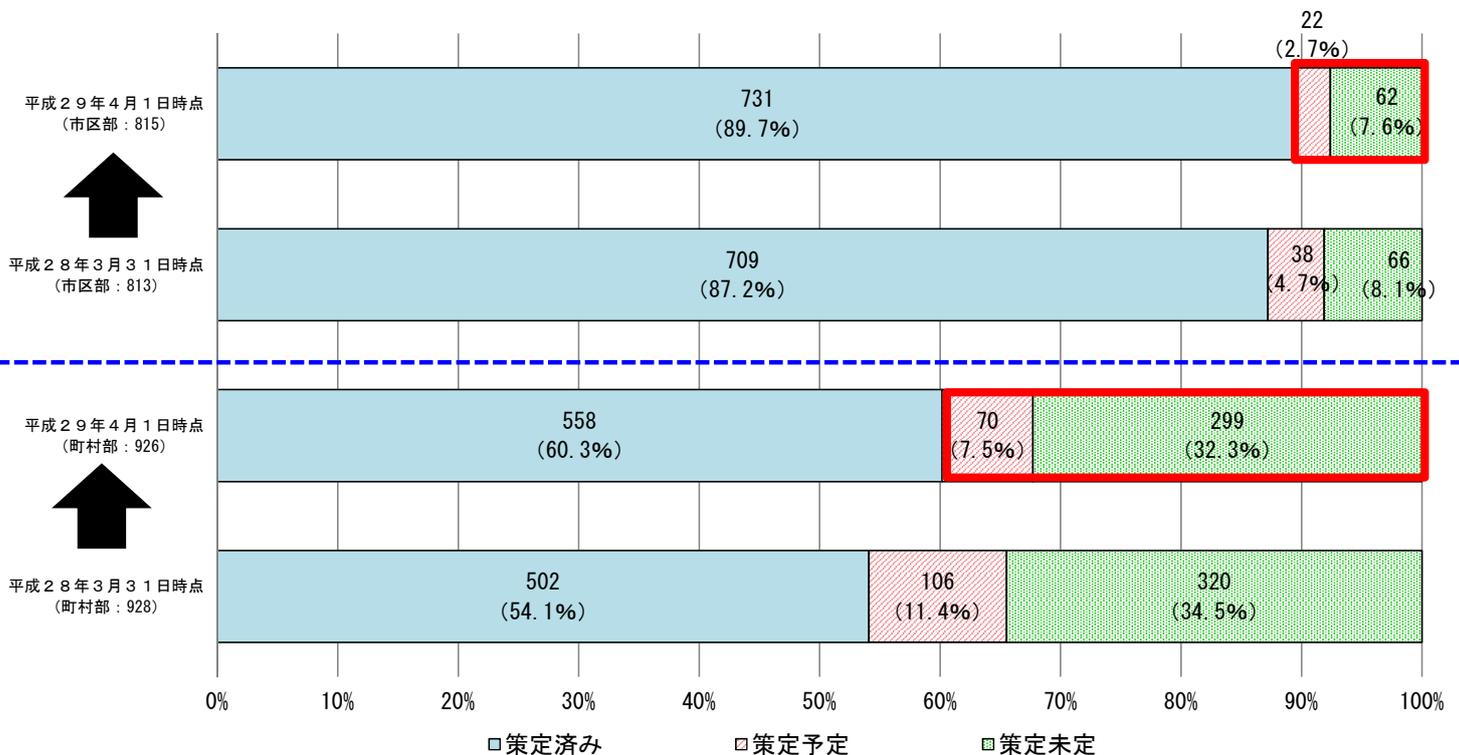
- 全1,741市町村のうち、「策定済み」が1,289市町村(74.0%)となり、前回調査と比較して4.4ポイント増加した。

市町村(東京都特別区を含む)の地域福祉計画策定状況



<市区別・町村部別の策定状況>

- 「策定済み」と回答した市町村の割合は、前回調査と比較して市区部は2.5ポイント、町村部は6.2ポイント増加した。
- 一方、策定率を比較すると、市区部(89.7%)と町村部(60.3%)の間には依然として約1.5倍の差が生じている。

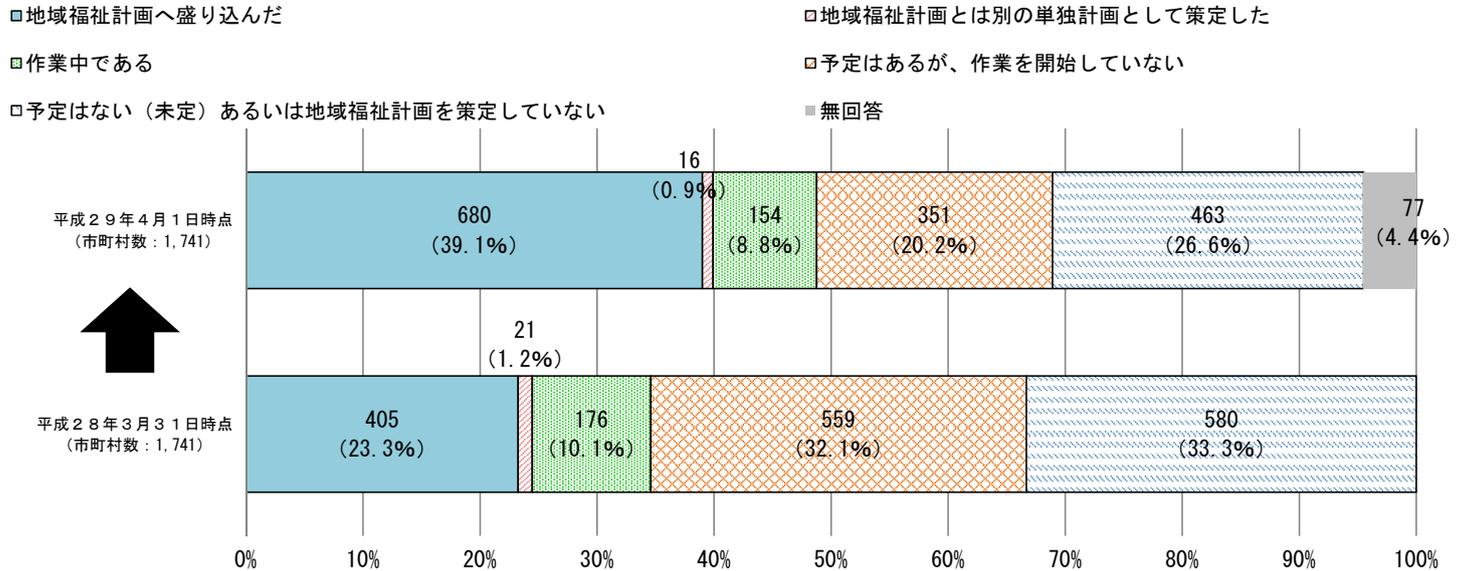


<市町村地域福祉計画への生活困窮者自立支援方策の盛り込み状況>

【盛り込み状況】

- 全1,741市町村のうち、680市町村(39.1%)が生活困窮者自立支援方策を「地域福祉計画へ盛り込んだ」と回答しており、前回調査と比較して15.8ポイント増加した。
- 「別の単独計画として策定した」16市町(0.9%)、「作業中である」154市町村(8.8%)を合わせると48.8%になる。

全国1,741市町村(東京都特別区を含む)の回答

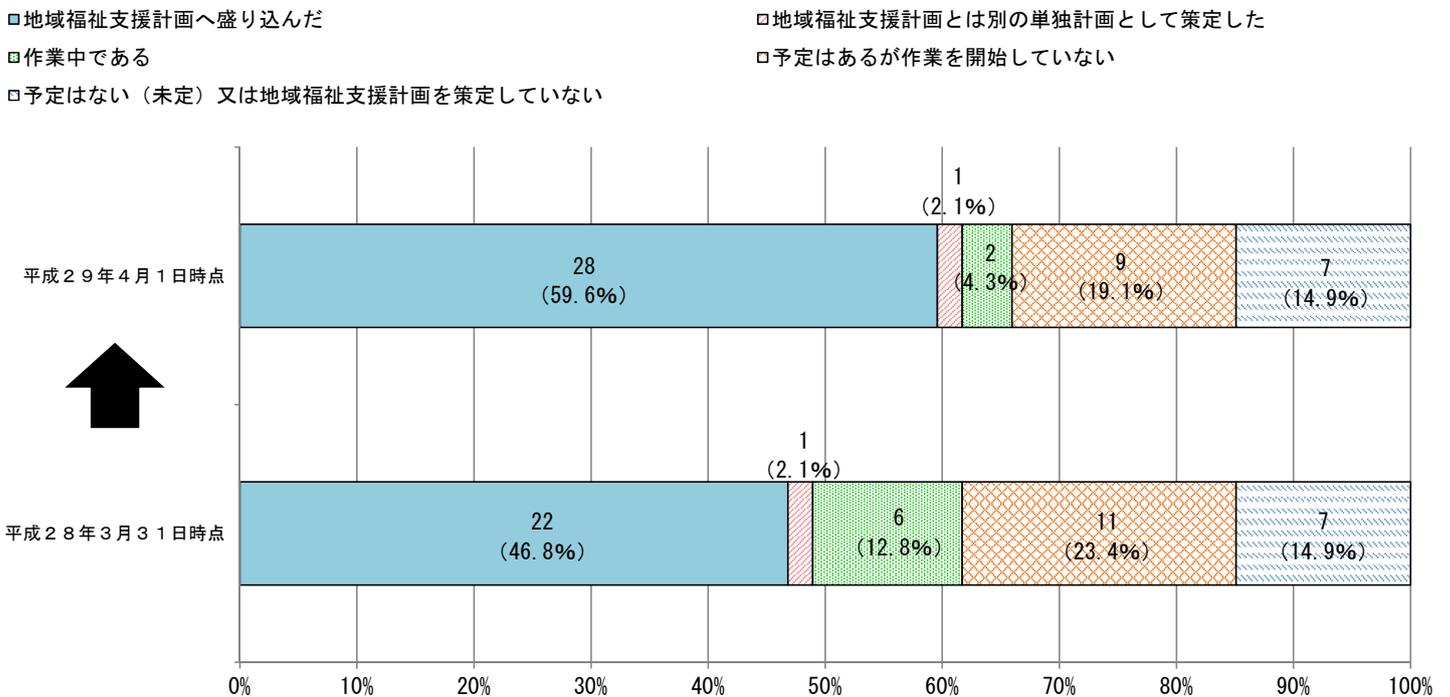


<都道府県地域福祉支援計画への生活困窮者自立支援方策の盛り込み状況>

【盛り込み状況】

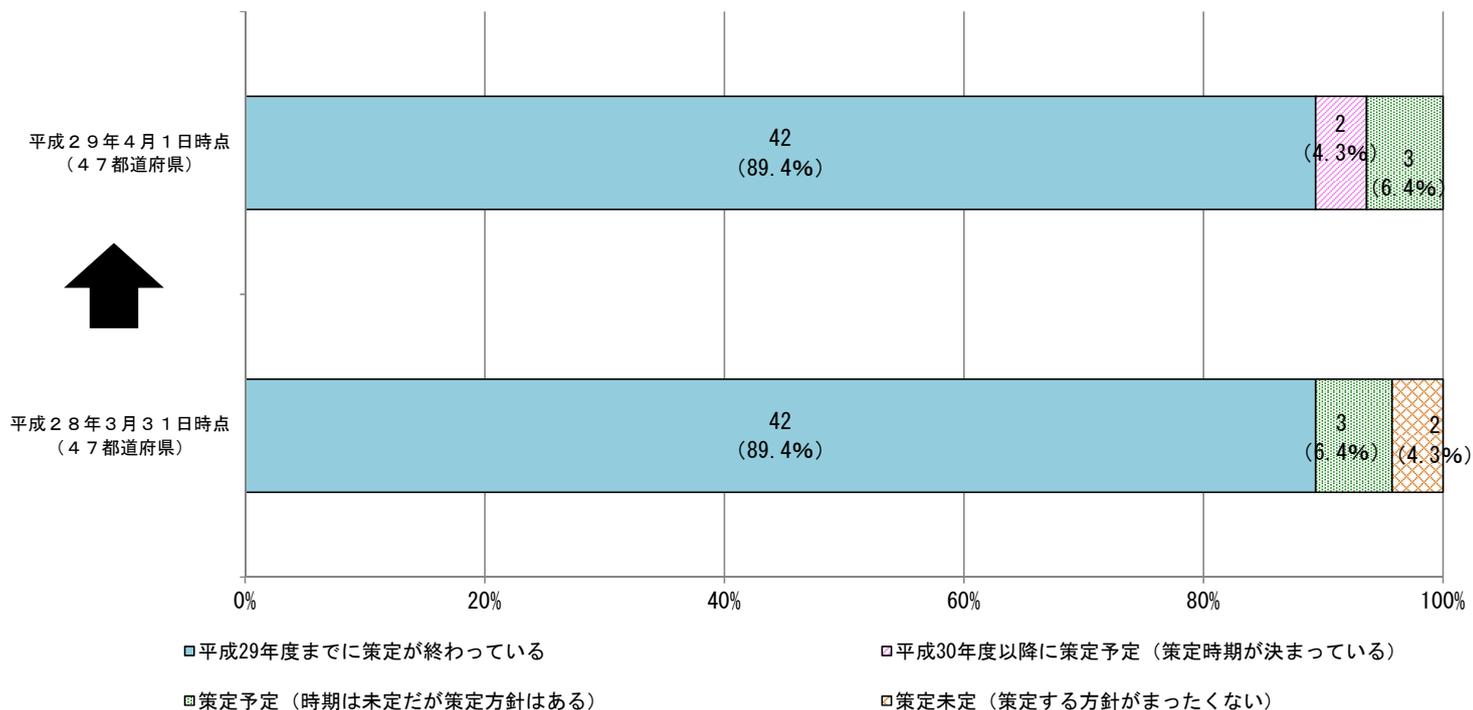
- 全47都道府県の約6割が生活困窮者自立支援方策を「地域福祉支援計画へ盛り込んだ」と回答している。
- 一方で、16府県(34.0%)が「予定はあるが作業を開始していない」「予定はない(未定)」と回答している。

全47都道府県の回答



<都道府県地域福祉支援計画の策定状況>

- 「策定済み」は42道府県(89.4%)で、前回調査と変わっていない。
- 「策定予定」が増え、「策定未定(策定する方針がまったくない)」がなくなっている。



地域福祉計画未策定の市町村

平成29年4月1日時点

都道府県名	未策定 自治体数	内訳
北海道	88	小樽市 夕張市 芦別市 赤平市 三笠市 根室市 滝川市 砂川市 新篠津村 松前町 知内町 木古内町 森町 長万部町 上ノ国町 厚沢部町 乙部町 二セコ町 喜茂別町 倶知安町 共和町 岩内町 泊村 積丹町 古平町 余市町 赤井川村 南幌町 奈井江町 上砂川町 由仁町 長沼町 栗山町 浦臼町 新十津川町 妹背牛町 秩父別町 雨竜町 沼田町 当麻町 愛別町 占冠村 和寒町 美深町 音威子府村 中川町 増毛町 小平町 苫前町 羽幌町 初山別村 遠別町 天塩町 猿払村 浜頓別町 豊富町 礼文町 利尻富士町 幌延町 清里町 小清水町 訓子府町 置戸町 滝上町 興部町 西興部村 雄武町 厚真町 むかわ町 日高町 平取町 新冠町 浦河町 えりも町 音更町 鹿追町 更別村 池田町 足寄町 陸別町 浜中町 標茶町 弟子屈町 鶴居村 白糠町 別海町 中標津町 羅臼町
青森県	11	弘前市 鯨ヶ沢町 深浦町 田舎館村 鶴田町 野辺地町 六戸町 東通村 風間浦村 佐井村 新郷村
岩手県	5	陸前高田市 釜石市 山田町 普代村 軽米町
宮城県	16	塩竈市 白石市 名取市 蔵王町 七ヶ宿町 大河原町 村田町 柴田町 亘理町 山元町 松島町 大和町 大郷町 大衡村 色麻町 加美町
秋田県	10	能代市 大館市 上小阿仁村 藤里町 八峰町 五城目町 八郎潟町 井川町 羽後町 東成瀬村
山形県	6	大石田町 金山町 真室川町 大蔵村 鮭川村 戸沢村
福島県	28	喜多方市 相馬市 桑折町 大玉村 下郷町 檜枝岐村 西会津町 磐梯町 猪苗代町 会津坂下町 柳津町 三島町 金山町 昭和村 西郷村 泉崎村 中島村 矢吹町 棚倉町 塙町 三春町 広野町 富岡町 大熊町 双葉町 浪江町 新地町 飯館村
茨城県	0	
栃木県	4	益子町 茂木町 塩谷町 高根沢町
群馬県	11	上野村 神流町 南牧村 甘楽町 長野原町 草津町 高山村 東吾妻町 川場村 玉村町 板倉町
埼玉県	2	春日部市 蕨市
千葉県	21	銚子市 館山市 勝浦市 八千代市 富津市 八街市 南房総市 栄町 神崎町 多古町 九十九里町 芝山町 横芝光町 一宮町 睦沢町 長生村 白子町 長南町 大多喜町 御宿町 鋸南町

都道府県名	未策定 自治体数	内訳
東京都	10	台東区 江東区 渋谷区 荒川区 葛飾区 昭島市 利島村 御蔵島村 青ヶ島村 小笠原村
神奈川県	3	横須賀市 大磯町 清川村
新潟県	10	三条市 小千谷市 加茂市 見附市 五泉市 田上町 阿賀町 出雲崎町 湯沢町 刈羽村
富山県	2	舟橋村 朝日町
石川県	0	
福井県	0	
山梨県	1	山中湖村
長野県	41	小諸市 駒ヶ根市 飯山市 川上村 南牧村 南相木村 北相木村 佐久穂町 御代田町 立科町 青木村 長和町 下諏訪町 中川村 宮田村 高森町 阿智村 平谷村 下條村 売木村 天龍村 泰阜村 喬木村 豊丘村 大鹿村 王滝村 麻績村 生坂村 山形村 朝日村 筑北村 松川村 白馬村 小谷村 坂城町 小布施町 高山村 木島平村 野沢温泉村 小川村 栄村
岐阜県	0	
静岡県	0	
愛知県	14	一宮市 犬山市 常滑市 清須市 弥富市 東郷町 大口町 扶桑町 大治町 飛島村 南知多町 設楽町 東栄町 豊根村
三重県	12	尾鷲市 熊野市 木曽岬町 菰野町 朝日町 川越町 明和町 大台町 玉城町 大紀町 南伊勢町 紀北町
滋賀県	1	豊郷町
京都府	0	
大阪府	0	
兵庫県	8	多可町 稲美町 播磨町 市川町 福崎町 神河町 太子町 上郡町
奈良県	22	大和高田市 天理市 五條市 葛城市 宇陀市 山添村 平群町 三郷町 斑鳩町 安堵町 三宅町 高取町 広陵町 河合町 下市町 黒滝村 野迫川村 十津川村 下北山村 上北山村 川上村 東吉野村
和歌山県	5	美浜町 那智勝浦町 太地町 北山村 串本町
鳥取県	5	三朝町 北栄町 日南町 日野町 江府町
島根県	1	知夫村
岡山県	10	総社市 高梁市 赤磐市 浅口市 和気町 里庄町 新庄村 鏡野町 勝央町 奈義町

都道府県名	未策定自治体数	内訳
広島県	8	呉市 三次市 安芸高田市 熊野町 坂町 北広島町 世羅町 神石高原町
山口県	2	山陽小野田市 上関町
徳島県	7	上勝町 石井町 神山町 牟岐町 北島町 藍住町 上板町
香川県	2	多度津町 まんのう町
愛媛県	9	八幡浜市 西条市 大洲市 上島町 松前町 砥部町 伊方町 松野町 鬼北町
高知県	0	
福岡県	2	豊前市
佐賀県	0	
長崎県	6	時津町 東彼杵町 川棚町 波佐見町 小値賀町 佐々町
熊本県	0	
大分県	1	
宮崎県	0	
鹿児島県	24	枕崎市 阿久根市 出水市 指宿市 西之表市 霧島市 いちき串木野市 奄美市 さつま町 長島町 湧水町 大崎町 東串良町 中種子町 南種子町 屋久島町 宇検村 瀬戸内町 龍郷町 喜界町 徳之島町 伊仙町 和泊町 与論町
沖縄県	19	国頭村 大宜味村 東村 今帰仁村 本部町 恩納村 伊江村 北谷町 西原町 与那原町 渡嘉敷村 座間味村 粟国村 渡名喜村 南大東村 北大東村 伊平屋村 多良間村 竹富町
合計	427	

民生委員協力員

- 民生委員の負担軽減や、新たな地域福祉の担い手(将来の民生委員候補者)の発掘等を目的に、民生委員の活動を補佐する「民生委員協力員」を配置。

(実施事例)

- ・地域のサロン活動等に協力員が参加することで、準備等に時間をかけることができるようになり、サロン活動が充実するとともに、民生委員の負担軽減にもつながる。
- ・民生委員経験者に協力員を委嘱し、民生委員の欠員地区でのサポートをするとともに、新任民生委員が困った時にアドバイスすることで、新任民生委員に安心感を与える。
- ・年齢要件により退任することが分かっている民生委員の後任候補者を協力員に委嘱し、民生委員とともに活動する中で、民生委員の役割等を学習。協力員を経験後、民生委員に就任。

※協力員の配置人数、委嘱者、活動内容、活動費等は自治体によって異なる。

子ども民生委員

- 小学生等を対象に、民生委員の役割等に関する授業を行い、「子ども民生委員」に委嘱。民生委員と一緒に一人暮らしの高齢者の訪問や見守り活動などを実施。

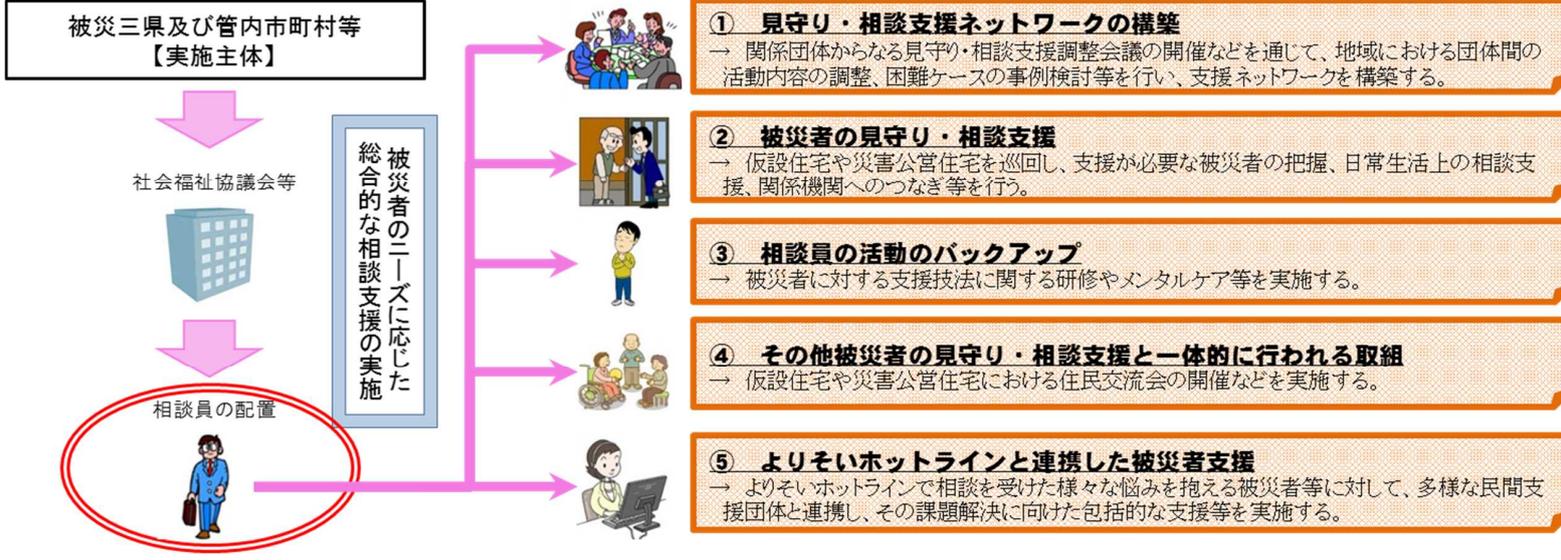
子どもが地域の高齢者について考える機会になっているとともに、民生委員のことを知ってもらいきっかけにもなっている。

行政のサポート

- 民生委員・児童委員の包括的な相談窓口として、民生委員・児童委員支援担当者(課長補佐以上)を庁内関係各課に置き、その者の指示により関係各課の担当者は、関係各課や関係機関との調整、必要に応じて現地に同行するなど、サポート体制を構築。

(大分市の民生委員サポート体制)

- 仮設住宅における避難生活の長期化等を踏まえ、被災者がそれぞれの地域の中で生き生きと安心して日常生活を営むことができるよう、社会福祉協議会等に相談員を配置し、以下のような取組を総合的に行う。
- ① 「被災者見守り・相談支援調整会議」の開催などを通じた地域における見守り・相談支援ネットワークの構築
 - ② 相談員による仮設住宅や災害公営住宅等の巡回などを通じた被災者の見守り・相談支援
 - ③ 被災者に対する支援技法に関する研修やメンタルケア等被災者支援に従事する者の活動のバックアップ
 - ④ その他被災者の自立した日常生活を支援するため、被災者の見守り・相談支援に付随して行う取組
 - ⑤ 全国を対象に実施している電話相談事業(「よりそいホットライン」)で相談を受けた、様々な悩みを抱える被災者等に対して、多様な民間支援団体と連携し、その具体的な課題の解決に向け、包括的な支援を実施



被災者支援総合交付金（復興庁被災者支援班）

31年度概算決定額 177億円【復興】
(30年度予算額 190億円)

事業概要・目的

○ 復興の進展に伴い、避難生活の長期化、災害公営住宅等移転後のコミュニティ形成、被災者の心のケア、避難指示解除区域における生活再建など、被災者をとりまく課題は多様化。

○ 被災者の生活再建のステージに応じた、切れ目ない支援の実現を図る。

<主な内容>

- ① 災害公営住宅への移転に伴うコミュニティ形成の活動を支援。
- ② 被災者の生きがいをつくるための「心の復興」事業を支援。
- ③ 県外避難者に対して、相談支援や避難元自治体の情報提供などを実施。
- ④ 仮設住宅や災害公営住宅等で暮らす高齢者等に対する日常的な見守り・相談支援を実施。
- ⑤ 被災者の心のケアを支えるため、個別相談支援や支援者支援等を実施。
- ⑥ 子どもに対するケア、学習支援、交流活動支援等を実施。

<重点的に取り組む項目>

- ① 被災者支援に携わる方々のサポートを行う取組を支援。
- ② 避難指示が解除された区域におけるコミュニティ形成支援、買い物、通院、通学などの生活支援を実施。

事業イメージ・具体例

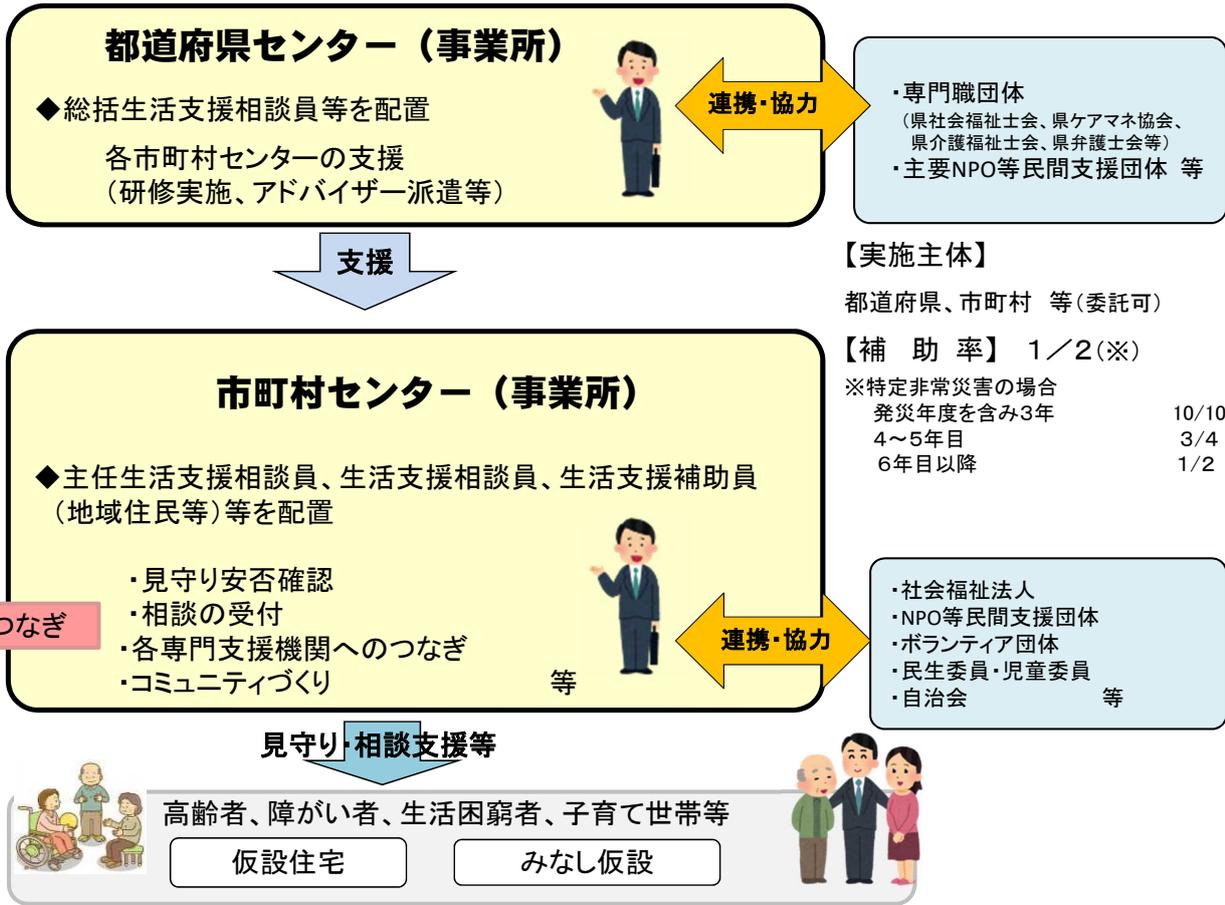
I. 各地域の被災者支援の重要課題への対応支援	
①被災者支援総合事業	・住宅・生活再建支援 ・「心の復興」 ・高齢者等日常生活サポート
	・コミュニティ形成支援 ・県外避難者支援 ・被災者支援コーディネート
II. 被災者の日常的な見守り・相談支援	
②被災者見守り・相談支援事業	
III. 仮設住宅での総合相談・介護等のサポート拠点の運営	
③仮設住宅サポート拠点運営事業	
IV. 被災地における健康支援	
④被災地健康支援事業	
V. 被災者の心のケア支援	
⑤被災者の心のケア支援事業	
VI. 子どもに対する支援	
⑥被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業	
⑦福島県の子供たちを対象とする自然体験・交流活動支援事業	
⑧仮設住宅の再編等に係る子供の学習支援によるコミュニティ復興支援事業	



期待される効果

○被災者支援の基幹的的事业について、被災自治体において横断的な事業計画を策定し、交付金による一体的支援を行うことにより、各地域の実情に応じた効果的・効率的な被災者支援活動の展開が期待される。

被災者は災害救助法に基づく応急仮設住宅に入居するなど、被災前とは大きく異なった環境に置かれることとなる。
このような被災者が、応急仮設住宅に入居する期間、それぞれの環境の中で安心した日常生活を営むことができるよう、孤立防止等のための見守り支援や、日常生活上の相談を行ったうえで被災者を各専門相談機関へつなぐ等の支援を行う。



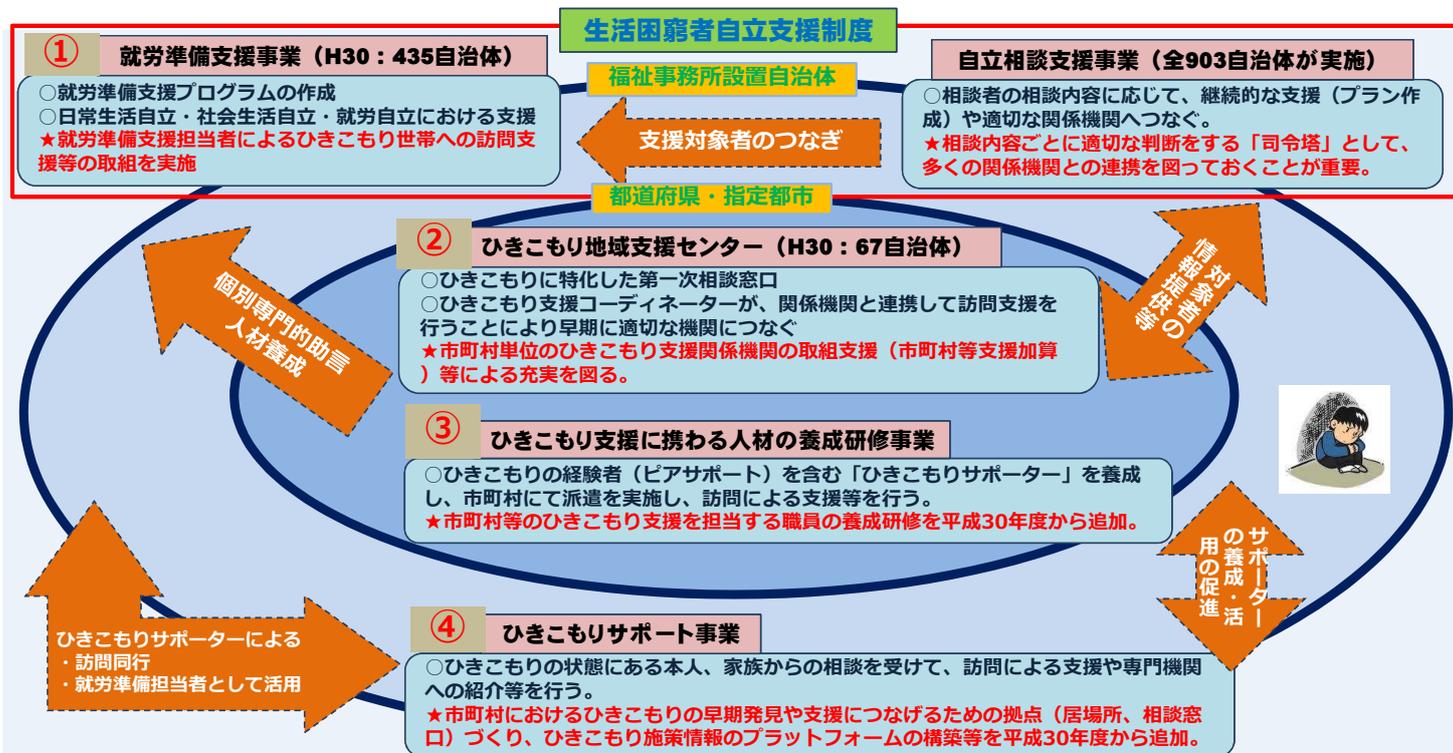
- 関係支援機関
- ・生活困窮者自立支援機関
 - ・地域包括支援センター
 - ・在宅支援診療所
 - ・こころのケアセンター
 - ・地域生活支援拠点（障がい者）
 - ・デイサービス事業所
 - ・保育所、こども園
 - ・ハローワーク 等

市町村におけるひきこもり支援の全体像

【地域におけるアウトリーチ型就労準備支援事業、ひきこもり対策推進事業】

平成31年度予算額（案）：生活困窮者自立支援制度関係予算438億円の内数

- ◇ 福祉事務所設置自治体単位で実施する就労準備支援事業において訪問支援等の取組を含めた手厚い支援を行うとともに、ひきこもり地域支援センターのバックアップ機能等の強化（広域で設置されるひきこもり地域支援センターにおける市町村への支援等）を図り、相互の連携を強化する。
- ◇ これにより、広域だけでなく、より住民に身近な市町村でのひきこもり支援を充実・強化し、隙間のない支援を実現する。

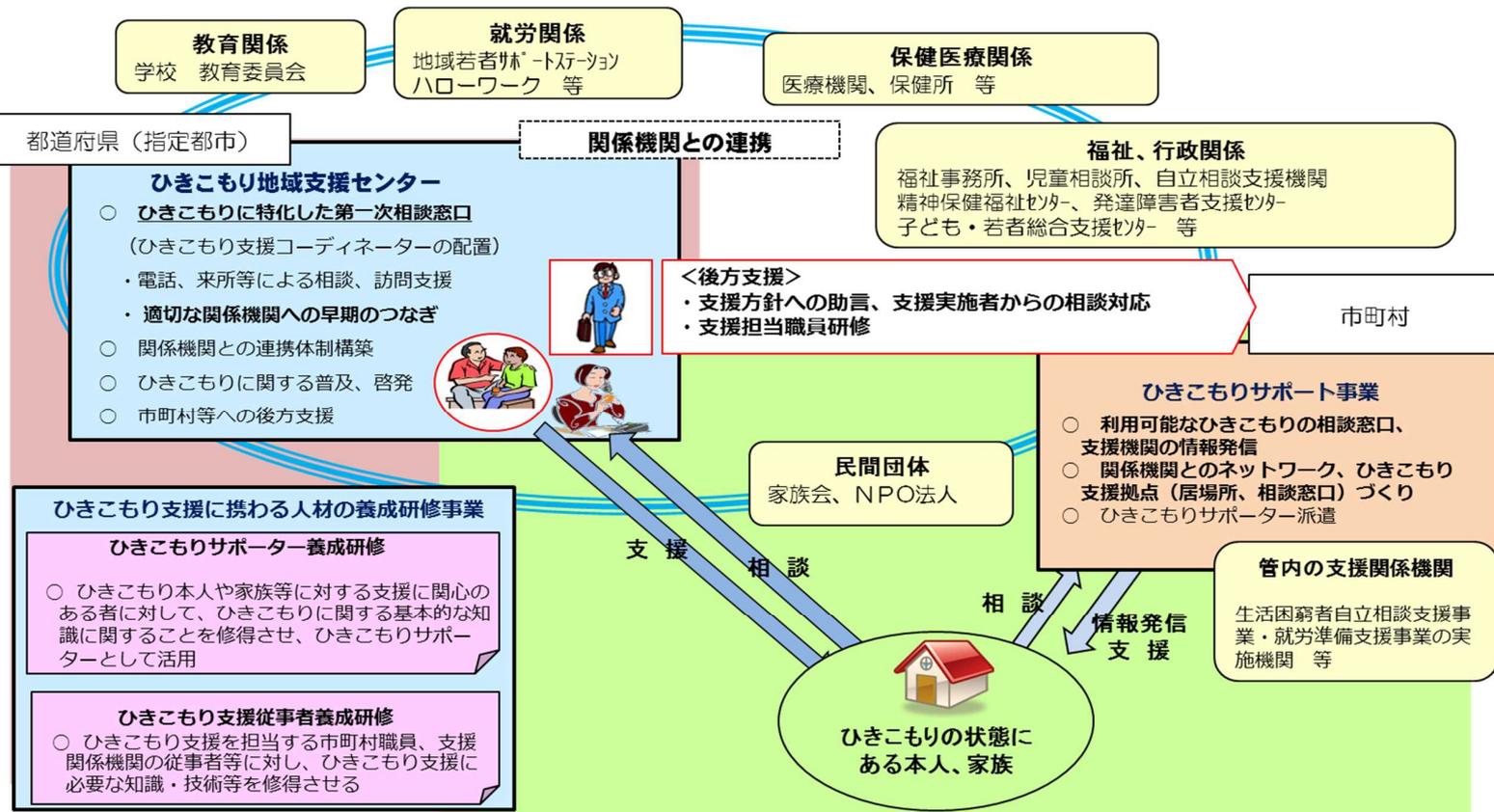


○ひきこもり対策推進事業

平成31年度予算額（案）：生活困窮者自立支援制度関係予算438億円の内数

【概要】

- ひきこもり対策を推進するための体制を整備し、ひきこもりの状態にある本人や家族等を支援することにより、ひきこもりの状態にある本人の自立を促進し、本人及び家族等の福祉の増進を図る。

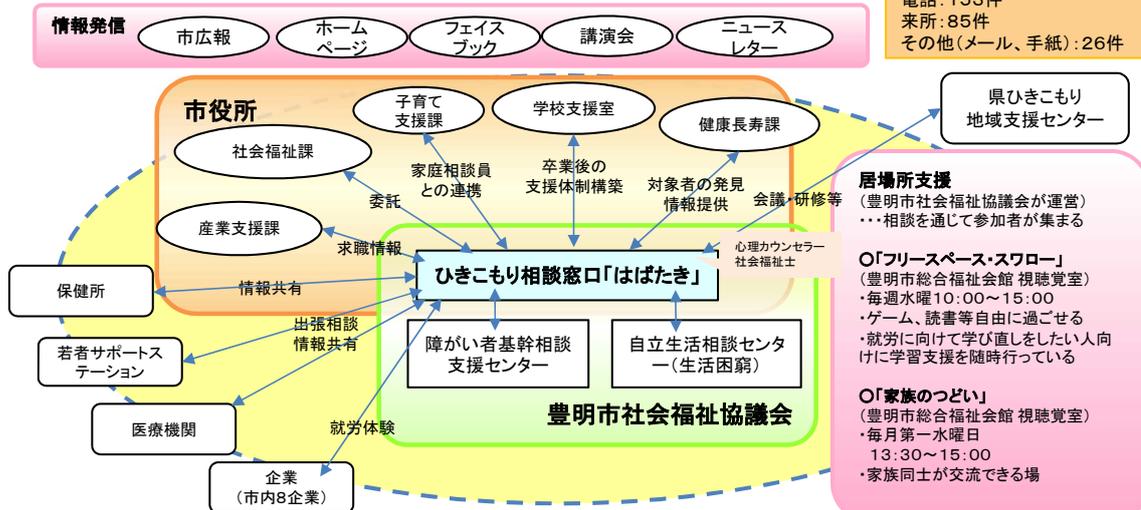


ひきこもりサポート事業の事例（愛知県豊明市）

- 市役所内に相談窓口を設置（市社会福祉協議会に委託）。相談員2名が常駐するほか、月に2回医療機関から派遣される専門職が相談に対応。
- 庁内関係各課、関係機関と連携、情報共有を行い、あらゆる年代のケースに対応。
- 情報発信については、市広報、ホームページやSNSなど多様なツールを活用して市民へ広く周知。市民向けの講演会や研修会を実施し、ひきこもり支援への理解を深める取組を実施。
- 居場所支援については、本人が自由に過ごせる場と、家族が交流できる場の2箇所を設置。不登校や中退経験により学び直しを希望する人や、就労に向けて学習をしたい人を対象に学習支援も随時実施。
- サポーター派遣については、委託先（社会福祉協議会）が養成研修を実施。希望する登録者は主に居場所での活動に協力しており、本人からの希望があれば訪問支援などの派遣も行う。

豊明市のひきこもり支援体制図

人口：68,691人（平成30年10月1日時点）



サポーター活動

- ・市主催のサポーター養成研修を実施。
- ・民生委員、福祉職、教員、行政関係者、ひきこもり支援に関心のある地域住民や当事者家族などが参加。
- ・サポーター派遣の利用申請があれば、マッチングを重視した選定を行い派遣する

【研修会の様子】

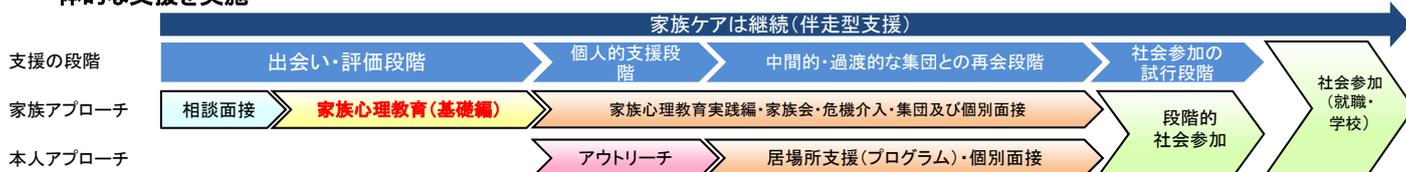


作成：厚生労働省

ひきこもりサポート事業の事例（山口県宇部市）

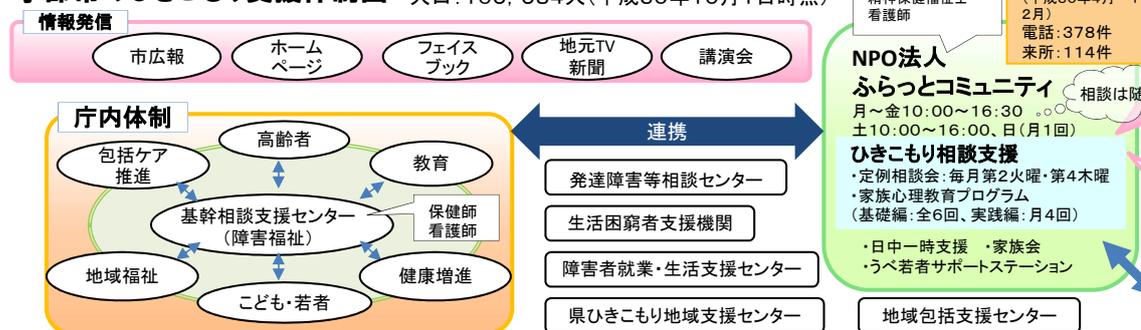
- 市直営の基幹相談支援センターとNPO法人ふらっとコミュニティを中心に相談に対応する他、相談支援機関と定例会議（月1回）を実施し、連携を密にしている。
- 当事者支援だけでなく家族支援を重視した独自の支援プログラムを実施（精神保健福祉士、看護師が相談に対応）。
- 市では、各担当部署における相談窓口及び福祉総合相談窓口においてあらゆる相談支援を受けるなか、ひきこもりに関する相談も受け付けており、市民に対し情報発信するとともに、周知を実施。
- 居場所支援は、スタッフが見守るなか、自由に来て過ごせる雰囲気づくりに心がけ、利用者同士の交流も実施。
- 県の研修を受講した専門職（精神科認定看護師、精神保健福祉士、看護師）がサポーターに登録し、派遣（アウトリーチ支援含）されている。元当事者やその家族もサポーターとして派遣・研修講師などを行っている。
- 平日昼間だけでなく、働く保護者向けの夜会や土曜、日曜の会というように、家族のニーズに合わせたグループでの相談会（家族心理教育実践編）を開催している。

一体的な支援を実施



宇部市のひきこもり支援体制図

人口：165,584人（平成30年10月1日時点）

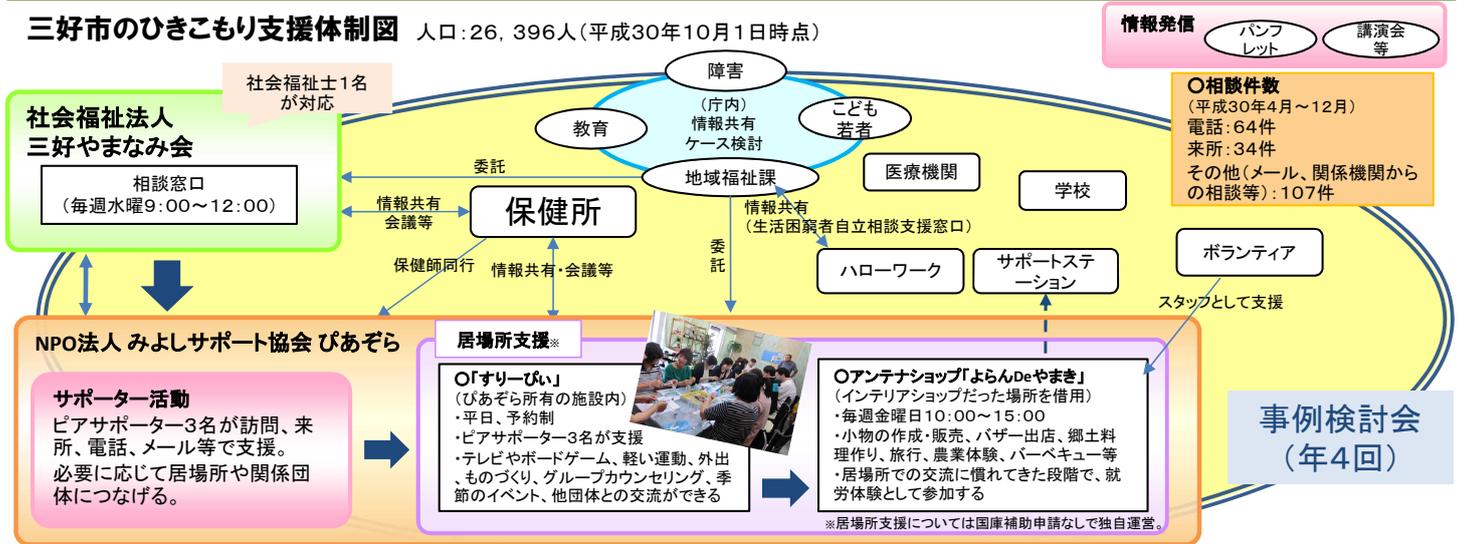


作成：厚生労働省

ひきこもりサポート事業の事例（徳島県三好市）

- 相談窓口については社会福祉法人三好やまなみ会、サポーター派遣についてはNPO法人みよしサポート協会ぴあぞらにそれぞれ委託。週1回の打ち合わせ会や月1回の運営会議により密に連携をとっている。保健所で相談を受けたケースがつながることも多い。
- 市内では個別のケースごとに各課で随時情報共有を行っている。
- 行政各機関、委託先、関係機関（医療機関、学校、サポートステーション等）で事例検討会（年4回）を実施。
- 情報発信については、各団体にて作成したパンフレット等を市民へ配布。民生委員や医療機関、学校等の関係機関へ周知し、対象者の早期発見を促している。
- サポーター派遣では、県実施の養成研修を受講したピアサポーター3名（専門職ではないがNPO団体での支援経験あり）が活動。訪問には保健師が同行することもあるが、基本的にはピアサポーターの活動が中心となっている。
- ぴあぞらでは居場所支援も実施。予約制となっており、同じく3名のピアサポーターが運営。「すりーぴい」での活動に慣れてくると、就労体験としてアンテナショップ（週1回）に参加するなど社会参加の機会を増やしている。

三好市のひきこもり支援体制図 人口:26,396人(平成30年10月1日時点)



作成:厚生労働省

寄り添い型相談支援事業 コール実績（相談内容別）

単位：件

	平成28年度	平成29年度	内訳	
			被災地以外全国	被災地
			生活の悩み全般	8,635,859 (77.1%)
自殺予防の相談	1,368,941 (12.2%)	1,484,435 (13.7%)	1,339,296 (13.1%)	145,139 (23.0%)
性暴力やDVなどの女性の相談	565,635 (5.0%)	550,208 (5.1%)	489,045 (4.8%)	61,163 (9.7%)
外国語による相談	42,300 (0.4%)	39,570 (0.4%)	35,676 (0.4%)	3,894 (0.6%)
セクシャルマイノリティの方のための相談	310,654 (2.8%)	223,193 (2.1%)	214,689 (2.1%)	8,504 (1.3%)
広域避難者支援	47,614 (0.4%)	51,384 (0.5%)	51,384 (0.5%)	—
被災地若年女性支援 ※平成27年度～	20,858 (0.2%)	15,213 (0.1%)	—	15,213 (2.4%)
その他	211,809 (1.9%)	195,898 (1.8%)	165,911 (1.6%)	29,987 (4.7%)
合計	11,203,670	10,820,715	10,188,464	632,161

※その他はエラーコール数である。

(注)コール数とは架電数のことであり、うち受電して通話できた数(接続完了数)は、平成29年度全国ベースで 230,482件である。

平成29年度寄り添い型相談支援事業 コール実績（都道府県別）

単位：件

	総呼数		総呼数
北海道	449,436	大阪府	678,717
青森県	84,593	京都府	199,624
秋田県	99,476	滋賀県	128,316
岩手県	1,655	奈良県	68,271
宮城県	4,510	和歌山県	33,756
山形県	118,033	兵庫県	276,360
福島県	2,611	岡山県	263,384
新潟県	288,132	広島県	277,657
長野県	113,856	島根県	77,474
群馬県	150,084	鳥取県	33,298
栃木県	151,293	山口県	86,102
茨城県	402,947	香川県	65,489
東京都	1,706,373	徳島県	68,025
神奈川県	662,872	高知県	34,531
千葉県	426,008	愛媛県	82,935
埼玉県	461,643	福岡県	255,403
山梨県	59,395	佐賀県	26,929
愛知県	599,857	長崎県	127,579
静岡県	343,217	熊本県	110,038
岐阜県	135,789	大分県	110,514
三重県	165,692	宮崎県	114,975
富山県	251,326	鹿児島県	118,726
石川県	123,718	沖縄県	82,612
福井県	64,788	その他	445
		合計	10,188,464

(注)コール数とは架電数のことであり、うち受電して通話できた数(接続完了数)は、平成29年度全国ベースで 230,482件である。

背景・必要性

1. アイヌの人々を先住民族と認識して施策を進める必要性

- ・平成9年、アイヌ文化振興法制定（北海道旧土人保護法（明治32年制定）廃止）
- ・平成20年、衆参両院の「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」及びこれを受けての内閣官房長官談話（アイヌの人々が先住民族であることの認識を示す。）
- ・上記の経緯等を踏まえ、アイヌの人々を先住民族と認識し、施策を展開することが求められている。

※「先住民族の権利に関する国際連合宣言」（平成19年採択）等、先住民族への配慮を求める国際的な要請も高まっている。

2. アイヌ施策の総合的かつ継続的な実施の必要性

- ・アイヌ文化の振興等のための環境整備の必要性を踏まえ、従来のアイヌ文化振興施策・生活向上策に、地域・産業・観光振興等も加えた新たな支援措置を継続的に実施する必要

3. 民族共生象徴空間の管理のための措置

- ・民族共生象徴空間（愛称：ウポポイ（※））はアイヌ文化の復興等に関するナショナルセンターであり、国立アイヌ民族博物館、国立民族共生公園等で構成される。
※アイヌ語で「（おおぜいで）歌うこと」という意味
- ・民族共生象徴空間の北海道白老における整備、2020年4月の一般公開、年間来場者100万人の目標について平成26年閣議決定

民族共生象徴空間(ウポポイ)



法案の概要

○目的規定 >「目的」の条文中に「先住民族であるアイヌの人々」と記載して先住民族としての認識を示し、アイヌの人々が民族として誇りを持って生活することができ、及びその誇りが尊重される社会の実現を目指す。

○アイヌ施策を総合的かつ継続的に実施するための支援措置

アイヌ施策の総合的かつ効果的な推進を図るための基本方針（政府策定）

アイヌ施策を推進するための計画（市町村作成）

内閣総理大臣の認定

交付金の交付

- ・認定された計画に記載された地域・産業・観光振興等の事業の実施に対し交付金を交付

法律の特例措置等

- ・国有林野の林産物採取についての特例
- ・さけの捕獲について、都道府県知事等による配慮
- ・地域団体商標に係る出願の手数料及び登録料を減免する措置

○民族共生象徴空間の管理に関する措置

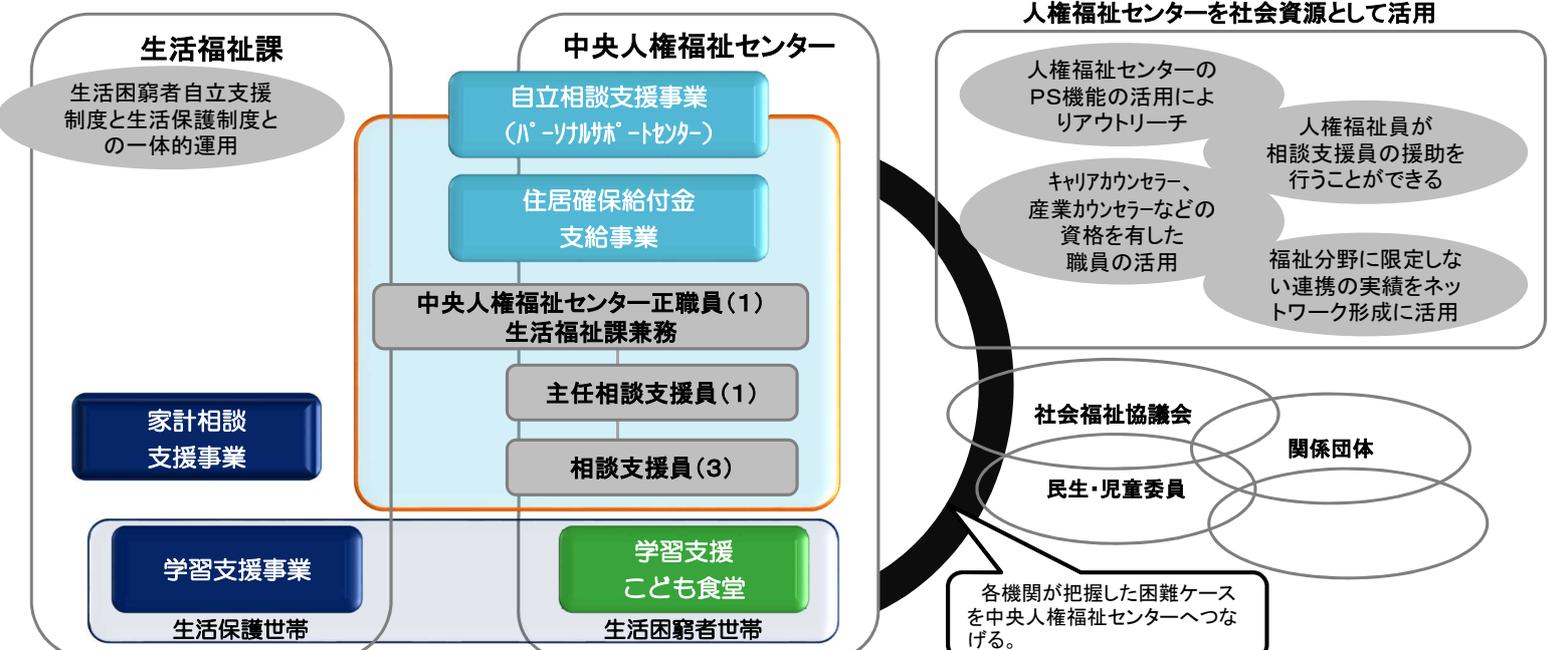
- > 民族共生象徴空間の管理の委託
- > 民族共生象徴空間の入場料等の徴収に関する措置 等

○アイヌ政策推進本部

> 関係大臣で構成するアイヌ政策推進本部の設置

【目標・効果】 アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、及びその誇りが尊重される社会の実現（KPI）
 ・アイヌが先住民族であることの認知度の向上：77.3%（2018年度）⇒ 90%以上（2024年度）
 ・民族共生象徴空間の年間来場者数100万人の達成（2020年度）

鳥取市の隣保館における「生活困窮者自立相談支援事業」等の実施



【人権福祉センター(隣保館)における相談支援事業】
「生活をしていく上で困難を抱えること」は人権問題であると捉え、隣保館を、人権侵害はもとより、福祉、就労、生活困窮、子育て、居住、環境等の各分野にわたる相談に対応する包括的な相談支援機関として位置付けるとともに、「相談事業」とは、複合的な課題を抱え支援が必要な相談者に対して、「支援方策のコーディネート」、「アウトリーチ活動」、「心理的サポート」、「同行支援」、「フォローアップ」などにより「困難を抱える当事者本位の個別的・包括的・継続的支援」の実践であると整理。

【生活困窮者自立相談支援事業と隣保館相談支援事業の一体的実施】
生活困窮者自立支援制度の対象者は、経済的困窮者のみならず社会的に孤立している者などを対象としており、これまで隣保館が支援してきた対象者そのものである。
また、必須事業の「自立相談支援事業」は「困難を抱える当事者本位の個別的・包括的・継続的支援」であり、「家計相談」や「学習支援」などの任意事業は、隣保館で具体的な相談支援において取り組んできた手法でもあったことから、鳥取市においては、中央人権福祉センター(隣保館)を活用することし、隣保館内に自立相談支援を担う相談支援員を併せて配置することにより、一体的な実施を可能とした。
更に、中央人権福祉センター(隣保館)においては、「自立相談支援事業」のほかにも、「住居確保給付金支給事業」や「子どもの居場所づくり事業(ども食堂への補助金)」、「障害者差別解消法に基づく相談窓口」を所管するとともに、隣保館デイサービス事業を活用した高齢者支援や福祉人材育成事業などを実施しており、庁内関係課との具体的な連携体制が確保されていることから、様々な困難を抱える者に対する包括的な支援が可能となっている。

➡ 世帯全体の生活課題を丸ごと把握した上で、生活困窮者自立相談支援事業を中心として、高齢、障害、子育て支援、生活困窮等の各分野横断的な支援体制が構築されている。

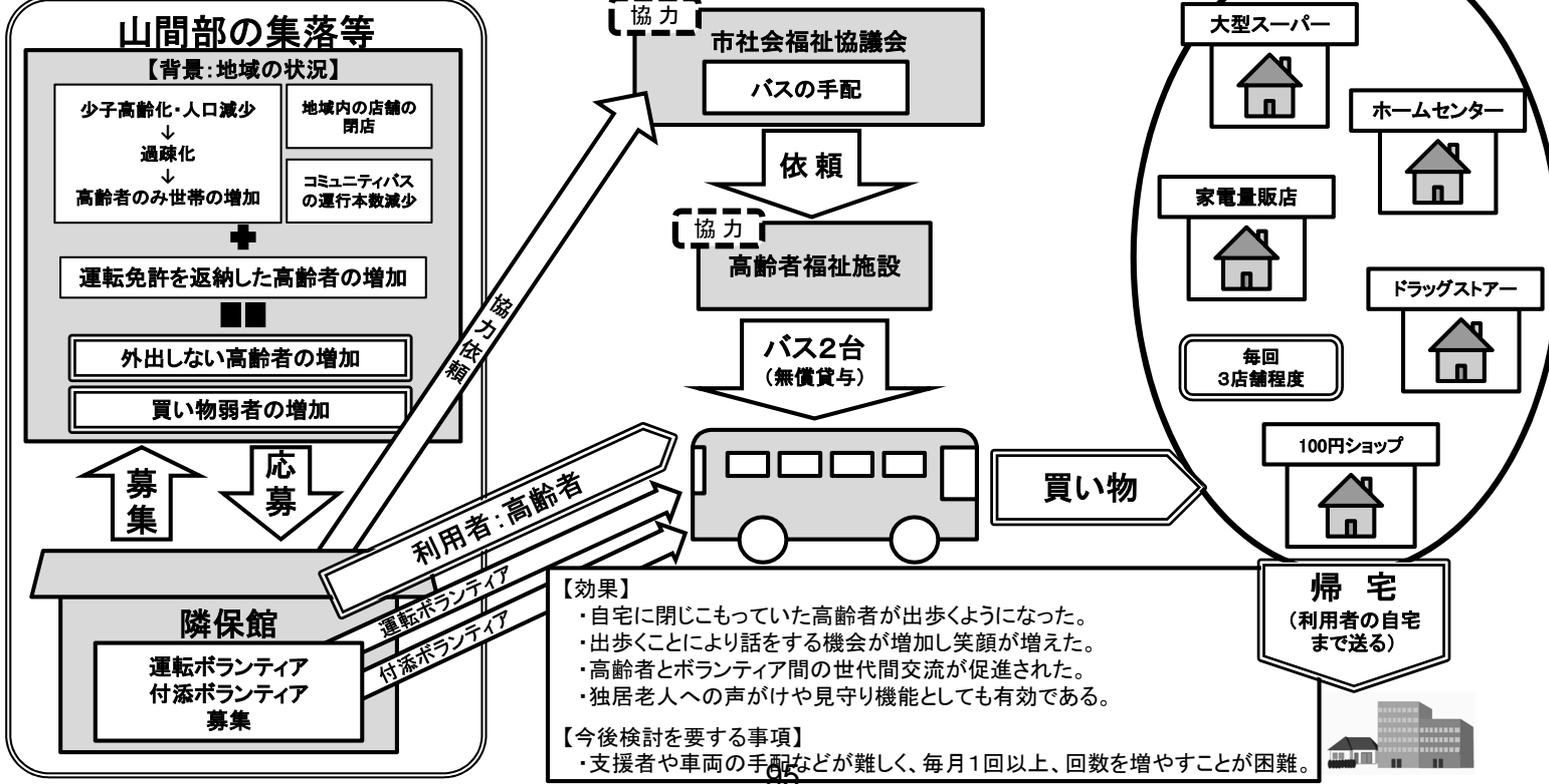
菊川市立協和会館における「高齢者の買い物支援事業」

【事業概要】
定期的(月1回)に、買い物弱者である地域の高齢者等を対象として、隣保館を拠点に、スーパー等を巡回し利用者宅まで送り届ける取組。
※ 隣保館職員が同行(バス運転手、付添はボランティア)。

【地域の高齢者や独居老人の悩み】
・「商店まで遠い。」「運転免許証を返納した。」「コミュニティバスの時間が合わない。」などの問題があり、食料品等の買い物が好きなようにできない。
・食事は宅配サービスを利用することから、1日、ほとんど外出せず、誰とも話をしない日がある。

【隣保館における取組】
・悩みを解消するとともに、家に閉じこもっている高齢者が、少しでも外出することにより笑顔を取り戻すことができないか。
・隣保館がその受け皿となり、高齢者の居場所づくりに対する支援ができないか。

高齢者買い物ツアーの開始



成年後見制度利用促進基本計画について

＜経緯＞

- H28. 5 「成年後見制度の利用の促進に関する法律」施行
- H28. 9 「成年後見制度利用促進会議」(会長:総理)より「成年後見制度利用促進委員会」に意見を求める(基本計画の案に盛り込むべき事項について)
- H29. 1 「委員会」意見取りまとめ
- H29. 1～2 パブリックコメントの実施
- H29. 3 「促進会議」にて「基本計画の案」を作成の上、閣議決定

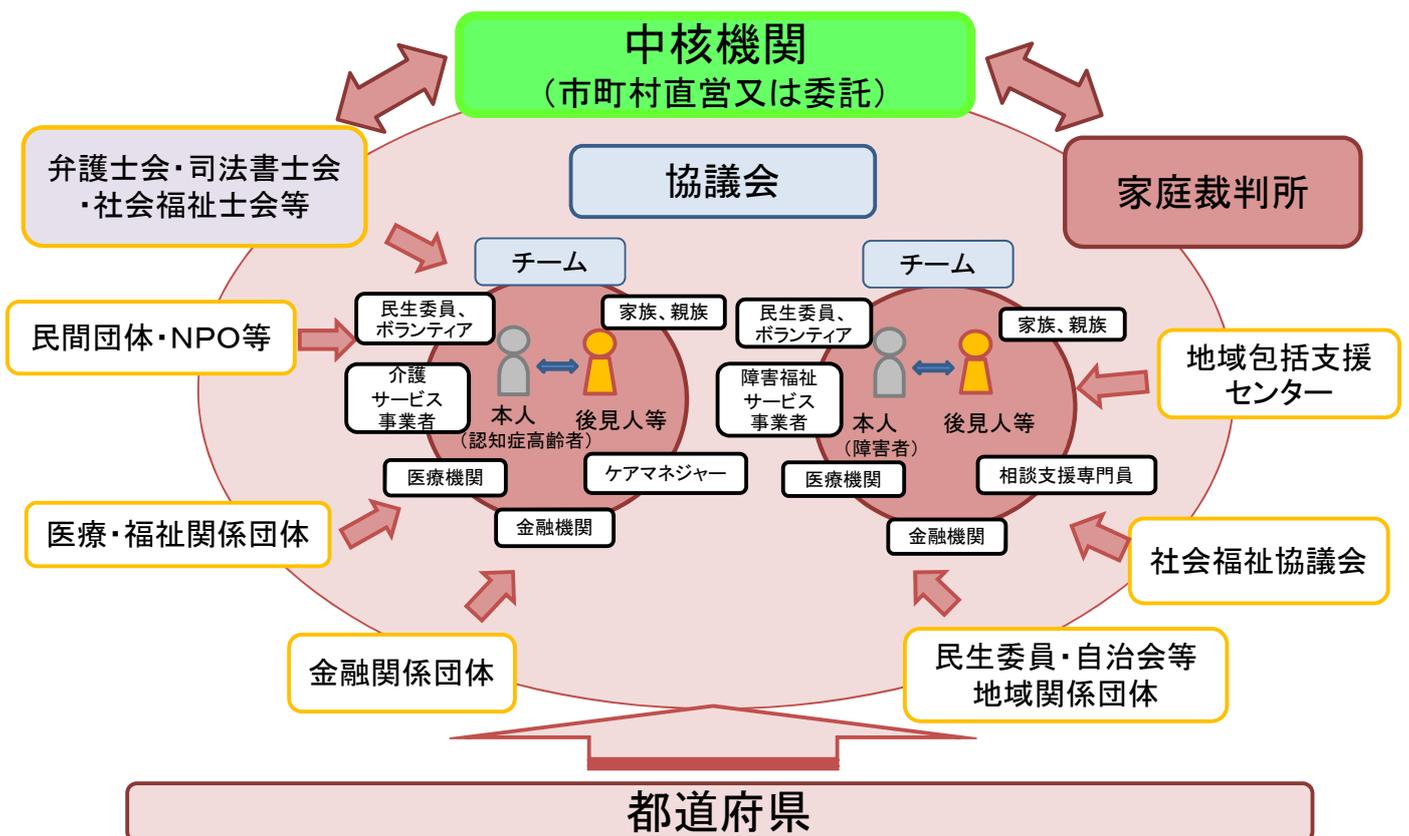
＜計画のポイント＞

※計画対象期間:概ね5年間を念頭。市町村は国の計画を勘案して市町村計画を策定。

- (1) 利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善
 - ⇒財産管理のみならず、意思決定支援・身上保護も重視した適切な後見人の選任・交代
 - ⇒本人の置かれた生活状況等を踏まえた診断内容について記載できる診断書の在り方の検討
 - (2) 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり
 - ⇒①制度の広報②制度利用の相談③制度利用促進(マッチング)④後見人支援等の機能を整備
 - ⇒本人を見守る「チーム」、地域の専門職団体の協力体制(「協議会」)、コーディネートを行う「中核機関(センター)」の整備
 - (3) 不正防止の徹底と利用しやすさとの調和
 - ⇒後見制度支援信託に並立・代替する新たな方策の検討
- ※預貯金の払戻しに後見監督人等が関与

中核機関と地域連携ネットワークについて

- 全国どの地域においても成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用できるよう、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築する。



成年後見制度利用促進基本計画の工程表

		29年度	30年度	31年度※	32年度	33年度
I	制度の周知	パンフレット、ポスターなどによる制度周知				
II	市町村計画の策定	国の計画の周知、市町村計画の策定働きかけ、策定状況のフォローアップ				
III	利用者がメリットを実感できる制度の運用 ・適切な後見人等の選任のための検討の促進 ・診断書の在り方等の検討 ・高齢者と障害者の特性に応じた意思決定支援の在り方についての指針の策定等の検討、成果の共有等	適切な後見人等の選任のための検討の促進		新たな運用等の開始、運用状況のフォローアップ		
		診断書の在り方等の検討				
		意思決定支援の在り方についての指針の策定等の検討、成果の共有等				
IV	地域連携ネットワークづくり ・市町村による中核機関の設置 ・地域連携ネットワークの整備に向けた取組の推進	中核機関の設置・運営、地域連携ネットワークの整備				
		相談体制・地域連携ネットワーク構築支援 (各地域の取組例の収集・紹介、試行的な取組への支援等)		相談体制の強化、地域連携ネットワークの更なる構築		
V	不正防止の徹底と利用しやすさの調和 ・金融機関における預貯金等管理に係る自主的な取組のための検討の促進等 ・取組の検討状況等を踏まえたより効率的な不正防止の在り方の検討	金融機関における自主的な取組のための検討の促進		取組の検討状況・地域連携ネットワークにおける不正防止効果を踏まえたより効率的な不正防止の在り方の検討		
		専門職団体等による自主的な取組の促進				
VI	成年被後見人等の医療・介護等に係る意思決定が困難な人への支援等の検討	医療・介護等の現場において関係者が対応を行う際に参考となる考え方の整理		参考となる考え方の周知、活用状況を踏まえた改善		
VII	成年被後見人等の権利制限の措置の見直し	成年被後見人等の権利制限の措置について法制上の措置等 目途：平成31年5月まで				

施策の進捗状況については、随時、国において把握・評価し、必要な対応を検討する。
※基本計画の中間年度である平成31年度においては、各施策の進捗状況を踏まえ、個別の課題の整理・検討を行う。

新 平成31年度 成年後見制度利用促進体制整備関係予算案

平成31年度予算案 3.5億円

成年後見制度利用促進基本計画(平成29年3月24日閣議決定)を踏まえ、成年後見制度の利用が必要な者が制度を利用できる地域体制を構築するため、都道府県の支援の下、中核機関の整備や市町村計画の策定を推進する。

【成年後見制度利用促進体制整備推進事業】(補助事業) 320百万円

(1) 都道府県事業 [社協等の民間団体に委託可、(補助率)国1/2 都道府県1/2]

都道府県による広域的支援による体制整備の推進

- ①体制整備アドバイザー等による体制整備の推進(広域的な中核機関立ち上げや計画策定支援等)
- ②中核機関・市町村職員向けの都道府県研修の実施
- ③市町村・中核機関向け専門相談窓口の設置(ノウハウに乏しい市町村や中核機関職員等への助言等)

(2) 市町村事業 [社協等の民間団体に委託可、(補助率)国1/2 市町村1/2]

中核機関の立ち上げ支援や先駆的取組の推進

- ①中核機関の立ち上げ支援(立ち上げに向けた関係機関会議の会議費や先進地視察等)
- ②中核機関の先駆的取組の推進(適切な後見人候補者を選任する仕組み(受任調整会議)や、親族後見人を継続的に支援する取組(専門職による助言等)等の先駆的取組)

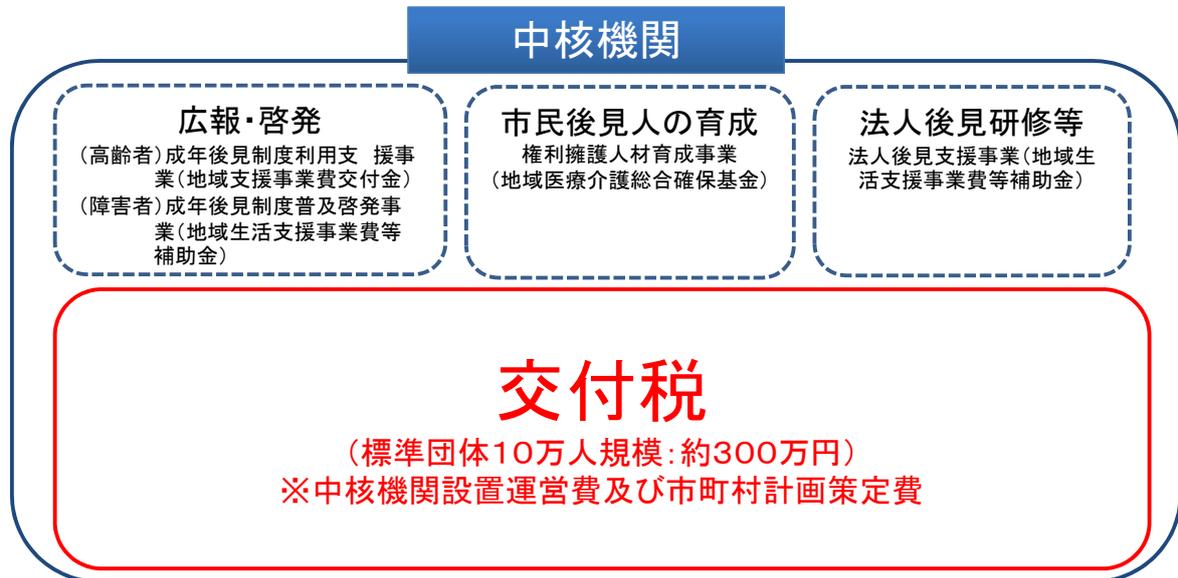
(3) 先駆的取組に係る調査研究 [シンクタンク等の民間団体(補助率)10/10]

【成年後見制度利用促進体制整備研修(国研修)(委託費) 30百万円

国において、市町村や中核機関職員、都道府県の研修担当者に対する研修を実施する。※民間委託

中核機関が活用できる財源のイメージ

- 中核機関の運営費は、平成30年度から措置された普通交付税措置のほか、広報啓発、市民後見人育成、法人後見研修等の経費について、既存の補助制度の活用が可能。
- 平成31年度予算案において、上記に加えて以下を計上。
 - ・中核機関の立ち上げに向けた支援(会議費、先進地視察等)
 - ・中核機関における先駆的取組の推進



平成31年度予算案において、上記に加えて以下を計上。
 ・中核機関の立ち上げに向けた支援(会議費、先進地視察等)
 ・中核機関における先駆的取組の推進

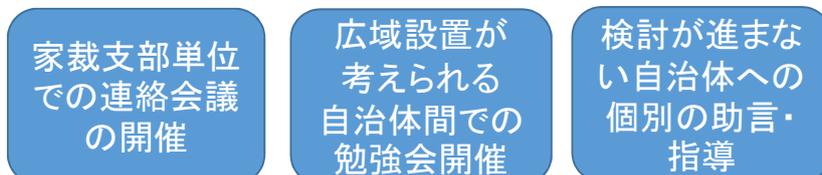
都道府県の役割(市町村への広域的支援)

全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、都道府県は管内市町村全体の体制整備推進の主導的な役割を担う。

(中核機関整備・市町村計画策定に向けた支援)

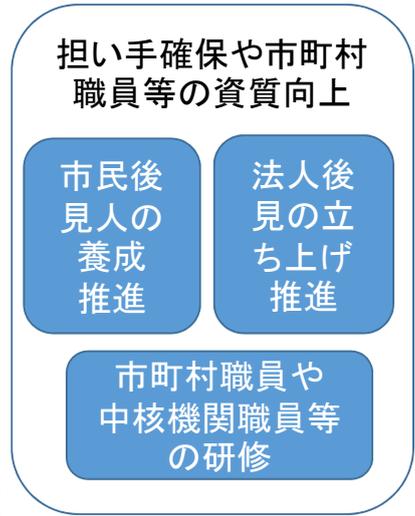
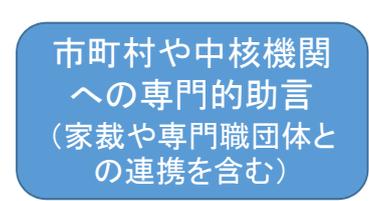


中核機関整備や市町村計画策定に向けた具体的検討



※ 家庭裁判所や社会福祉協議会、専門職団体等と連携
 ※ 連絡会議への参加等により、検討状況を継続的に把握し、中核機関整備や市町村計画策定に向けた必要な助言等を実施

(その他の広域的支援)



生活困窮者自立支援制度における支援状況調査 集計結果(平成27年4月～平成30年12月)

【平成27年度～平成29年度】

- 施行後3年間の新規相談受付件数は、約67.9万件。
- そのうち、継続的な支援のためプランを作成した件数は約19.4万件。
- 包括的な支援の提供により、約9.3万人が就労・増収につながった。

【平成30年度】

- 新規相談受付件数とプラン作成件数について、施行後3年間に比べて着実な伸びが見られる。

【参考】国の目安値(人口10万人・1ヶ月当たり)・経済・財政再生計画改革工程表KPI

	H27年度 目安値	H28年度 目安値	H29年度 目安値	KPI(平成30年度)
新規相談受付件数	20件	22件	24件	年間40万人 →人口10万人・1ヶ月当 りに換算すると26件
プラン作成件数	10件	11件	12件	新規相談件数の50%
就労支援対象者数	6件	7件	7件	プラン作成件数の60%
就労・増収率	40%	42%	70%	75%
ステップアップ率	—	—	80%	90%

※ 就労・増収率については、H28から把握した実績を踏まえ、KPIを見直した

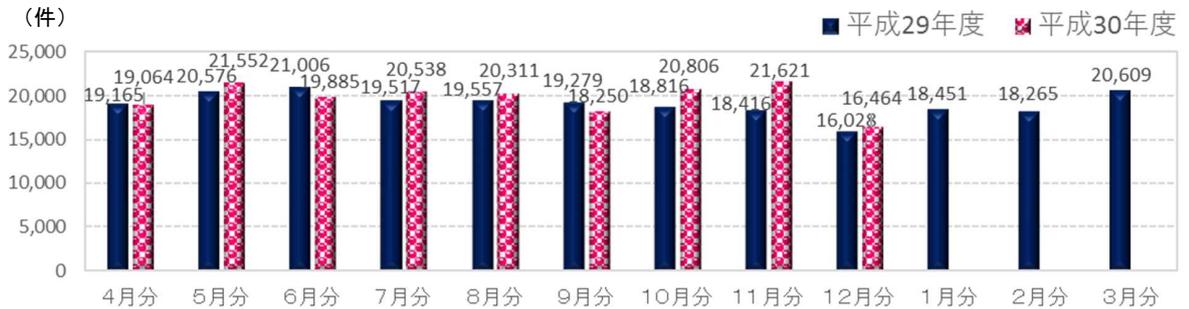
年度	新規相談受付件数		プラン作成件数		就労支援対象者数		就労者数		増収者数		就労・増収率 =(②+③)/①
	人口 10万人 あたり		人口 10万人 あたり		(①)	人口 10万人 あたり	うち 就労支援対象 プラン作成者分 (②)	うち 就労支援対象 プラン作成者分 (③)			
H27	14.7	226,411	3.6	55,570	1.8	28,207	—	—	—	—	
H28	14.5	222,426	4.3	66,892	2.1	31,970	17,836	4,878	71%		
H29	14.9	229,685	4.6	71,293	2.1	31,912	17,958	4,414	70%		
H30	4月分	14.9	19,064	4.8	6,141	2.2	2,754	1,205	548	56%	
	5月分	16.8	21,552	5.2	6,593	2.2	2,864	1,330	591	60%	
	6月分	15.5	19,885	5.1	6,513	2.2	2,792	1,426	593	65%	
	7月分	16.1	20,538	5.0	6,354	2.2	2,843	1,431	607	65%	
	8月分	15.9	20,311	5.0	6,389	2.1	2,720	1,468	588	69%	
	9月分	14.3	18,250	4.9	6,234	2.1	2,633	1,307	522	63%	
	10月分	16.3	20,806	5.3	6,750	2.3	2,987	1,347	648	60%	
	11月分	16.9	21,621	5.2	6,621	2.4	3,023	1,358	637	59%	
	12月分	12.9	16,464	4.5	5,783	2.0	2,513	1,371	640	71%	
	合計	15.5	178,491	5.0	57,378	2.2	25,129	12,243	3,561	63%	

※ 各項目の数値は概数であり、今後の整理の結果、異動を生じることがある。

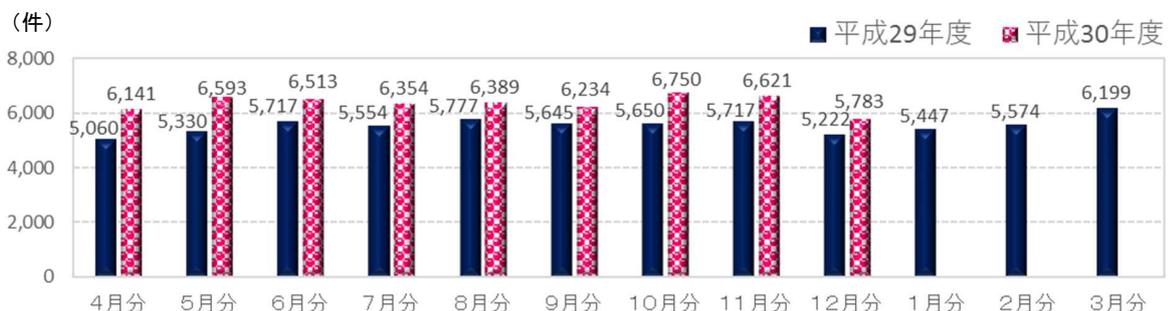
生活困窮者自立支援制度の施行状況(全国的な状況)

- 新規相談受付件数について、平成29年度は1年間で約23万件、平成30年度は12月までの9ヶ月で約17万8千件の相談があった。
- そのうち、平成29年度においては約7万1千件、平成30年度は12月までに約5万7千件が、継続した支援が必要とされ、それぞれの支援対象者に応じたプランに基づき、支援が進められているなど、着実に本制度が実施されてきている。

新規相談受付件数
平成29年度
229,685件
平成30年度
178,491件 (4月～12月)



プラン作成件数
平成29年度
71,293件
平成30年度
57,378件 (4月～12月)



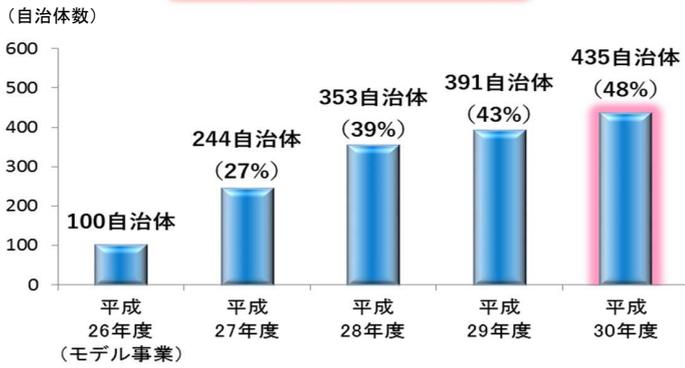
※平成29年度、平成30年度支援状況調査より(平成30年度実績は4月～12月実績)。

※平成30年10月～12月実績は、生活困窮者自立支援統計システムより把握。

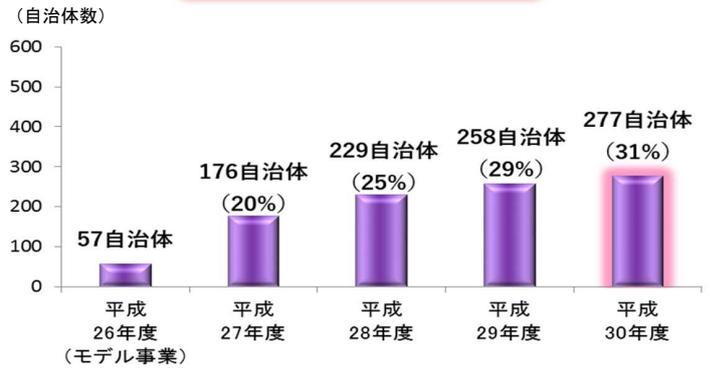
任意事業の実施状況について

○ 平成30年度の任意事業の実施自治体数は、前年度の実施自治体数と比較して、全事業において増加している。

就労準備支援事業



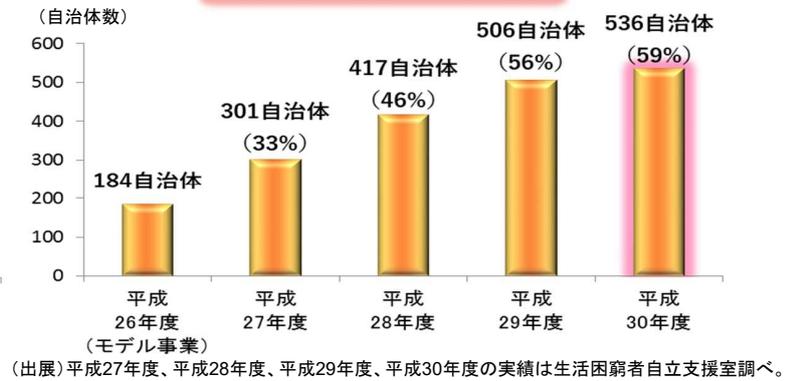
一時生活支援事業



家計相談支援事業



子どもの学習支援事業



生活困窮者等の自立を促進するための 生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律の概要

改正の趣旨

生活困窮者等の一層の自立の促進を図るため、生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化、生活保護世帯の子どもの大学等への進学支援、児童扶養手当の支払回数の見直し等の措置を講ずるほか、医療扶助における後発医薬品の原則化等の措置を講ずる。

改正の概要

1. 生活困窮者の自立支援の強化（生活困窮者自立支援法）

(1) 生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化

- ① 自立相談支援事業・就労準備支援事業・家計改善支援事業の一体的実施を促進
 - ・ 就労準備支援事業・家計改善支援事業を実施する努力義務を創設
 - ・ 両事業を効果的・効率的に実施した場合の家計改善支援事業の国庫補助率を引上げ(1/2→2/3)
- ② 都道府県等の各部局で把握した生活困窮者に対し、自立相談支援事業等の利用勧奨を行う努力義務の創設
- ③ 都道府県による市等に対する研修等の支援を行う事業を創設

平成31年4月施行

(2) 子どもの学習支援事業の強化

- ① 学習支援のみならず、生活習慣・育成環境の改善に関する助言等も追加し、「子どもの学習・生活支援事業」として強化

(3) 居住支援の強化（一時生活支援事業の拡充）

- ① シェルター等の施設退所者や地域社会から孤立している者に対する訪問等による見守り・生活支援を創設 等

2. 生活保護制度における自立支援の強化、適正化（生活保護法、社会福祉法）

(1) 生活保護世帯の子どもの貧困の連鎖を断ち切るため、大学等への進学を支援

- ① 進学の際の新生活立ち上げの費用として、「進学準備給付金」を一時金として給付

(2) 生活習慣病の予防等の取組の強化、医療扶助費の適正化

- ① 「健康管理支援事業」を創設し、データに基づいた生活習慣病の予防等、健康管理支援の取組を推進
- ② 医療扶助のうち、医師等が医学的知見から問題ないと判断するものについて、後発医薬品で行うことを原則化

(3) 貧困ビジネス対策と、単独での居住が困難な方への生活支援

- ① 無料低額宿泊所について、事前届出、最低基準の整備、改善命令の創設等の規制強化
- ② 単独での居住が困難な方への日常生活支援を良質な無料低額宿泊所等において実施

(4) 資力がある場合の返還金の保護費との調整、介護保険適用の有料老人ホーム等の居住地特例 等

3. ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進（児童扶養手当法）

(1) 児童扶養手当の支払回数の見直し（年3回（4月、8月、12月）から年6回（1月、3月、5月、7月、9月、11月）） 等

施行期日

平成30年10月1日（ただし、1. (2)(3)は平成31年4月1日、2. (1)は公布日、2. (2)①は平成33年1月1日、2. (3)は平成32年4月1日、3. は平成31年9月1日※ 等）
※平成31年11月支払いより適用

生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化①

1. 基本理念・定義の明確化

・生活困窮者の自立支援の基本理念の明確化

- ①生活困窮者の尊厳の保持
 - ②就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立といった生活困窮者の状況に応じた、包括的・早期的な支援
 - ③地域における関係機関、民間団体との緊密な連携等支援体制の整備（生活困窮者支援を通じた地域共生社会の実現に向けた地域づくり）
- ・定義規定を「生活困窮者とは、就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」に見直す。

生活困窮者支援に携わる多数かつ他分野にわたる関係者間において、基本理念や定義の共有を図ることにより、適切かつ効果的な支援を展開

2. 自立相談支援事業等の利用勧奨の努力義務の創設

・事業実施自治体の各部局（福祉、就労、教育、税務、住宅等）において、生活困窮者を把握した場合には、自立相談支援事業等の利用勧奨を行うことを努力義務化。

関係部局との連携強化により、自立相談支援窓口につながっていない生活困窮者を確実につなげ、適切な支援を実施

3. 関係機関間の情報共有を行う会議体の設置

・事業実施自治体は、関係機関等を構成員（※）とする、生活困窮者に対する支援に関する情報の交換や支援体制に関する検討を行うための会議の設置をできることとする。

（※）自治体職員（関係分野の職員を含む）、自立相談支援事業の相談員、就労準備支援事業・家計改善支援事業等法定事業の支援員、各分野の相談機関、民生委員等を想定。

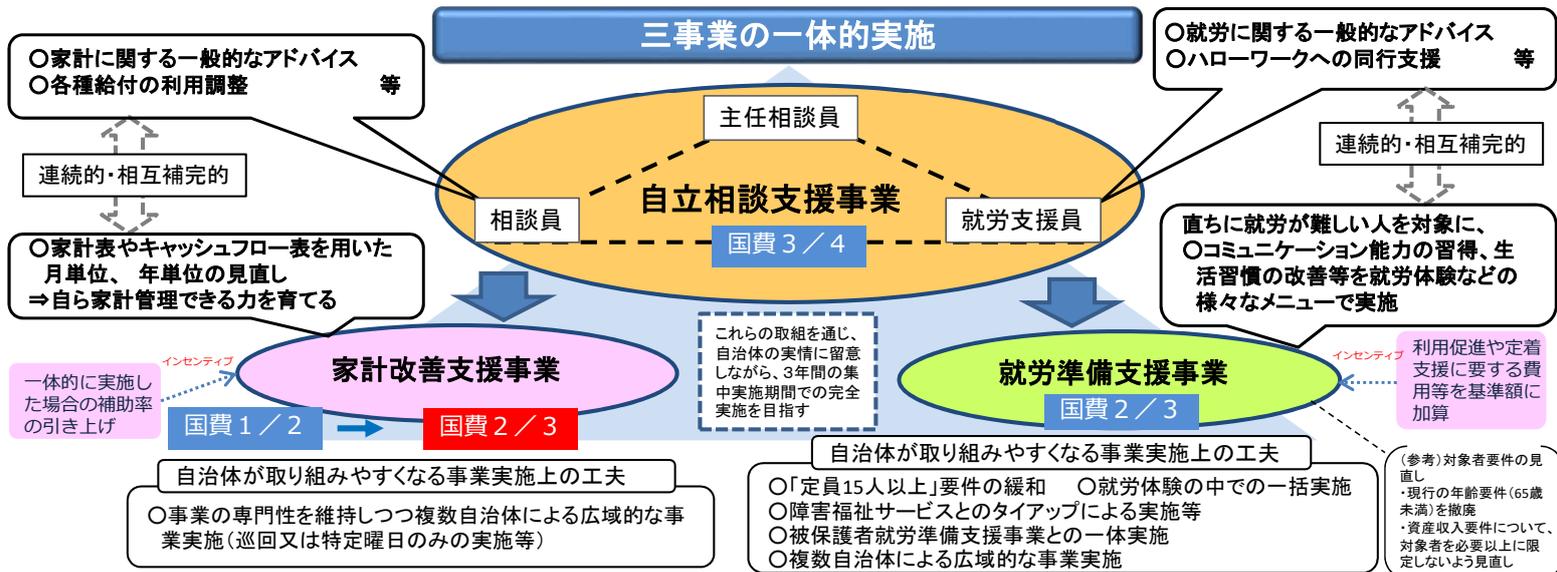
・生活困窮者に対する支援に関する関係者間の情報共有を適切に行うため、会議の構成員に対する守秘義務を設ける。

会議における情報共有等の結果、世帯全体としての困窮の程度の把握等が進み、深刻な困窮状態にある生活困窮者や困窮状態に陥る可能性の極めて高い生活困窮者等への早期、適切な支援が可能

生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化②

4. 自立相談支援事業・就労準備支援事業・家計改善支援事業の一体的実施の促進

- ・ 就労準備支援事業と家計改善支援事業について、自立相談支援事業と併せて一体的実施を促進するため、以下を講ずる。
 - ① 就労準備支援事業と家計改善支援事業について、その実施を努力義務とする。
 - ② 国は、両事業の適切な推進を図るために必要な指針を策定し、事業実施上の工夫等を図る。
 - ③ 両事業が効果的かつ効率的に行われている一定の場合には、家計改善支援事業の補助率を引き上げる(1/2→2/3)。
- ※ 就労準備支援事業については、生活困窮者の利用促進につながるようなインセンティブを補助の仕組みとして設ける。



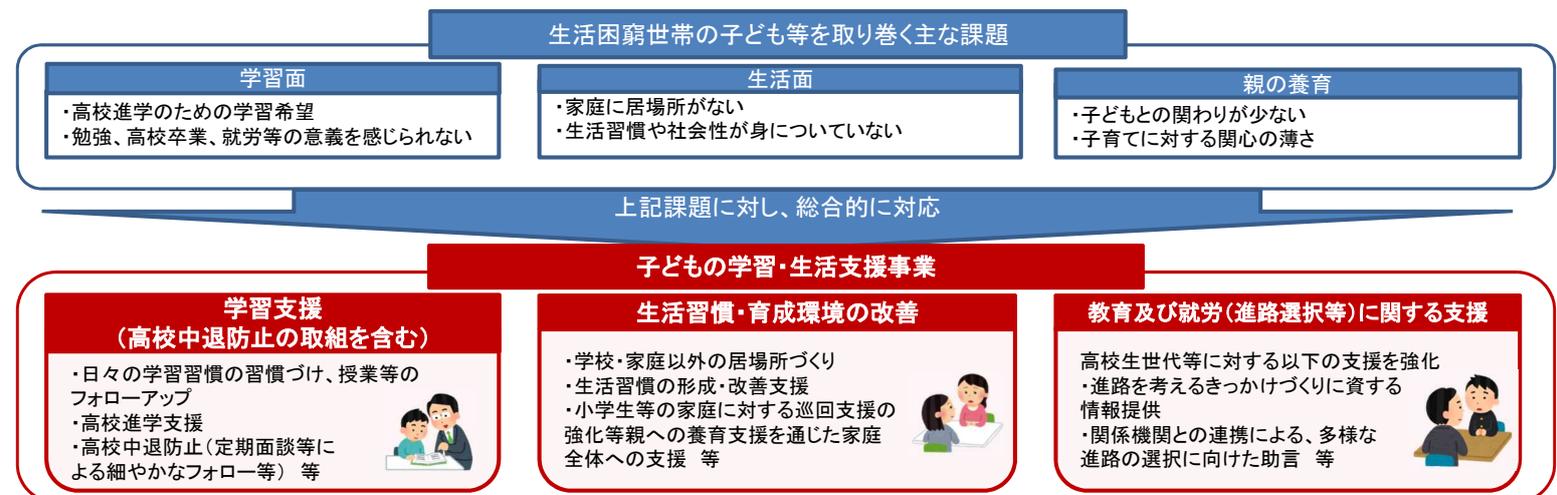
5. 都道府県による研修等の市等への支援事業の創設、福祉事務所を設置していない町村による相談の実施

- ・ 都道府県において、市等の職員に対する研修、事業実施体制の支援、市域を越えたネットワークづくりなど市等を支援する事業を努力義務化し、国はその事業に要する費用を補助(補助率:1/2)
- ・ 現行法では実施主体となっていない福祉事務所を設置していない町村であっても、生活困窮者に対する一次的な相談等を実施することができることとし、国はその要する費用を補助(補助率:3/4)。

子どもの学習支援事業の強化・居住支援の強化(一時生活支援事業の拡充)

1. 子どもの学習支援事業の強化

- ・ 子どもの学習支援事業について、学習支援に加え、以下を担う「子どもの学習・生活支援事業」として強化。
 - ① 生活困窮世帯における子ども等の生活習慣・育成環境の改善に関する助言
 - ② 生活困窮世帯における子ども等の教育及び就労(進路選択等)に関する相談に対する情報提供、助言、関係機関との連絡調整



2. 居住支援の強化(一時生活支援事業の拡充)

- ・ 現行の一時生活支援事業を拡充し、以下の対象者に対し、一定期間、訪問による見守りや生活支援等日常生活を営むのに必要な支援を追加することにより、居住支援を強化。
 - ① シェルター等を利用していた人
 - ② 居住に困難を抱える人であって地域社会から孤立している人
- (※) 昨年改正された住宅セーフティネット法(住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律)とも連携
- 支援を必要とする人同士や地域住民とのつながりをつくり、相互に支え合うこと(互助)にも寄与することにより、地域で継続的・安定的な居住を確保

生活習慣・育成環境の改善について (子どもの学習・生活支援事業)

- 生活困窮世帯の子どもは、親との関わりが少なく生活習慣の乱れや社会性の不足など生活面の課題を抱えていたり、保護者も子どもの生活面の課題を含め、子育てに関する悩みを抱えているなど、子どもの生活環境が整っていない場合も少なくない。
- また、学習支援に行うに当たっても、子どもが生活面の課題を抱えたままであることが、子どもが落ち着いて勉強することや、周囲との関係づくりも含めた円滑な社会生活を送ることを難しくする場合がある。
- ⇒ このため、改正法において、学習支援に加え子どもの生活習慣・育成環境の改善に関する助言等を行う「子どもの学習・生活支援事業」として強化。

学習・生活支援事業イメージ

生活習慣・育成環境の改善

学習支援

教育及び就労(進路選択等)に関する支援

生活習慣・育成環境の改善の具体例

子どもに対する支援

- 居場所での相談支援**
学習・生活支援事業の実施スペース等を活用した相談支援・交流等。
- 日常生活習慣の形成**
後片付け、整理整頓の習慣づけ等
- 社会性の育成**
挨拶や言葉遣い、他の子どもとの接し方に対する助言等
- 体験活動等**
調理実習や年中行事体験、企業や学校見学、ボランティア活動への参加等

保護者に対する支援

- 子どもの養育に必要な知識の情報提供等**
子どもへの教育の必要性、家事や子育てに関する相談、子どもとの接し方に関する助言、相談会や講座の開催等。
- 子どもを入り口とした世帯全体への支援**
家庭訪問や保護者面談等により、その世帯の子どもの学習状況の確認や親の悩みに寄り添うとともに、必要に応じて自立相談支援事業の利用勧奨や、各種支援策の情報提供や利用支援を実施。

生活習慣・育成環境の改善に関する取組の実施に当たって参考となる効果的な取組例等について、今後、「生活困窮者自立支援法に基づく子どもの学習・生活支援事業の推進について(通知)」として策定予定。

居住支援の強化について(一時生活支援事業の拡充)

- 現行の一時生活支援事業(シェルター等における生活困窮者に対する一定期間の衣食住の提供)【補助率2/3】を拡充し、**シェルター等を退所した者、居住に困難を抱える者であって地域社会から孤立した状態にある低所得者等**に対して**一定期間(1年間(予定))**、**訪問による見守りや生活支援等日常生活を営むのに必要な支援を追加**することにより居住支援を強化。

一時的居住のフェーズ
《一定の住居を持たない生活困窮者》

恒久的居住のフェーズ

個別支援

一時的居住の確保

- 生活困窮者・ホームレス自立支援センター、生活困窮者一時宿泊施設(シェルター)等における一定期間の衣食住の提供等



入居に当たっての支援

- 不動産業者等に同行し、物件や家賃債務保証業者探し、賃貸借契約などの支援を行うとともに円滑な入居を支援。
- 病院のMSW等と連携し、退院・退所後に居住支援を必要とする者を把握した上で、自立相談支援事業における継続的な支援を行う。
→適切な住居の確保のための専門的視点を有した上で、宅地建物取引業者、家主、住宅セーフティネット法に基づく居住支援法人などと連携した支援が必要。

居住を安定して継続するための支援

- シェルター等を退所した者や、居住に困難を抱える者であって、地域社会から孤立した状態にある低所得者等を対象に、訪問等による居宅における見守り支援や地域とのつながり促進支援(※)などの、自立した生活に向けた“アフターフォロー”を実施。

※「地域とのつながり促進支援」とは、共同利用のリビングを設けるなどにより、日常生活上の相談に応じたり、緊急事態が生じた場合に対応できるよう、地域住民や近隣に居住する低所得者同士の家族的な助け合いの環境づくりの支援をいう。

(支援終了後を見据えた) 支援体制の構築支援

安定した地域生活

環境整備

- 自治体において様々な居住支援サービスの情報を収集した上で、取り組みが低調なサービスはその担い手を開拓、確保する。
- ・保証人や緊急連絡先が不要な物件や低価な家賃の物件情報を収集。
- ・民間の家賃債務保証や協力を得やすい不動産事業者等の情報収集。
- ・緊急連絡先の代わりになりつる、見守り・安否確認サービス等の情報について、市町村の福祉担当や社会福祉協議会などから収集。
- ・家賃債務保証や緊急連絡先の引き受けについて、社会福祉法人等に打診、スキームづくり。
- ・緊急連絡先がなくても入居時に制限がかからない、安価な住居を自ら提供する社会福祉法人等を開拓。
- 居住支援関係機関(宅地建物取引業者、家主、居住支援法人、居住支援協議会等)等との連携体制を確保する。



外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（概要）

我が国に在留する外国人は近年増加(264万人)、我が国で働く外国人も急増(128万人)、新たな在留資格を創設(平成31年4月施行)

⇒ **外国人材の適正・円滑な受入れの促進に向けた取組**とともに、**外国人との共生社会の実現に向けた環境整備**を推進する。今後も対応策の充実を図る。

外国人との共生社会の実現に向けた意見聴取・啓発活動等

- (1) **国民及び外国人の声を聴く仕組みづくり**
 - 「『国民の声』を聴く会議」において、国民及び外国人双方から意見を継続的に聴取
- (2) **啓発活動等の実施**
 - 全ての人が互いの人権を大切に支え合う共生社会の実現のため、「心のバリアフリー」の取組を推進

生活者としての外国人に対する支援

- (1) **暮らしやすい地域社会づくり**
 - ① **行政・生活情報の多言語化、相談体制の整備**
 - 行政・生活全般の情報提供・相談を多言語で行う一元窓口に係る地方公共団体への支援制度の創設（「**多文化共生総合相談ワンストップセンター(仮)**」(全国約100か所、11言語対応)の整備)【20億円】
 - 安全・安心な生活・就労のための新たな「**生活・就労ガイドブック(仮)**」(11言語対応)の作成・普及
 - **多言語音声翻訳システムのプラットフォームの構築**【8億円】と**多言語音声翻訳システムの利用促進**
 - ② **地域における多文化共生の取組の促進・支援**
 - 外国人材の受入れ支援や共生支援を行う受け皿機能の立ち上げ等地域における外国人材の活躍と共生社会の実現を図るための地方公共団体の先導的な取組を地方創生推進交付金により支援
 - 外国人の支援に携わる人材・団体の育成とネットワークの構築
- (2) **生活サービス環境の改善等**
 - ① **医療・保健・福祉サービスの提供環境の整備等**
 - 電話通訳や多言語翻訳システムの利用促進、マニュアルの整備、地域の対策協議会の設置等により全ての居住圏において外国人患者が安心して受診できる体制を整備
 - **地域の基幹的医療機関における医療通訳の配置・院内案内の多言語化の支援**
 - ② **災害発生時の情報発信・支援等の充実**
 - 気象庁H.P.、Jアラートの国民保護情報等を発信するプッシュ型情報発信アプリ Safety tips 等を通じた防災・気象情報の多言語化・普及(11言語対応)、外国人にも分かりやすい情報伝達に向けた改善(地図情報、警告音等)
 - 三者間同時通訳による「119番」多言語対応と救急現場における多言語音声翻訳アプリの利用、災害時外国人支援情報コーディネーターの養成
- (3) **交通安全対策、事件・事故、消費者トラブル、法律トラブル、人権問題、生活困窮相談等への対応の充実**
 - 交通安全に関する広報啓発の実施、**運転免許学科試験等の多言語対応**
 - 「110番」や事件・事故等現場における**多言語対応**
 - **消費生活センター(188番)**、**法テラス・人権擁護機関(8言語対応)**、**生活困窮相談窓口等の多言語対応**
- (4) **住宅確保のための環境整備・支援**
 - 賃貸人・仲介事業者向け実務対応マニュアル、外国語版の賃貸住宅標準契約書等の普及(8言語対応)
 - 外国人を含む住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録・住宅情報提供・居住支援等の促進
- (5) **金融・通信サービスの利便性の向上**
 - 金融機関における外国人の口座開設に係る環境整備、多言語対応の推進、ガイドラインの整備
 - 携帯通話の契約時の多言語対応の推進、在留カードによる本人確認が可能である旨の周知の徹底

- (4) **外国人児童生徒の教育等の充実**
 - 日本語指導に必要な教員定数の義務標準法の規定に基づく着実な改善と支援員等の配置への支援【3億円】
 - 地方公共団体が行う外国人児童生徒等への支援体制整備（ICT活用、多様な主体との連携）
 - 教員等の資質能力の向上（研修指導者の養成、地方公共団体が実施する研修への指導者派遣等による全国的な研修実施の促進）
 - 地域企業やNPO等と連携した高校生等のキャリア教育支援、就学機会の確保【1億円】
- (5) **留学生の就職等の支援**
 - 大卒者・クールジャパン分野等の専修学校修了者の就職促進のための在留資格の整備等
 - 中小企業等に就職する際の在留資格変更手続の簡素化
 - 文部科学省による大学等の就職促進プログラムの認定等【6億円】
 - 留学生の就職率の公表の要請、就職支援の取組状況や就職状況に応じた教育機関に対する奨学金の優先配分、介護人材確保のための留学・日本語学習支援の充実【14億円】
 - 業務に必要な日本語能力レベルの企業ごとの違いなどを踏まえた多様な採用プロセスの推進
 - 産学連携による採用後の多様な人材育成・待遇などのベストプラクティスの構築・横展開
- (6) **適正な労働環境等の確保**
 - ① **適正な労働条件と雇用管理の確保、労働安全衛生の確保**
 - 労働基準監督署・ハローワークの体制強化、外国人技能実習機構の体制強化、「労働条件相談はととライン」の多言語対応(8言語対応)
 - 「外国人労働者相談コーナー」「外国人労働者向け相談ダイヤル」における多言語対応の推進・相談体制の拡充
 - ② **地域での安定した就労の支援**
 - ハローワークにおける多言語対応の推進(11言語対応)と地域における再就職支援
 - 地域ごとの在留外国人の状況を踏まえた情報提供・相談の多言語対応、職業訓練の実施
- (7) **社会保険への加入促進等**
 - 法務省から厚生労働省等への情報提供等による社会保険への加入促進
 - 医療保険の適正な利用の確保(被扶養認定において原則として国内居住要件を導入、不適正事案対応等)
 - 納税義務の確実な履行の支援等の納税環境の整備

外国人材の適正・円滑な受入れの促進に向けた取組

- (1) **悪質な仲介事業者等の排除**
 - 二国間の政府間文書の作成(9カ国)とこれに基づく情報共有の実施
 - 外務省(在外公館)、警察庁、法務省、厚生労働省、外国人技能実習機構等の関係機関の連携強化による悪質な仲介事業者(ブローカー)等の排除の徹底と入国審査基準の厳格化
 - 悪質な仲介事業者等の把握に向けた在留申請における記載内容の充実
- (2) **海外における日本語教育基盤の充実等**
 - 日本での生活・就労に必要な日本語能力を確認する能力判定テストをCBT(Computer Based Testing)により厳正に実施(9カ国)
 - 国際交流基金等による海外における日本語教育基盤強化(現地教師育成、現地機関活動支援)
 - 在外公館等による情報発信の充実

新たな在留管理体制の構築

- (1) **在留資格手続の円滑化・迅速化**
 - 受入企業等による在留資格手続のオンライン申請の開始【12億円】
 - 在留カード番号等を活用した申請手続の更なる負担軽減、標準処理期間(2週間～1か月)の励行
- (2) **在留管理基盤の強化**
 - 法務省・厚生労働省の情報共有の更なる推進による外国人の在留状況・雇用状況の正確な把握
 - 業種別・職種別・在留資格別等の就労状況を正確に把握する仕組みの構築、**公的統計の充実・活用**
 - 出入国在留管理庁の創設に伴う出入国及び在留管理体制の強化【18億円】
- (3) **不法滞在者等への対策強化**
 - 警察庁、法務省、外務省等の関係機関の連携強化による不法滞在者等の排除の徹底【5億円】
 - 技能実習に係る失踪者情報等の収集・分析、これを踏まえた調査の徹底、実習実施者等に対する計画認定取消し等の運用の厳格化、平成29年における技能実習に係る失踪者等の悉皆調査・対応

(注) 予算額は30年度補正(2号)予算、31年度予算の措置額。このほか、関連予算として、地方創生推進交付金1,000億円の内数、(独)日本学生支援機構運営交付金13億円の内数(留学生の就職等支援関連)、人材開発支援助成金571億円の内数(地域での安定就労支援関連)、不法滞在者対策等157億円等がある。

生活困窮者自立支援法の各事業の委託について

- 生活困窮者自立支援制度における事業の委託については、社会保障審議会の報告書において、以下の指摘があった。
 - ・ 「施行後3年と間もない状況において、その着実な実施・浸透を図っていくためには、**事業における支援の質や、積み上げてきた信頼関係の継続性の確保**や、**質の高い支援を行うことができる従事者の育成・確保が重要**である」こと
 - ・ 「事業における支援の質や継続性等の観点から、マニュアルの改正などにより、自治体に対して、**その委託に当たっての留意点等を示すべき**である」こと
- この報告書の内容も踏まえ、「生活困窮者自立支援制度における自治体事務マニュアルの改訂について」(平成30年10月1日社援発1001第1号)により、以下のとおり委託先選定に当たっての留意点を都道府県等に対して周知

委託先の選定に当たっての留意点

- ・ 委託先の選定等に当たっては、**事業の質の維持の観点から、これまでの事業の評価結果を踏まえたものであること**
- ・ **事業の内容に着目した選定が望ましいこと**
- ・ **事業を利用する方の視点も踏まえた選定が望ましいこと**
- ・ 自治体の契約のルールも踏まえつつ、**事業の継続性の観点にも留意すること**
- ・ 制度施行後3年目と間もない期間の中で、**従事者の質的・量的確保を配慮した視点も重要であること**
- ・ 委託先の選定に当たっては、**事業の内容を中心とした総合的な評価を行うことが事業の質の維持等の観点から適切であり、価格のみの評価を行うことはその観点から必ずしも適切ではないこと**

こうした留意点の徹底により、生活困窮者自立支援制度の各事業における**支援の質の維持と継続性、委託事業における質の高い支援を行うことができる職員の安定的確保等**を図る。

生活困窮者自立支援法等関係予算の平成31年度予算案

平成29年度予算額 **400.4億円** → 平成30年度予算額 **431.5億円** → 平成31年予算額(案) **438.2億円 (+6.6億円)**

平成31年度予算案においては、改正生活困窮者自立支援法に基づき、子どもや保護者の生活習慣や育成環境の改善等に関する取組や居住支援の充実を図るとともに、生活困窮者の自立を一層促進するため、就労・定着支援の充実や生活困窮者支援を担う人材養成等の実施に要する経費を含めて、総額で約440億円を確保。

必須事業（負担金）

- ・自立相談支援事業
- ・住居確保給付金
- ・被保護者就労支援事業

30年度予算額

217.8億円

→

31年度予算額(案)

217.8億円

任意事業（補助金）

- ・就労準備支援事業
- ・被保護者就労準備支援事業
- ・一時生活支援事業
- ・家計改善支援事業
- ・子どもの学習・生活支援事業
- ・都道府県による市町村支援事業
- ・町村による相談の実施
- ・その他の生活困窮者の自立促進事業

30年度予算額

213.8億円

→

31年度予算額(案)

220.4億円

(新規・拡充分を含む)

新規・拡充分

30年10月施行分の満年度化

①

- ・30年10月施行分の満年度化にかかる予算額の確保

居住支援の推進

②③

- ・居住支援の強化
- ・借り上げ型シェルターの確保推進

子どもの学習・生活支援事業の推進

④

- ・子どもの生活習慣・環境の改善等に関する取組の強化

都道府県による市町村支援の充実

⑤

- ・支援員を支えるネットワークの構築

就労・定着支援体制の充実

⑥⑦

- ・自立相談支援事業の機能強化
- ・認定就労訓練事業の実施促進

生活福祉資金貸付の償還の取組強化

⑧

- ・生活福祉資金貸付制度の償還努力を評価する仕組みの導入

※ 赤字傍線は法律改正事項

生活困窮者自立支援制度を担う人材養成等の実施（1.2億円（別掲））

① 30年10月施行分の満年度化にかかる予算額の確保

(法律改正事項)

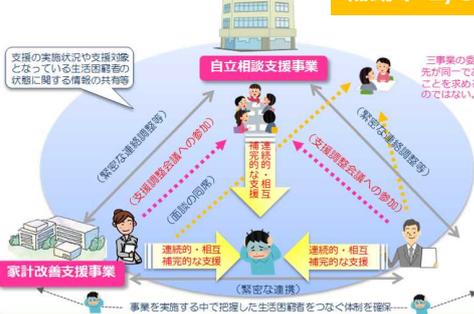
◇ 30年10月施行分（家計改善支援事業の補助率の引き上げ及び実施率の向上、都道府県による市町村支援事業及び町村による相談の実施の新設）の満年度化（6か月→12月）にかかる所要の予算を確保する。

平成30年10月施行関係事業

家計改善支援事業の補助率の引き上げ

・家計改善支援事業と就労準備支援事業の実施を全国的に推進するため、①自治体を取り組みやすくなる事業実施上の工夫や、②都道府県による事業実施体制の支援によるバックアップを行うとともに、③三事業を一体的に推進した場合には、家計改善支援事業の補助率を1/2から2/3に引き上げる。

補助率 2/3



都道府県による市町村支援事業

・都道府県による広域的な見地からの支援をより効果的・効率的に実施するため、①自立相談支援事業従事者の研修、②各種事業の実施体制の整備の支援、③社会資源の広域的なネットワークづくり等を行う「都道府県による市町村支援事業」を法律に位置付けるとともに、その費用の一部を補助

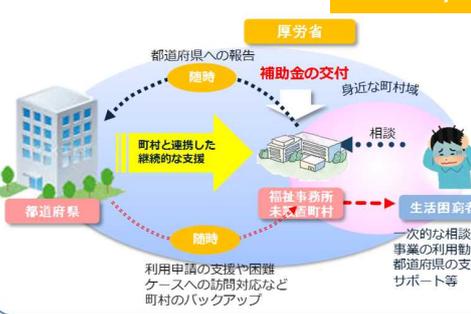
補助率 1/2



福祉事務所未設置町村による相談の実施

・福祉事務所を設置していない町村が都道府県との緊密な連携体制を確保した上で生活困窮者からの相談に応じるなど自立相談支援事業の一次的な相談機能を担うことができるようにするとともに、その費用の一部を補助

補助率 3/4



平成30年度 6月分予算

平成31年度 12月分予算

② 居住支援の強化(一時生活支援事業の拡充) (法律改正事項)

◇ 現行の一時生活支援事業（シェルター等における生活困窮者に対する一定期間の衣食住の提供）【補助率2/3】を拡充し、以下の対象者に対し、**一定期間、訪問による見守りや生活支援等日常生活を営むのに必要な支援を追加**することにより、居住支援を強化。

- ① **シェルター等を利用していた人** ② **居住に困難を抱える人であって地域社会から孤立している人**

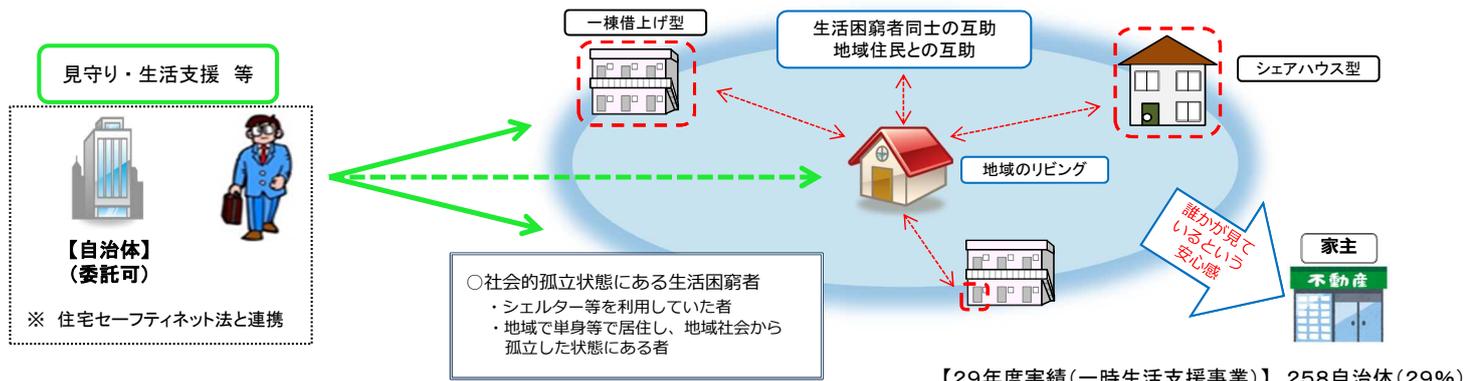
(※) 昨年改正された住宅セーフティネット法（住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律）とも連携

(※) 今回の強化分（訪問による見守りや生活支援等）の実施に当たっては、従来の一時生活支援事業のメニュー（シェルター等における生活困窮者に対する一定期間の衣食住の提供）の実施が前提。

対象経費

補助率 2 / 3

- ◇ 支援員等の人件費 ◇ 訪問に係る旅費、通信費 等



支援を必要とする人同士や地域住民とのつながりをつくり、相互に支え合うこと(互助)にも寄与することにより、地域で継続的・安定的な居住を確保

③ 一時生活支援事業の借り上げ型シェルターの確保推進

○ 一時生活支援事業では、ホームレスの方のみならず、いわゆるネットカフェに寝泊まりしている方、家賃滞納等により自宅を退去せざるを得ない方、家庭の事情により自宅にいられなくなった方など、**事業を利用する可能性のある対象者が、これまで実施主体の中心であった都市部のみならず、その他の地域まで広がっている。**

○ このような者に対しては、日常生活を安定的なものとするのが最重要課題であり、住宅の確保に先立って「一時的な居住先」の確保が喫緊の課題となっている。

○ そのため、「一時的な居住先」を確保するとともに、自立に向けた支援を受けることができるよう、借り上げ型シェルターの一層の確保につとめる。

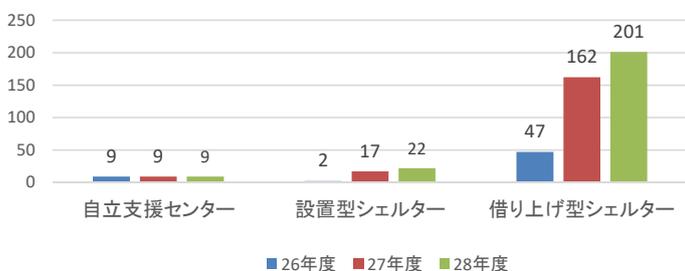
○ また、旅館やアパート等の施設を借り上げる形式のシェルターの確保にあたり、宿泊料の上昇傾向を踏まえた、借り上げ料の見直し(増額)を行う。(補助基準単価の上限を7,000円に引き上げる。)

対象経費

- ◇ 借り上げ料など

補助率 2 / 3

○一時生活支援事業の実施形態



○宿泊施設の宿泊料の状況

	宿泊料平均 (民営、1泊2食)	増加額
平成26年	17,507	-
平成28年	18,341	834

(資料)小売物価統計調査

④ 子どもの生活習慣・環境の改善等に関する取組の強化

(法律改正事項)

- ◇ 今回の制度改正では、生活困窮世帯等の子どもに対する「子どもの学習支援事業」について、従前の学習支援に加え、
 - ① 生活困窮世帯における子どもの生活習慣・育成環境の改善に関する助言
 - ② 生活困窮世帯における子どもの進路選択、教育、就労に関する相談に対する情報提供、助言、関係機関との連絡調整を拡充し、「**子どもの学習・生活支援事業**」として強化を図ることとしている。
- ◇ そのため、新たに明文化された相談支援等に関する取組について、現在約半数程度の自治体しか取り組んでいない状況であり、これらの自治体の事業実施を後押ししていく必要がある。
- ◇ 以上のことから、**子ども等の生活習慣・育成環境の改善に関する助言を実施する団体には、一定の加算措置を行い、生活習慣等に関する助言についても学習支援と同様に必須化を目指し、自治体の取組を後押ししていく。**

対象経費

- ◇ 専門支援員人件費等（人件費・旅費）
- ◇ 連絡協議会開催費用（会議費、資料作成費等）
- ◇ その他費用（旅費等） etc..

補助率 1/2

取組強化の具体的内容

新たに明文化された生活習慣及び育成環境の改善に関する助言を行う場合には新規に加算を実施。

<加算対象となるメニュー例>

- ・居場所での相談支援
- ・生活習慣の形成や社会性育成のための支援
- ・体験活動等
- ・保護者への養育支援



改正後の加算措置



生活習慣等助言に対する加算措置を設けることで、学習支援以外の取組の後押しに繋がることが期待され、これらの効果で**子どもが成長過程で社会から孤立せず、公平な条件で人生を歩むことができるよう、「貧困の連鎖を防ぐ」という視点に立った積極的な支援が可能になる。**

⑤ 支援員を支えるネットワークの構築

- 生活困窮者の抱える複雑かつ複合的な課題に関する相談に包括的に対応していくためには、支援員の人員の確保や育成、さらには、**困難な事例に直面した際の支援といったバーンアウト防止に向けた取組を行うことが必要**。国会答弁や困窮法一部改正法案の附帯決議においても、支援員への心理的な負担軽減等の各種取組を行うべきとされている。
- そのため、各都道府県において、市域を越えて経験豊富な相談員へ相談をするための「**支援員専用電話相談ライン**」（仮称）の構築やメール相談受付への対応、他職種も含めたネットワークづくり等の取組により、支援員が困難な事例に直面した場合に相談し、適切な助言等を得られるような体制を構築する。

対象経費

- ◇ オペレーターの人件費
- ◇ 通信費（電話料金）、賃借料、備品購入費、消耗品費 等

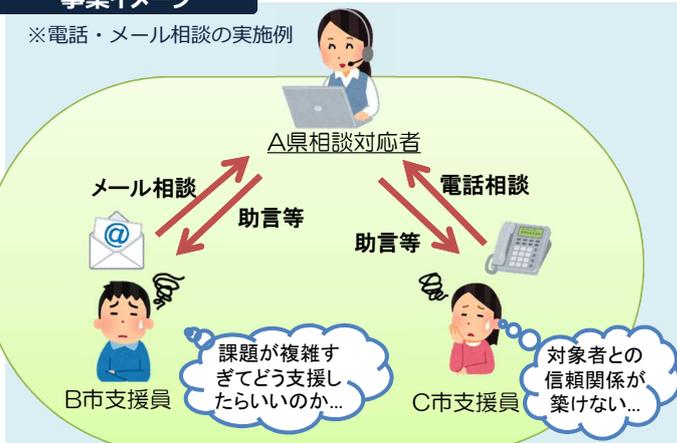
補助率 1/2

事業内容

- 都道府県に「**支援者専用電話相談ライン**」やメール相談受付の体制を構築。生活困窮者の支援経験が豊富な者を担当者として配置。
- 県内各市の支援員からの相談（**困難ケースの対応方法等**）に対し、適切な**助言等**を提供する。
- 他職種も含めたネットワーク会議の実施により、支援内容の提案・助言。

事業イメージ

※電話・メール相談の実施例



参考

- 社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会報告書 (H29.12.15) (抜粋)
 - 自立相談支援事業のあり方としては、相談者を「断らず」、広く受け止めることが必要であり、生活困窮者自立支援法において、「現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」とされている生活困窮者の定義のもとで、「断らない」支援の実践が目標とされているが、こうした「断らない」相談支援については、今後とも徹底していかなければならない。
 - 本制度における相談支援を理念に基づき、具現化するためには、**高度な倫理観**や相談支援の知識・技術を備えた人材の養成が不可欠であり、「5. 制度の信頼性の確保」の「(1) 生活困窮者自立支援制度の従事者の質の確保」の内容を踏まえ、質の高い相談支援が実現できるよう、国、都道府県、自治体が協働し、人材養成に取り組むことが求められるとの意見があった。
 - また、「断らない」相談を継続するために、相談を受け止める相談支援員がバーンアウトしないよう、スーパービジョンやフォローアップ研修等が必要との意見があった。
- 生活困窮者自立支援法一部改正法案に対する参議院厚生労働委員会附帯決議 (H30.5.31)
 - 二、 (略)・・・断らない相談を実践するためには十分な支援員等の配置やスキルの向上が必要不可欠であることから、**人材確保のための教育・訓練プログラムの拡充を含む体制整備を行うとともに、そのために必要な予算の確保に努めること。**
 - 八、 (略)・・・また、生活困窮者自立支援制度を担う相談員・支援員が安心と誇りを持って働けるよう雇用の安定と処遇の改善を図るとともに、研修の充実などスキルの向上を支援するための必要な措置を講ずること。

⑥ 自立相談支援事業の機能強化 (困窮制度における障害者就業・生活支援センター等の活用)

- ◇ 平成26年度生活困窮者自立促進モデル事業実施自治体の平成28年度新規相談者の特性をみると(※)、障害者手帳を所持している者(約7%)のほか、メンタルヘルスの課題(うつ、不眠、不安、依存症、適応障害など)を抱えている者(約15%)、障害の疑いがある者(約6%)、コミュニケーションに課題を抱えている者(約5%)、社会的孤立(約6%(ひきこもり・ニート等))、生活習慣の乱れ(約3%) (重複回答)等**専門的な相談支援が求められる者が多く、自立相談支援機関の現場においても支援対象者に応じたきめ細かな支援が求められている。**
- ◇ そのため、**自立相談支援事業の機能強化事業として**、障害のうかがわれる方等に対して障害者就業・生活支援センターなど専門的な支援機関に委託すること等により、就労面・生活面一体的な支援を実施することにより、**一般就労を目指す生活困窮者に対する支援を強化**する。

対象経費

◇ 人件費(各都道府県等に1名の相談員を配置)

補助率 1/2

※ 改正法第7条第2項第3号に基づく「その他の生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業」として要求

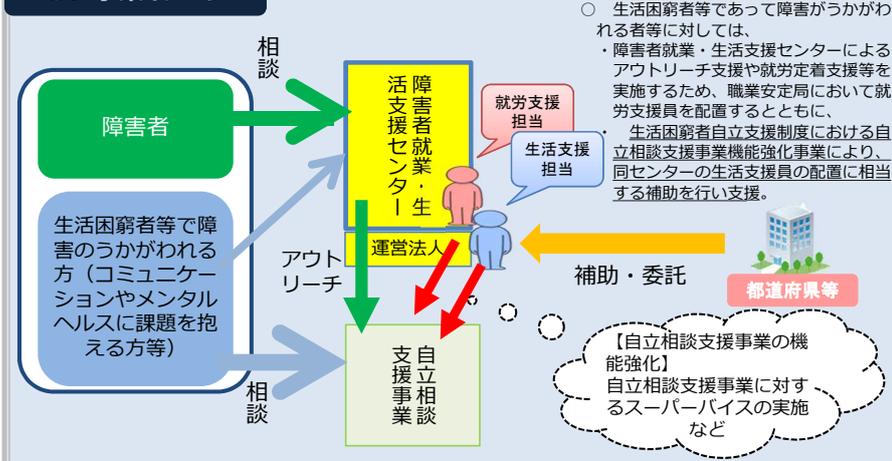
1. 事業内容

- ◇ 障害のうかがわれる者やコミュニケーションやメンタルヘル스에課題を抱える者など一定の生活困窮者に対する就職段階や定着段階での生活支援
- ◇ その専門的な支援機関のノウハウを活用した自立相談支援事業等に対するスーパーバイズ等

2. 事業実施形態

- ◇ 都道府県単位(指定都市・中核市は可)での実施(※)を想定(※全国50カ所)
- ◇ 実施の委託先としては障害者の支援のノウハウを有する障害者就業・生活支援センター等が考えられる。

3. 事業イメージ



⑦ 認定就労訓練事業の実施促進

- ◇ 直ちに一般就労が困難な者に対する支援付きの就労の場である「認定就労訓練事業」については、いわゆる「中間的就労」として生活困窮者の就労支援に有用であり、認定事業所数は増加している(※)。
 (※) 認定就労訓練事業所の認定状況(H30.3.31時点): 認定件数 1,409件、利用定員合計 3,561名
- ◇ 一方で、認定事業所に対する経済的支援は、現状では事業所の立ち上げ支援等に限定されており、傷害保険の保険料や就労支援に要する費用も認定事業所が負担しており、当該事業を促進する支障となっているとの指摘がある。
 【参考】
 ● 社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会報告書
 「…事業所に通うための交通費や**保険の加入に関する費用を事業所が負担している実態**や、**就労支援担当者を置く余裕がない状況**、事業所として支援する経験やノウハウが乏しいことなどを背景に、**認定就労訓練事業を実施する事業所に対する経済的インセンティブ支援や、事業者における支援ノウハウの支援を求める声**が強い。」
 ● 生活困窮者自立支援法の一部改正法(H30.6.8公布)への参議院厚生労働委員会の附帯決議
 「支援対象者の社会参加や就労体験・訓練の場をより多く確保し、地域で支える体制を整備するため、認定就労訓練事業者の認定方法を工夫するとともに、事業者に対する優先発注、税制優遇、事業の立ち上げ支援等の**経済的インセンティブの活用や支援ノウハウの提供など、受皿となる団体や企業が取り組みやすい環境を整備すること**」
- ◇ このため、事業を実施するに当たって追加的に生じる費用への補助の仕組みを講じ、認定事業所における**就労訓練事業の実施を促進**することにより、**生活困窮者の就労支援のさらなる推進を図る。**

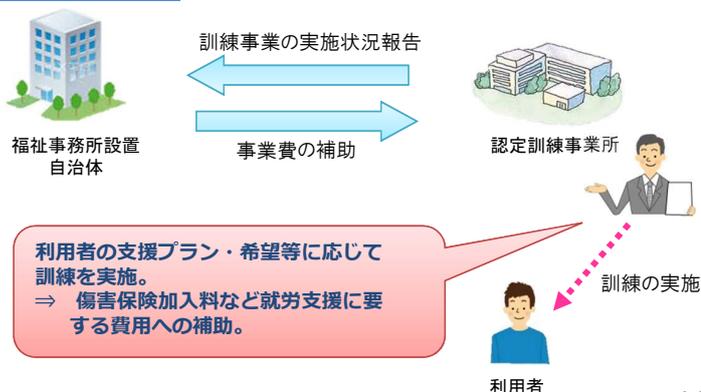
対象経費

◇ 「非雇用型」の利用者向け傷害保険加入料など就労支援に要する費用

補助率 1/2

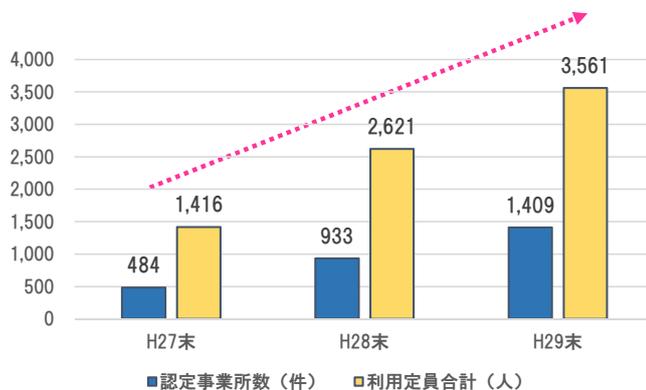
※ 改正法第7条第2項第3号に基づく「その他の生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業」として要求

事業イメージ



参考

認定訓練事業所数・利用定員の推移



⑧ 生活福祉資金貸付制度の償還努力を評価する仕組の導入

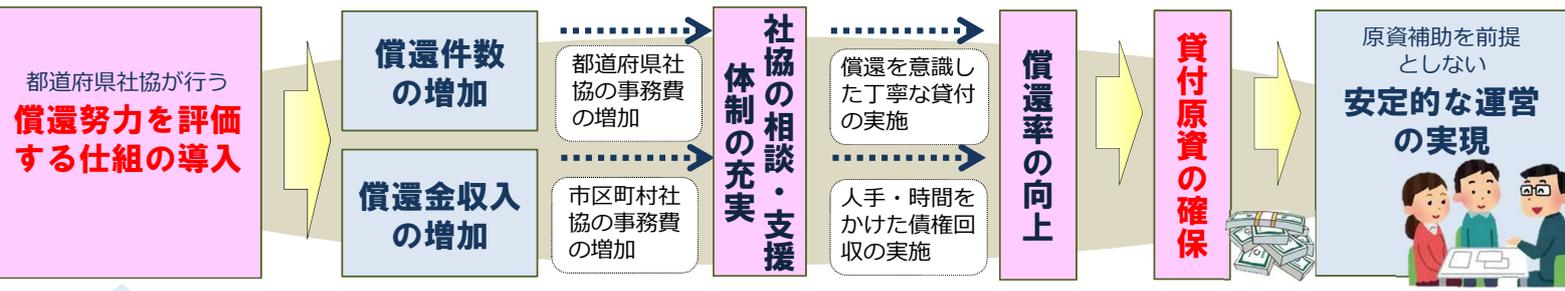
- ◇ 生活福祉資金については、公費を原資とした貸付制度であることから、償還が可能な方には可能な限り返済に努めていただくことが基本となる。
- ◇ しかしながら、現在、貸付を行っている債権の状況を見ると、**借受人からの償還が滞っているケースも少なくなく**、これらのケースの中には、現住所の特定が必要になるなど通常債権の回収と比べて、相対的な事務負担や費用負担が重くなっているものもあると考えられる。
- ◇ このため、これらの貸付金の適切な債権管理事務の実施を促す観点から、**都道府県社会福祉協議会が行う償還の取組や体制を適切に評価する仕組みを設けることにより、貸付金の確実な償還を促し、原資の補助を前提としなくても、償還金収入のみで安定的に運営できる状況を目指していく。**

対象経費

- ◇ 職員俸給、諸手当等
- ◇ 旅費、諸謝金
- ◇ 需用費（備品費、消耗品費、光熱水費等）

補助率 1/2

※ 改正法第7条第2項第3号に基づく「その他の生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業」として要求



（体制に関する評価の例）

- ◇ 債権回収に関する業務知識の蓄積、専門的な対応の強化を図る観点から、債権回収専任の職員の配置
- ◇ 金融機関OBなど債権回収に知見を有する職員の配置など

（取組に関する評価の例）

- ◇ 債権回収強化のための現行システムの改修（名寄せ機能やアラート機能強化、滞納者情報の充実）
- ◇ 顧問弁護士との日常的な相談体制の確立
- ◇ 専門的な知識や経験を有する一般民間事業者等への業務委託

⑨ 自治体・支援員向けコンサルティングの実施

- 困窮法一部改正法において「都道府県による市町村支援事業」が努力義務化されたことに伴い、都道府県が主体となって管内市町村に支援することとなるが、ノウハウが十分に蓄積されていない都道府県においては、引き続き国としてのサポートが求められ、また、必要に応じて国として市町村へ直接ノウハウの伝達・助言等を行うことも考えられる。
- そのため、**各自治体の抱える困難事例や専門的助言が求められる事項に関し、専門スタッフを派遣しコンサルティングを行う。**また、**全国の支援員が利用できる情報共有サイトを運営**し、支援員同士が情報共有をしたり意見交換できる機会を設ける。

対象経費

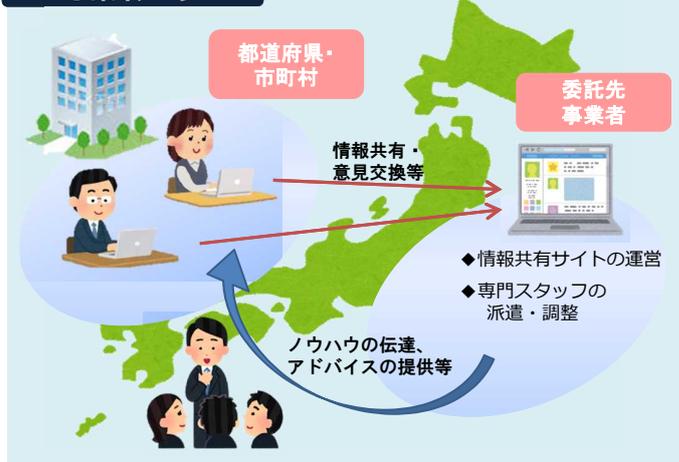
- ◇ 人件費、専門スタッフ派遣に係る旅費・謝金、事務所費用
- ◇ 情報共有サイトの開設費用、運用・保守 等

※ (項) 生活保護等対策費 (目) 公的扶助資料調査委託費として要求

事業内容

- 都道府県・市町村に**専門スタッフを派遣し、事業実施上のノウハウ伝達や困難ケースへの対応を実施。**
 - 全国の支援員がアクセス可能な**情報共有サイトを開設し**、支援員同士が情報共有をしたり意見交換できる機会を設ける。
- ※事業実施に最適な団体等への委託を想定。

事業イメージ



参考

- 社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会報告書 (H29.12.15) (抜粋)
 - 自立相談支援事業のあり方としては、相談者を「断らず」、広く受け止めることが必要であり、生活困窮者自立支援法において、「現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」とされている生活困窮者の定義のもとで、「断らない」支援の実践が目標とされているが、こうした「断らない」相談支援については、今後とも徹底していかなければならない。
 - 本制度における相談支援を理念に基づき、具現化するためには、**高度な倫理観や相談支援の知識・技術を備えた人材の養成が不可欠であり、「5. 制度の信頼性の確保」の「(1) 生活困窮者自立支援制度の従事者の質の確保」の内容を踏まえ、質の高い相談支援が実現できるよう、国、都道府県、自治体が協働し、人材養成に取り組むことが求められるとの意見があった。**
 - また、「断らない」相談を継続するために、相談を受け止める相談支援員がバーンアウトしないよう、スーパービジョンやフォローアップ研修等が必要との意見があった。
- 生活困窮者自立支援法一部改正法案に対する参議院厚生労働委員会附帯決議 (H30.5.31)
 - 二、 (略)・・・断らない相談を実践するためには十分な支援員等の配置やスキルの向上が必要不可欠であることから、**人材確保のための教育・訓練プログラムの拡充を含む体制整備を行うとともに、そのために必要な予算の確保に努めること。**
 - 八、 (略)・・・また、生活困窮者自立支援制度を担う相談員・支援員が安心と誇りを持って働けるよう雇用の安定と処遇の改善を図るとともに、研修の充実などスキルの向上を支援するための必要な措置を講ずること。

自立相談支援事業の国庫負担基準額

- ◆ 人口規模に応じた基本基準額・・・予算を公平かつ効果的に執行するため人口規模に応じた基本基準額を設定
- ◆ 都道府県広域加算・・・都道府県が設置する福祉事務所数に応じ、1か所あたり500万円を加算
- ◆ 保護率加算・・・保護率が一定割合を超えている自治体に対する加算

○保護率が2%以上の自治体・・・基本基準額の1.2倍 ○保護率が3%以上の自治体・・・基本基準額の1.5倍★

- ◆ 住居確保給付金加算・・・住居確保給付金の支給実績が一定件数を超えている自治体に対する加算

○住居確保給付金の支給実績が6件以上／人口10万人当たりの自治体・・・基本基準額の1.2倍

- ◆ 過疎地域加算・・・管内地域の人口密度が一定割合を下回る自治体に対する加算

算定基準	算定方法	
	過疎市町村 (市町村全域が過疎地域の場合に限る)	過疎地域とみなされる 区域を有する町村
過疎市町村等の人口密度（過疎地域とみなされる区域を有する市町村については、過疎地域とみなされる区域の人口密度）が50人/km ² 以下	基本基準額の1.5倍★ ※ 道府県の場合は1.3倍	基本基準額＋（当該区域の人口の属する人口区分の基本基準額の0.5倍）

要件変更

- ◆ 支援実績加算・・・所要額が適用基準額を上回り、かつ、以下のいずれの要件も満たす自治体に対する加算

- ◇ 新規相談件数要件【新規相談件数が目安値を超えている】又は【前年より1割以上増加】・・・基本基準額の1.5倍★
- ◇ プラン作成件数要件【プラン作成件数が目安値を超えている】又は【前年より1割以上増加】

※ 都道府県広域加算後の基本基準額に、保護率加算、住居確保給付金加算、過疎地域加算、支援実績加算の要件を満たしたもののうち、最も高い加算率を乗じて得た額を『適用基準額』とする。ただし、★の加算の算定要件を複数満たす場合は、都道府県広域加算後の基本基準額に1.6倍を乗じて得た額を『適用基準額』とする（複数要件該当の特例）。

新設

支援実績減算の導入（就労準備、家計改善、学習・生活支援）

- 年間を通じて利用者がいない状況が複数年度に渡って連続するなど各種任意事業（就労準備支援事業、家計改善支援事業及び子どもの学習・生活支援事業）の利用実績が低調な自治体に対する減算措置について、「対象となる自治体の要件」及び「具体的な措置の内容」を以下のとおり定め、平成31年度の国庫補助協議から適用することとする。
- なお、今回、これまで自治体に示してきた措置（基本基準額から減算）からより厳しい措置（前年度交付決定額から減算）に見直すこととしたことも踏まえ、平成31年度の国庫補助協議においては、比較的緩い措置を試行的に実施することとし、その改善効果を踏まえた上で、次年度以降の国庫補助協議においてより実効性の高い仕組みを講じるものとする。

【支援実績減算の対象となる自治体の要件と具体的な減算措置の内容】

		家計改善支援事業	就労準備支援事業	子どもの学習・生活支援事業
対象となる自治体の要件		就労準備支援事業、家計改善支援事業又は子どもの学習支援事業を協議年度の前々年度から実施している自治体であって、協議年度の前々年度から前年12月末までの間（平成31年度国庫補助協議においては、平成29年4月から平成30年12月までの間）に渡って、それぞれの事業ごとに利用者がいない状況が継続している自治体		
具体的な措置の内容	単独実施の場合	前年度の交付決定額に0.9を乗じた額を国庫補助所要額の上限とする		
	一体的実施の場合※	（いずれの事業も算定要件を満たす場合） 前年度の交付決定額（合算後）に0.9を乗じた額を国庫補助所要額の上限とする		—
		（いずれか一方の事業のみ算定要件を満たす場合） 前年度の交付決定額（合算後）に0.95を乗じた額を国庫補助所要額の上限とする		—

※ 新たに一体的実施へ移行した年度については、合算単価の適用により▲10%の費用効率化が求められること、新たに実施する事業の備品購入費などイニシャルコストが嵩むことにも配慮し、支援実績減算は適用しない。

平成31年度新規・拡充事業に係る国庫補助基準単価

平成31年度予算(案)に計上した新規・拡充事業の基本基準額、目安額、加算単価等については以下のとおりとする。

No.	事業名	新規・拡充事項	目安額・加算単価
1	一時生活支援事業	地域居住支援事業の創設	人口区分に応じて基本基準額を設定
		借り上げ型シェルターの借り上げ料の引き上げ 参考1	6,000円 → 7,000円 利用者1人あたり1日分
2	子どもの学習・生活支援事業 参考2	生活習慣・育成環境の改善に係る加算措置の創設	基本基準額の 40% これに伴い基本基準額、一部加算の水準を見直し
3	その他事業	支援員を支えるネットワークの構築	都道府県による市町村支援事業の 目安額の範囲内 で補助 事業費 20,000千円 (国庫補助: 10,000千円)
4		自立相談支援事業の機能強化	都道府県の場合 事業費 10,000千円 (国庫補助: 5,000千円) 市町村の場合 事業費 6,000千円 (国庫補助: 3,000千円)
5		認定就労訓練事業の実施促進	就労訓練推進事業の目安額の範囲内 で補助 都道府県の場合 事業費 15,000千円 (国庫補助: 7,500千円) 市町村の場合 事業費 10,000千円 (国庫補助: 5,000千円)
6		生活福祉資金貸付の償還努力を評価する仕組みの導入 参考3	債権回収体制整備加算 5,000千円 (国庫補助: 2,500千円) 債権回収取組強化加算 5,000千円 (国庫補助: 2,500千円) 償還件数1件あたり事業費(不良債権) 52千円 (国庫補助: 26千円)

(参考1) 一時生活支援事業の国庫補助基準額

◆ 一時生活支援事業の基本基準額・・・施設(設置)型、借り上げ型ごとに下表のとおり設定

・平成31年度に新設した「地域居住支援事業」を実施する場合は、人口区分に応じた基準額(右表)を加算

区分	自立支援センター・設置型シェルター		借り上げ型 シェルター
	基準額 (本体)	基準額 (土地・建物の 借り上げ分)	
基準額	定員区分	基準額(※)	60,000千円 (1施設あたり) 7千円 (利用者1人あたり1日分)
	～ 9人	9,500千円	
	10人～ 29人	15,500千円	
	30人～ 49人	38,500千円	
	50人～ 69人	55,500千円	
	70人～ 99人	82,000千円	
	100人～199人	122,000千円	
	200人～299人	188,000千円	
300人以上	厚生労働大臣が認めた額		

地域居住支援事業	
人口区分	単価
2万人未満	1,700
2万人以上～3万人未満	2,000
3万人以上～4万人未満	2,300
4万人以上～5.5万人未満	2,700
5.5万人以上～7万人未満	3,000
7万人以上～10万人未満	3,700
10万人以上～15万人未満	4,700
15万人以上～20万人未満	5,700
20万人以上～30万人未満	6,700
30万人以上～40万人未満	8,300
40万人以上～50万人未満	10,000
50万人以上～60万人未満	10,700
60万人以上～70万人未満	11,300
70万人以上～80万人未満	12,000
80万人以上～90万人未満	12,700
90万人以上～100万人未満	13,300
100万人以上～110万人未満	16,700
110万人以上～120万人未満	17,000
120万人以上～130万人未満	17,300
130万人以上～140万人未満	17,700
140万人以上～150万人未満	18,000
150万人以上～160万人未満	18,300
160万人以上～170万人未満	18,700
170万人以上～180万人未満	19,000
180万人以上～190万人未満	19,300
190万人以上～200万人未満	19,700
200万人以上～210万人未満	20,000
210万人以上～220万人未満	20,300
220万人以上～230万人未満	20,700
230万人以上～240万人未満	21,000
240万人以上～250万人未満	21,300
250万人以上～260万人未満	21,700
260万人以上～270万人未満	22,000
270万人以上～280万人未満	22,300
280万人以上～290万人未満	22,700
290万人以上～300万人未満	23,000
300万人以上	23,300

+

◆ 医療専門職巡回加算・・・医療職による相談や支援を行う場合に3,500千円を加算

(参考2) 子どもの学習・生活支援事業の国庫補助基準額(新旧)

人口区分	基本基準額(千円)		高校生世代支援		小学生加算		家庭訪問加算		教育連携加算		新 生活習慣・環 境改善加算額	(参考) 基本基準額+加算		
	旧	新	旧	新	旧	新	旧	新	旧	新		差額		
1 ~ 2万人未満	2,800	2,400	900	800	500	400	700	600	700	800	1,000	5,600	6,000	400
2万人以上 ~ 3万人未満	3,800	3,300	1,200	1,000	600	500	1,000	900	1,000	1,000	1,400	7,600	8,100	500
3万人以上 ~ 4万人未満	4,700	4,000	1,500	1,200	800	600	1,200	1,000	1,200	1,200	1,600	9,400	9,600	200
4万人以上 ~ 5.5万人未満	5,700	4,900	1,800	1,500	900	800	1,500	1,300	1,500	1,500	2,000	11,400	12,000	600
5.5万人以上 ~ 7万人未満	7,600	6,500	2,300	2,000	1,200	1,000	1,900	1,700	1,900	2,000	2,600	14,900	15,800	900
7万人以上 ~ 10万人未満	9,000	7,700	2,700	2,400	1,400	1,200	2,300	2,000	2,300	2,400	3,100	17,700	18,800	1,100
10万人以上 ~ 15万人未満	11,000	9,400	3,300	2,900	1,700	1,500	2,800	2,400	2,800	2,900	3,800	21,600	22,900	1,300
15万人以上 ~ 20万人未満	14,000	11,900	4,200	3,600	2,100	1,800	3,500	3,000	3,500	3,600	4,800	27,300	28,700	1,400
20万人以上 ~ 30万人未満	17,500	14,900	5,300	4,500	2,700	2,300	4,400	3,800	4,400	4,500	6,000	34,300	36,000	1,700
30万人以上 ~ 40万人未満	21,000	17,900	6,300	5,400	3,200	2,700	5,300	4,500	5,300	5,400	7,200	41,100	43,100	2,000
40万人以上 ~ 50万人未満	24,000	20,400	7,200	6,200	3,600	3,100	6,000	5,100	6,000	6,200	8,200	46,800	49,200	2,400
50万人以上 ~ 60万人未満	29,000	24,700	8,700	7,500	4,400	3,800	7,300	6,200	7,300	7,500	9,900	56,700	59,600	2,900
60万人以上 ~ 70万人未満	33,000	28,100	9,900	8,500	5,000	4,300	8,300	7,100	8,300	8,500	11,300	64,500	67,800	3,300
70万人以上 ~ 80万人未満	37,000	31,500	11,100	9,500	5,600	4,800	9,300	7,900	9,300	9,500	12,600	72,300	75,800	3,500
80万人以上 ~ 90万人未満	41,000	34,900	12,300	10,500	6,200	5,300	10,300	8,800	10,300	10,500	14,000	80,100	84,000	3,900
90万人以上 ~ 100万人未満	45,000	38,300	13,500	11,500	6,800	5,800	11,300	9,600	11,300	11,500	15,400	87,900	92,100	4,200
100万人以上 ~ 110万人未満	47,500	40,400	14,300	12,200	7,200	6,100	11,900	10,100	11,900	12,200	16,200	92,800	97,200	4,400
110万人以上 ~ 120万人未満	49,000	41,700	14,700	12,600	7,400	6,300	12,300	10,500	12,300	12,600	16,700	95,700	100,400	4,700
120万人以上 ~ 130万人未満	50,500	43,000	15,200	12,900	7,600	6,500	12,700	10,800	12,700	12,900	17,200	98,700	103,300	4,600
130万人以上 ~ 140万人未満	52,000	44,200	15,600	13,300	7,800	6,700	13,000	11,100	13,000	13,300	17,700	101,400	106,300	4,900
140万人以上 ~ 150万人未満	53,500	45,500	16,100	13,700	8,100	6,900	13,400	11,400	13,400	13,700	18,200	104,500	109,400	4,900
150万人以上 ~ 160万人未満	55,000	46,800	16,500	14,100	8,300	7,100	13,800	11,700	13,800	14,100	18,800	107,400	112,600	5,200
160万人以上 ~ 170万人未満	56,500	48,100	17,000	14,500	8,500	7,300	14,200	12,100	14,200	14,500	19,300	110,400	115,800	5,400
170万人以上 ~ 180万人未満	58,000	49,300	17,400	14,800	8,700	7,400	14,500	12,400	14,500	14,800	19,800	113,100	118,500	5,400
180万人以上 ~ 190万人未満	59,500	50,600	17,900	15,200	9,000	7,600	14,900	12,700	14,900	15,200	20,300	116,200	121,600	5,400
190万人以上 ~ 200万人未満	61,000	51,900	18,300	15,600	9,200	7,800	15,300	13,000	15,300	15,600	20,800	119,100	124,700	5,600
200万人以上 ~ 210万人未満	62,000	52,700	18,600	15,900	9,300	8,000	15,500	13,200	15,500	15,900	21,100	120,900	126,800	5,900
210万人以上 ~ 220万人未満	63,500	54,000	19,100	16,200	9,600	8,100	15,900	13,500	15,900	16,200	21,600	124,000	129,600	5,600
220万人以上 ~ 230万人未満	65,000	55,300	19,500	16,600	9,800	8,300	16,300	13,900	16,300	16,600	22,200	126,900	132,900	6,000
230万人以上 ~ 240万人未満	66,500	56,600	20,000	17,000	10,000	8,500	16,700	14,200	16,700	17,000	22,700	129,900	136,000	6,100
240万人以上 ~ 250万人未満	68,000	57,800	20,400	17,400	10,200	8,700	17,000	14,500	17,000	17,400	23,200	132,600	139,000	6,400
250万人以上 ~ 260万人未満	69,000	58,700	20,700	17,700	10,400	8,900	17,300	14,700	17,300	17,700	23,500	134,700	141,200	6,500
260万人以上 ~ 270万人未満	71,000	60,400	21,300	18,200	10,700	9,100	17,800	15,100	17,800	18,200	24,200	138,600	145,200	6,600
270万人以上 ~ 280万人未満	73,000	62,100	21,900	18,700	11,000	9,400	18,300	15,600	18,300	18,700	24,900	142,500	149,400	6,900
280万人以上 ~ 290万人未満	75,000	63,800	22,500	19,200	11,300	9,600	18,800	16,000	18,800	19,200	25,600	146,400	153,400	7,000
290万人以上 ~ 300万人未満	77,000	65,500	23,100	19,700	11,600	9,900	19,300	16,400	19,300	19,700	26,200	150,300	157,400	7,100
300万人以上 ~	80,000	68,000	24,000	20,400	12,000	10,200	20,000	17,000	20,000	20,400	27,200	156,000	163,200	7,200

(参考3) 生活福祉資金貸付事業(事務費)の国庫補助基準額

- ◇ 各都道府県社協が債権回収強化のための取組を地域の実情や特性に応じて、柔軟かつ効果的に実施できるよう、
 - ① 各都道府県社協における債権回収にかかる業務知識の蓄積、専門的な対応の強化を図る観点から、**債権回収業務に従事する職員を配置する場合**（『債権回収体制整備加算』）、
 - ② 既存システムの改修や弁護士、民間会社のノウハウを活用するなど**債権回収業務を効果的・効率的に行うための取組を実施する場合**（『債権回収取組強化加算』）、
 それぞれ**500万円**を現行の基本事業費（1,000万円）に加算

(参考) 都道府県社協に対する事務費の補助基準額の加算体系図

出来高加算

・貸付件数1件あたり **+2.6万円** ・償還件数（通常債権）1件あたり **+2.6万円** ・償還件数（不良債権）1件あたり **+5.2万円**

◆ 債権回収体制整備加算

+500万円

(対象経費の例)

- ◇ 債権回収に関する業務知識の蓄積、専門的な対応の強化を図る観点から、債権回収専任の職員の配置
- ◇ 金融機関OBなど債権回収に知見を有する職員の配置など



◆ 債権回収取組強化加算

+500万円

(対象経費の例)

- ◇ 債権回収強化のための現行システムの改修（名寄せ機能やアラート機能の強化、滞納者情報の充実）
- ◇ 顧問弁護士との日常的な相談体制の確立
- ◇ 弁護士委任による効率的な債権回収の実施
- ◇ 専門的な知識や経験を有する一般民間事業者等への業務委託
- ◇ 市区町村社協職員に対する債権管理に関する研修の実施など



基本事業費（1,000万円）

(対象経費) 職員俸給、諸手当等、社会保険事業主負担金、旅費、諸謝金、需用費（備品費、消耗品費、燃料費、印刷製本費、雑役務費、通信運搬費、光熱水費、借料及び損料、会議費、賃金）、委託料、負担金

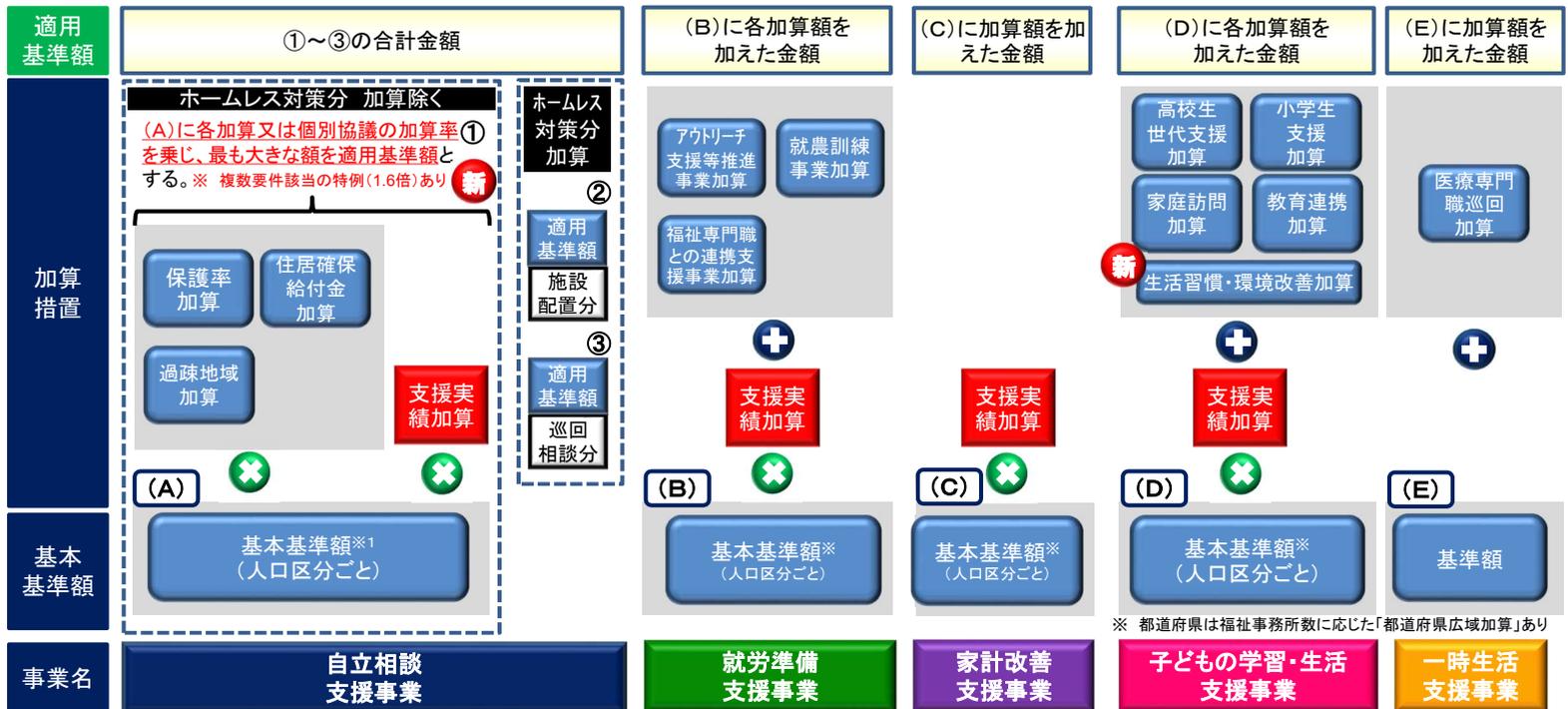
平成31年度の各事業の国庫負担・補助基準額

(単位:千円)

(※)金額は事業費ベース

人口区分	自立相談	就労準備	家計相談	子どもの学習・生活支援					
	基本基準額	基本基準額	基本基準額	基本基準額	高校世代加算	小学生支援加算	家庭訪問加算	教育連携加算	環境改善加算
2万人未満	5,000	5,000	3,000	2,400	800	400	600	800	1,000
2万人以上～3万人未満	7,000	6,000	4,000	3,300	1,000	500	900	1,000	1,400
3万人以上～4万人未満	9,000	7,000	5,000	4,000	1,200	600	1,000	1,200	1,600
4万人以上～5.5万人未満	10,600	8,000	7,000	4,900	1,500	800	1,300	1,500	2,000
5.5万人以上～7万人未満	12,500	9,000	8,000	6,500	2,000	1,000	1,700	2,000	2,600
7万人以上～10万人未満	14,500	11,000	10,000	7,700	2,400	1,200	2,000	2,400	3,100
10万人以上～15万人未満	18,500	14,000	12,000	9,400	2,900	1,500	2,400	2,900	3,800
15万人以上～20万人未満	22,500	17,000	15,000	11,900	3,600	1,800	3,000	3,600	4,800
20万人以上～30万人未満	30,000	20,000	18,000	14,900	4,500	2,300	3,800	4,500	6,000
30万人以上～40万人未満	38,000	25,000	20,000	17,900	5,400	2,700	4,500	5,400	7,200
40万人以上～50万人未満	48,000	30,000	23,000	20,400	6,200	3,100	5,100	6,200	8,200
50万人以上～60万人未満	60,000	32,000	25,000	24,700	7,500	3,800	6,200	7,500	9,900
60万人以上～70万人未満	70,000	34,000	27,000	28,100	8,500	4,300	7,100	8,500	11,300
70万人以上～80万人未満	80,000	36,000	28,000	31,500	9,500	4,800	7,900	9,500	12,600
80万人以上～90万人未満	90,000	38,000	29,000	34,900	10,500	5,300	8,800	10,500	14,000
90万人以上～100万人未満	100,000	40,000	30,000	38,300	11,500	5,800	9,600	11,500	15,400
100万人以上～110万人未満	110,000	50,000	40,000	40,400	12,200	6,100	10,100	12,200	16,200
110万人以上～120万人未満	120,000	51,000	41,000	41,700	12,600	6,300	10,500	12,600	16,700
120万人以上～130万人未満	130,000	52,000	42,000	43,000	12,900	6,500	10,800	12,900	17,200
130万人以上～140万人未満	140,000	53,000	43,000	44,200	13,300	6,700	11,100	13,300	17,700
140万人以上～150万人未満	150,000	54,000	44,000	45,500	13,700	6,900	11,400	13,700	18,200
150万人以上～160万人未満	160,000	55,000	45,000	46,800	14,100	7,100	11,700	14,100	18,800
160万人以上～170万人未満	170,000	56,000	46,000	48,100	14,500	7,300	12,100	14,500	19,300
170万人以上～180万人未満	175,000	57,000	47,000	49,300	14,800	7,400	12,400	14,800	19,800
180万人以上～190万人未満	180,000	58,000	48,000	50,600	15,200	7,600	12,700	15,200	20,300
190万人以上～200万人未満	185,000	59,000	49,000	51,900	15,600	7,800	13,000	15,600	20,800
200万人以上～210万人未満	190,000	60,000	50,000	52,700	15,900	8,000	13,200	15,900	21,100
210万人以上～220万人未満	195,000	61,000	51,000	54,000	16,200	8,100	13,500	16,200	21,600
220万人以上～230万人未満	200,000	62,000	52,000	55,300	16,600	8,300	13,900	16,600	22,200
230万人以上～240万人未満	205,000	63,000	53,000	56,600	17,000	8,500	14,200	17,000	22,700
240万人以上～250万人未満	210,000	64,000	54,000	57,800	17,400	8,700	14,500	17,400	23,200
250万人以上～260万人未満	215,000	65,000	55,000	58,700	17,700	8,900	14,700	17,700	23,500
260万人以上～270万人未満	220,000	66,000	56,000	60,400	18,200	9,100	15,100	18,200	24,200
270万人以上～280万人未満	225,000	67,000	57,000	62,100	18,700	9,400	15,600	18,700	24,900
280万人以上～290万人未満	230,000	68,000	58,000	63,800	19,200	9,600	16,000	19,200	25,600
290万人以上～300万人未満	235,000	69,000	59,000	65,500	19,700	9,900	16,400	19,700	26,200
300万人以上	250,000	70,000	60,000	68,000	20,400	10,200	17,000	20,400	27,200

平成31年度の各事業の国庫負担・補助基準額・加算の体系図



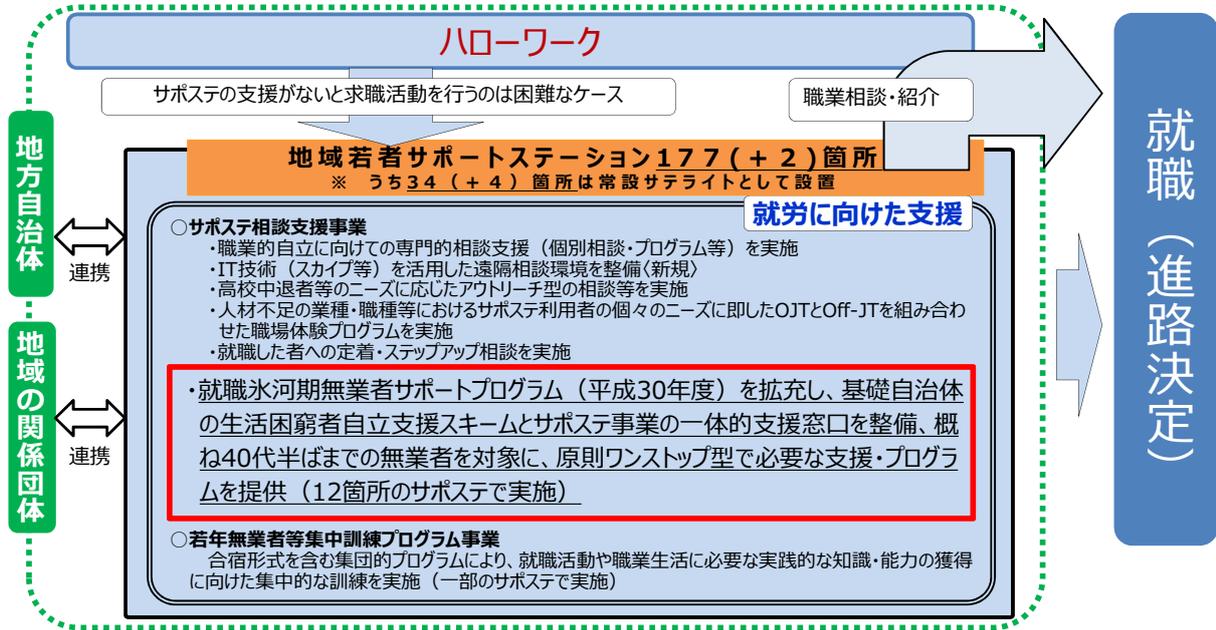
※ 都道府県は福祉事務所数に応じた「都道府県広域加算」あり

支援実績加算	要件	【新規相談受付件数】 目安値以上又は前年より1割以上増加 【プラン作成件数】 目安値以上又は前年より1割以上増加	年間利用者数 (H29年1～12月) (@人口10万人) が20人超の場合	年間利用者数 (H29年1～12月) (@人口10万人) が20人超の場合	年間利用者数 (H29年1～12月) (@人口10万人) が30人以上の場合等	-
	内容	(A) × 1.5倍	(B) × 1.5倍	(C) × 1.5倍	(D) × 1.5倍	-
支援実績減算	要件	-	複数年度に渡って利用者がいない状況が継続している場合			-
	内容	-	前年度の交付決定額に0.9を乗じた額を国庫補助所要額の上限とする			-

地域若者サポートステーション事業 ～就職氷河期世代等無業者一体型支援モデルプログラム（仮称）～

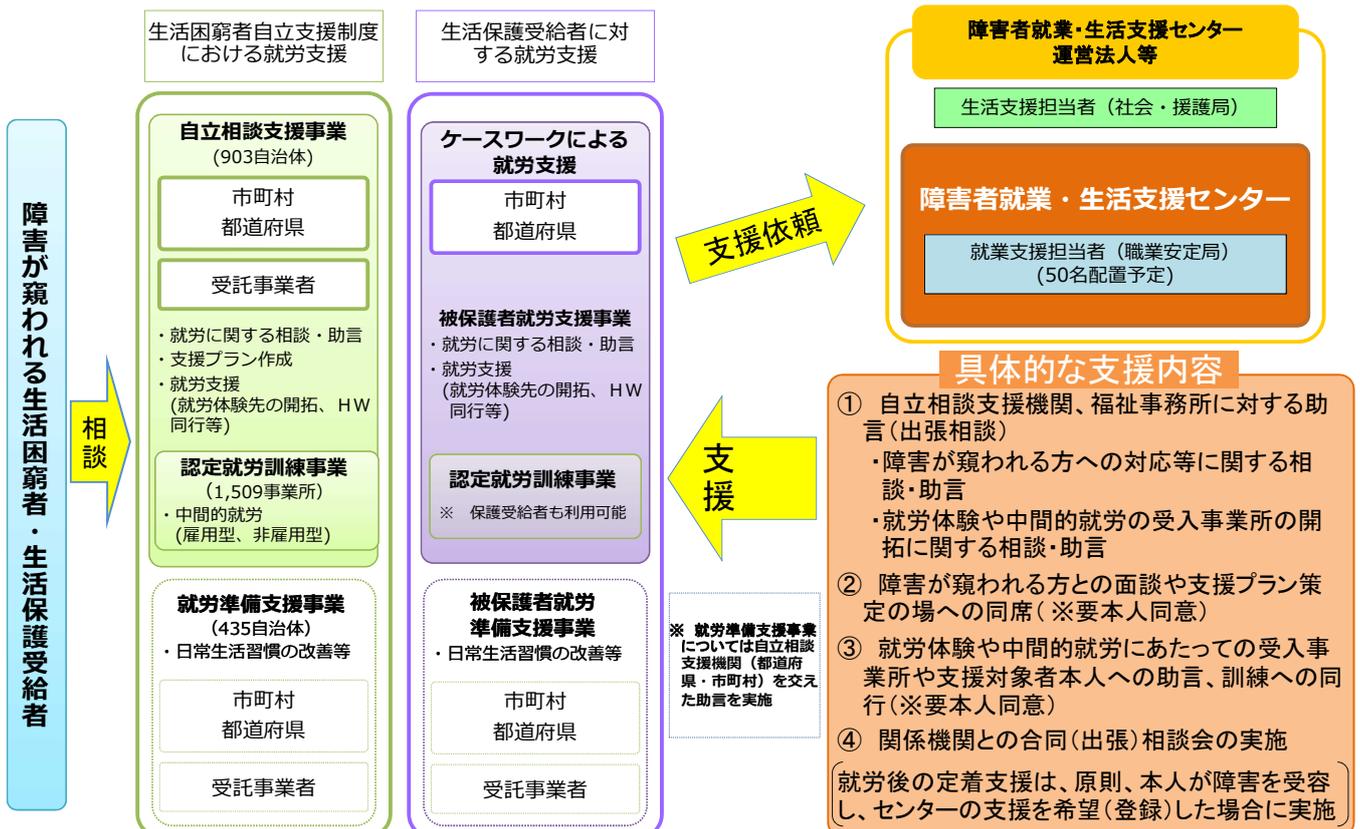
平成31年度予算額 39.7(39.5)億円
※モデルプログラムを含むサポステ事業全体の額

- 若年無業者等（15歳～39歳）の若者が充実した職業生活を送り、我が国の将来を支える人材となるよう「地域若者サポートステーション」において、地方自治体と協働し職業的自立に向けての支援を実施。
- 現在、40代半ばに達している就職氷河期世代に代表される無業者に共通的な貧困等の課題に鑑み、サポステ事業の就職支援プログラムに併せ、必要な生活困窮者自立支援事業の福祉的プログラムをワンストップで提供可能な体制整備を含む、新たなモデル事業に、平成31～32年度の2か年計画で着手。
- 具体には、**基礎自治体(中核市・県庁所在地市区以上：12箇所)**の**生活困窮者自立支援スキームとサポステ事業の「一体的支援窓口」を整備し、原則ワンストップ型で必要な支援・プログラムを提供、その成果・課題検証等を踏まえ、その後（33年度以降）の展開方針を判断。**



未定稿

障害が窺われる生活困窮者等への支援(案)



I トライアル雇用助成金の要件見直し

「トライアル雇用助成金」の対象者を見直し、**助成金の対象となる「就職の援助を行うに当たって、特別の配慮を要する者」に生活困窮者を追加**

＜支給額＞月額4万円(最長3か月)

○トライアル雇用助成金(一般トライアルコース)

＜対象者＞以下のいずれかに該当する者

- ① 紹介日時点でフリーターやニートなどの状況にある45歳未満の人
- ② ① 紹介日の前日から過去2年以内に、2回以上離職や転職を繰り返している
- ③ ② 紹介日の前日時点で、離職している期間が1年を超えている
- ④ ③ 妊娠、出産・育児を理由に離職し、紹介日の前日時点で、安定した職業に就いていない期間が1年を超えている人
- ④ 紹介日時点でフリーターやニートなどの状況にある45歳未満である
- ⑤ 就職の援助を行うに当たって、特別の配慮を要する

生活保護受給者、母子家庭の母等、父子家庭の父、日雇労働者、季節労働者、中国残留邦人等永住帰国者、ホームレス、住居喪失不安定就労者、**生活困窮者**

＜雇入れ条件＞

- ① ハローワーク等の紹介により雇い入れること
- ② 原則3か月のトライアル雇用をすること
- ③ 1週間の所定労働時間が通常の労働者と同程度(かつ30時間(※)を下回らないこと)であること
- ※日雇労働者、ホームレス、住居喪失不安定就労者は20時間

II 特定求職者雇用開発助成金の要件見直し

○ **生活保護受給者等就労自立促進事業への支援要請を行わず、自立相談支援機関等の就労支援を活用して就職した生活困窮者等を雇用した事業主についても支給対象とする**

※ 地方自治体による支援期間が3ヶ月経過している者に限る。

＜支給額＞短時間以外の労働者:60万円(中小企業以外は50万円)、短時間労働者:40万円(中小企業以外30万円)

○特定求職者雇用開発助成金(生活保護受給者等雇用開発コース)

＜対象者＞以下のすべてに該当する者

① 以下ア～ウのいずれかに該当する者

ア 都道府県、市、福祉事務所を設置する町村が都道府県労働局・公共職業安定所と生活保護受給者等就労自立促進事業に係る協定を締結し、この協定に基づき、公共職業安定所に就労支援の要請がなされ、公共職業安定所が当該要請を受けた生活保護受給者、生活困窮者

イ 自立相談支援事業における就労支援の対象である生活困窮者

ウ 被保護者就労支援事業の対象である生活保護受給者

② 雇入れ日現在において、地方自治体による支援期間内にあり、支援期間が3ヶ

月以上を経過している生活保護受給者又は生活困窮者であること

(※①のイ、ウに該当する場合。アの場合には公共職業安定所とイ又はウの支援期間が合わせて3ヶ月以上必要となる。)

③ 紹介の時点で失業の状態にある者

④ 雇入れ日現在において、満65歳未満の者であること

等

＜雇入れ条件＞

① 雇用保険一般被保険者として雇入れ、継続して雇用することが

確実であると認められること

② 雇入れ日の前後6ヶ月間に事業主都合による従業員の解雇をしていないこと

等

無料職業紹介・地方版ハローワークを巡る最近の状況 ～ 職業安定法の改正 (平成28年8月20日施行)～

- 第6次地方分権一括法(平成28年法律第47号)による**職業安定法の改正**により「地方版ハローワーク」の制度が創設された(平成28年8月20日施行)。
- これにより、地方公共団体が無料職業紹介事業を実施する際の国への届出の廃止やその他各種規制が緩和され、**地方公共団体が創意工夫に基づいて自主的に無料職業紹介を実施できる体制が整備された。**

※ 「職業紹介」とは、求人及び求職の申込みを受け、求人者と求職者の間の雇用関係の成立をあっせんすることをいう。

※ 無料職業紹介事業を民間の職業紹介事業者に委託する場合は、その委託した部分については、委託先の職業紹介事業者が引き続き職業安定法上の各種の規制・監督の対象となる。

無料職業紹介を活用した個別の求人開拓・あっせんの取組事例

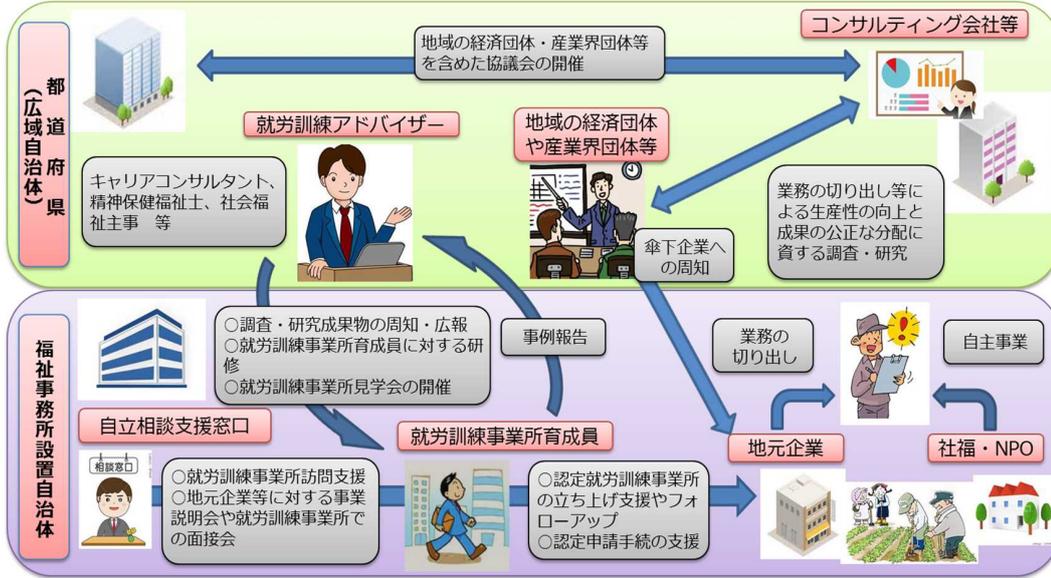
自治体名	運営方法	取組内容
大阪府 豊中市	直営	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成18年度から無料職業紹介事業を実施。独自に市内等の事業所にアプローチし、相談者の状況に応じた求人開拓を実施。 ○ 就労準備支援事業による就労体験を民間事業所の協力を得て実施。民間事業所は「自社で働けるか」の視点で支援を行い、就労の可否を素早く判断。可能であれば無料職業紹介事業を活用して、当該事業所における一般就労につなげている。 ○ また、一般の求人条件に応募できない就職困難者に対しては、本人の状況に応じて、就業時間の調整(1日8時間の求人を、障害者2人で4時間の求人にする、高齢者と障害者でそれぞれ6時間と2時間の求人にする等)、年齢条件を緩和、給与の支払い方法の調整(週払いや日払い等にする)をした上でマッチングを実施。 ○ 地域の事業所に対して、切り出せる業務を具体的に提案しつつ、求職者の紹介をすることで、求職者と事業所の相互の満足につながっている。
鳥取県 北栄町	直営	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成27年春に無料職業紹介事業を開始。商工会や農作業人材紹介センターと連携して職業紹介ができる体制を整備。 ○ 県と連携して、就労訓練事業を通じて実施する地域づくりに対する補助事業を実施。同事業の対象となった農作業をメインにした事業所が認定就労訓練事業所となり、同事業所に対し雇用型での訓練へのあっせんを実施。
北海道 釧路市	委託 (釧路社会的企業創造協議会)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成27年10月から無料職業紹介事業を開始。 ○ 地域の事業所とも連携し、軽作業(就労準備支援事業による内職作業)・企業見学・就労体験・企業実習・短時間就労・一般就労という段階的な就労支援の仕組みを構築。 ○ 年齢や社会経験の乏しさ等が原因でハローワークの職業紹介だけでは就労することが困難な者については、企業実習・就労体験等の段階的な就労支援を行う中で、事業所と関係を構築し、当該事業所での一般就労を目指すといった支援を行っている。

就労訓練推進事業(就労訓練アドバイザー等)の実施(平成28年度新規事業)

- 就労訓練事業の促進のため、
 - ・ 都道府県に**就労訓練アドバイザー**(キャリアコンサルタントや精神保健福祉士等の有資格者)を、
 - ・ 福祉事務所設置自治体に**就労訓練事業所育成員**を配置し、就労訓練実施事業所の開拓・育成をソフト面から進める。
- 地域性に応じた、幅広い職種・業務での就労訓練事業所を獲得するため、業務の切り出し等による生産性の向上と成果の公正な分配に資する調査・研究を各都道府県において委託事業により実施する。
- 補助率 1/2(「生活困窮者自立支援法第7条第2項第3号に基づく事業」として実施)

事業スキーム

支援内容の例



- **就労訓練アドバイザー**
 - ・ 行政職員を対象とした担当者会議において、認定就労訓練事業所の開拓手法について説明。
 - ・ 認定を希望する事業者に対して認定申請手続の支援。
 - ・ 認定就労訓練事業の利用あつせんを促進するため、認定就労訓練事業所の見学会を各地域で開催。
- **就労訓練事業所育成員**
 - ・ 事業所の個別開拓のほか、事業所の立ち上げ支援や認定就労訓練事業所のフォローアップ等を実施。
 - ・ 市のホームページに事業者向けの認定就労訓練事業の成功事例等を掲載したガイドブックを掲載。
 - ・ 認定就労訓練事業所の開拓に併せて就労体験協力事業所の開拓も実施

生活困窮者等の就農訓練事業(平成28年度新規補助事業)

趣旨

- 生活困窮世帯等の中には、中途退学者、引きこもり等の若年者や、中高年で未就労や社会参加の機会を得られない者が高齢化し、受給期間が長期化する場合もある。このため、これらの者を対象として、就労準備支援事業として農業体験・研修を実施し、就農・社会参加促進を支援するとともに、訓練終了後は、本人の適性や希望などを踏まえて、就農を含めて就労を支援する。

背景

【農業】

- 人口の減少、高齢化、集落機能の低下により農業の保全、継承が困難
- 農業の担い手の育成・確保が重要
- 6次産業化の推進

【生活困窮者等】

- 長期間労働市場から離れているため、就業体験などの段階的な支援が必要。
- 農業活動による心身のリハビリ効果による就労意欲喚起、生活のリズムの回復する効果 等

生活困窮者等への就農(農業法人への就職や農産物の販売等を含む)を含めた就労支援

事業概要

福祉事務所が就農訓練などを実施するNPO法人、農業法人等民間団体のノウハウを活用し、生活困窮者等の就農を含めた就労を支援する。

- 1 実施主体: 都道府県、市、福祉事務所設置町村(社会福祉法人、NPO法人等に委託可)※都道府県については、郡部福祉事務所のみならず、管内の市部福祉事務所も含めて広域の実施も可能。

2 事業内容

- (事前調整) ※必要に応じて都道府県が自治体間調整
- ・ 福祉事務所と連携して支援対象者の選定・説明会の開催
 - ・ 農村自治体や農業法人、森林組合等の受け入れ態勢の調整
 - ・ 住民への理解促進 等

(基礎的研修(例 短期訓練、体験ツアー等: 数日~1週間))

- ・ 農業基礎研修(作物の知識、農業機械の操作等)
- ・ 研修参加者に対する生活相談・個別相談 等

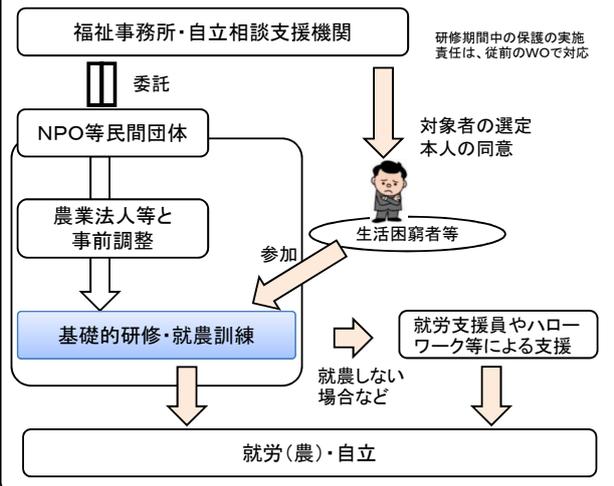
(就農訓練(例: 長期訓練、就農支援))

- ・ 農業実践研修
- ・ 仲間づくりや地元住民との交流会の開催
- ・ 研修参加者に対する生活相談・個別相談 等

- 3 補助率 2/3



事業スキーム



福祉専門職との連携支援事業（平成29年度新規補助事業）

- 被保護者等（生活困窮者を含む）の中には就労意欲の低下や社会との関わりに不安を抱える等、複合的な課題を抱え直ちに就職することが困難な者もある。
- こうした状況の者については、これまでも被保護者就労準備支援事業や生活困窮者の就労準備支援事業等において、就労に向けた準備としての基礎能力の形成からの支援を実施してきているところ。
- その上で、さらに従来の支援では一般就労につなげることが困難であるが、**障害者等への就労支援のノウハウを活用することで、一般就労に挑戦できる状況になると見込まれる者に対しては、その特性に応じた支援を行うことを推進する。**

- 事業概要
- 障害者等への就労支援のノウハウを活用するため、専門知識や技術を持つ担当者を含めたチーム支援を実施及び連携体制を構築する。
 - これまでの就労支援（準備含む）では効果が出なかった被保護者等に対して適切なアセスメントに基づく支援を実施し、早期に一般就労及び次のステージ（就労支援事業等）へ移行させることを目的とする。

【実施のイメージ】

自治体直営で実施

委託による実施（※）

- 【委託先の要件（案）】
- 障害者に対する就労支援ノウハウがある。
 - 短期間でメリハリのある支援を実施している。
 - 一般就労に結びつけることを目指し、移行率も高い。
 - 生産活動や職場体験の機会の確保ができる。

【委託先の例】

障害者の一般就労への移行支援のノウハウを有する社会福祉法人等

一般就労につなげることが困難な者

【従来の支援】

新【特性に応じた支援の実施】

障害者等への就労支援により蓄積されたノウハウを活用

- 専門職による適切なアセスメントや支援の実施・フォローアップにより、利用者の状態像に応じた適切な支援を実施

職業訓練等の支援 （就労準備支援担当者）



福祉専門職による支援 （就労支援のノウハウ）



チーム支援（連携体制の構築）

【福祉専門職の例】

- 社会福祉士 ○ 精神保健福祉士
- 介護福祉士 ○ 臨床心理士 等

【主な業務の例】

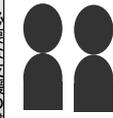
- 対象者に対するアセスメント（就労阻害要因の把握等）
- 支援計画の作成（適職の選定、適切な支援手法の検討）
- 支援におけるフォローアップ（信頼関係の構築、心身の健康状態の把握等）

就労準備支援

特別の支援を必要とする者

長期間求職活動の成果が出ない者等の中には、外見的には認識しづらい何らかのハンディキャップを持つ者がおり、障害者等への就労支援ニーズと類似する。

対象者



被保護者等

対象者層

傷病・高齢等により就労が困難な者

一般就労

地域におけるアウトリーチ支援等推進事業（平成30年度新規事業）

- ◇ ひきこもりや中高年齢者等のうち、直ちに一般就労を目指すことが難しく、家族や友人、地域住民等との関係が希薄な者を支援するに当たっては、**対象者が継続的に支援を受けるための手厚い個別支援**が重要である。また、就労準備支援の実施に当たっては、**対象者にとって身近で馴染みのある地域の行事、商店街、企業等を活用した就労体験の取組も有効**である。
- ◇ このため、一般就労に向けた準備が必要、かつ社会的孤立の課題を抱えた生活困窮者を対象として、就労準備支援事業において訪問支援（アウトリーチ）等による**早期からの継続的な個別支援を重点的に実施**するとともに、**地域において対象者が馴染みやすい就労体験先を開拓・マッチング**する取組を推進する。

対象経費

◇ 地域における就労体験先の開拓・マッチング ◇ 利用対象者への個別支援（訪問支援等）等に係る人件費・管理費

補助率

2/3 （「就労準備支援事業」の加算事業として実施）

ひきこもり



一般就労に課題を抱える者

中高年齢者

就労体験を通じて...

【就労体験先の例】

- ・ 農園・田畑 ・ 社会福祉法人
- ・ 商店街 ・ 老人クラブ
- ・ 公民館 ・ 子ども会 etc..

地域を支える一員に！

就労準備支援事業



- 利用者就和労体験先の開拓・マッチング
 - 本人に寄り添う手厚い支援
- ⇒ 就労準備支援担当者の訪問支援等

就労準備支援事業の加算

新たな就労準備支援担当者の配置

（パターン1）

就労準備支援事業者からの再委託
⇒ ひきこもり支援を担うNPOや、障害者の就労支援を実施する社会福祉法人等への委託が考えられる。

（パターン2）

ひきこもりサポーター等の活用
⇒ 研修修了者として登録されているひきこもりサポーターを、就労準備支援担当者として訪問支援に活用することが考えられる。

効果

地域活動の「支え手」として就労体験に参画することで、就労意欲の喚起や自己有用感を醸成が期待できる
⇒ 早期の一般就労を目指す上で効果的

農山漁村振興交付金（農福連携対策）

http://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/shinko_kouhukin.html

※本資料は、平成31年度政府予算原案に基づいて整理したものであるため、成立した予算の内容に応じて変更があり得ることに御留意ください。

○農福連携は、障害者等の農業分野での活躍を通じて、自信や生きがいを創出し社会参画を促す取組であり、農福連携の推進により、農業の振興と農村の維持・発展、障害者の自立を図り、障害者と健常者のお互いが尊重し合う持続可能な共生社会をめざしている。

	<p>社会福祉法人等が福祉農園を整備するための支援 ※下線部は平成31年度拡充内容</p> <p>○事業実施主体：社会福祉法人、特定非営利活動法人、民間企業等</p> <p>○支援対象：障害者、生活困窮者、高齢者（要介護認定者）</p>	<p>農業経営体等が障害者等を受け入れるための支援</p> <p>○事業実施主体：地域協議会</p> <p>○支援対象：障害者、生活困窮者</p>
<p>農福連携整備事業（ハード対策）</p>	<p>○福祉農園（休憩所、農機具庫、給水施設等の附帯施設含む）の新設、補修又は改修、加工・販売施設の整備を支援。</p> <p>○事業期間：1年間 ○交付率：1/2</p> <p>○助成額上限額 ①簡易整備型：200万円 ②高度営農型：500万円</p> <p>③6次産業導入型：1,000万円 ④介護・機能維持型：400万円</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">    </div>	<p>○農業経営体等が自社農園で障害者や生活困窮者を受け入れる際に必要となる施設（休憩所、トイレ等）の整備を支援。</p> <p>○事業期間：1年間 ○交付率：1/2（助成額上限50万円）</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div>
<p>農福連携支援事業（ソフト対策）</p>	<p>○福祉と連携した農林水産業に関する活動において、障害者や生活困窮者等が働きやすくなるために実施する農業技術習得の研修、分業体制の構築、作業手順のマニュアル作成等を支援（新たに水福・林福連携の取組を支援）。</p> <p>○事業期間：2年間 ○交付率：定額（助成額上限150万円）</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">    </div>	<p>○就農等を希望する障害者や生活困窮者を農業経営体等が受入れて研修を行う取組並びに分業体制の構築及び作業マニュアルの作成を行う取組を支援。</p> <p>○事業実施期間：2年間</p> <p>○交付率：定額（助成上限額：200万円）</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div>
<p>農福連携人材育成支援事業</p>	<p>1.農業版ジョブコーチ育成・派遣支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 農業経営体等が障害者を雇用等により受け入れる際、障害特性を踏まえた作業指示や配慮事項等をアドバイスし、障害者の職場定着を支援する人材（農業版ジョブコーチ）の育成及び派遣を行う取組を支援。 <p>2.施設外就労コーディネーター育成支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 障害者就労施設等による農作業請負（施設外就労）のマッチングを支援する人材（施設外就労コーディネーター）の育成を行う取組を支援。 <p>○事業実施主体：社会福祉法人、民間企業等 ○事業期間：2年間 ○交付率：定額（1、2とも助成上限額は400万円）</p> <div style="text-align: right;">  </div>	
<p>普及啓発等推進対策事業</p>	<p>○農福連携の全国展開に向け、農福連携の普及啓発等を推進する取組及び農福連携の推進に係る調査・研究を支援。</p> <p>○事業実施主体：民間企業等 ○事業期間：1年間 ○交付率：定額</p>	

	取組事項/措置内容	実施年度			K P I	
		2019年度	2020年度	2021年度	第1階層	第2階層
再生計画の改革工程表の全44項目の着実な推進	④ 生活困窮者自立支援制度の着実な推進	生活困窮者自立支援制度や求職者支援制度を効率的・効果的に運営する中で、就労・増収等を通じた自立を促進するため、地方自治体等において対象者の状態に合わせて適切に求職者支援制度の利用を促す。 改正生活困窮者自立支援法に基づき、就労や家計をはじめとした様々な課題に対応できる包括的な支援体制の整備の推進を図ることにより、自立に向けた意欲の向上や日常生活面・社会生活面の改善を含め、就労・増収等を通じた生活困窮者の自立支援を推進。 《厚生労働省》			○福祉事務所設置自治体による就労準備支援事業及び家計改善支援事業の実施率【見える化】 ○自立生活のためのプラン作成件数【毎年度年間新規相談件数の50%】 ○自立生活のためのプランに就労支援が盛り込まれた対象者数【毎年度プラン作成件数の60%】 ○自立相談支援事業における生活困窮者の年間新規相談件数【2021年度までに25万件】 ○自立相談支援機関が他機関・制度へつないだ(連絡・調整や同行等)件数【見える化】 ○任意の法定事業及び法定外の任意事業の自治体ごとの実施率【見える化】	○生活困窮者自立支援制度の利用による就労者及び増収者数【見える化】 ○就労支援プラン対象者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合【毎年度75%】 ○自立生活のためのプラン作成者のうち、自立に向けての改善が見られた者の割合【2021年度までに90%】

KPIの見直しと平成31年度の目安値について

- 生活困窮者自立支援制度においては、「経済・財政再生計画改革 工程表」(平成28年12月21日 経済財政諮問会議決定。平成29年12月21日改定。)を踏まえ、2018年度までKPI(主要評価指標)を策定している。
- 「経済財政運営と改革の基本方針2018」(平成30年6月15日閣議決定)において、「改革工程表の全44項目を着実に推進」とされたことを受け、平成30年末に現KPIの見直しを実施、「新経済・財政再生計画改革工程表2018」(平成30年12月20日経済財政諮問会議決定)で、新たに2021年度までのKPIが策定された。
- KPIの見直しを踏まえ、平成31年度の目安値を以下のとおり設定する。

現 K P I (～2018年度)		次期 K P I (2019年度～2021年度)		
項目	K P I (2018年度)	項目	2019年度 目安値	K P I (2021年度)
新規相談受付件数 (人口10万人・1ヶ月当たり)	年間40万人 ※人口10万人当たり・1ヶ月当たり に換算すると26件	新規相談受付件数 (人口10万人・1ヶ月当たり)	【人口規模】	年間25万人 ※人口10万人当たり・1ヶ月当たり に換算すると16件 ※人口10万人未満の自治体について は人口規模別に設定
			件数	
2万人未満	4件			
2万人以上～3万人未満	4件			
3万人以上～4万人未満	5件			
4万人以上～5万人未満	7件			
5万人以上～6万人未満	8件			
6万人以上～7万人未満	10件			
7万人以上～8万人未満	12件			
8万人以上～9万人未満	13件			
9万人以上～10万人未満	15件			
10万人以上(※人口10万人あたり)	16件			
プラン作成件数 (人口10万人・1ヶ月当たり)	新規相談受付件数の50%	プラン作成件数 (人口10万人・1ヶ月当たり)	新規相談受付件数の50%	新規相談受付件数の50%
就労支援対象者数 (人口10万人・1ヶ月当たり)	プラン作成件数の60%	就労支援対象者数 (人口10万人・1ヶ月当たり)	プラン作成件数の60%	プラン作成件数の60%
就労・増収率	75%	就労・増収率	75%	75%
ステップアップ率	90%	プラン作成者のうち、自立に 向けての改善が見られた者の割合	85%	90%

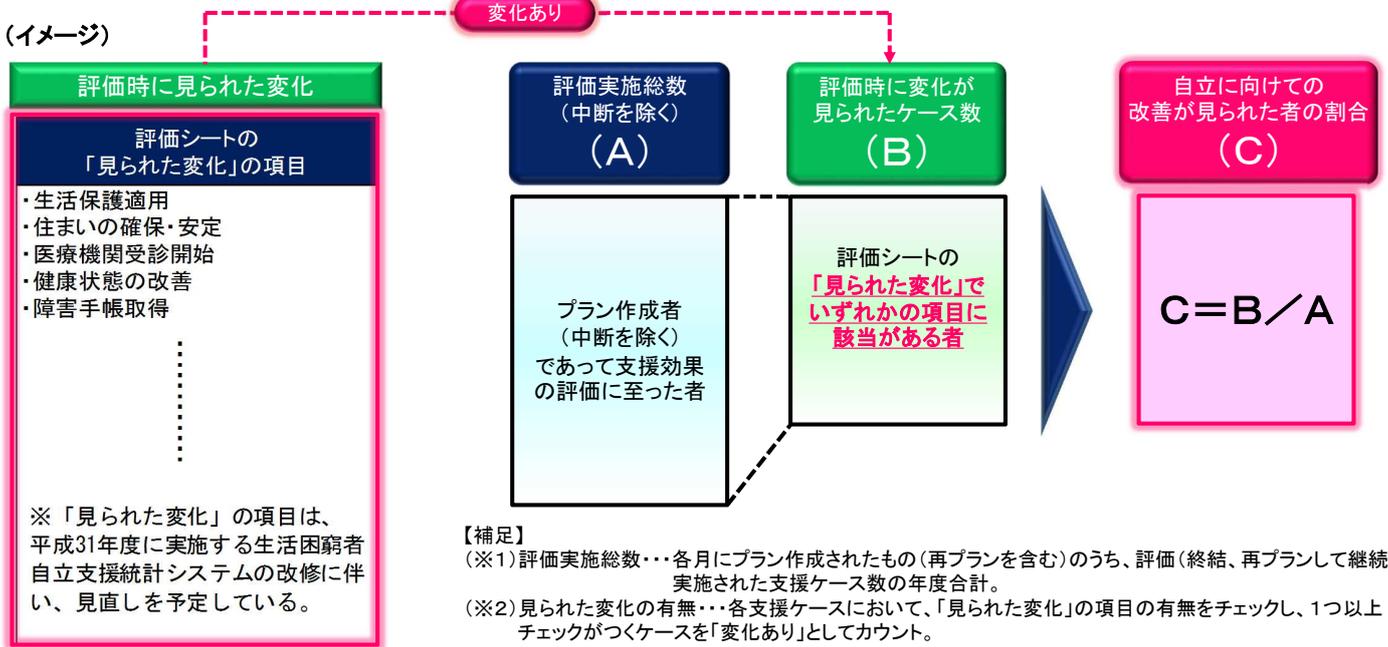
【KPI(新設)】プラン作成者のうち、自立に向けての改善が見られた者の割合

■概要

○2018年末にKPIの見直しを実施し、「新経済・財政再生計画改革工程表2018」(平成30年12月20日経済財政諮問会議決定)において、新たに2021年度までのKPIが策定された。
○この見直しに伴い、「プラン作成者のうち、自立に向けての改善が見られた者の割合」を新たな評価項目として設定した。

■算出方法

評価実施総数のうち、評価シートの「見られた変化」項目欄に1つ以上チェックがつくケースを「プラン作成者のうち、自立に向けての改善が見られた者」とカウントし、評価実施総数に占める当該ケース数の割合を算出したもの。



生活困窮者自立支援統計システムの改修

概要

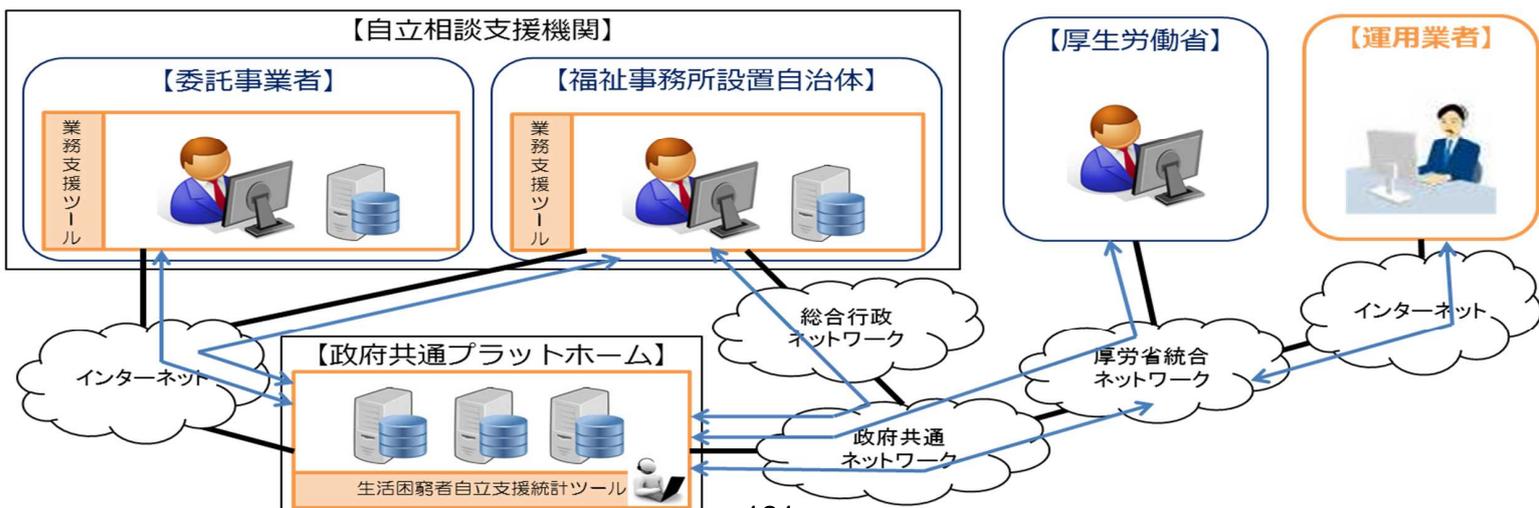
「生活困窮者自立支援統計システム」について、自立相談支援窓口における相談支援内容等の詳細なデータ分析が可能となるよう、必要な改修を行う。(平成30年度2次補正予算)

改修内容

予定している主な改修項目は以下のとおり。

- 元号改正に伴い、全ての帳票及び統計表を西暦表記で統一
- 自治体要望を踏まえた利便性向上のための改修
- 現行生じている不具合事象改善のための改修
- クロス集計の実施を可能とするなど、データの出力内容や集計項目の見直し
- 氏名・生年月日等により、過去の相談履歴・支援結果を抽出可能とする
- 帳票見直しに伴う改修

<生活困窮者自立支援統計システム構成図>



生活困窮者に対する支援体制の充実のための取組

○ 平成31年度においても、改正法による措置に加えて、運用上の取組を組み合わせつつ、生活困窮者に対する包括的な支援体制の更なる強化を図る。

改正法による措置

- ・ 自治体に対する人員配置の努力義務化
- ・ 自立相談支援事業等の利用勧奨の努力義務化
- ・ 福祉事務所未設置町村による相談の実施
- ・ 制度に関する広報等の努力義務化
- ・ 都道府県による市町村支援事業の創設 など
- ・ 就労準備と家計改善支援事業の実施の努力義務化
- ・ 両事業の適切な推進を図るための指針の策定
- ・ 家計改善支援事業の補助率の引き上げ
- ・ 学習支援事業の強化
- ・ 一時生活支援事業の拡充 など

運用上の取組

I 自立相談支援事業の適切な人員配置の促進

- ・ 支援員配置や支援実績に関する自治体間のバラツキを是正する観点から、
 - ① 支援実績の高い自治体を適切に評価することで、全国的な人員配置の充実・支援実績の向上を図るとともに、
 - ② 自治体の「現状（位置）」を客観的に把握できる仕組み（自己評価基準）を設けることにより、支援員の配置の手薄い自治体の底上げを促す。

II 任意事業の利用の促進

- ・ 各種任意事業の利用促進など実施自治体の積極的な取組を促す観点から、
 - ① 年間の利用者数が全国平均値を大きく上回るなど事業実績の高い自治体については基本基準額の加算措置を導入しつつ、
 - ② 年間を通じて利用者がいない状況が複数年度に渡って連続するなど事業実績が低調な自治体については基本基準額の減算措置を導入する。

III 家計改善・就労準備支援事業等の実施の促進

- ・ 3年間（2019～2021年度）の集中実施期間において、両事業を実施していない自治体の実施を強力に促す観点から、
 - ① 都道府県による管内の事業未実施自治体に対するヒアリング及び実施に当たったの助言・指導、
 - ② 国による管内自治体の両事業の実施率が低調な都道府県に対するヒアリング及び実施に当たったの助言・指導を行うこと等により、2022年度中の完全実施を目指す。併せて、自立相談支援機関の支援体制の充実その他の自治体の取組に対する支援を実施。

4

自立相談支援機関使用標準様式(帳票類)



＜基本帳票類の主な変更点＞(〇〇〇〇年〇〇月〇〇日改正)

帳票類全体

- ・和暦標記から西暦表記へ全体を変更

【1】相談受付・申込票

- ・新規相談の受付機関の区分を[新設]

【2】インテーク・アセスメントシート

- ・当初相談経路の細分化
- ・紹介元の機関のリスト化
- ・支援会議、過去の困窮相談の有無の確認
- ・緊急支援の項目追加
- ・スクリーニング時のつなぎ先をリスト化
- ・初回のみスクリーニング時に「新たな評価指標」項目を[新設]
- ・生活保護つなぎ後の確認項目を[新設]
- ・プラン未作成者の就労・増収者確認欄を[新設]

【4】支援ケース一覧(システム改修による機能追加)

- ・最終時のつなぎ機関ごとの対象者抽出追加
- ・受付やスクリーニングを実施した機関ごとの対象者抽出追加
- ・スクリーニング時のつなぎ機関ごとの対象者抽出追加
- ・スクリーニング時の生保つなぎ後1ヶ月以上フォローなし抽出追加
- ・就労・増収者の抽出追加

【5】プラン兼事業等利用申込書

- ・追加項目の関係機関の整理

【6】評価シート

- ・見られた変化の項目の整理と変化なしの追加
- ・初回面談時の課題と特性への対応状況を[新設]
- ・評価時に「新たな評価指標」項目を[新設]
- ・最終時のつなぎ先機関項目を[新設]
- ・生活保護つなぎ後の確認項目を[新設]

目次

○基本帳票類

【1】 相談受付・申込票	2
【2】 インテーク・アセスメントシート	3
【3】 支援経過記録シート(入力用)	12
支援経過記録シート(出力用:経過一覧)	13
【4】 支援ケース一覧	14
【5】 プラン兼事業等利用申込書	16
【6】 評価シート	19
【7】 個人情報に関する管理・取扱規程	22

○補助ツール

詳細アセスメント項目例	25
-------------	----

○参考ツール

課題整理シート	32
振り返しシート	35

【1】相談受付・申込票【本人等記入→スタッフが追加聞き取り】
 <紙で使用→基本情報等はDB入力、利用申込書として紙で保管>※必須

基本帳票類

相談支援プロセスの流れの中で活用する基本帳票類
 (※：基本的に必ず入力が求められる項目)

【1】相談受付・申込票【本人等記入→スタッフが追加聞き取り】
 <紙で使用→基本情報等はDB入力、利用申込書として紙で保管>※必須

受付機関	<input type="checkbox"/> 自立相談 <input type="checkbox"/> 家計改善 <input type="checkbox"/> 町村の一次相談窓口	相談受付・申込票			
ID		初回相談 受付日	西暦 年 月 日	受付者	

■基本情報

ふりがな		性別	<input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性 <input type="checkbox"/> ()
氏名		生年月日	西暦 年 月 日 (歳)
住所	〒 -		
電話	自宅 () -	携帯	() -
メール			
来談者 *ご本人 以外の場合	氏名	来談者のご本人との関係	<input type="checkbox"/> 家族(本人との続柄:) <input type="checkbox"/> その他()
	電話	() -	

■ご相談内容

ご相談されたい内容に○をおつけください。複数ある場合は、一番お困りのことに◎をおつけください。

<input type="checkbox"/>	病気や健康、障害のこと	<input type="checkbox"/>	住まいについて	<input type="checkbox"/>	収入・生活費のこと
<input type="checkbox"/>	家賃やローンの支払いのこと	<input type="checkbox"/>	税金や公共料金等の支払いについて	<input type="checkbox"/>	債務について
<input type="checkbox"/>	仕事探し、就職について	<input type="checkbox"/>	仕事上の不安やトラブル	<input type="checkbox"/>	地域との関係について
<input type="checkbox"/>	家族との関係について	<input type="checkbox"/>	子育てのこと	<input type="checkbox"/>	介護のこと
<input type="checkbox"/>	ひきこもり・不登校	<input type="checkbox"/>	DV・虐待	<input type="checkbox"/>	食べるものがない
<input type="checkbox"/>	その他()				

ご相談されたいことや配慮を希望されることを具体的に書いてください。

■相談申込み欄

〇〇様
 上記の相談内容等について、自立・家計改善支援の利用を申し込みます。
 また、相談支援にあたり必要となる関係機関(者)と情報共有することに同意します。なお、同意にあたっては、別紙の「個人情報に関する管理・取扱規程」について説明を受けました。

西暦 年 月 日 本人署名 _____ 印

【2】 インテーク・アセスメントシート【スタッフ使用】

<DB入力（付随シート以外）>

受付機関	<input type="checkbox"/> 自立相談 <input type="checkbox"/> 家計改善 <input type="checkbox"/> 町村の一次相談窓口	インテーク・アセスメントシート		
ID		氏名		最終更新日 西暦 年 月 日
サブ区分 フラグ		関連する ID		過去の相談者ID (一番古いID)

■相談経路・相談歴

当初 相談経路	相談の きっかけ	来談者	面談の場所・方法
		<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 家族・知人 <input type="checkbox"/> 関係者	<input type="checkbox"/> 直接来所 <input type="checkbox"/> 電話・メール <input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 関係先
「相談のきっかけ」で「紹介」にチェックした場合の紹介元の機関 (あてはまるものすべてにチェック)			
就 労	<input type="checkbox"/> ハローワーク <input type="checkbox"/> 職業訓練機関 <input type="checkbox"/> 就労準備支援機関 <input type="checkbox"/> 地域若者サポートステーション <input type="checkbox"/> 就労支援法人・団体(就労訓練事業を含む) <input type="checkbox"/> 一般企業 <input type="checkbox"/> 各種協同組合(生協等) <input type="checkbox"/> 農業者・農業団体	保 護	<input type="checkbox"/> 福祉事務所(生活保護担当部署) <input type="checkbox"/> ホームレス支援機関 <input type="checkbox"/> 一時保護施設 <input type="checkbox"/> 警察 <input type="checkbox"/> 更生保護施設・自立準備ホーム <input type="checkbox"/> 地域生活定着支援センター
			生 活 ・ 金 銭
医 療	<input type="checkbox"/> 医療機関 (<input type="checkbox"/> 医療機関の内、無料低額診療実施機関) <input type="checkbox"/> 行政の保健担当部署	住 居	
障 害	<input type="checkbox"/> 行政の障害担当部署 <input type="checkbox"/> 基幹相談支援センター <input type="checkbox"/> 精神保健福祉センター <input type="checkbox"/> 障害者就業・生活支援センター <input type="checkbox"/> 障害者就労支援事業所 <input type="checkbox"/> その他障害者支援機関・施設		そ の 他
高 齢	<input type="checkbox"/> 行政の高齢担当部署 <input type="checkbox"/> 地域包括支援センター <input type="checkbox"/> 居宅介護支援事業所・その他介護事業所	子 ど も ・ 人 権	

【2】 インテーク・アセスメントシート【スタッフ使用】

<DB入力（付随シート以外）>

支援会議での検討の有無(注意:この欄のみ相談者への確認をするのではなく事業実施者で確認すること)
<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり (対象となった直近の会議時期:西暦 年 月 日 (累計: __ 回目))
生活困窮者自立支援制度の相談歴の有無
<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり (<input type="checkbox"/> 相談のみ <input type="checkbox"/> 支援中断 <input type="checkbox"/> 支援終了)
相談歴の概況/相談経緯(誰が、どこに、どのような相談をしたか、その結果がどうであったかを記載)

■本人の主訴・状況(生活歴を含む)

--

【2】 インテーク・アセスメントシート【スタッフ使用】

<DB入力（付随シート以外）>

■本人の主訴・状況(続き)

(1) 家族・地域関係・住まい

同居者	<input type="checkbox"/> 有(自分を含んで____人) <input type="checkbox"/> 無	別居の家族	<input type="checkbox"/> 有() <input type="checkbox"/> 無
婚姻	<input type="checkbox"/> 未婚 <input type="checkbox"/> 既婚 <input type="checkbox"/> 離別 <input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> その他(_____)	子ども	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有(____人 →扶養____人)
家族の状況(子どものことを含む)			
住居	<input type="checkbox"/> 持家 <input type="checkbox"/> 借家 <input type="checkbox"/> 賃貸アパート・マンション <input type="checkbox"/> 公営住宅 <input type="checkbox"/> 会社の寮・借り上げ住宅 <input type="checkbox"/> 野宿 <input type="checkbox"/> その他(_____)	地域との関係	
特記事項			

(2) 健康・障害

通院状況	<input type="checkbox"/> 通院している <input type="checkbox"/> 通院していない/健康状態良い <input type="checkbox"/> 通院していない/健康状態悪い	通院先/服薬・診断・症状等	
健康保険	<input type="checkbox"/> 国民健康保険 <input type="checkbox"/> 健康保険(国保以外) <input type="checkbox"/> 加入していない	障害手帳等	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有→ <input type="checkbox"/> 身体(____級) <input type="checkbox"/> 知的(療育)(____) <input type="checkbox"/> 精神(____級) ----- 自立支援医療 <input type="checkbox"/> 利用 <input type="checkbox"/> 利用せず
特記事項			

(3) 収入・公的給付・債務等

家計の収支状況	世帯として 月々入ってくるお金 (月額____円) 月々出ていくお金 (月額____円)	家計状況	
課税状況	<input type="checkbox"/> 住民税非課税世帯である <input type="checkbox"/> 住民税非課税世帯ではない	滞納 債務	<input type="checkbox"/> 滞納あり <input type="checkbox"/> 滞納なし <input type="checkbox"/> 債務あり <input type="checkbox"/> 債務なし
公的給付(受給中)	<input type="checkbox"/> 雇用保険 <input type="checkbox"/> 老齢年金・遺族年金 <input type="checkbox"/> 障害者年金 <input type="checkbox"/> 特別障害者手当 <input type="checkbox"/> 児童手当 <input type="checkbox"/> 児童扶養手当 <input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当 <input type="checkbox"/> 住居確保給付金 <input type="checkbox"/> その他(_____)	生活保護	
特記事項			

【2】 インテーク・アセスメントシート【スタッフ使用】

<DB入力（付随シート以外）>

(4) 職業・職歴等

① 概況

就労状況	<input type="checkbox"/> 就労している <input type="checkbox"/> 就労しているが、転職先を探したい/探している <input type="checkbox"/> 今後、就労予定(就労先決定済み) <input type="checkbox"/> 仕事を探したい/探している(現在無職) <input type="checkbox"/> 仕事をしていない(仕事を探していない)	最終学歴等	<input type="checkbox"/> 中学(高校未入学) <input type="checkbox"/> 中学(高校中退) <input type="checkbox"/> 高校(大学中退を含む) <input type="checkbox"/> 特別支援学校(学級を含む) <input type="checkbox"/> 専門学校・専修学校・各種学校 <input type="checkbox"/> 高等専門学校 <input type="checkbox"/> 短大 <input type="checkbox"/> 大学・大学院 <input type="checkbox"/> その他 ----- → <input type="checkbox"/> 現在、就学中
直近の離職後年数	<input type="checkbox"/> 6か月未満 <input type="checkbox"/> 6か月以上～1年未満 <input type="checkbox"/> 1年以上～2年未満 <input type="checkbox"/> 2年以上 <input type="checkbox"/> 仕事をしたことがない	資格・技術	<input type="checkbox"/> 自動車免許 <input type="checkbox"/> その他資格・技術 (_____)
希望職種等			

② 現在の職業

職業	業務内容		雇用形態
勤務年数	月収	賞与の有無・回数等	賞与(年間)
____年____ヵ月	万円		万円

③ 過去の職歴 ※現在に近い順に上から記載

勤務期間	雇用形態	月収	職業・業務内容
西暦____年____月～____年____月	____年____ヶ月	万円	
西暦____年____月～____年____月	____年____ヶ月	万円	
西暦____年____月～____年____月	____年____ヶ月	万円	

④ 職業・職歴等の特記事項

--

(5) その他の特記事項

--

【2】 インテーク・アセスメントシート【スタッフ使用】

<DB入力（付随シート以外）>

■緊急支援

緊急支援の必要性		
<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり(具体的な状況: _____)		
緊急支援の内容		
□住居確保給付金	<申込日> 西暦____年____月____日	
	給付期間 西暦____年____月~西暦____年____月____月	給付額 円/月
□一時生活支援事業	<申込日> 西暦____年____月____日	
	支援期間 西暦____年____月____日 ~ 西暦____年____月____日	
□生活福祉資金 (____資金)	<申込日> 西暦____年____月____日	
	貸付期間 西暦____年____月~西暦____年____月____月	貸付総額 円
□その他の貸付	<申込日> 西暦____年____月____日	機関名: _____
	貸付名称: _____	貸付総額 円
□食糧支援 (フードバンク等)	<申込日> 西暦____年____月____日	
	提供元機関: _____	提供食数 日分
その他緊急支援の実施状況		

■アセスメント結果の整理と支援方針の検討

課題と背景要因	
課題のまとめと支援方針 (300字以内で整理)	
相談者に 関わる 課題と特性	<input type="checkbox"/> 病気 <input type="checkbox"/> けが <input type="checkbox"/> 障害(手帳有) <input type="checkbox"/> 障害(疑い) <input type="checkbox"/> 自死企図 <input type="checkbox"/> その他メンタルヘルスの課題(うつ・不眠・不安・依存症・適応障害など) <input type="checkbox"/> 住まい不安定 <input type="checkbox"/> ホームレス <input type="checkbox"/> 経済的困窮 <input type="checkbox"/> 多重・過重債務 <input type="checkbox"/> 家計管理の課題 <input type="checkbox"/> 就職活動困難 <input type="checkbox"/> 就職定着困難 <input type="checkbox"/> 生活習慣の乱れ <input type="checkbox"/> 社会的孤立(ニート・ひきこもりなどを含む) <input type="checkbox"/> 家族関係・家族の問題 <input type="checkbox"/> 介護 <input type="checkbox"/> 子育て <input type="checkbox"/> 不登校 <input type="checkbox"/> 非行 <input type="checkbox"/> 中卒・高校中退 <input type="checkbox"/> ひとり親 <input type="checkbox"/> DV・虐待 <input type="checkbox"/> 外国籍 <input type="checkbox"/> 刑余者 <input type="checkbox"/> コミュニケーションが苦手 <input type="checkbox"/> 本人の能力の課題(識字・言語・理解等) <input type="checkbox"/> 被災 <input type="checkbox"/> その他(_____)

【2】 インテーク・アセスメントシート【スタッフ使用】

<DB入力（付随シート以外）>

■スクリーニング

初回		
※スクリーニング実施日	西暦 年 月 日	
※対応結果・方針	<input type="checkbox"/> 1. 情報提供や相談対応のみで終了 <input type="checkbox"/> 2. 他の制度や専門機関で対応が可能であり、つなぐ (必要に応じて、事前連絡や同行支援を実施し、結果をフォローアップする) (→つなぎ先の制度: _____) <input type="checkbox"/> 3. 現時点では本人同意はとれていないが、引き続き同意に向けて取り組む <input type="checkbox"/> 4. 自立相談支援機関が継続支援し、プランを策定する <input type="checkbox"/> 5. スクリーニング判断前に中断・終了(連絡がとれない/転居等)	
	「対応結果・方針」で2にチェックした場合のつなぎ先の機関 (あてはまるものすべてにチェック)	
	就労 <input type="checkbox"/> ハローワーク <input type="checkbox"/> 職業訓練機関 <input type="checkbox"/> 就労準備支援機関 <input type="checkbox"/> 地域若者サポートステーション <input type="checkbox"/> 就労支援法人・団体(就労訓練事業を含む) <input type="checkbox"/> 一般企業 <input type="checkbox"/> 各種協同組合(生協等) <input type="checkbox"/> 農業者・農業団体	保護 <input type="checkbox"/> 福祉事務所(生活保護担当部署) <input type="checkbox"/> ホームレス支援機関 <input type="checkbox"/> 一時保護施設 <input type="checkbox"/> 警察 <input type="checkbox"/> 更生保護施設・自立準備ホーム <input type="checkbox"/> 地域生活定着支援センター
	医療 <input type="checkbox"/> 医療機関 (□医療機関の内、無料低額診療実施機関) <input type="checkbox"/> 行政の保健担当部署	生活・金銭 <input type="checkbox"/> 行政の税担当部署 <input type="checkbox"/> 行政の保険・年金担当部署(年金事務所含む) <input type="checkbox"/> 社会保険労務士 <input type="checkbox"/> 家計改善支援機関 <input type="checkbox"/> 食糧支援関係団体(フードバンク等) <input type="checkbox"/> 小口貸付(生活福祉資金除く) <input type="checkbox"/> 社会福祉協議会(生活福祉資金) <input type="checkbox"/> 社会福祉協議会(日常生活自立支援事業) <input type="checkbox"/> 成年後見人制度の支援機関 <input type="checkbox"/> 法テラス・弁護士・司法書士 <input type="checkbox"/> 消費生活センター・消費生活相談窓口・多重債務者等相談窓口
	障害 <input type="checkbox"/> 行政の障害担当部署 <input type="checkbox"/> 基幹相談支援センター <input type="checkbox"/> 精神保健福祉センター <input type="checkbox"/> 障害者就業・生活支援センター <input type="checkbox"/> 障害者就労支援事業所 <input type="checkbox"/> その他障害者支援機関・施設	住居 <input type="checkbox"/> 行政の高齢担当部署 <input type="checkbox"/> 地域包括支援センター <input type="checkbox"/> 居宅介護支援事業所・その他介護事業所
高齢 <input type="checkbox"/> 行政の高齢担当部署 <input type="checkbox"/> 地域包括支援センター <input type="checkbox"/> 居宅介護支援事業所・その他介護事業所	<input type="checkbox"/> 行政の住宅施策担当部署(居住支援協議会) <input type="checkbox"/> 居住支援法人 <input type="checkbox"/> 不動産・保証関係会社	
子ども・人権 <input type="checkbox"/> 行政の子ども家庭担当部署 <input type="checkbox"/> 教育委員会 <input type="checkbox"/> 保育所・幼稚園・子ども園 <input type="checkbox"/> 小・中・高(特別支援含む)学校 <input type="checkbox"/> 大学等(高等専門学校、専修学校、各種学校含む) <input type="checkbox"/> その他教育機関 <input type="checkbox"/> 家庭児童相談室(福祉事務所) <input type="checkbox"/> 児童相談所・児童家庭支援センター <input type="checkbox"/> 児童福祉施設 <input type="checkbox"/> 地域子育て支援センター <input type="checkbox"/> その他子育て支援機関 <input type="checkbox"/> 行政の人権担当部署 <input type="checkbox"/> 男女共同参画センター <input type="checkbox"/> 婦人相談所・配偶者暴力相談支援センター	その他 <input type="checkbox"/> 他地域の生活困窮者自立相談支援機関 <input type="checkbox"/> 民生委員・児童委員 <input type="checkbox"/> 外国人支援団体・相談窓口 <input type="checkbox"/> ひきこもり支援機関 <input type="checkbox"/> NPO・ボランティア団体 <input type="checkbox"/> 商店街・商工会等経済団体 <input type="checkbox"/> 町内会・自治会、福祉委員、近隣住民 <input type="checkbox"/> ライフライン民間事業者(電気・ガス・水道) <input type="checkbox"/> 保健所(動物・ペットの多頭飼育等) <input type="checkbox"/> 社会福祉協議会(資金、日常生活自立支援以外) <input type="checkbox"/> その他行政の担当部署 <input type="checkbox"/> 家族・親族・その他キーパーソン <input type="checkbox"/> その他1(_____) <input type="checkbox"/> その他2(_____)	
特記事項 (関係機関を残す場合はここに記載)		

【2】 インテーク・アセスメントシート【スタッフ使用】

<DB入力（付随シート以外）>

※初回面談時の状態像	「自立意欲」の段階	<input type="checkbox"/> 1. 就労、家事、遊び、趣味、身の回りのこと等に対して意欲が持てない。 <input type="checkbox"/> 2. 遊び、趣味等の好きなことに対しては意欲がある。 <input type="checkbox"/> 3. 2に加え、就労や地域活動(ボランティア等)の社会参加に関心がある。 <input type="checkbox"/> 4. 就労や地域活動(ボランティア等)の社会参加を行おうとしている。または既に行っている。	
	「自己肯定感」の段階	<input type="checkbox"/> 1. 自分のことを否定し、受け入れられない。 <input type="checkbox"/> 2. 自分のことを否定的に話すことが多く、限られた家族・友人・支援者からしか認められていないと感じている。 <input type="checkbox"/> 3. しばしば自分のことを否定的に話す、自分の良い点を挙げるができる。 <input type="checkbox"/> 4. 自分のことを否定的に話すことはなく、肯定的に受け止めている。	
	「社会参加」の段階	<input type="checkbox"/> 1. 社会・家族との接点を持たず、外出もままならない。 <input type="checkbox"/> 2. 限られた家族・支援者との関わりがある。 <input type="checkbox"/> 3. 家族・支援者以外にも、仕事・ボランティア・趣味等で、月1回から数回程度、会う人と場がある。 <input type="checkbox"/> 4. 仕事・地域活動(ボランティア等)・趣味等で、週に数回以上定期的に会う人と場がある。	
対応重要度	<input type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C <input type="checkbox"/> D		
スクリーニング後確認事項 生活保護へのつなぎ後の状況(2週間程度、1ヶ月以内に確認)	確認先等	<input type="checkbox"/> 同意のもと福祉事務所から <input type="checkbox"/> 本人から <input type="checkbox"/> 同意なく確認不能 <input type="checkbox"/> 同意なく支援会議により	確認日 西暦 年 月 日
	<input type="checkbox"/> 生活保護を申請し、受給となった。 <input type="checkbox"/> 生活保護を申請し、却下・取り下げとなった。 <input type="checkbox"/> 生活保護は申請せず、相談のみとなった。 <input type="checkbox"/> 生活保護担当部署へ相談していない。 <input type="checkbox"/> その他()		

最新2回目以降	
※スクリーニング実施日	西暦 年 月 日
※対応結果・方針	<input type="checkbox"/> 1. 情報提供や相談対応のみで終了 <input type="checkbox"/> 2. 他の制度や専門機関で対応が可能であり、つなぐ(必要に応じて、事前連絡や同行支援を実施し、結果をフォローアップする)(→つなぎ先の制度:) <input type="checkbox"/> 3. 現時点では本人同意はとれていないが、引き続き同意に向けて取り組む <input type="checkbox"/> 4. 自立相談支援機関が継続支援し、プランを策定する <input type="checkbox"/> 5. スクリーニング判断前に中断・終了(連絡がとれない/転居等)

対応結果・方針で2にチェックした場合のつなぎ先の機関 (あてはまるものすべてにチェック)

就労	<input type="checkbox"/> ハローワーク <input type="checkbox"/> 職業訓練機関 <input type="checkbox"/> 就労準備支援機関 <input type="checkbox"/> 地域若者サポートステーション <input type="checkbox"/> 就労支援法人・団体(就労訓練事業を含む) <input type="checkbox"/> 一般企業 <input type="checkbox"/> 各種協同組合(生協等) <input type="checkbox"/> 農業者・農業団体	保護	<input type="checkbox"/> 福祉事務所(生活保護担当部署) <input type="checkbox"/> ホームレス支援機関 <input type="checkbox"/> 一時保護施設 <input type="checkbox"/> 警察 <input type="checkbox"/> 更生保護施設・自立準備ホーム <input type="checkbox"/> 地域生活定着支援センター
	<input type="checkbox"/> 医療機関 <input type="checkbox"/> 医療機関の内、無料低額診療実施機関 <input type="checkbox"/> 行政の保健担当部署		生活

【2】 インテーク・アセスメントシート【スタッフ使用】

<DB入力（付随シート以外）>

障害	<input type="checkbox"/> 行政の障害担当部署 <input type="checkbox"/> 基幹相談支援センター <input type="checkbox"/> 精神保健福祉センター <input type="checkbox"/> 障害者就業・生活支援センター <input type="checkbox"/> 障害者就労支援事業所 <input type="checkbox"/> その他障害者支援機関・施設	・金銭	<input type="checkbox"/> 小口貸付(生活福祉資金除く) <input type="checkbox"/> 社会福祉協議会(生活福祉資金) <input type="checkbox"/> 社会福祉協議会(日常生活自立支援事業) <input type="checkbox"/> 成年後見人制度の支援機関 <input type="checkbox"/> 法テラス・弁護士・司法書士 <input type="checkbox"/> 消費生活センター・消費生活相談窓口・多重債務者等相談窓口
	高齢	住居	<input type="checkbox"/> 行政の高齢担当部署 <input type="checkbox"/> 地域包括支援センター <input type="checkbox"/> 居宅介護支援事業所・その他介護事業所
	子ども・人権	その他	<input type="checkbox"/> 行政の子ども家庭担当部署 <input type="checkbox"/> 教育委員会 <input type="checkbox"/> 保育所・幼稚園・子ども園 <input type="checkbox"/> 小・中・高(特別支援含む)学校 <input type="checkbox"/> 大学等(高等専門学校、専修学校、各種学校含む) <input type="checkbox"/> その他教育機関 <input type="checkbox"/> 家庭児童相談室(福祉事務所) <input type="checkbox"/> 児童相談所・児童家庭支援センター <input type="checkbox"/> 児童福祉施設 <input type="checkbox"/> 地域子育て支援センター <input type="checkbox"/> その他子育て支援機関 <input type="checkbox"/> 行政の人権担当部署 <input type="checkbox"/> 男女共同参画センター <input type="checkbox"/> 婦人相談所・配偶者暴力相談支援センター
特記事項 (関係機関名を残す場合はここに記載)			
対応重要度	<input type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C <input type="checkbox"/> D		
スクリーニング後確認事項 生活保護へのつなぎ後の状況(2週間程度、1ヶ月以内に確認)	確認先等	<input type="checkbox"/> 同意のもと福祉事務所から <input type="checkbox"/> 本人から <input type="checkbox"/> 同意なく確認不能 <input type="checkbox"/> 同意なく支援会議により	確認日 西暦 年 月 日
	<input type="checkbox"/> 生活保護を申請し、受給となった。 <input type="checkbox"/> 生活保護を申請し、却下・取り下げとなった。 <input type="checkbox"/> 生活保護は申請とならず、相談のみとなった。 <input type="checkbox"/> 生活保護担当部署へ相談していない。 <input type="checkbox"/> その他()		

■就労・増収者確認欄(継続支援(プラン作成)対象者以外)

注:相談後の状況が分かった場合に入力(任意)

確認日	西暦 年 月 日
相談者の就労に関して該項目にチェック (プラン作成対象者は不要)	<input type="checkbox"/> 一般就労開始(障害者雇用、継続的・時限的就労含む) (就労訓練や就労継続A、B型や就労移行支援等を除く) <input type="checkbox"/> 自営業等雇用外就労開始 <input type="checkbox"/> 就労収入増加(雇用外を含む一般就労において、転職・勤務時間の増加等による増収)

【2】 インテーク・アセスメントシート【スタッフ使用】

<DB入力（付随シート以外）>

【2】付随シート(紙での使用)

ID		氏名	
----	--	----	--

■ ジェノグラム(家族関係図)

家族関係図(□=男性、○=女性)	支援経過における変化

■ エコマップ(地域や周囲との関係性)

エコマップ	支援経過における変化

【3】 支援経過記録シート【スタッフ使用】

<DB入力→一覧で出力>

支援経過記録シート(入力用)

ID		氏名	
※実施日	西暦	年	月 日
	※担当者		
※方法	<input type="checkbox"/> 電話相談・連絡 <input type="checkbox"/> 訪問 <input type="checkbox"/> 同行支援 <input type="checkbox"/> 面談 <input type="checkbox"/> 所内会議 <input type="checkbox"/> 支援会議 <input type="checkbox"/> 支援調整会議(プラン策定) <input type="checkbox"/> 支援調整会議(評価実施) <input type="checkbox"/> その他機関との会議 <input type="checkbox"/> 他機関との電話照会・協議 <input type="checkbox"/> その他(_____)		
※対応相手先	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 家族(_____) <input type="checkbox"/> 関係機関 <input type="checkbox"/> その他		
関与した関係機関・関係者等			
対応内容記録(400字以内)			
詳細記録(聞き取り事項・確認した事実、対応状況等)			
支援員コメント			

【3】支援経過記録シート【スタッフ使用】

<DB入力→一覧で出力>

支援経過記録シート（出力用：経過一覧）

ID		氏名	
----	--	----	--

実施日	担当者	方法	対応相手先	関与した関係機関・関係者等	対応内容記録
西暦 年 月 日					

【4】支援ケース一覧【ケース概況の一覧表として出力、支援調整会議等で活用】

<自動出力>

支援ケース一覧

自立相談支援機関名	報告日	西暦	年	月	日
■抽出条件					
受付・スクリーニング機関	<input type="checkbox"/> 自立相談支援機関 <input type="checkbox"/> 家計改善支援機関 <input type="checkbox"/> 町村の一次相談窓口		プラン・住居確保利用 (支給期間)		<input type="checkbox"/> 申込中 <input type="checkbox"/> 受給 <input type="checkbox"/> 申込予定
初回相談受付期間	～				～
過去の困窮制度利用の状況	<input type="checkbox"/> 相談のみ <input type="checkbox"/> 支援中断 <input type="checkbox"/> 支援終結		プラン・一時生活利用 (利用期間)		<input type="checkbox"/> 申込中 <input type="checkbox"/> 利用 <input type="checkbox"/> 申込予定
スクリーニング実施期間	～				～
緊急支援の状況	<input type="checkbox"/> 住居確保 <input type="checkbox"/> 一時生活 <input type="checkbox"/> 福祉資金 <input type="checkbox"/> 他貸付 <input type="checkbox"/> 食糧支援		プラン・家計改善利用 (利用期間)		<input type="checkbox"/> 利用
対応結果・方針 (スクリーニング結果)	<input type="checkbox"/> 情報提供や相談対応のみで終了 <input type="checkbox"/> 他の制度や専門機関で対応が可能であり、つなぐ (個別抽出…つなぎ先機関: _____)		プラン・就労準備利用 (利用期間)		<input type="checkbox"/> 利用
	<input type="checkbox"/> 生活保護制度へのつなぎ後、1ヶ月以上確認が取れていない <input type="checkbox"/> 現時点では本人同意はとれていないが、引き続き同意に向けて取り組む <input type="checkbox"/> 自立相談支援機関が継続支援し、プランを策定する <input type="checkbox"/> スクリーニング判断前に中断・終了(連絡が取れない/転居等)		プラン・認定訓練利用 (種別・利用期間)		<input type="checkbox"/> 利用(<input type="checkbox"/> 雇用手型 <input type="checkbox"/> 非雇用手型)
			プラン・自立の就労支援利用 就労支援対象者(プラン)		<input type="checkbox"/> 利用
			評価期間		<input type="checkbox"/> プラン期間中の一般就労の達成を目標にしている
対応重要度	<input type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C <input type="checkbox"/> D		評価結果(現在状態)		<input type="checkbox"/> 終結 <input type="checkbox"/> 再プラン <input type="checkbox"/> 中断
支援決定・確認 (決定・確認日の期間)	<input type="checkbox"/> 支援決定 <input type="checkbox"/> 確認		最終時のつなぎ先		つなぎ先機関: _____
プラン終了予定期間	～		就労・増収者(全体)		<input type="checkbox"/> 就労開始者 <input type="checkbox"/> 就労増収者
次回モニタリング予定期間	～		担当者		

■検索結果

初回相談受付日	ID	氏名	性別	年齢	住所	ステイタス	プラン回数	対応重要度	対応結果・方針	基礎情報出力	課題と背景要因	課題のまとめと支援の方向性	法に基づく事業・その他の関連事業等	支援決定・確認日	モニタリング予定時期	プラン終了予定時期	プランの最終・継続に関する本人希望・スタッフ意見	評価決定月	担当者	
西暦 年 月 日																				
西暦 年 月 日																				

【4】支援ケース一覧【ケース概況の一覧表として出力、支援調整会議等で活用】

<自動出力>

初回相談受付日	ID	氏名	性別	年齢	住所	ステイタス	プラン回数	対応重要度	対応結果・方針	基礎情報出力	課題と背景要因	課題のまとめと支援の方向性	法に基づく事業・その他の関連事業等	支援決定・確認日	モニタリング予定時期	プラン終了予定時期	プランの最終・継続に関する本人希望・スタッフ意見	評価決定月	担当者	
西暦 年 月 日																				
西暦 年 月 日																				
西暦 年 月 日																				
西暦 年 月 日																				
西暦 年 月 日																				
西暦 年 月 日																				

【5】プラン兼事業等利用申込書【本人とスタッフが協働で作成→支援調整会議で検討→自治体による支援決定】※必須 <DB入力→出力>

プラン兼事業等利用申込書

ID		※プラン作成日	西暦 年 月 日
※作成回	プラン()回目	※プラン作成担当者	

ふりがな		性別	<input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性 <input type="checkbox"/> ()
氏名		生年月日	西暦 年 月 日 (歳)

■解決したい課題

■目標(目指す姿) <本人が設定>

※長期目標	※本プランにおける達成目標

■プラン <法に基づく事業等だけでなく、自立相談支援機関や関係機関等が行うことや、本人が行うことも含めて記入>

※実施すること (本人・家族等・自立相談支援機関・その他関係機関)	備考(関係機関・期間・頻度など)	法に基づく事業等 (該当時○)

【5】プラン兼事業等利用申込書【本人とスタッフが協働で作成→支援調整会議で検討→自治体による支援決定】※必須 <DB入力→出力>

■法に基づく事業等

メニュー	利用有無	支援方針(期間・実施機関・給付額等)
1 住居確保給付金	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	支給期間 西暦 年 月 月～西暦 年 月 月 月 給付額 円/月 <input type="checkbox"/> 申込中 <input type="checkbox"/> 既受給 <input type="checkbox"/> 申込予定 備考()
2 一時生活支援事業	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	支援期間 西暦 年 月 月～西暦 年 月 月 日 <input type="checkbox"/> 申込中 <input type="checkbox"/> 既利用 <input type="checkbox"/> 申込予定 備考()
3 家計改善支援事業	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	支援期間 西暦 年 月 月～西暦 年 月 月 日 備考()
4 就労準備支援事業	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	支援期間 西暦 年 月 月～西暦 年 月 月 日 備考()
5 認定就労訓練事業	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 雇用型 <input type="checkbox"/> 非雇用型
		支援期間 西暦 年 月 月～西暦 年 月 月 日 備考()
6 自立相談支援事業による就労支援	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	

■その他関連する事業等

メニュー	利用有無	支援方針(期間・実施機関・給付額等)
生活福祉資金等による貸付	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
生活保護受給者等就労自立促進事業	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	

■プランの期間と次回モニタリング(予定)時期

※プラン期間	西暦 年 月 日まで	※次回モニタリング時期	西暦 年 月
--------	------------	-------------	--------

■プランに関する本人同意・申込署名欄

〇〇様

私は、□上記のプランに基づく支援について同意します。

法に基づく事業(上記3, 4, 5)の利用を申し込みます。

西暦 年 月 日 本人署名 _____ 印

<支援調整会議・支援決定>

※支援調整会議開催日	①西暦 年 月 日	※支援決定・確認	<input type="checkbox"/> 支援決定(法に基づく事業(上記3,4,5))
	②西暦 年 月 日		<input type="checkbox"/> 確認(法に基づく事業(上記3,4,5)以外)
	③西暦 年 月 日		(決定・確認日:西暦 年 月 日)

<備考>

<必要添付書類>

インターク・アセスメントシート

その他添付書類(法に基づく事業等の利用にあたって必要とする添付書類)

【5】 プラン兼事業等利用申込書追加確認項目

入力・集計支援ツールにおいて登録が必要な追加項目についてのご案内

○ 事業の実施状況把握のため、帳票(プラン兼事業等利用申込書)としては記載の必要はないものの、「入力・集計支援ツール」で入力・登録いただきたい項目が2つ(SQ1,SQ2)あります。いずれも、実態把握のために必要な「月次報告」に反映される項目ですので、もれなく入力・登録をお願いいたします。
 ○ SQ1は、「当該プラン期間内において、一般就労を目指しているかどうか」を確認するものです。
 ○ SQ2は、「このプランを実施するにあたり、関係・関与する人や機関」を選択肢のなかからすべてチェックしていただくものです。

【入力・集計支援ツールのみで登録が必要な項目】

(SQ1)一般就労達成の目標設定状況 (いずれかにチェック)

※プラン期間中の一般就労の達成を目標にしているか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
--------------------------	--

(SQ2)プランの実施に係る関係機関・関係者 (あてはまるものすべてにチェック)

就労	<input type="checkbox"/> ハローワーク <input type="checkbox"/> 職業訓練機関 <input type="checkbox"/> 就労準備支援機関 <input type="checkbox"/> 地域若者サポートステーション <input type="checkbox"/> 就労支援法人・団体(就労訓練事業を含む) <input type="checkbox"/> 一般企業 <input type="checkbox"/> 各種協同組合(生協等) <input type="checkbox"/> 農業者・農業団体	保護 <input type="checkbox"/> 福祉事務所(生活保護担当部署) <input type="checkbox"/> ホームレス支援機関 <input type="checkbox"/> 一時保護施設 <input type="checkbox"/> 警察 <input type="checkbox"/> 更生保護施設・自立準備ホーム <input type="checkbox"/> 地域生活定着支援センター
	<input type="checkbox"/> 医療機関 (<input type="checkbox"/> 医療機関の内、無料低額診療実施機関) <input type="checkbox"/> 行政の保健担当部署	
障害	<input type="checkbox"/> 行政の障害担当部署 <input type="checkbox"/> 基幹相談支援センター <input type="checkbox"/> 精神保健福祉センター <input type="checkbox"/> 障害者就業・生活支援センター <input type="checkbox"/> 障害者就労支援事業所 <input type="checkbox"/> その他障害者支援機関・施設	住居 <input type="checkbox"/> 行政の住宅施策担当部局(居住支援協議会) <input type="checkbox"/> 居住支援法人 <input type="checkbox"/> 不動産・保証関係会社
高齢	<input type="checkbox"/> 行政の高齢担当部署 <input type="checkbox"/> 地域包括支援センター <input type="checkbox"/> 居宅介護支援事業所・その他介護事業所	
子ども・人権	<input type="checkbox"/> 行政の子ども家庭担当部署 <input type="checkbox"/> 教育委員会 <input type="checkbox"/> 保育所・幼稚園・子ども園 <input type="checkbox"/> 小・中・高(特別支援含む)学校 <input type="checkbox"/> 大学等(高等専門学校、専修学校、各種学校含む) <input type="checkbox"/> その他教育機関 <input type="checkbox"/> 家庭児童相談室(福祉事務所) <input type="checkbox"/> 児童相談所・児童家庭支援センター <input type="checkbox"/> 児童福祉施設 <input type="checkbox"/> 地域子育て支援センター <input type="checkbox"/> その他子育て支援機関 <input type="checkbox"/> 行政の人権担当部署 <input type="checkbox"/> 男女共同参画センター <input type="checkbox"/> 婦人相談所・配偶者暴力相談支援センター	

【6】 評価シート【本人とスタッフが協働で作成→支援調整会議で確認】※必須

<DB入力→出力>

評価シート

ID	氏名			
※評価回	評価()回目	※評価担当者	※評価記入日	西暦 年 月 日

■目標の達成状況

※目標の達成状況				
※見られた変化	生活面	<input type="checkbox"/> 生活保護適用 <input type="checkbox"/> 住まいの確保・安定 <input type="checkbox"/> 医療機関受診開始 <input type="checkbox"/> 健康状態の改善 <input type="checkbox"/> 障害手帳取得 <input type="checkbox"/> 自立意欲の向上・改善 <input type="checkbox"/> 対人関係・家族関係の改善 <input type="checkbox"/> 生活習慣の改善 <input type="checkbox"/> 孤立の解消 <input type="checkbox"/> 精神の安定 <input type="checkbox"/> 債務の整理 <input type="checkbox"/> 家計の改善 <input type="checkbox"/> 保険関係収入の増加 <input type="checkbox"/> 年金関係収入の増加 <input type="checkbox"/> その他収入増加(一般就労以外) <input type="checkbox"/> 就労収入増加(一般就労において、転職・勤務時間の増加等により増収した場合)		
	社会面	<input type="checkbox"/> 職場定着 <input type="checkbox"/> 一般就労開始(目的が継続的な就労(障害者雇用含む)) <input type="checkbox"/> 一般就労開始(目的が限時的) <input type="checkbox"/> 雇用契約を伴う支援付き就労(就労訓練事業、就労継続A型等) <input type="checkbox"/> 障害者サービス活用(就労継続B型、就労移行支援等) <input type="checkbox"/> 自営業等雇用外の就労開始 <input type="checkbox"/> 就職活動開始 <input type="checkbox"/> 職業訓練の開始、就学 <input type="checkbox"/> 社会参加機会の増加 他 <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> この間に変化は見られなかった		
※相談者に 関わる 課題と特性 への対応状況	初回面談時の課題と特性 (アセスメントシートより) 初回入力を自動参照	支援中に判明した課題と特性 (左記以降、評価まで)	課題と特性への対応状況 (解決もしくは問題とならない よう対応できるようになった)	
	<input type="checkbox"/> 病気 <input type="checkbox"/> けが <input type="checkbox"/> 障害(手帳有) <input type="checkbox"/> 障害(疑い) <input type="checkbox"/> 自殺企図 <input type="checkbox"/> その他メンタルヘルスの 課題(うつ・不眠・不安・ 依存・適応障害など) <input type="checkbox"/> 住まい不安定 <input type="checkbox"/> ホームレス <input type="checkbox"/> 経済的困窮 <input type="checkbox"/> 多重・過重債務 <input type="checkbox"/> 家計管理の課題 <input type="checkbox"/> 就職活動困難 <input type="checkbox"/> 就職定着困難 <input type="checkbox"/> 生活習慣の乱れ <input type="checkbox"/> 社会的孤立(ニート・ひき こもり等含む) <input type="checkbox"/> 家族関係・家族の問題 <input type="checkbox"/> 介護 <input type="checkbox"/> 子育て <input type="checkbox"/> 不登校 <input type="checkbox"/> 非行 <input type="checkbox"/> 中卒・高校中退 <input type="checkbox"/> ひとり親 <input type="checkbox"/> DV・虐待 <input type="checkbox"/> 外国籍 <input type="checkbox"/> 刑余者 <input type="checkbox"/> コミュニケーションが苦手 <input type="checkbox"/> 本人の能力の課題(識字 ・言語・理解等) <input type="checkbox"/> 被災 <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 病気 <input type="checkbox"/> けが <input type="checkbox"/> 障害(手帳有) <input type="checkbox"/> 障害(疑い) <input type="checkbox"/> 自殺企図 <input type="checkbox"/> その他メンタルヘルスの 課題(うつ・不眠・不安・ 依存・適応障害など) <input type="checkbox"/> 住まい不安定 <input type="checkbox"/> ホームレス <input type="checkbox"/> 経済的困窮 <input type="checkbox"/> 多重・過重債務 <input type="checkbox"/> 家計管理の課題 <input type="checkbox"/> 就職活動困難 <input type="checkbox"/> 就職定着困難 <input type="checkbox"/> 生活習慣の乱れ <input type="checkbox"/> 社会的孤立(ニート・ひき こもり等含む) <input type="checkbox"/> 家族関係・家族の問題 <input type="checkbox"/> 介護 <input type="checkbox"/> 子育て <input type="checkbox"/> 不登校 <input type="checkbox"/> 非行 <input type="checkbox"/> 中卒・高校中退 <input type="checkbox"/> ひとり親 <input type="checkbox"/> DV・虐待 <input type="checkbox"/> 外国籍 <input type="checkbox"/> 刑余者 <input type="checkbox"/> コミュニケーションが苦手 <input type="checkbox"/> 本人の能力の課題(識字 ・言語・理解等) <input type="checkbox"/> 被災 <input type="checkbox"/> その他()	→ <input type="checkbox"/> 病気 <input type="checkbox"/> けが <input type="checkbox"/> 障害(手帳有) <input type="checkbox"/> 障害(疑い) <input type="checkbox"/> 自殺企図 <input type="checkbox"/> その他メンタルヘルスの 課題(うつ・不眠・不安・ 依存・適応障害など) <input type="checkbox"/> 住まい不安定 <input type="checkbox"/> ホームレス <input type="checkbox"/> 経済的困窮 <input type="checkbox"/> 多重・過重債務 <input type="checkbox"/> 家計管理の課題 <input type="checkbox"/> 就職活動困難 <input type="checkbox"/> 就職定着困難 <input type="checkbox"/> 生活習慣の乱れ <input type="checkbox"/> 社会的孤立(ニート・ひき こもり等含む) <input type="checkbox"/> 家族関係・家族の問題 <input type="checkbox"/> 介護 <input type="checkbox"/> 子育て <input type="checkbox"/> 不登校 <input type="checkbox"/> 非行 <input type="checkbox"/> 中卒・高校中退 <input type="checkbox"/> ひとり親 <input type="checkbox"/> DV・虐待 <input type="checkbox"/> 外国籍 <input type="checkbox"/> 刑余者 <input type="checkbox"/> コミュニケーションが苦手 <input type="checkbox"/> 本人の能力の課題(識字 ・言語・理解等) <input type="checkbox"/> 被災 <input type="checkbox"/> その他()	

【6】評価シート【本人とスタッフが協働で作成→支援調整会議で確認】※必須

<DB入力→出力>

現在の状況と残された課題		
※評価日現在の状態像	「自立意欲」の段階	<p>◆前回の評価(初回評価の場合は、初回接触日)の状態像:(自動参照)</p> <p><input type="checkbox"/>1. 就労、家事、遊び、趣味、身の回りのこと等に対して意欲が持てない。 <input type="checkbox"/>2. 遊び、趣味等の好きなことに対しては意欲がある。 <input type="checkbox"/>3. 2に加え、就労や地域活動(ボランティア等)の社会参加に関心がある。 <input type="checkbox"/>4. 就労や地域活動(ボランティア等)の社会参加を行おうとしている。または既に行っている。</p>
	「自己肯定感」の段階	<p>◆前回の評価(初回評価の場合は、初回接触日)の状態像:(自動参照)</p> <p><input type="checkbox"/>1. 自分のことを否定し、受け入れられない。 <input type="checkbox"/>2. 自分のことを否定的に話すことが多く、限られた家族・友人・支援者からしか認められていないと感じている。 <input type="checkbox"/>3. しばしば自分のことを否定的に話すのが、自分の良い点を挙げることができる。 <input type="checkbox"/>4. 自分のことを否定的に話すことはなく、肯定的に受け止めている。</p>
	「社会参加」の段階	<p>◆前回の評価(初回評価の場合は、初回接触日)の状態像:(自動参照)</p> <p><input type="checkbox"/>1. 社会・家族との接点を持たず、外出もままならない。 <input type="checkbox"/>2. 限られた家族・支援者との関わりがある。 <input type="checkbox"/>3. 家族・支援者以外にも、仕事・ボランティア・趣味等で、月1回から数回程度、会う人と場がある。 <input type="checkbox"/>4. 仕事・地域活動(ボランティア等)・趣味等で、週に数回以上定期的に会う人と場がある。</p>

■法に基づく事業等の利用実績等

法に基づく事業等	利用有無	通算利用実績	利用の効果/継続利用の必要性等
住居確保給付金	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	ヵ月	
一時生活支援事業	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	日	
家計改善支援事業	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	ヵ月	
就労準備支援事業	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	ヵ月	
認定就労訓練事業	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 雇用型 日	
		<input type="checkbox"/> 非雇用型 日	

■プランの終結・継続に関する本人希望・スタッフ意見

※本人の希望	<input type="checkbox"/> 終結を希望 <input type="checkbox"/> 継続を希望	スタッフの意見
--------	--	---------

<支援調整会議における評価実施>

注:他機関へのつながりにより終結する場合は、対象者が他機関に既につながっている状態であること。

※支援調整会議開催日	西暦 年 月 日	※プラン評価	<input type="checkbox"/> 終結 <input type="checkbox"/> 再プランして継続 <input type="checkbox"/> 中断 (終結の内、他機関へのつながり <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし) (決定日:西暦 年 月 日)
終結後の対応/再プラン時の留意点			

【6】評価シート【本人とスタッフが協働で作成→支援調整会議で確認】※必須

<DB入力→出力>

■終結時のつなぎ先情報

注:終結の内、他機関へのつながりが「あり」にチェックした場合は必須

終結時つなぎ「あり」にチェックした場合のつなぎ先の機関 (あてはまるものすべてにチェック)

就労	<input type="checkbox"/> ハローワーク <input type="checkbox"/> 職業訓練機関 <input type="checkbox"/> 就労準備支援機関 <input type="checkbox"/> 地域若者サポートステーション <input type="checkbox"/> 就労支援法人・団体(就労訓練事業を含む) <input type="checkbox"/> 一般企業 <input type="checkbox"/> 各種協同組合(生協等) <input type="checkbox"/> 農業者・農業団体	保護	<input type="checkbox"/> 福祉事務所(生活保護担当部署) <input type="checkbox"/> ホームレス支援機関 <input type="checkbox"/> 一時保護施設 <input type="checkbox"/> 警察 <input type="checkbox"/> 更生保護施設・自立準備ホーム <input type="checkbox"/> 地域生活定着支援センター
	医療		<input type="checkbox"/> 医療機関 (口医療機関の内、無料低額診療実施機関) <input type="checkbox"/> 行政の保健担当部署
障害	<input type="checkbox"/> 行政の障害担当部署 <input type="checkbox"/> 基幹相談支援センター <input type="checkbox"/> 精神保健福祉センター <input type="checkbox"/> 障害者就業・生活支援センター <input type="checkbox"/> 障害者就労支援事業所 <input type="checkbox"/> その他障害者支援機関・施設	住居	<input type="checkbox"/> 行政の高齢担当部署 <input type="checkbox"/> 地域包括支援センター <input type="checkbox"/> 居宅介護支援事業所・その他介護事業所
高齢			子ども・人権
		<input type="checkbox"/> 他地域の生活困窮者自立相談支援機関 <input type="checkbox"/> 民生委員・児童委員 <input type="checkbox"/> 外国人支援団体・相談窓口 <input type="checkbox"/> ひきこもり支援機関 <input type="checkbox"/> NPO・ボランティア団体 <input type="checkbox"/> 商店街・商工会等経済団体 <input type="checkbox"/> 町内会・自治会、福祉委員、近隣住民 <input type="checkbox"/> ライフライン民間事業者(電気・ガス・水道) <input type="checkbox"/> 保健所(動物・ペットの多頭飼育等) <input type="checkbox"/> 社会福祉協議会(資金、日常生活自立支援以外) <input type="checkbox"/> その他行政の担当部署 <input type="checkbox"/> 家族・親族・その他キーパーソン <input type="checkbox"/> その他1(_____ <input type="checkbox"/> その他2(_____)	
特記事項 (関係機関名を残す場合はここに記載)			
生活保護へのつなぎの状況 (福祉事務所にチェックした場合に必須)		<input type="checkbox"/> 「福祉事務所(生活保護担当部署)」につなぎ、生活保護受給となった。 <input type="checkbox"/> 生活保護受給以外(_____)	

<必要添付書類>

プラン兼事業等利用申込書

【7】個人情報に関する管理・取扱規程

※規定の内容については必ず自治体・事業実施団体の個人情報保護管理所管部局と協議して決定<紙で使用>※必須

個人情報に関する管理・取扱規程

●●市●●自立相談支援機関・家計相談支援機関では、当機関における個人情報保護に関する取組方針および個人情報の取扱いに関する考え方として、個人情報に関する管理・取扱規程を制定します。

【取組方針】

当機関は、個人情報の適切な保護と利用を重要な社会的責任と認識し、相談業務、支援業務等、当機関が実施する業務を行うにあたっては、●●市個人情報保護条例をはじめとする関係法令等に加えて、本規程を遵守し、ご相談者の個人情報の適切な保護と利用に努めます。

【個人情報の取得方法】

ご相談者の個人情報を業務上必要な範囲において、適正かつ適法な手段により取得します。

【利用目的】

ご相談者の個人情報を、当機関の業務遂行ならびに利用目的の達成に必要な範囲において取り扱うこととし、その範囲を超えて他の目的に利用することはありません。

◎当機関の業務内容

相談支援業務
プランの策定・評価

◎利用目的

相談支援業務を円滑に行うため
自治体に対して事業等利用申込を行うため
支援提供、関係機関・者との連絡・調整等自立支援に資するため

【個人情報の内容】

当機関では、以下の情報を個人情報として取り扱います。
氏名、性別、年齢、住所、電話番号、家族関係等個人の属性に関わる基本的情報
健康状態、疾病、障害、介護等健康に関する情報
就労・通学・通所状況に関する情報
収入、資産、債務等経済的状況
福祉制度利用状況
その他、生活歴や過去の経験、抱えている課題等、相談業務において知り得た情報

【第三者への提供の制限】

ご相談者（又は代理人）の同意をいただいている場合や法令等に基づく場合等を除き、原則としてご相談者の個人情報を第三者に対して提供いたしません。ただし、利用目的の達成に必要な範囲内において、関係機関・者等との間で共同利用する場合には、原則としてご相談者（又は代理人）の同意を得た上で、ご相談者の個人情報を関係機関・者等（別表で例示した機関）に対して提供することがあります。また、例外として、●●市個人情報保護条例第●●条第●●項に従って、同意を得ずに関係機関・者等に対して情報提供する場合があります。

◎同意の上で第三者に提供する場合

他機関・者との間で、支援の実施、各種事業等の利用申込やプラン策定に関する調整を行うため
他機関・者が実施する支援を受けるため
プランが終了した後に関係機関との連携が必要な場合
各種福祉制度申込時に、当機関から自治体へ事前に本人が特定される形で相談する場合
病気・怪我等の際に医療機関につなぐ場合

◎同意を得ずに第三者に提供する場合（●●市個人情報保護条例第●●条第●●項の定めによる）

法令に基づく場合
人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

【保存期間】

ご相談者の情報の保存は、利用申込日より開始します。保存期間は、支援終了日より●●年間とします。その後は、適切な方法（溶解処理等）により廃棄します。

【安全管理措置】

ご相談者の個人情報を正確かつ最新の状態で保管・管理するよう努めるとともに、漏えい等を防止するため、合理的な安全管理措置を実施します。

【継続的改善】

情報技術の発展や社会的要請の変化等を踏まえて本規程を適宜見直し、ご相談者の個人情報の取扱いについて、継続的に改善に努めてまいります。

以上

【7】個人情報に関する管理・取扱規程

※規定の内容については必ず自治体・事業実施団体の個人情報保護管理所管部局と協議して決定<紙で使用>※必須

【別表】関係機関・関係者等の例示

就労	ハローワーク〇〇	保護	〇〇市保護課
	〇〇職業能力開発センター（職業訓練機関）		〇〇ホームレス支援機関
医療	〇〇就労支援センター	生活・金銭	〇〇一時保護施設
	〇〇地域若者サポートステーション		〇〇警察
障害	〇〇株式会社	住居	〇〇更生保護施設
	〇〇生活協同組合		〇〇地域生活定着支援センター
障害	〇〇農事組合	その他	〇〇市税担当部署
	〇〇障害福祉課		〇〇市保険事業課
高齢	〇〇基幹相談支援センター	その他	〇〇市家計改善支援機関
	〇〇精神保健福祉センター		フードバンク〇〇
子ども・人権	障害者就業・生活支援センター〇〇	その他	〇〇市社会福祉協議会
	〇〇障害者就労支援事業所		法テラス〇〇
子ども・人権	〇〇市高齡福祉課	その他	〇〇弁護士
	〇〇地域包括支援センター		多重債務者相談窓口〇〇
子ども・人権	〇〇子ども家庭課	その他	〇〇地域居住支援協議会
	〇〇市教育委員会		居住支援法人〇〇
子ども・人権	〇〇子ども園	その他	〇〇不動産
	〇〇中学校		〇〇市生活困窮者自立相談支援機関
子ども・人権	〇〇大学	その他	民生委員・児童委員
	〇〇市家庭児童相談室		外国人支援団体〇〇
子ども・人権	〇〇児童相談所	その他	〇〇外国人相談（外国語相談）センター
	児童家庭支援センター〇〇		ひきこもり支援機関〇〇
子ども・人権	〇〇地域子育て支援センター	その他	NPO 〇〇
	〇〇市市民課		〇〇商店街
子ども・人権	〇〇男女共同参画センター	その他	〇〇町内会
	〇〇婦人相談所		〇〇ガス株式会社
子ども・人権		その他	〇〇保健所
			〇〇市社会福祉協議会
子ども・人権		その他	〇〇市農林課

補助ツール

必要に応じて活用が考えられる補助ツール
 (DBシステムは帳票様式ダウンロードのみ(入カページなし))

詳細アセスメント項目例

※使用にあたって

- ・「インテーク・アセスメントシート」と共に、各課題領域についてアセスメントを深める必要がある場合に使用する。
- ・すべての領域・項目についてチェックする必要はなく、本人の訴えや状況から課題として重要と考えられる領域・項目からチェックしてアセスメントを深める。

※注意点

- ・すべての領域・項目についてチェックする必要はない。
- ・項目を埋めることが目的化してはならない。
- ・不必要な情報はとらない。
- ・本人が言いたくない、知られたくないと考える情報は無理強いまでしてとらない。

ID		氏名	
----	--	----	--

■健康面について

疾病・傷病、健康上の課題の具体的な内容				
通院先	病院名: _____ 診療科: _____			
	主治医: _____			
服薬状況	<input type="checkbox"/> 服薬していない <input type="checkbox"/> 服薬している(服薬内容: _____)			
健康保険	<input type="checkbox"/> 納付中 <input type="checkbox"/> 減額 <input type="checkbox"/> 免除 <input type="checkbox"/> 滞納あり(分納中) <input type="checkbox"/> 滞納あり(未対応)			
納付状況				
障害の状況・程度	障害支援区分: <input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 該当(区分____)			
	<具体的な障害の状況・程度等>			
介護保険	<input type="checkbox"/> 要介護認定を受けている → <input type="checkbox"/> 要介護(____) <input type="checkbox"/> 要支援(____) <input type="checkbox"/> 要介護認定を受けていない			
利用している福祉・介護サービス	マネジメント事業所名		担当者名	
	事業所名	サービス名	サービス量	備考
備考				

【補助】詳細アセスメント項目例【スタッフ使用】

■住まいについて

住民票	<input type="checkbox"/> 有(市・区・町・村) <input type="checkbox"/> 無
電気・ガス・水道の状況	<input type="checkbox"/> 供給停止 → < <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> 水道 → 停止時期: _____ から > <input type="checkbox"/> 未納有だが供給中(<input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> 水道) <input type="checkbox"/> 供給中
家賃・地代の支払(賃貸の場合)	<input type="checkbox"/> 滞納(西暦____年____月から) → <家主等からの立ち退き要請 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 > <input type="checkbox"/> 滞納なし
備考	

■収入や経済状態について

世帯収入	毎月 _____ 円 手段: <input type="checkbox"/> 就労収入(_____ 円) <input type="checkbox"/> 家賃・地代・利子(_____ 円) <input type="checkbox"/> 年金(_____ 円) <input type="checkbox"/> 手当(_____ 円) <input type="checkbox"/> 家族等の援助(_____ 円) <input type="checkbox"/> その他(_____ (_____ 円))
本人と家族の収入	<input type="checkbox"/> 本人収入(_____ 円) 手段: <input type="checkbox"/> 就労収入(_____ 円) <input type="checkbox"/> 家賃・地代・利子(_____ 円) <input type="checkbox"/> 年金(_____ 円) <input type="checkbox"/> 手当(_____ 円) <input type="checkbox"/> 家族等の援助(_____ 円) <input type="checkbox"/> その他(_____ (_____ 円)) <input type="checkbox"/> 本人以外の家族の収入1→続柄(_____) (_____ 円) <input type="checkbox"/> 本人以外の家族の収入2→続柄(_____) (_____ 円) <input type="checkbox"/> 本人以外の家族の収入3→続柄(_____) (_____ 円)
本人の年金加入状況及び年金種類	<input type="checkbox"/> 受給中(<input type="checkbox"/> 老齢基礎年金 <input type="checkbox"/> 厚生・共済年金 <input type="checkbox"/> 障害年金 <input type="checkbox"/> 遺族年金) <input type="checkbox"/> 加入(<input type="checkbox"/> 支払中 <input type="checkbox"/> 免除 <input type="checkbox"/> 納付猶予 <input type="checkbox"/> 減額 <input type="checkbox"/> 滞納) →年金種類< <input type="checkbox"/> 国民年金1号 <input type="checkbox"/> 国民年金3号 <input type="checkbox"/> 厚生年金 <input type="checkbox"/> 共済組合 > <input type="checkbox"/> 非加入 <input type="checkbox"/> 不明
世帯の毎月の生活費と内訳	総金額: _____ 円 内訳: 家賃 _____ 円、食費 _____ 円、光熱水費 _____ 円、医療費 _____ 円 嗜好品費 _____ 円、遊行費 _____ 円、その他 _____ 円
貸付・債務(世帯)	<input type="checkbox"/> 有(_____ 円, 種類: _____) <input type="checkbox"/> 無 返済状況: <input type="checkbox"/> 特に問題なし <input type="checkbox"/> 問題はあるが緊急性はなし <input type="checkbox"/> 緊急性あり <借り手や金額等 >
滞納	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 →滞納種類< <input type="checkbox"/> 住民税 <input type="checkbox"/> 固定資産税 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 水道 <input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> 年金 <input type="checkbox"/> 健康保険 <input type="checkbox"/> 家賃 <input type="checkbox"/> その他(_____) >

【補助】詳細アセスメント項目例【スタッフ使用】

その他資産(世帯)	(例:不動産、家屋、貯蓄、保険、自動車等)
備考	

■仕事について

現在の求職活動状況	
職業訓練や支援付就労の経験状況	<input type="checkbox"/> 現在、職業訓練もしくは支援付就労を利用している(利用先: _____) <input type="checkbox"/> 以前に、職業訓練もしくは支援付就労を利用した経験がある(利用先: _____) <input type="checkbox"/> 利用していない/利用経験はない
雇用保険	<input type="checkbox"/> 加入 <input type="checkbox"/> 非加入
雇用保険の失業等給付	<input type="checkbox"/> 受給中(期間: 西暦____年____月～西暦____年____月) <input type="checkbox"/> 受給済み(期間満了) <input type="checkbox"/> 受給資格なし(理由: _____) <input type="checkbox"/> 受給不要
備考	

■生活管理

1日のタイムスケジュール	
1週間のタイムスケジュール	
生活管理能力について	<input type="checkbox"/> 課題あり <input type="checkbox"/> 特に課題なし <気になる点 >
備考	

■地域との関係・社会参加について（ひきこもりを含む）

外出頻度・行先等	<input type="checkbox"/> ほぼ毎日 <input type="checkbox"/> 週の半分程度 <input type="checkbox"/> ほとんど外出しない <input type="checkbox"/> その他(_____) →よく行くところ:
ひきこもり等社会参加に係る課題	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 →具体的に: ひきこもり等の期間:
交友関係 (つきあいのある人・頼りにしている人等)	
備考	

■生活歴（ライフヒストリー）

過去の課題	<input type="checkbox"/> 虐待(□加害 □被害) <input type="checkbox"/> DV(□加害 □被害) <input type="checkbox"/> 貧困 <input type="checkbox"/> 借金 <input type="checkbox"/> いじめ(□加害 □被害) <input type="checkbox"/> 不登校 <input type="checkbox"/> ひきこもり <input type="checkbox"/> 進路 <input type="checkbox"/> 身体疾患 <input type="checkbox"/> 精神疾患 <input type="checkbox"/> 非行 <input type="checkbox"/> 犯罪(□加害 □被害) <input type="checkbox"/> 刑務所・拘留所 <input type="checkbox"/> 執行猶予 <input type="checkbox"/> 薬物 <input type="checkbox"/> その他(_____)
生活歴で留意すべきこと	
備考	

■家族のこと

家族関係で気になること	
家族が抱える課題	
備考	

■DV・虐待について

DV・虐待の恐れの有無	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 → <□DV □児童虐待 □高齢者虐待 □障害者虐待 □その他(_____)>
被害者の属性	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 子ども <input type="checkbox"/> 親 <input type="checkbox"/> その他(_____)
加害者の属性	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 子ども <input type="checkbox"/> 親 <input type="checkbox"/> その他(_____)
DV・虐待の状況	いつ頃から(_____) どのくらい続いているか(____年____ヵ月くらい) <input type="checkbox"/> 身体的虐待 <input type="checkbox"/> 精神的虐待 <input type="checkbox"/> ネグレクト <input type="checkbox"/> 性的虐待 <input type="checkbox"/> 経済的虐待
これまで関わりがあった機関	<input type="checkbox"/> 児童相談所 <input type="checkbox"/> 配偶者暴力防止・相談支援センター <input type="checkbox"/> 婦人相談所 <input type="checkbox"/> 地域包括支援センター <input type="checkbox"/> 障害者虐待防止センター <input type="checkbox"/> 家庭児童相談室 <input type="checkbox"/> 警察 <input type="checkbox"/> 弁護士 <input type="checkbox"/> その他(_____)
保護・措置	<input type="checkbox"/> 一時保護あり <input type="checkbox"/> 施設入所措置あり <input type="checkbox"/> 保護・措置の経験はない
保護命令	<input type="checkbox"/> 発令中 <input type="checkbox"/> かつて発令されていた <input type="checkbox"/> なし
備考	

■子どもの状況／子どもが抱える課題（※子どもに関する相談の場合に使用）

就学・就園段階	<input type="checkbox"/> 保育所 <input type="checkbox"/> 幼稚園 <input type="checkbox"/> 小学校 <input type="checkbox"/> 中学 <input type="checkbox"/> 高校 <input type="checkbox"/> 特別支援学校(学級を含む) <input type="checkbox"/> 専門学校・専修学校・各種学校 <input type="checkbox"/> 高等専門学校 <input type="checkbox"/> 短大 <input type="checkbox"/> 大学・大学院 □その他 →<□在学中 □卒業 □中退 学校名:_____>
子どもが抱える課題	<input type="checkbox"/> 虐待 <input type="checkbox"/> 貧困 <input type="checkbox"/> いじめ <input type="checkbox"/> 不登校 <input type="checkbox"/> ひきこもり <input type="checkbox"/> 友人ができない <input type="checkbox"/> 進学先 <input type="checkbox"/> 就職先 <input type="checkbox"/> 身体疾患 <input type="checkbox"/> 精神疾患 <input type="checkbox"/> 非行 <input type="checkbox"/> 犯罪 <input type="checkbox"/> 薬物 <input type="checkbox"/> その他(_____)
子どもが抱える課題の背景要因等	
備考	

■国籍・言語について

国籍	<input type="checkbox"/> 日本 <input type="checkbox"/> その他 → 国籍:_____
言語	<input type="checkbox"/> 通訳不要 <input type="checkbox"/> 通訳必要 → 言語:_____

■本人の能力

話を聞いて理解する力	<input type="checkbox"/> 課題あり <input type="checkbox"/> 課題なし	言語能力	<input type="checkbox"/> 課題あり <input type="checkbox"/> 課題なし
書く力(識字力)	<input type="checkbox"/> 課題あり <input type="checkbox"/> 課題なし	人とのコミュニケーション	<input type="checkbox"/> 課題あり <input type="checkbox"/> 課題なし
本人が得意なこと			
本人が苦手に感じていること			
担当者としての印象や気になる点等			

参考ツール

本人が課題の整理や振り返りを行う際に
活用できる参考ツール
(DBシステムは帳票様式ダウンロードのみ(入力ページなし))

課題整理シート

ID		氏名	
----	--	----	--

- このシートは、あなた（本人）がスタッフと一緒に、課題を整理して対応策を一緒に考えていくためのシートです。
- ご回答は、お答えいただけることだけで構いません。

解決したいこと1 []

今の状況（困っていること、変えたいこと）	その原因や背景は何でしょう？

↓

今後どのようにしていきたいですか？	自分としてやっていきたいこと
	支援を求めたいこと

解決したいこと2 []

今の状況（困っていること、変えたいこと）	その原因や背景は何でしょう？

↓

今後どのようにしていきたいですか？	自分としてやっていきたいこと
	支援を求めたいこと

●自分のこと

これまでにあった主な出来事（よかったこと、つらかったことなど）	
（いつ頃）	（どんなこと／どう思ったか）

周囲の支え・助けになるかかわり（かかわりの状況など）		
	家族・友人・知人等個人的なつながり	公的機関・事業など
現在持っている		
今後持ちたい		

自分の強み・得意なこと

苦手なこと

振り返りシート

ID		氏名	
----	--	----	--

1回目	振り返り実施日	西暦	年	月	日
これまでの取り組みの振り返り					
自分の取り組み			周囲の取り組み		
当初目標（短期目標）の達成度			現在の幸せ度（満足度）		
今後どのように取り組んでいきたいか					
自分としてやっていきたいこと			支援を求めたいこと		

2回目	振り返り実施日	西暦	年	月	日
これまでの取り組みの振り返り					
自分の取り組み			周囲の取り組み		
当初目標（短期目標）の達成度			現在の幸せ度（満足度）		
今後どのように取り組んでいきたいか					
自分としてやっていきたいこと			支援を求めたいこと		

【参考2】振り返りシート【必要に応じて、本人使用。タイミングは随時】

3回目	振り返り実施日	西暦	年	月	日
これまでの取り組みの振り返り					
自分の取り組み			周囲の取り組み		
当初目標（短期目標）の達成度			現在の幸せ度（満足度）		
今後どのように取り組んでいきたいか					
自分としてやっていきたいこと			支援を求めたいこと		

4回目	振り返り実施日	西暦	年	月	日
これまでの取り組みの振り返り					
自分の取り組み			周囲の取り組み		
当初目標（短期目標）の達成度			現在の幸せ度（満足度）		
今後どのように取り組んでいきたいか					
自分としてやっていきたいこと			支援を求めたいこと		

高等教育の無償化について

文部科学省 高等教育段階の教育費負担軽減新制度プロジェクトチーム

文部科学省「高等教育段階の教育費負担軽減」のホームページ

http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/index.htm

大学等奨学金事業の充実

2019年度予算案 1,272億円
(前年度予算額 1,161億円)



文部科学省

<2019年度予算案>

事業概要

意欲と能力のある学生・生徒が、経済的理由により進学を断念することがないよう、安心して学ぶことができる環境を整備することが重要。

このため、
①給付型奨学金制度の着実な実施
②無利子奨学金の希望者全員に対する貸与の着実な実施
③新たな高等教育費の負担軽減方策の実施準備 など、大学等奨学金事業の充実を図るとともに、を進める。

①給付型奨学金制度の着実な実施 基金:140億円(35億円増)

2018年度から本格的に開始した制度を着実かつ安定的に実施

【制度概要】

◇対象：非課税世帯で、一定の学力・資質要件（※に示すガイドラインを基に各学校が定める基準）を満たす学生を高校等が推薦

※①各学校の教育目標に照らして十分に満足できる高い学習成績を収めている者

②教科以外の学校活動等で大変優れた成果を収め、各学校の教育目標に照らして概ね満足できる学習成績を収めている者

③社会的養護を必要とする生徒等であって、特定の分野において特に優れた資質能力を有し、又は進学後の学修に意欲等があり、進学後特に優れた学習成績を収める見込みがある者

◇給付額：(国公立・自宅) 月額2万円(年額24万円)
(国公立・自宅外/私立・自宅) 月額3万円(年額36万円)
(私立・自宅外) 月額4万円(年額48万円)

※国立大学・国立高等専門学校等で授業料減免を受けた場合は減額
※児童養護施設退所者等には別途24万円の入学一時金

◇給付人員：41,400人〔うち新規 20,000人〕
(2018年度：22,800人)

新たな高等教育費の負担軽減方策の実施に向けた準備

2020年度に予定する、新たな高等教育費の負担軽減方策に含まれる給付型奨学金の拡充に向けた準備を行うための体制を整備する。

②無利子奨学金の希望者全員に対する貸与の着実な実施 無利子奨学金事業費:3,715億円(131億円増)

区分	無利子奨学金	有利子奨学金
貸与人員	56万4千人 ※2017年度に拡充した新規貸与者4.4万人の枠を引き続き拡充 〔他被災学生等分1千人〕	76万5千人
事業費	3,715億円(131億円増) 〔他被災学生等分9億円〕	6,762億円(9億円減)
うち 一般会計等	政府貸付金(一般会計) 1,029億円	財政融資資金 6,694億円
	財政融資資金 50億円	
貸与月額	学生が選択 (私立大学自宅通学の場合) 2、3、4、5、4万円	学生が選択 (大学等の場合) 2～12万円の1万円単位
貸与基準	学力 ・高校評定平均値 3.5以上(予約採用時)等 ・住民税非課税世帯の学生等 ・成績基準を実質的に撤廃	①平均以上の成績 ②特定の分野において特に優秀な能力を有する ③学修意欲がある
	家計 (2019年度採用者)	家計基準は家族構成等による(子供1人～3人世帯の場合) 一定年収(700～1,290万円)以下
返還期間	卒業後20年以内 <所得連動返還を選択した場合> ・卒業後の所得に応じて変動	卒業後20年以内 (元利均等返還)
返還利率	無利子	上限3%(在学中は無利子) (2018年11月貸与終了者)
		利率見直し 0.01%

③新たな高等教育費の負担軽減方策の実施準備 3億円(新規)

2020年度に予定する新たな高等教育費の負担軽減方策の円滑な実施に向けて、都道府県における事務処理体制の構築等の所要の準備に係る経費を措置

高等教育の無償化の趣旨

低所得者世帯の者であっても、社会で自立し、活躍することができる人材を育成する大学等に修学することができるよう、その経済的負担を軽減することにより、我が国における急速な少子化の進展への対処に寄与するため、真に支援が必要な低所得者世帯の者に対して、①授業料及び入学金の減免と②給付型奨学金の支給を合わせて措置する。

制度の概要

【支援対象となる学校種】 大学・短期大学・高等専門学校・専門学校

【支援内容】 ①授業料等減免制度の創設
②給付型奨学金の支給の拡充

【支援対象となる学生】 住民税非課税世帯 及び それに準ずる世帯の学生

【実施時期】 2020年4月
(2020年度の在学学生(既に入学している学生も含む。)から対象)

【財源】 少子化に対処するための施策として、消費税率引上げによる財源を活用。
国負担分は社会保障関係費として内閣府に予算計上し、文部科学省において執行。

2

2. 授業料等減免・給付型奨学金の概要

- 授業料等減免は、各大学等が、以下の上限額まで授業料等の減免を実施。減免に要する費用を公費から支出。

(授業料等減免の上限額(年額)(住民税非課税世帯))

	国公立		私立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大学	約28万円	約54万円	約26万円	約70万円
短期大学	約17万円	約39万円	約25万円	約62万円
高等専門学校	約8万円	約23万円	約13万円	約70万円
専門学校	約7万円	約17万円	約16万円	約59万円

<上限額の考え方>

(国公立)

入学金・授業料ともに、省令で規定されている国立の学校種ごとの標準額までを減免。

(私立)

入学金については、私立の入学金の平均額までを減免。

授業料については、国立大学の標準額に、各学校種の私立学校の平均授業料を踏まえた額と国立大学の標準額との差額の2分の1を加算した額までを減免。

- 給付型奨学金は、日本学生支援機構が各学生に支給。

(給付型奨学金の給付額(年額)(住民税非課税世帯))

※自宅生 平均45万円 自宅外生 平均88万円

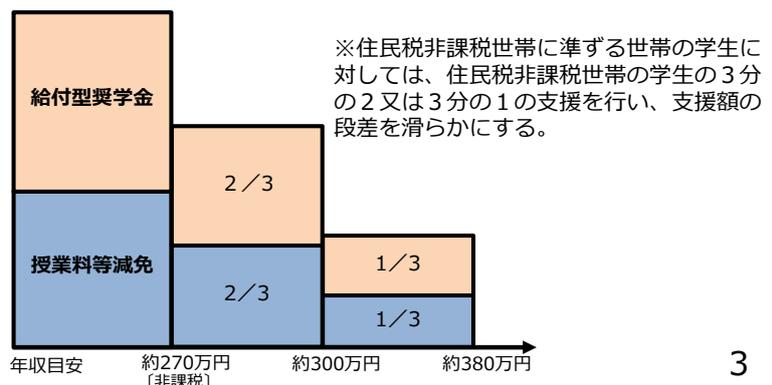
国公立 大学・短期大学・専門学校	自宅生 約35万円 自宅外生 約80万円
私立 大学・短期大学・専門学校	自宅生 約46万円 自宅外生 約91万円

※高等専門学校の学生については、学生生活費の実態に応じて、大学生の5割～7割の程度の額を措置する。

<給付額の考え方>

学生が学業に専念するため、学生生活を送るのに必要な学生生活費を賄えるよう措置。

※閣議決定に即して措置。あわせて、大学等の受験料を措置。



(年収は、両親・本人・中学生の家族4人世帯の場合の目安であるが、実際には多様な形態の家族があり、基準を満たす世帯年収は家族構成により異なる。)

3. 支援対象者の要件(個人要件)等

【学業・人物に係る要件】

- 支援措置の目的は、支援を受けた学生が大学等でしっかり学んだ上で、社会で自立し、活躍できるようになること。
進学前の明確な進路意識と強い学びの意欲や進学後の十分な学習状況をしっかりと見極めた上で学生に対して支援を行う。
- 高等学校在学時の成績だけで否定的な判断をせず、高校等が、レポートの提出や面談等により本人の学習意欲や進学目的等を確認。
- 大学等への進学後は、その学習状況について厳しい要件を課し、これに満たない場合には支援を打ち切ることとする。

○ 次のいずれかの場合には、直ちに支援を打ち切る。なお、その態様が著しく不良であり、懲戒による退学処分など相応の理由がある場合には支援した額を徴収することができる。

- i 退学・停学の処分を受けた場合
- ii 修業年限で卒業できないことが確定した場合
- iii 修得単位数が標準の5割以下の場合
- iv 出席率が5割以下など学習意欲が著しく低いと大学等が判断した場合

○ 次のいずれかの場合には、大学等が「警告」を行い、それを連続で受けた場合には支援を打ち切る。

- i 修得単位数が標準の6割以下の場合
- ii GPA（平均成績）等が下位4分の1の場合（斟酌すべきやむを得ない事情がある場合の特例措置を検討中）
- iii 出席率が8割以下など学習意欲が低いと大学等が判断した場合

【その他】

- 現在の給付型奨学金の取扱いと同様に、以下を要件とする。
 - ・日本国籍、法定特別永住者、永住者又は永住の意思が認められる定住者であること。
 - ・高等学校等を卒業してから2年の間までに大学等に入学を認められ、進学した者であって、過去において高等教育の無償化のための支援措置を受けたことがないこと。
 - ・保有する資産が一定の水準を超えていないこと（申告による。）。
- 在学中の学生については、直近の住民税課税標準額や学業等の状況により、支援対象者の要件を満たすかどうかを判定し、支援措置の対象とする。また、予期できない事由により家計が急変し、急変後の所得が課税標準額に反映される前に緊急に支援の必要がある場合には、急変後の所得の見込みにより、支援対象の要件を満たすと判断される場合、速やかに支援を開始する。

4

4. 大学等の要件(機関要件)

- 大学等での勉学が職業に結びつくことにより格差の固定化を防ぎ、支援を受けた学生が大学等でしっかりと学んだ上で、社会で自立し、活躍できるようになるという、今回の支援措置の目的を踏まえ、対象を学問追究と実践的教育のバランスが取れている大学等とするため、大学等に一定の要件を求める。

1. 実務経験のある教員による授業科目が標準単位数（4年制大学の場合、124単位）の1割以上、配置されていること。
 - ※ 例えば、オムニバス形式で多様な企業等から講師を招いて指導を行っている、学外でのインターンシップや実習等を授業として位置付けているなど主として実践的教育から構成される授業科目を含む。
 - ※ 学問分野の特性等により満たすことができない学部等については、大学等が、やむを得ない理由や、実践的教育の充実に向けた取組を説明・公表することが必要。
2. 法人の「理事」に産業界等の外部人材を複数任命していること。
3. 授業計画（シラバス）の作成、GPAなどの成績評価の客観的指標の設定、卒業の認定に関する方針の策定などにより、厳格かつ適正な成績管理を実施・公表していること。
4. 法令に則り、貸借対照表、損益計算書その他の財務諸表等の情報や、定員充足状況や進学・就職の状況など教育活動に係る情報を開示していること。

〔経営に課題のある法人の設置する大学等の取扱い〕

- ★ 教育の質が確保されておらず、大幅な定員割れとなり、経営に問題がある大学等について、高等教育の負担軽減により、実質的に救済がなされないことがないよう、文部科学省の「学校法人運営調査における経営指導の充実について」（平成30年7月30日付30文科高第318号高等教育局長通知）における「経営指導強化指標」を踏まえ、次のいずれにもあたる場合は対象としないものとする。
 - ・法人の貸借対照表の「運用資産－外部負債」が直近の決算でマイナス
 - ・法人の事業活動収支計算書の「経常収支差額」が直近3カ年の決算で連続マイナス
 - ・直近3カ年において連続して、在籍する学生数が各校の収容定員の8割を割っている場合なお、専門学校に適用する際の指標は、大学の指標を参考にしつつ設定する。

5

5. 財源

(費用負担の基本的な考え方)

①給付型奨学金の支給（学生個人への支給）

・国が全額を負担し、(独)日本学生支援機構が学生に直接支給。

②授業料等減免（大学等が実施する減免に対する機関補助）

設置者の区分・学校の種類		授業料等減免に係る費用の負担者・割合		機関要件の確認者
国立	大学・短大・高専・専門学校	国（設置者）	全額	国（設置者）
私立	大学・短大・高専	国（所轄庁）	全額	国（所轄庁）
公立	大学・短大・高専・専門学校	都道府県・市町村（設置者）	全額	都道府県・市町村（設置者）
私立	専門学校	国及び都道府県（所轄庁）	国1/2、都道府県1/2	都道府県（所轄庁）

・国公立大学等は、設置者が全額負担し、各学校に交付。

・私立大学・短大・高専は、所轄庁である国が全額負担し、各学校に交付。

・私立専門学校は、国と都道府県が1/2ずつ負担し、所轄庁である都道府県が各学校に交付。

(事務費等)

国において、無償化制度の円滑な導入・定着を図るため、授業料等減免に係る費用の交付事務や機関要件の確認事務に係る全国統一的な事務処理に関する具体的な指針を早期に策定し、地方に提示するとともに、私立専門学校に係る標準的な事務処理体制を整理し、その体制構築に要する費用を全額国費により制度開始の2020年度までの2年間措置。

(地方財政計画及び地方交付税の対応)

今般の無償化に係る地方負担については、地方財政計画の歳出に全額計上し、一般財源総額を増額確保した上で、個別団体の地方交付税の算定に当たっても、地方負担の全額を基準財政需要額に算入するとともに、地方消費税の増収分の全額を基準財政収入額に算入する。

6

(参考) 高等教育無償化に係る国と地方の財源負担（試算）について

(単位:億円)

区分	負担割合		国・地方合計		
	国	地方	うち国	うち地方	
給付型奨学金	10/10	—	3,500	3,500	—
授業料減免			4,200	3,700	500
うち公立大学等	—	10/10	200	—	200
うち私立専門学校	1/2	1/2	600	300	300
合計			7,600	7,100	500

※ 支援対象となる低所得世帯の生徒の高等教育進学率が全世帯平均(約80%)まで上昇した場合の試算。

※ 端数調整のため計と内訳が一致しない。

7

(参考)今後のスケジュール

- 今回の支援措置の実施のため、2019年の通常国会に、授業料等減免制度の創設、給付型奨学金の拡充などを内容とする法律案を提出(2/12)。
- 法案成立後、速やかに関係する政省令等を整備し、2020年4月からの支援措置実施に向けて下記のような様々な準備行為を行う。

事項	2019年度			2020年度～	
給付型奨学金 ・生徒が高校を通じて、日本学生支援機構(JASSO)に申込	【進学前の予約採用手続】 ①採用申込 ・経済状況：生徒本人からJASSOにマイナンバー等を提出 ・学業：高校等が生徒の進学意欲等を確認、JASSOに報告 ②JASSOによる要件の確認 ③採用候補者の決定			<既に大学等に在学している学生> ・経済状況：学生本人からJASSOにマイナンバー等を提出 ・学業：大学等が学生の学習状況を確認、JASSOに報告 ※年度内に手続を実施するのは初年度のみ	
授業料等減免 ・進学後、学生が大学等に申請				【大学等での手続】 ①減免申込 ②大学等による要件の確認(JASSOと連携) ③授業料等の減免	
機関要件の確認 ・大学等が機関要件の確認を申請	【機関要件の確認手続】 ①確認申請 ②機関要件の確認		対象大学等の公表		

8

高等教育の無償化の2020年4月からの実施に向けて (2019年度予約採用)

【現行制度】

- 給付型奨学金：年額24万円～48万円
(※国立大学等で授業料減免を受けている場合は減額あり)
- 授業料減免：各大学等が独自に実施
- 高校等ごとの**推薦枠あり**
 - ・高校等がJASSO(独)日本学生支援機構のガイドラインに基づき策定した推薦基準に基づいて選考
 - ・学業要件(成績・意欲)のみならず、経済要件(所得・資産)の確認にも高校等が関与
 - ・資産要件の確認のため通帳の写しを学校経由で提出
- 予約採用のみ(進学後の申請不可)

【新制度】※現在検討中の案

- 給付型奨学金：**年額35万円～91万円に大幅拡充**
(※大学・専門学校の場合。高等専門学校は5～7割の額を措置)
- 授業料減免：各大学等が法律に基づき実施
- 高校等ごとの**推薦枠なし**
 - ・高校等在学時の成績だけで否定的な判断をせず、レポートの提出や面談等により、学習意欲や進学目的等を確認。(ただし、進学後には、学習状況に厳しい要件)
 - ・**経済要件(所得・資産)**についてはJASSOにおいて確認
 - ・**資産要件の確認は自己申告による(通帳の写しの提出不要)**
- 予約採用・**在学採用を実施(進学後の申請も可)**

新しい制度の予約採用手続は、**進学前の高校3年生等を対象として、本年夏以降に実施**する予定です。これまで経済的事情により進学を断念せざるを得なかった生徒にも**進学**の機会を確保できることとなる新たな支援措置の内容について周知をお願いします。

また、新しい制度では、高校等在学時の成績だけで否定的な判断をせず、レポートの提出や面談等により、明確な進路意識と強い学びの意欲を確認しますが、一方で、大学等への進学後には、その学習状況について厳しい要件を課し、これに満たない場合には支援を打ち切ることとしています。

生徒が予約採用を申し込むに当たり、適切な進路指導を通じて、制度についての理解を促すとともに、進路意識や学習意欲があることについて十分な確認を行っていただくようお願いいたします。

(今後のスケジュールのイメージ) *平成31年の通常国会に、関連法案を提出(2/12)

- 遅くとも5～6月頃**：給付型奨学金の予約採用の募集案内
- (夏頃)：支援の対象となる大学等の公表(※機関要件を満たす大学・専門学校が対象)
- 夏頃**：予約採用の申込みの受付
- 年内メド：予約採用候補決定通知
- 4月以降(進学後)：学生が進学届を大学等を通じてJASSOに提出 → 給付開始
- 同：学生が大学等に授業料等の減免の申込み → 授業料等の減免開始

9

大学等における修学の支援に関する法律案の概要

<日切れ扱い>

趣旨

真に支援が必要な低所得者世帯の者に対し、社会で自立し、及び活躍することができる豊かな人間性を備えた創造的な人材を育成するために必要な質の高い教育を実施する大学等における修学の支援を行い、その修学に係る経済的負担を軽減することにより、子どもを安心して生み、育てることができる環境の整備を図り、もって我が国における急速な少子化の進展への対処に寄与する。

閣議決定等において、「人づくり革命」を進めるための方策として、アクセス機会の確保と大学改革を一体的に進めることが位置づけられている。

制度のポイント

- 要件確認を受けた大学・短期大学・高等専門学校・専門学校が対象。
- 支援対象となる学生は、住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生とする。
- 修学の支援のため、以下の措置を講じる。
 - ①授業料及び入学金の減免（以下「授業料等減免」という。）制度の創設
 - ②独立行政法人日本学生支援機構が実施する学資支給（給付型奨学金の支給）の拡充
- 少子化に対処するための施策として、消費税率引上げによる財源を活用。
国負担分は社会保障関係費として内閣府に予算計上し、文部科学省において執行。

概要

本法に基づき、①授業料等減免と②学資支給（給付型奨学金の支給）を合わせて措置する。

【第3条】

I. 授業料等減免制度の創設

(1) 学生※に対して、大学等は、授業料及び入学金を減免。【第6,8条】

※特に優れた者であって経済的理由により極めて修学に困難があるもの（省令で規定）

(2) 減免費用は、国又は地方公共団体が負担（授業料等減免交付金）。【第10,11条】

(3) 支援の対象となる大学等は、社会で自立・活躍する人材育成のための教育を継続的・安定的に実施できる大学等として確認を受けることが必要。

【第7条】

(参考) 支援の対象となるための要件（省令で規定）

- ・実務経験のある教員による授業科目の標準単位数の1割以上の配置
- ・外部人材の理事への複数任命 ・適正な成績管理の実施・公表 ・法令に則った財務・経営情報の開示
- ・経営に問題のある大学等でないこと

(4) 授業料等減免に関する不正への対応（徴収金、報告徴収）。【第12,13条】

II. 学資支給（給付型奨学金の支給）の拡充

(1) 学資支給は、独立行政法人日本学生支援機構法の定めるところによる。【第4,5条】

(2) 学資支給を不正に受けた学生への対応（徴収金の額の引上げ）

【独立行政法人日本学生支援機構法第17条の4】

(3) 政府から機構への学資支給に要する費用の補助

【独立行政法人日本学生支援機構法第23条の2】

III. その他

(1) 私立大学・高専への交付金の交付は、日本私立学校振興・共済事業団を通じて行う。

【第17条、日本私立学校振興・共済事業団法第23条】

(2) 施行後4年間の状況を勘案し、検討を加え、必要に応じ見直しを行う。【附則第3条】

IV. 施行日

- **平成32年4月1日を予定**。法施行に必要な準備行為は公布日。【附則第1条】

福祉事務所未設置町村による相談事業の実施イメージ

具体的な支援の流れ

- ① 事業実施前に都道府県及び郡部の自立相談支援機関との間で、役割分担や連絡・連携体制及び一次相談窓口の開設の周知方法を調整。
- ② 生活困窮者自立相談支援事業等実施要綱に基づく、一次的な相談支援として、生活困窮者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、自立相談支援機関との連絡調整、自立相談支援事業の利用勧奨その他の必要な援助等を行う窓口を開設。
- ③ 生活困窮者等から来所や訪問による相談を受け付け、他制度の情報提供や他機関へのつなぎ、その他助言等を実施。また、自立相談支援機関による支援が必要と判断される場合は、自立相談支援事業等の利用勧奨を行い、同意を得た上でつなぐ(下段⑥)。
- ④ (郡部の自立相談支援機関が実施) 自立相談支援事業の利用申請や困難ケースへの助言、訪問対応など、町村の一次相談窓口のバックアップ。
- ⑤ 受け付けた新規相談の内、相談や助言、他機関へのつなぎのみで終了したケースを含めて、別添1※により郡部の自立相談支援機関へ報告。(郡部の自立相談支援機関がシステムへ新規相談として入力)
- ⑥ 自立相談支援事業等へつなぐ場合は、郡部の自立相談支援機関が相談者本人と接触する前に、相談者本人の同意を得た上で、情報(別添1※の写し等)を提供する。なお、必要に応じて、都道府県の支援のサポートや生活困窮者に対するフォローアップ体制の構築(下段⑦)を適切に行う観点等から支援調整会議へ参加する。
- ⑦ 自立相談支援事業による支援が始まった後もその実施状況や相談者の状態に関する情報を確認するなど適宜、都道府県の支援をサポートするとともに、相談者のフォローアップに努める。また、自立相談支援事業の支援の終了に当たっては、都道府県とともに地域における見守りなどの必要性を検討し、必要に応じてフォローアップを行うほか、相談者の状況の把握や再相談に応ずることができる体制を整えておくことが望ましい。



※「別添1」とは、「参考帳票類」及び「同意のない新規相談報告用の「参考報告様式」をいう。

留意点

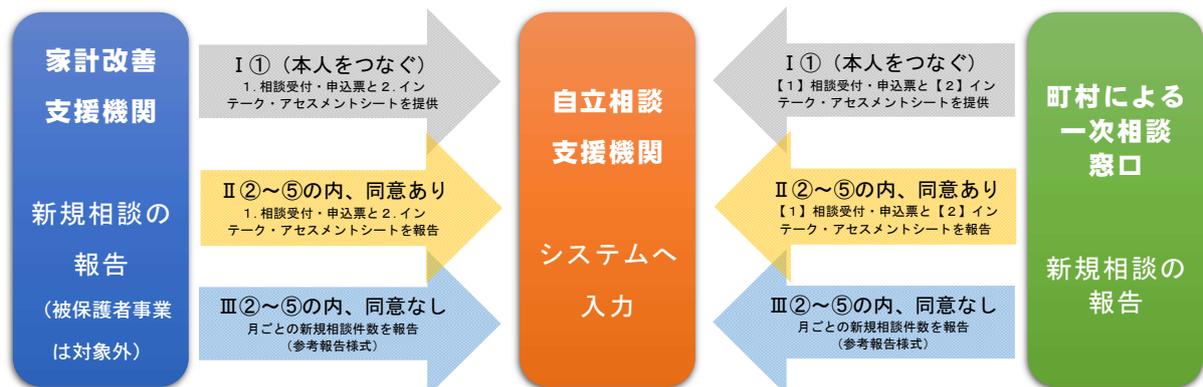
- 本事業を実施した場合であっても、自立相談支援事業の実施主体は引き続き都道府県であることから、都道府県には相談対応を行う福祉事務所未設置町村に対しても適切な事業実施を行うことが求められること。
- 本事業は、都道府県が町村に対し相談対応の実施を依頼し、実質的に権限移譲のようになることを想定しているものではなく、都道府県の果たすべき役割を減じるものではないことから、福祉事務所未設置町村は、当該事業を実施するに当たって、予め管轄する都道府県とそれぞれの役割分担や連携方法を調整すること。

「家計改善支援事業」及び「福祉事務所未設置町村による相談事業」による自立相談支援機関への新規相談の報告方法例

- 家計改善支援機関及び町村による一次相談窓口において、生活困窮者等の新規相談を受け付ける。
- 受け付けた相談をスクリーニングし、

- ① 生活困窮者自立支援制度による支援が必要であり、相談者の同意を得て自立相談支援機関へつなぐ
- ② 生活困窮者自立支援制度による支援が必要であるが、相談者の同意が得られないため、同意に向けて取り組む
- ③ 情報提供や相談対応のみで終了
- ④ 他の制度や専門機関で対応が可能であり、その制度や専門機関へつなぐ
- ⑤ スクリーニング判断前に中断・不明(連絡が取れない/転居等)

に振り分ける。その内、①以外についても本制度の新規相談件数としてカウントできるよう家計改善支援機関及び福祉事務所未設置町村による相談機関に対して、下図のような方法により、自立相談支援機関への報告を徹底することが考えられる。



【1】相談受付・申込票【本人等記入→スタッフが追加聞き取り】
 <紙で使用→基本情報等はDB入力、利用申込書として紙で保管>※必須

参考帳票類

当該「参考帳票類」の項目は、自立相談支援機関使用標準様式の項目を使用しており、自立相談支援機関で使用している「業務支援ツール」と連動しております。よって、この帳票の入力項目は、生活困窮者自立支援制度の統計情報として使用されていますので、様式としてだけでなく、自立相談支援機関へ報告（本人同意がある場合）の際にもご利用ください。

(※：基本的に必ず入力が求められる項目)

【1】相談受付・申込票【本人等記入→スタッフが追加聞き取り】
 <紙で使用→基本情報等はDB入力、利用申込書として紙で保管>※必須

※受付機関	<input type="checkbox"/> 自立相談 <input type="checkbox"/> 家計改善 <input type="checkbox"/> 町村の一次相談窓口	相談受付・申込票			
※ID	任意のID	※初回相談 受付日	西暦 年 月 日	受付者	

■基本情報

ふりがな		性別	<input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性 <input type="checkbox"/> ()
氏名		生年月日	西暦 年 月 日 (歳)
住所	〒 -		
電話	自宅 () -	携帯	() -
メール			
来談者 *ご本人 以外の場合	氏名	来談者の ご本人と の関係	<input type="checkbox"/> 家族(本人との続柄:) <input type="checkbox"/> その他()
	電話 () -		

■ご相談内容

ご相談されたい内容に○をおつけください。複数ある場合は、一番お困りのことに◎をおつけください。					
<input type="checkbox"/>	病気や健康、障害のこと	<input type="checkbox"/>	住まいについて	<input type="checkbox"/>	収入・生活費のこと
<input type="checkbox"/>	家賃やローンの支払いのこと	<input type="checkbox"/>	税金や公共料金等の支払いについて	<input type="checkbox"/>	債務について
<input type="checkbox"/>	仕事探し、就職について	<input type="checkbox"/>	仕事上の不安やトラブル	<input type="checkbox"/>	地域との関係について
<input type="checkbox"/>	家族との関係について	<input type="checkbox"/>	子育てのこと	<input type="checkbox"/>	介護のこと
<input type="checkbox"/>	ひきこもり・不登校	<input type="checkbox"/>	DV・虐待	<input type="checkbox"/>	食べるものがない
<input type="checkbox"/>	その他()				
ご相談されたいことや配慮を希望されることを具体的に書いてください。					

■相談申込み欄

<p>○様</p> <p>上記の相談内容等について、自立・家計改善支援の利用を申し込みます。</p> <p>また、相談支援にあたり必要となる関係機関（者）と情報共有することに同意します。なお、同意にあたっては、別紙の「個人情報に関する管理・取扱規程」について説明を受けました。</p> <p>西暦 年 月 日 本人署名 _____ 印</p>

【2】 インテーク・アセスメントシート【スタッフ使用】

<DB入力（付随シート以外）>

受付機関	<input type="checkbox"/> 自立相談 <input type="checkbox"/> 家計改善 <input type="checkbox"/> 町村の一次相談窓口	インテーク・アセスメントシート		
ID		氏名		最終更新日 西暦 年 月 日
サブ区分 フラグ		関連する ID		過去の相談者ID (一番古いID)

■相談経路・相談歴

当初 相談経路	相談の きっかけ	来談者	面談の場所・方法
		<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 家族・知人 <input type="checkbox"/> 関係者	<input type="checkbox"/> 直接来所 <input type="checkbox"/> 電話・メール <input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 関係先
		<input type="checkbox"/> 自立相談支援機関がアウトリーチ	
		<input type="checkbox"/> 紹介(機関名: _____)	
		<input type="checkbox"/> 国、自治体、自立相談支援機関等の周知(ホームページ・広報・チラシ等)	
		<input type="checkbox"/> その他(_____)	
「相談のきっかけ」で「紹介」にチェックした場合の紹介元の機関 (あてはまるものすべてにチェック)			
就 労	保護	<input type="checkbox"/> ハローワーク	<input type="checkbox"/> 福祉事務所(生活保護担当部署)
		<input type="checkbox"/> 職業訓練機関	<input type="checkbox"/> ホームレス支援機関
医 療	生活・ 金銭	<input type="checkbox"/> 就労準備支援機関	<input type="checkbox"/> 一時保護施設
		<input type="checkbox"/> 地域若者サポートステーション	<input type="checkbox"/> 警察
障 害	住 居	<input type="checkbox"/> 就労支援法人・団体(就労訓練事業を含む)	<input type="checkbox"/> 更生保護施設・自立準備ホーム
		<input type="checkbox"/> 一般企業	<input type="checkbox"/> 地域生活定着支援センター
高 齢	そ の 他	<input type="checkbox"/> 各種協同組合(生協等)	<input type="checkbox"/> 行政の税担当部署
		<input type="checkbox"/> 農業者・農業団体	<input type="checkbox"/> 行政の保険・年金担当部署(年金事務所含む)
子 ど も ・ 人 権		<input type="checkbox"/> 医療機関	<input type="checkbox"/> 社会保険労務士
		<input type="checkbox"/> 行政の保健担当部署	<input type="checkbox"/> 家計改善支援機関
		<input type="checkbox"/> 行政の障害担当部署	<input type="checkbox"/> 食糧支援関係団体(フードバンク等)
		<input type="checkbox"/> 基幹相談支援センター	<input type="checkbox"/> 小口貸付(生活福祉資金除く)
		<input type="checkbox"/> 精神保健福祉センター	<input type="checkbox"/> 社会福祉協議会(生活福祉資金)
		<input type="checkbox"/> 障害者就業・生活支援センター	<input type="checkbox"/> 社会福祉協議会(日常生活自立支援事業)
		<input type="checkbox"/> 障害者就労支援事業所	<input type="checkbox"/> 成年後見人制度の支援機関
		<input type="checkbox"/> その他障害者支援機関・施設	<input type="checkbox"/> 法テラス・弁護士・司法書士
		<input type="checkbox"/> 行政の高齢担当部署	<input type="checkbox"/> 消費生活センター・消費生活相談窓口・多重債務者等相談窓口
		<input type="checkbox"/> 地域包括支援センター	<input type="checkbox"/> 行政の住宅施策担当部局(居住支援協議会)
		<input type="checkbox"/> 居宅介護支援事業所・その他介護事業所	<input type="checkbox"/> 居住支援法人
		<input type="checkbox"/> 行政の子ども家庭担当部署	<input type="checkbox"/> 不動産・保証関係会社
		<input type="checkbox"/> 教育委員会	<input type="checkbox"/> 他地域の生活困窮者自立相談支援機関
		<input type="checkbox"/> 保育所・幼稚園・子ども園	<input type="checkbox"/> 民生委員・児童委員
		<input type="checkbox"/> 小・中・高(特別支援含む)学校	<input type="checkbox"/> 外国人支援団体・相談窓口
		<input type="checkbox"/> 大学等(高等専門学校、専修学校、各種学校含む)	<input type="checkbox"/> ひきこもり支援機関
		<input type="checkbox"/> その他教育機関	<input type="checkbox"/> NPO・ボランティア団体
		<input type="checkbox"/> 家庭児童相談室(福祉事務所)	<input type="checkbox"/> 商店街・商工会等経済団体
		<input type="checkbox"/> 児童相談所・児童家庭支援センター	<input type="checkbox"/> 町内会・自治会、福祉委員、近隣住民
		<input type="checkbox"/> 児童福祉施設	<input type="checkbox"/> ライフライン民間事業者(電気・ガス・水道)
		<input type="checkbox"/> 地域子育て支援センター	<input type="checkbox"/> 保健所(動物・ペットの多頭飼育等)
		<input type="checkbox"/> その他子育て支援機関	<input type="checkbox"/> 社会福祉協議会(資金、日常生活自立支援以外)
		<input type="checkbox"/> 行政の人権担当部署	<input type="checkbox"/> その他行政の担当部署
		<input type="checkbox"/> 男女共同参画センター	<input type="checkbox"/> 家族・親族・その他キーパーソン
		<input type="checkbox"/> 婦人相談所・配偶者暴力相談支援センター	<input type="checkbox"/> その他1(_____)
			<input type="checkbox"/> その他2(_____)

【2】 インテーク・アセスメントシート【スタッフ使用】

<DB入力（付随シート以外）>

支援会議での検討の有無(注意:この欄のみ相談者への確認をするのではなく事業実施者で確認すること)
<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり (対象となった直近の会議時期:西暦 年 月 日 (累計: __ 回目))
生活困窮者自立支援制度の相談歴の有無
<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり (<input type="checkbox"/> 相談のみ <input type="checkbox"/> 支援中断 <input type="checkbox"/> 支援終了)
相談歴の概況/相談経緯(誰が、どこに、どのような相談をしたか、その結果がどうであったかを記載)

■本人の主訴・状況(生活歴を含む)

--

【2】 インテーク・アセスメントシート【スタッフ使用】

<DB入力（付随シート以外）>

■本人の主訴・状況（続き）

(1) 家族・地域関係・住まい

同居者	<input type="checkbox"/> 有(自分を含んで____人) <input type="checkbox"/> 無	別居の家族	<input type="checkbox"/> 有() <input type="checkbox"/> 無
婚姻	<input type="checkbox"/> 未婚 <input type="checkbox"/> 既婚 <input type="checkbox"/> 離別 <input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> その他(_____)	子ども	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有(____人 →扶養____人)
家族の状況(子どものことを含む)			
住居	<input type="checkbox"/> 持家 <input type="checkbox"/> 借家 <input type="checkbox"/> 賃貸アパート・マンション <input type="checkbox"/> 公営住宅 <input type="checkbox"/> 会社の寮・借り上げ住宅 <input type="checkbox"/> 野宿 <input type="checkbox"/> その他(_____)	地域との関係	
特記事項			

(2) 健康・障害

通院状況	<input type="checkbox"/> 通院している <input type="checkbox"/> 通院していない/健康状態良い <input type="checkbox"/> 通院していない/健康状態悪い	通院先/服薬・診断・症状等	
健康保険	<input type="checkbox"/> 国民健康保険 <input type="checkbox"/> 健康保険(国保以外) <input type="checkbox"/> 加入していない	障害手帳等	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有→ <input type="checkbox"/> 身体(____級) <input type="checkbox"/> 知的(療育)(____) <input type="checkbox"/> 精神(____級) ----- 自立支援医療 <input type="checkbox"/> 利用 <input type="checkbox"/> 利用せず
特記事項			

(3) 収入・公的給付・債務等

家計の収支状況	世帯として 月々入ってくるお金 (月額____円) 月々出ていくお金 (月額____円)	家計状況	
課税状況	<input type="checkbox"/> 住民税非課税世帯である <input type="checkbox"/> 住民税非課税世帯ではない	滞納 債務	<input type="checkbox"/> 滞納あり <input type="checkbox"/> 滞納なし <input type="checkbox"/> 債務あり <input type="checkbox"/> 債務なし
公的給付(受給中)	<input type="checkbox"/> 雇用保険 <input type="checkbox"/> 老齢年金・遺族年金 <input type="checkbox"/> 障害者年金 <input type="checkbox"/> 特別障害者手当 <input type="checkbox"/> 児童手当 <input type="checkbox"/> 児童扶養手当 <input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当 <input type="checkbox"/> 住居確保給付金 <input type="checkbox"/> その他(_____)	生活保護	
特記事項			

【2】 インテーク・アセスメントシート【スタッフ使用】

<DB入力（付随シート以外）>

(4) 職業・職歴等

① 概況

就労状況	<input type="checkbox"/> 就労している <input type="checkbox"/> 就労しているが、転職先を探したい/探している <input type="checkbox"/> 今後、就労予定(就労先決定済み) <input type="checkbox"/> 仕事を探したい/探している(現在無職) <input type="checkbox"/> 仕事をしていない(仕事は探していない)	最終学歴等	<input type="checkbox"/> 中学(高校未入学) <input type="checkbox"/> 中学(高校中退) <input type="checkbox"/> 高校(大学中退を含む) <input type="checkbox"/> 特別支援学校(学級を含む) <input type="checkbox"/> 専門学校・専修学校・各種学校 <input type="checkbox"/> 高等専門学校 <input type="checkbox"/> 短大 <input type="checkbox"/> 大学・大学院 <input type="checkbox"/> その他 ----- → <input type="checkbox"/> 現在、就学中
直近の離職後年数	<input type="checkbox"/> 6か月未満 <input type="checkbox"/> 6か月以上～1年未満 <input type="checkbox"/> 1年以上～2年未満 <input type="checkbox"/> 2年以上 <input type="checkbox"/> 仕事をすることがない	資格・技術	<input type="checkbox"/> 自動車免許 <input type="checkbox"/> その他資格・技術 (_____)
希望職種等			

② 現在の職業

職業	業務内容		雇用形態
勤務年数	月収	賞与の有無・回数等	賞与(年間)
____年____ヵ月	万円		万円

③ 過去の職歴 ※現在に近い順に上から記載

勤務期間	雇用形態	月収	職業・業務内容
西暦____年____月～ 西暦____年____月	____年 ____ヶ月	万円	
西暦____年____月～ 西暦____年____月	____年 ____ヶ月	万円	
西暦____年____月～ 西暦____年____月	____年 ____ヶ月	万円	

④ 職業・職歴等の特記事項

--

(5) その他の特記事項

--

【2】 インテーク・アセスメントシート【スタッフ使用】

<DB入力（付随シート以外）>

■緊急支援

緊急支援の必要性		
<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり(具体的な状況: _____)		
緊急支援の内容		
□住居確保給付金	<申込日> 西暦____年____月____日	
	給付期間 西暦____年____月～西暦____年____月____月	給付額 円/月
□一時生活支援事業	<申込日> 西暦____年____月____日	
	支援期間 西暦____年____月____日～西暦____年____月____日	
□生活福祉資金 (____資金)	<申込日> 西暦____年____月____日	
	貸付期間 西暦____年____月～西暦____年____月____月	貸付総額 円
□その他の貸付	<申込日> 西暦____年____月____日	機関名:
	貸付名称:	貸付総額 円
□食糧支援 (フードバンク等)	<申込日> 西暦____年____月____日	
	提供元機関:	提供食数 日分
その他緊急支援の実施状況		

■アセスメント結果の整理と支援方針の検討

課題と背景要因	
課題のまとめと支援方針 (300字以内で整理)	
相談者に 関わる 課題と特性	<input type="checkbox"/> 病气 <input type="checkbox"/> けが <input type="checkbox"/> 障害(手帳有) <input type="checkbox"/> 障害(疑い) <input type="checkbox"/> 自死企図 <input type="checkbox"/> その他メンタルヘルスの課題(うつ・不眠・不安・依存症・適応障害など) <input type="checkbox"/> 住まい不安定 <input type="checkbox"/> ホームレス <input type="checkbox"/> 経済的困窮 <input type="checkbox"/> 多重・過重債務 <input type="checkbox"/> 家計管理の課題 <input type="checkbox"/> 就職活動困難 <input type="checkbox"/> 就職定着困難 <input type="checkbox"/> 生活習慣の乱れ <input type="checkbox"/> 社会的孤立(ニート・ひきこもりなどを含む) <input type="checkbox"/> 家族関係・家族の問題 <input type="checkbox"/> 介護 <input type="checkbox"/> 子育て <input type="checkbox"/> 不登校 <input type="checkbox"/> 非行 <input type="checkbox"/> 中卒・高校中退 <input type="checkbox"/> ひとり親 <input type="checkbox"/> DV・虐待 <input type="checkbox"/> 外国籍 <input type="checkbox"/> 刑余者 <input type="checkbox"/> コミュニケーションが苦手 <input type="checkbox"/> 本人の能力の課題(識字・言語・理解等) <input type="checkbox"/> 被災 <input type="checkbox"/> その他(_____)

【2】 インテーク・アセスメントシート【スタッフ使用】

<DB入力（付随シート以外）>

■スクリーニング

初回		
※スクリーニング実施日	西暦 年 月 日	
※対応結果・方針	<input type="checkbox"/> 1. 情報提供や相談対応のみで終了 <input type="checkbox"/> 2. 他の制度や専門機関で対応が可能であり、つなぐ (必要に応じて、事前連絡や同行支援を実施し、結果をフォローアップする) (→つなぎ先の制度: _____) <input type="checkbox"/> 3. 現時点では本人同意はとれていないが、引き続き同意に向けて取り組む <input type="checkbox"/> 4. 自立相談支援機関が継続支援し、プランを策定する <input type="checkbox"/> 5. スクリーニング判断前に中断・終了(連絡がとれない/転居等)	
	対応結果・方針で2にチェックした場合のつなぎ先の機関 (あてはまるものすべてにチェック)	
	就労 <input type="checkbox"/> ハローワーク <input type="checkbox"/> 職業訓練機関 <input type="checkbox"/> 就労準備支援機関 <input type="checkbox"/> 地域若者サポートステーション <input type="checkbox"/> 就労支援法人・団体(就労訓練事業を含む) <input type="checkbox"/> 一般企業 <input type="checkbox"/> 各種協同組合(生協等) <input type="checkbox"/> 農業者・農業団体	保護 <input type="checkbox"/> 福祉事務所(生活保護担当部署) <input type="checkbox"/> ホームレス支援機関 <input type="checkbox"/> 一時保護施設 <input type="checkbox"/> 警察 <input type="checkbox"/> 更生保護施設・自立準備ホーム <input type="checkbox"/> 地域生活定着支援センター
	医療 <input type="checkbox"/> 医療機関 (□医療機関の内、無料低額診療実施機関) <input type="checkbox"/> 行政の保健担当部署	生活・金銭 <input type="checkbox"/> 行政の税担当部署 <input type="checkbox"/> 行政の保険・年金担当部署(年金事務所含む) <input type="checkbox"/> 社会保険労務士 <input type="checkbox"/> 家計改善支援機関 <input type="checkbox"/> 食糧支援関係団体(フードバンク等) <input type="checkbox"/> 小口貸付(生活福祉資金除く) <input type="checkbox"/> 社会福祉協議会(生活福祉資金) <input type="checkbox"/> 社会福祉協議会(日常生活自立支援事業) <input type="checkbox"/> 成年後見人制度の支援機関 <input type="checkbox"/> 法テラス・弁護士・司法書士 <input type="checkbox"/> 消費生活センター・消費生活相談窓口・多重債務者等相談窓口
	障害 <input type="checkbox"/> 行政の障害担当部署 <input type="checkbox"/> 基幹相談支援センター <input type="checkbox"/> 精神保健福祉センター <input type="checkbox"/> 障害者就業・生活支援センター <input type="checkbox"/> 障害者就労支援事業所 <input type="checkbox"/> その他障害者支援機関・施設	住居 <input type="checkbox"/> 行政の高齢担当部署 <input type="checkbox"/> 地域包括支援センター <input type="checkbox"/> 居宅介護支援事業所・その他介護事業所
高齢 <input type="checkbox"/> 行政の高齢担当部署 <input type="checkbox"/> 地域包括支援センター <input type="checkbox"/> 居宅介護支援事業所・その他介護事業所	<input type="checkbox"/> 行政の住宅施策担当部署(居住支援協議会) <input type="checkbox"/> 居住支援法人 <input type="checkbox"/> 不動産・保証関係会社	
子ども・人権 <input type="checkbox"/> 行政の子ども家庭担当部署 <input type="checkbox"/> 教育委員会 <input type="checkbox"/> 保育所・幼稚園・子ども園 <input type="checkbox"/> 小・中・高(特別支援含む)学校 <input type="checkbox"/> 大学等(高等専門学校、専修学校、各種学校含む) <input type="checkbox"/> その他教育機関 <input type="checkbox"/> 家庭児童相談室(福祉事務所) <input type="checkbox"/> 児童相談所・児童家庭支援センター <input type="checkbox"/> 児童福祉施設 <input type="checkbox"/> 地域子育て支援センター <input type="checkbox"/> その他子育て支援機関 <input type="checkbox"/> 行政の人権担当部署 <input type="checkbox"/> 男女共同参画センター <input type="checkbox"/> 婦人相談所・配偶者暴力相談支援センター	その他 <input type="checkbox"/> 他地域の生活困窮者自立相談支援機関 <input type="checkbox"/> 民生委員・児童委員 <input type="checkbox"/> 外国人支援団体・相談窓口 <input type="checkbox"/> ひきこもり支援機関 <input type="checkbox"/> NPO・ボランティア団体 <input type="checkbox"/> 商店街・商工会等経済団体 <input type="checkbox"/> 町内会・自治会、福祉委員、近隣住民 <input type="checkbox"/> ライフライン民間事業者(電気・ガス・水道) <input type="checkbox"/> 保健所(動物・ペットの多頭飼育等) <input type="checkbox"/> 社会福祉協議会(資金、日常生活自立支援以外) <input type="checkbox"/> その他行政の担当部署 <input type="checkbox"/> 家族・親族・その他キーパーソン <input type="checkbox"/> その他1(_____) <input type="checkbox"/> その他2(_____)	
特記事項 (関係機関名を残す場合はここに記載)		

【2】 インテーク・アセスメントシート【スタッフ使用】

<DB入力（付随シート以外）>

※ 初回 面談時 の状態像	「自立意欲」の段階	<input type="checkbox"/> 1. 就労、家事、遊び、趣味、身の回りのこと等に対して意欲が持てない。 <input type="checkbox"/> 2. 遊び、趣味等の好きなことに対しては意欲がある。 <input type="checkbox"/> 3. 2に加え、就労や地域活動(ボランティア等)の社会参加に関心がある。 <input type="checkbox"/> 4. 就労や地域活動(ボランティア等)の社会参加を行おうとしている。または既に行っている。	
	「自己肯定感」の段階	<input type="checkbox"/> 1. 自分のことを否定し、受け入れられない。 <input type="checkbox"/> 2. 自分のことを否定的に話すことが多く、限られた家族・友人・支援者からしか認められていないと感じている。 <input type="checkbox"/> 3. しばしば自分のことを否定的に話す、自分の良い点を挙げるができる。 <input type="checkbox"/> 4. 自分のことを否定的に話すことはなく、肯定的に受け止めている。	
	「社会参加」の段階	<input type="checkbox"/> 1. 社会・家族との接点を持たず、外出もままならない。 <input type="checkbox"/> 2. 限られた家族・支援者との関わりがある。 <input type="checkbox"/> 3. 家族・支援者以外にも、仕事・ボランティア・趣味等で、月1回から数回程度、会う人と場がある。 <input type="checkbox"/> 4. 仕事・地域活動(ボランティア等)・趣味等で、週に数回以上定期的に会う人と場がある。	
対応重要度		<input type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C <input type="checkbox"/> D	
スクリーニング後 確認事項 生活保護へのつなぎ後の 状況(2週間程度、1ヶ月 以内に確認)		確認 先等 <input type="checkbox"/> 同意のもと福祉事務所から <input type="checkbox"/> 本人から <input type="checkbox"/> 同意なく確認不能 <input type="checkbox"/> 同意なく支援会議により	確認日 西暦 年 月 日
<input type="checkbox"/> 生活保護を申請し、受給となった。 <input type="checkbox"/> 生活保護を申請し、却下・取り下げとなった。 <input type="checkbox"/> 生活保護は申請せず、相談のみとなった。 <input type="checkbox"/> 生活保護担当部署へ相談していない。 <input type="checkbox"/> その他()			

最新2回目以降	
※スクリーニング実施日	西暦 年 月 日
※対応結果・方針	<input type="checkbox"/> 1. 情報提供や相談対応のみで終了 <input type="checkbox"/> 2. 他の制度や専門機関で対応が可能であり、つなぐ (必要に応じて、事前連絡や同行支援を実施し、結果をフォローアップする) (→つなぎ先の制度:) <input type="checkbox"/> 3. 現時点では本人同意はとれていないが、引き続き同意に向けて取り組む <input type="checkbox"/> 4. 自立相談支援機関が継続支援し、プランを策定する <input type="checkbox"/> 5. スクリーニング判断前に中断・終了(連絡がとれない/転居等)
対応結果・方針で2にチェックした場合のつなぎ先の機関 (あてはまるものすべてにチェック)	
就労	<input type="checkbox"/> ハローワーク <input type="checkbox"/> 職業訓練機関 <input type="checkbox"/> 就労準備支援機関 <input type="checkbox"/> 地域若者サポートステーション <input type="checkbox"/> 就労支援法人・団体(就労訓練事業を含む) <input type="checkbox"/> 一般企業 <input type="checkbox"/> 各種協同組合(生協等) <input type="checkbox"/> 農業者・農業団体
医療	<input type="checkbox"/> 医療機関 <input type="checkbox"/> 医療機関の内、無料低額診療実施機関 <input type="checkbox"/> 行政の保健担当部署
保護	<input type="checkbox"/> 福祉事務所(生活保護担当部署) <input type="checkbox"/> ホームレス支援機関 <input type="checkbox"/> 一時保護施設 <input type="checkbox"/> 警察 <input type="checkbox"/> 更生保護施設・自立準備ホーム <input type="checkbox"/> 地域生活定着支援センター
生活	<input type="checkbox"/> 行政の税担当部署 <input type="checkbox"/> 行政の保険・年金担当部署(年金事務所含む) <input type="checkbox"/> 社会保険労務士 <input type="checkbox"/> 家計改善支援機関 <input type="checkbox"/> 食糧支援関係団体(フードバンク等)

【2】 インテーク・アセスメントシート【スタッフ使用】

<DB入力（付随シート以外）>

障害	<input type="checkbox"/> 行政の障害担当部署 <input type="checkbox"/> 基幹相談支援センター <input type="checkbox"/> 精神保健福祉センター <input type="checkbox"/> 障害者就業・生活支援センター <input type="checkbox"/> 障害者就労支援事業所 <input type="checkbox"/> その他障害者支援機関・施設	・ 金 銭 <input type="checkbox"/> 小口貸付(生活福祉資金除く) <input type="checkbox"/> 社会福祉協議会(生活福祉資金) <input type="checkbox"/> 社会福祉協議会(日常生活自立支援事業) <input type="checkbox"/> 成年後見人制度の支援機関 <input type="checkbox"/> 法テラス・弁護士・司法書士 <input type="checkbox"/> 消費生活センター・消費生活相談窓口・多重債務者等相談窓口	
	高齢	<input type="checkbox"/> 行政の高齢担当部署 <input type="checkbox"/> 地域包括支援センター <input type="checkbox"/> 居宅介護支援事業所・その他介護事業所	住 居 <input type="checkbox"/> 行政の住宅施策担当部署(居住支援協議会) <input type="checkbox"/> 居住支援法人 <input type="checkbox"/> 不動産・保証関係会社
	子ども・ 人 権	<input type="checkbox"/> 行政の子ども家庭担当部署 <input type="checkbox"/> 教育委員会 <input type="checkbox"/> 保育所・幼稚園・子ども園 <input type="checkbox"/> 小・中・高(特別支援含む)学校 <input type="checkbox"/> 大学等(高等専門学校、専修学校、各種学校含む) <input type="checkbox"/> その他教育機関 <input type="checkbox"/> 家庭児童相談室(福祉事務所) <input type="checkbox"/> 児童相談所・児童家庭支援センター <input type="checkbox"/> 児童福祉施設 <input type="checkbox"/> 地域子育て支援センター <input type="checkbox"/> その他子育て支援機関 <input type="checkbox"/> 行政の人権担当部署 <input type="checkbox"/> 男女共同参画センター <input type="checkbox"/> 婦人相談所・配偶者暴力相談支援センター	そ の 他 <input type="checkbox"/> 他地域の生活困窮者自立相談支援機関 <input type="checkbox"/> 民生委員・児童委員 <input type="checkbox"/> 外国人支援団体・相談窓口 <input type="checkbox"/> ひきこもり支援機関 <input type="checkbox"/> NPO・ボランティア団体 <input type="checkbox"/> 商店街・商工会等経済団体 <input type="checkbox"/> 町内会・自治会、福祉委員、近隣住民 <input type="checkbox"/> ライフライン民間事業者(電気・ガス・水道) <input type="checkbox"/> 保健所(動物・ペットの多頭飼育等) <input type="checkbox"/> 社会福祉協議会(資金、日常生活自立支援以外) <input type="checkbox"/> その他行政の担当部署 <input type="checkbox"/> 家族・親族・その他キーパーソン <input type="checkbox"/> その他1() <input type="checkbox"/> その他2()
対応重要度		<input type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C <input type="checkbox"/> D	
スクリーニング後 確認事項 生活保護へのつなぎ後の 状況(2週間程度、1ヶ月 以内に確認)		確認 先等 <input type="checkbox"/> 同意のもと福祉事務所から <input type="checkbox"/> 本人から <input type="checkbox"/> 同意なく確認不能 <input type="checkbox"/> 同意なく支援会議により	確認日 西暦 年 月 日
<input type="checkbox"/> 生活保護を申請し、受給となった。 <input type="checkbox"/> 生活保護を申請し、却下・取り下げとなった。 <input type="checkbox"/> 生活保護は申請とならず、相談のみとなった。 <input type="checkbox"/> 生活保護担当部署へ相談していない。 <input type="checkbox"/> その他()			
特記事項 (関係機関名を残す場合はここに記載)			

■就労・増収者確認欄(継続支援(プラン作成)対象者以外)

注:相談後の状況が分かった場合に入力(任意)

確認日	西暦 年 月 日
相談者の就労に関して 該当項目にチェック (プラン作成対象者は不要)	<input type="checkbox"/> 一般就労開始(障害者雇用、継続的・時限的就労含む) (就労訓練や就労継続A、B型や就労移行支援等を除く) <input type="checkbox"/> 自営業等雇用外就労開始 <input type="checkbox"/> 就労収入増加(雇用外を含む一般就労において、転職・勤務時間の増加等による増収)

【2】 インテーク・アセスメントシート 【スタッフ使用】

<DB入力（付随シート以外）>

【2】付随シート(紙での使用)

ID		氏名	
----	--	----	--

■ジェノグラム(家族関係図)

家族関係図(□=男性、○=女性)	支援経過における変化

■エコマップ(地域や周囲との関係性)

エコマップ	支援経過における変化

【補助】 詳細アセスメント項目例 【スタッフ使用】

補助ツール

必要に応じて活用が考えられる補助ツール

詳細アセスメント項目例

※使用にあたって

- ・「インターク・アセスメントシート」と共に、各課題領域についてアセスメントを深める必要がある場合に使用する。
- ・すべての領域・項目についてチェックする必要はなく、本人の訴えや状況から課題として重要と考えられる領域・項目からチェックしてアセスメントを深める。

※注意点

- ・すべての領域・項目についてチェックする必要はない。
- ・項目を埋めることが目的化してはならない。
- ・不必要な情報はとらない。
- ・本人が言いたくない、知られたくないと考える情報は無理強いままでとらない。

ID		氏名	
----	--	----	--

■健康面について

疾病・傷病、健康上の課題の具体的な内容			
通院先	病院名: _____ 診療科: _____ 主治医: _____		
服薬状況	<input type="checkbox"/> 服薬していない <input type="checkbox"/> 服薬している(服薬内容: _____)		
健康保険	<input type="checkbox"/> 納付中 <input type="checkbox"/> 減額 <input type="checkbox"/> 免除 <input type="checkbox"/> 滞納あり(分納中) <input type="checkbox"/> 滞納あり(未対応)		
納付状況			
障害の状況・程度	障害支援区分: <input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 該当(区分_____) <具体的な障害の状況・程度等>		
介護保険	<input type="checkbox"/> 要介護認定を受けている → <input type="checkbox"/> 要介護(_____) <input type="checkbox"/> 要支援(_____) <input type="checkbox"/> 要介護認定を受けていない		
利用している福祉・介護サービス	マネジメント事業所名		担当者名
	事業所名	サービス名	サービス量
備考			

■住まいについて

住民票	<input type="checkbox"/> 有(市・区・町・村) <input type="checkbox"/> 無
電気・ガス・水道の状況	<input type="checkbox"/> 供給停止 → <□電気 □ガス □水道 → 停止時期: _____から> <input type="checkbox"/> 未納有だが供給中(□電気 □ガス □水道) <input type="checkbox"/> 供給中
家賃・地代の支払(賃貸の場合)	<input type="checkbox"/> 滞納(西暦____年____月から) → <家主等からの立ち退き要請 □無 □有> <input type="checkbox"/> 滞納なし
備考	

■収入や経済状態について

世帯収入	毎月 _____円 手段: <input type="checkbox"/> 就労収入(_____)円 <input type="checkbox"/> 家賃・地代・利子(_____)円 <input type="checkbox"/> 年金(_____)円 <input type="checkbox"/> 手当(_____)円 <input type="checkbox"/> 家族等の援助(_____)円 <input type="checkbox"/> その他(_____(_____)円))
本人と家族の収入	<input type="checkbox"/> 本人収入(_____)円 手段: <input type="checkbox"/> 就労収入(_____)円 <input type="checkbox"/> 家賃・地代・利子(_____)円 <input type="checkbox"/> 年金(_____)円 <input type="checkbox"/> 手当(_____)円 <input type="checkbox"/> 家族等の援助(_____)円 <input type="checkbox"/> その他(_____(_____)円)) <input type="checkbox"/> 本人以外の家族の収入1→続柄(_____) (_____)円 <input type="checkbox"/> 本人以外の家族の収入2→続柄(_____) (_____)円 <input type="checkbox"/> 本人以外の家族の収入3→続柄(_____) (_____)円
本人の年金加入状況及び年金種類	<input type="checkbox"/> 受給中(□老齢基礎年金 □厚生・共済年金 □障害年金 □遺族年金) <input type="checkbox"/> 加入(□支払中 □免除 □納付猶予 □減額 □滞納) →年金種類<□国民年金1号 □国民年金3号 □厚生年金 □共済組合> <input type="checkbox"/> 非加入 <input type="checkbox"/> 不明
世帯の毎月の生活費と内訳	総金額: _____円 内訳:家賃 _____円、食費 _____円、光熱水費 _____円、医療費 _____円 嗜好品費 _____円、遊覧費 _____円、その他 _____円
貸付・債務(世帯)	<input type="checkbox"/> 有(_____)円, 種類: _____) <input type="checkbox"/> 無 返済状況: <input type="checkbox"/> 特に問題なし <input type="checkbox"/> 問題はあるが緊急性はなし <input type="checkbox"/> 緊急性あり <借り手や金額等>
滞納	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 →滞納種類<□住民税 □固定資産税 □電気 □水道 □ガス □年金 □健康保険 □家賃 □その他(_____)>

【補助】詳細アセスメント項目例【スタッフ使用】

その他資産 (世帯)	(例:不動産、家屋、貯蓄、保険、自動車等)
備考	

■仕事について

現在の 求職活動状況	
職業訓練や支援付 就労の経験状況	<input type="checkbox"/> 現在、職業訓練もしくは支援付就労を利用している(利用先: _____) <input type="checkbox"/> 以前に、職業訓練もしくは支援付就労を利用した経験がある(利用先: _____) <input type="checkbox"/> 利用していない/利用経験はない
雇用保険	<input type="checkbox"/> 加入 <input type="checkbox"/> 非加入
雇用保険の 失業等給付	<input type="checkbox"/> 受給中(期間:西暦____年____月～西暦____年____月) <input type="checkbox"/> 受給済み(期間満了) <input type="checkbox"/> 受給資格なし(理由: _____) <input type="checkbox"/> 受給不要
備考	

■生活管理

1日のタイム スケジュール	
1週間のタイム スケジュール	
生活管理 能力について	<input type="checkbox"/> 課題あり <input type="checkbox"/> 特に課題なし <気になる点>
備考	

【補助】詳細アセスメント項目例【スタッフ使用】

■地域との関係・社会参加について(ひきこもりを含む)

外出頻度・行先等	<input type="checkbox"/> ほぼ毎日 <input type="checkbox"/> 週の半分程度 <input type="checkbox"/> ほとんど外出しない <input type="checkbox"/> その他(_____)
	→よく行くところ:
ひきこもり等社会 参加に係る課題	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 →具体的に: ひきこもり等の期間:
交友関係 (つきあいのある人・ 頼りにしている人 等)	
備考	

■生活歴(ライフヒストリー)

過去の課題	<input type="checkbox"/> 虐待(□加害 □被害) <input type="checkbox"/> DV(□加害 □被害) <input type="checkbox"/> 貧困 <input type="checkbox"/> 借金 <input type="checkbox"/> いじめ(□加害 □被害) <input type="checkbox"/> 不登校 <input type="checkbox"/> ひきこもり <input type="checkbox"/> 進路 <input type="checkbox"/> 身体疾患 <input type="checkbox"/> 精神疾患 <input type="checkbox"/> 非行 <input type="checkbox"/> 犯罪(□加害 □被害) <input type="checkbox"/> 刑務所・拘置所 <input type="checkbox"/> 執行猶予 <input type="checkbox"/> 薬物 <input type="checkbox"/> その他(_____)
生活歴で 留意すべきこと	
備考	

■家族のこと

家族関係で 気になること	
家族が抱える課題	
備考	

■DV・虐待について

DV・虐待の恐れの有無	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 → < <input type="checkbox"/> DV <input type="checkbox"/> 児童虐待 <input type="checkbox"/> 高齢者虐待 <input type="checkbox"/> 障害者虐待 <input type="checkbox"/> その他()>
被害者の属性	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 子ども <input type="checkbox"/> 親 <input type="checkbox"/> その他()
加害者の属性	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 子ども <input type="checkbox"/> 親 <input type="checkbox"/> その他()
DV・虐待の状況	いつ頃から() どのくらい続いているか(年 月 日) <input type="checkbox"/> 身体的虐待 <input type="checkbox"/> 精神的虐待 <input type="checkbox"/> ネグレクト <input type="checkbox"/> 性的虐待 <input type="checkbox"/> 経済的虐待
これまで関わりがあった機関	<input type="checkbox"/> 児童相談所 <input type="checkbox"/> 配偶者暴力防止・相談支援センター <input type="checkbox"/> 婦人相談所 <input type="checkbox"/> 地域包括支援センター <input type="checkbox"/> 障害者虐待防止センター <input type="checkbox"/> 家庭児童相談室 <input type="checkbox"/> 警察 <input type="checkbox"/> 弁護士 <input type="checkbox"/> その他()
保護・措置	<input type="checkbox"/> 一時保護あり <input type="checkbox"/> 施設入所措置あり <input type="checkbox"/> 保護・措置の経験はない
保護命令	<input type="checkbox"/> 発令中 <input type="checkbox"/> かつて発令されていた <input type="checkbox"/> なし
備考	

■子どもの状況／子どもが抱える課題（※子どもに関する相談の場合に使用）

就学・就園段階	<input type="checkbox"/> 保育所 <input type="checkbox"/> 幼稚園 <input type="checkbox"/> 小学校 <input type="checkbox"/> 中学 <input type="checkbox"/> 高校 <input type="checkbox"/> 特別支援学校(学級を含む) <input type="checkbox"/> 専門学校・専修学校・各種学校 <input type="checkbox"/> 高等専門学校 <input type="checkbox"/> 短大 <input type="checkbox"/> 大学・大学院 <input type="checkbox"/> その他 →< <input type="checkbox"/> 在学中 <input type="checkbox"/> 卒業 <input type="checkbox"/> 中退 学校名: >
子どもが抱える課題	<input type="checkbox"/> 虐待 <input type="checkbox"/> 貧困 <input type="checkbox"/> いじめ <input type="checkbox"/> 不登校 <input type="checkbox"/> ひきこもり <input type="checkbox"/> 友人ができない <input type="checkbox"/> 進学先 <input type="checkbox"/> 就職先 <input type="checkbox"/> 身体疾患 <input type="checkbox"/> 精神疾患 <input type="checkbox"/> 非行 <input type="checkbox"/> 犯罪 <input type="checkbox"/> 薬物 <input type="checkbox"/> その他()
子どもが抱える課題の背景要因等	
備考	

■国籍・言語について

国籍	<input type="checkbox"/> 日本 <input type="checkbox"/> その他 → 国籍: _____
言語	<input type="checkbox"/> 通訳不要 <input type="checkbox"/> 通訳必要 → 言語: _____

■本人の能力

話を聞いて理解する力	<input type="checkbox"/> 課題あり <input type="checkbox"/> 課題なし	言語能力	<input type="checkbox"/> 課題あり <input type="checkbox"/> 課題なし
書く力(識字力)	<input type="checkbox"/> 課題あり <input type="checkbox"/> 課題なし	人とのコミュニケーション	<input type="checkbox"/> 課題あり <input type="checkbox"/> 課題なし
本人が得意なこと			
本人が苦手に感じていること			
担当者としての印象や気になる点等			

同意のない新規相談件数報告表

事業名		報告対象年月		
機関名		作成年月日		

月数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
新規相談件数	定例報告												0件
	増減												

注1. 毎月〇〇日までに自立相談支援機関に報告すること。(自立相談支援機関もシステムによる報告期限があることから、期限は徹底すること。)

注2. 当報告表にて報告を済ませた新規相談(同意なし)について、後に同意がとれたためスクリーニングを実施し、「新規相談・申込票」や「インテーク・アセスメントシート」を自立相談支援機関に報告することになる。その際に、二重計上を防ぐため、報告する機関は「新規相談・申込票」の受付日を正確に記載して、どの月の同意のない新規相談の同意が得られ報告をするのか分かるようにするとともに、当該参考様式の増減欄にマイナスで件数入力すること。

※自立相談支援機関については、同意のない新規相談は受付月のみで入力することから、過去の同意のない新規相談の同意がとれて、「新規相談・申込票」や「インテーク・アセスメントシート」による報告を受けた場合、「新規相談・申込票」の受付月を確認し、その月の空入力の新規相談に上書きして入力すること。

自立相談支援機関使用欄 ※	
システム入力年月日	

参考広告記載例

同意のない新規相談件数報告表

事業名	福祉事務所未設置町村による相談事業	報告対象年月	2019	7
機関名	〇〇町総合相談室	作成年月日	2019年8月10日	

月数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
新規相談件数	定例報告	2件	1件	0件	1件								3件
	増減	-1件											

注1. 毎月〇〇日までに自立相談支援機関に報告すること。(自立相談支援機関もシステムによる報告期限があることから、期限は徹底すること。)

注2. 当報告表にて報告を済ませた新規相談(同意なし)について、後に同意がとれたためスクリーニングを実施し、「新規相談・申込票」や「インテーク・アセスメントシート」を自立相談支援機関に報告することになる。その際に、二重計上を防ぐため、報告する機関は「新規相談・申込票」の受付日を正確に記載して、どの月の同意のない新規相談の同意が得られ報告をするのか分かるようにするとともに、当該参考様式の増減欄にマイナスで件数入力すること。

※自立相談支援機関については、同意のない新規相談は受付月のみで入力することから、過去の同意のない新規相談の同意がとれて、「新規相談・申込票」や「インテーク・アセスメントシート」による報告を受けた場合、「新規相談・申込票」の受付月を確認し、その月の空入力の新規相談に上書きして入力すること。

自立相談支援機関使用欄 ※	
システム入力年月日	

1. 参加型研修の形式を取り入れる

- 生活困窮者自立支援制度の支援員の中には、少人数や一人職場の支援員も多く、職場内で支援技術を向上したり、ノウハウを習得することが難しい人も多い。このため、支援員から寄せられる意見として、他自治体の取組を知りたい、相談できる仲間を作りたいといった意見が聞かれる。
- このため、座学中心の研修ではなく、事例検討やグループワーク、意見交換会等、受講者同士の交流を図ることができる参加型研修を導入する。

2. 研修企画チームをつくり企画立案する

- 都道府県職員が一人で研修を検討するのではなく、各種支援員等とチームで準備を進める。現場の支援員とともに検討することによって、現場の実情に添ったテーマが提案されたり、参加型研修が円滑に進むことが期待できる。
※ 自治体規模や事業実施主体等に配慮し、多様な人が参加できるようにする。

3. 制度の理念と基本姿勢を伝える

- 研修を通じて、制度の理念や基本姿勢を再認識できるようにする。なお、「理念と基本姿勢」というセッションを確立して盛り込む必要はなく、講義や事例検討等の中で理念や基本姿勢を意識できるようにする。

(参考) 都道府県研修実施のための手引・カリキュラムの活用

- みずほ情報総株式会社による、平成28年度社会福祉推進事業「生活困窮者自立相談支援事業における都道府県研修実施のための手引」「生活困窮者自立相談支援事業における都道府県研修実施のための標準カリキュラム」を研修の実施にあたっての参考とすることが考えられる。
(参考) <https://www.mizuho-ir.co.jp/case/research/konkyu2017-kenshu.html>

◆ 原則、上記1～3を満たすことが要件となる。

研修実施にあたっての工夫点

1. 他分野の支援員との合同開催

- 生活困窮者自立支援制度の支援員だけでなく、生活保護や障害、介護、地域共生などの各分野の支援員と一緒に研修を開催したり、既存の他分野の研修と合同で実施することも望ましい。

2. 新任者と現任者との合同開催

- 新任者向けの研修だけでなく、現任者と一緒に研修を実施することも効果的である。

3. 講師候補者の情報リストの活用

- 講師候補者を確保することが難しい場合には、一般社団法人生活困窮者自立支援全国ネットワークが作成した全国各地の講師候補者の情報リストを参考にして、必要な専門分野の講師を依頼したり、近隣の講師を見つけることができる。

4. ブロック単位等の開催

- 複数の都道府県が集まりブロック単位で研修を開催したり、規模を縮小して地域別で開催するといった方法を取り入れる方法も考えられる。

都道府県が主催する人材養成研修の取り組み（沖縄県）

沖縄県は、県外の経験豊富な講師陣を揃えた委託型の研修から県内の講師を中心とするとともに、**県職員が積極的に企画運営に関わる**研修へと転換した。

- 課題**
- （従来の委託型研修での問題点）
 - ・人材養成を委託先に丸投げになりがち。
 - ・行政担当者に研修企画のためのノウハウが蓄積されない。
 - ・国研修終了者に講師としての経験が蓄積されない。
 - ・問題意識が生まれにくい。



- 研修内容**
- 【**初任者研修（伝達）**】
 - ・毎年度、必ず実施する。基本倫理や基本姿勢等の座学中心。対象者は、①経験年数3年以内の方、②県研修を一度も受講したことがない方、③生活困窮事業担当者に限定
 - 【**実務者研修（伝達）**】
 - ・アンケート調査により内容を決める。（システム、帳票類の書き方やファシリテーション等）
 - 【**県外講師による研修**】
 - ・年1回程度、困窮分野以外の内容
 - 【**圏域別研修**】
 - ・県内5圏域に分けて、圏域ごとに実施
 - ・事例検討を中心とした内容
- 成果**
- ・研修の企画に県が積極的に参加することにより自治体の課題を把握することが可能となる。
 - ・国研修終了者が講師として参画でき、自治体（現場）と協力しながら研修の企画運営が可能。

【3つの要件】

研修企画チーム

- 研修企画PT
 <構成メンバー>
 那覇市（委託事業者・主任相談支援員）、県社協、県（委託事業者・主任相談支援員）、県（行政担当者）
 <選定のポイント>
- ・都道府県研修の目的と意義を理解している
 - ・研修を開催した際に快く講師を引き受けてくれそう
 - ・那覇市内に事務所がある

参加型

- ・座学、ワーク、クロストーク等を組み合わせて、**支援員等の困りごとを解決できるような構成にする。**
- ・グループワークは今後の円滑な連携も踏まえて圏域別のグループ分けにする。
- ・初任者研修では何でも質問できるコマを設けている。

理念と基本姿勢

- ・研修を日々の業務で忘れがちな制度の理念等を再確認する場と活用。
- ・理念や基本姿勢等を伝える初任者研修は、**毎年度必ず年度初めに実施する。**

都道府県が主催する人材養成研修の取り組み（大分県）

大分県は、県が主催する生活困窮者自立支援制度に関する人材養成研修を組み替え、**他分野の支援員と合同開催**し、より包括的な支援を推進できる人材を育成している。

- 課題**
- ・国研修の受講終了者の割合が高いため、新任者研修よりも現任者向けの研修を行う必要性が高まる。
 - ・また、**生活困窮者支援が「硬直化」**してきており、地域づくりを行う等、**他機関との連携や複合的な支援に対応できる体制が必要**となった。



- 研修内容**
- 地域共生の関係機関職員（社協職員、第二層・三層の生活支援コーディネーター等）との合同実施。全4クール、5日間。
- 【**共通講義（1日間）**】
 - ・地域共生社会の目指す姿や関連する法制度について学び、共通理解を深める。
 - 【**専門講義（2日間）**】
 - ・専門ごとに分かれ、制度の理解や手法を学ぶ。
 - 【**フィールドワーク（1日間）**】
 - ・関係機関や住民も集まるブロック別研修を開催し、事例をベースに、実際の相談から地域作りまで一貫した連携方法について学ぶ。
 - 【**共通講義（1日間）**】
 - ・これまでの学習を活かし、所属している地域の課題や今後取り組むべき業務について理解を深め、実践を促す。
- 成果**
- ・地域づくり・地域課題の解決ができる人材、**複合的な問題に対応できる即戦力を県が養成**すべく、研修内容の組み替えを実施。
 - ・「我が事・丸ごと」の地域づくりと地域共生社会の実現に向けた取り組みとマッチング。
 - ・共同実施することで、研修を受講した相談支援員に**相談支援包括化推進員（※）**の役割を担わせる。
（※）相談支援機関間の連携のコーディネートや困難ケースに関するケース会議や支援を担う。

（3つの要件）

研修企画チーム

- 我が事・丸ごとと地域共生社会推進研究作業部会**において内容検討
 ※平成30年4月1日時点 17名
 （構成メンバー）
- ①市社協職員
 - ②自立相談支援機関相談員
 - ③社会福祉法人職員（多種別の施設経営）
 - ④市職員（市町村行政代表）
 - ⑤県高齢者福祉管職員（生活支援コーディネーター所管部局）
 - ⑥地域福祉所管職員（生活困窮者自立支援事業所管課）
- 事務局：県社会福祉協議会

参加型

- ・行政・社協・地域包括支援センター等様々な職種が参加し、関係形成にも活用。
- ・演習を多く取り入れ、グループは地域・職種がばらけるように工夫。
- ・**地域住民（民生委員等）**を研修に招き、**地域の困りごと（地域課題）**を共有。

理念と基本姿勢

- ・研修の目標を①即戦力を養成、②既存の人材等との連携を実践的に学ぶ、③**制度の概要・理念を学ぶ**と位置づけ。
- ・講義の中でも、改めて制度理念を振り返る場を設けている。

生活福祉資金貸付制度の実施状況

資金種類	平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	件数	金額(億円)	件数	金額(億円)	件数	金額(億円)	件数	金額(億円)	件数	金額(億円)	件数	金額(億円)	件数	金額(億円)	件数	金額(億円)	件数	金額(億円)
福祉資金(福祉費)	4,115	33.4	5,066	39.3	4,782	31.3	4,387	24.7	4,359	22.1	4,404	19.7	4,086	18.3	3,996	16	3,820	14
福祉資金(緊急小口資金)	15,590	13.3	21,376	18.6	81,597	106.7	11,101	8.5	9,253	7	8,837	6.6	8,730	6.5	19,997	21.8	7,547	5.6
教育支援資金	13,139	93	14,287	99.7	14,047	94	14,113	94.8	14,215	90.1	14,775	95.1	14,621	93.1	14,504	107.2	13,910	103.1
総合支援資金(H21.10～)	26,353	178.7	41,344	262.2	18,320	103.2	9,920	51.1	4,656	18.5	3,133	11.5	2,057	6.7	1,122	3.5	731	2.4
離職者支援資金(~H21.9)	1,960	24.1																
不動産担保型生活資金	371	36.7	358	36.5	321	29.6	368	32.6	320	30	332	34.6	288	27.8	303	29.6	242	23.1
計	61,528	379.2	82,431	456.3	119,067	364.8	39,889	211.8	32,803	167.8	31,481	167.5	29,782	152.4	39,922	178.1	26,250	148.2

※福祉資金及び緊急小口資金については、平成23年度は東日本大震災、平成28年度は熊本地震の被災者に対する特例措置に基づく貸付を含む。
 ・東日本大震災における緊急小口資金に係る特例措置の貸付件数は71,010件、貸付金額は約100.0億円となっている。
 ・熊本地震における緊急小口資金に係る特例措置の貸付件数は11,711件、貸付金額は約15.8億円となっている。

臨時特例つなぎ資金貸付制度の実施状況

資金種類	平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	件数	金額(億円)																
臨時特例つなぎ資金(H21.10～)	5,240	4.9	6,933	6.5	3,239	2.9	2,182	1.9	1,100	0.9	824	0.6	534	0.3	329	0.2	266	0.2

※生活福祉資金と臨時特例つなぎ資金は別制度に位置付けられているため、会計が別途設けられている。

都道府県別実績(貸付決定件数・貸付決定金額)

都道府県	平成28年度			平成29年度		
	件数	件数占有率	金額(千円)	件数	件数占有率	金額(千円)
1 北海道	535	1.3%	369,714	565	2.2%	507,867
2 青森県	184	0.5%	93,664	117	0.4%	47,961
3 岩手県	1,030	2.6%	682,820	756	2.9%	521,883
4 宮城県	67	0.2%	41,733	65	0.2%	35,441
5 秋田県	179	0.4%	98,879	134	0.5%	80,663
6 山形県	461	1.2%	210,417	402	1.5%	219,741
7 福島県	453	1.1%	122,756	424	1.6%	118,149
8 茨城県	128	0.3%	81,752	122	0.5%	104,755
9 栃木県	97	0.2%	58,791	91	0.3%	75,667
10 群馬県	617	1.5%	136,628	492	1.9%	129,509
11 埼玉県	484	1.2%	333,539	394	1.5%	358,062
12 千葉県	1,949	4.9%	1,000,528	2,048	7.8%	993,892
13 東京都	3,029	7.6%	4,854,952	2,579	9.8%	4,165,565
14 神奈川県	1,211	3.0%	700,488	1,309	5.0%	708,853
15 新潟県	165	0.4%	53,283	151	0.6%	35,943
16 富山県	277	0.7%	47,854	248	0.9%	24,792
17 石川県	244	0.6%	54,770	288	1.1%	104,065
18 福井県	122	0.3%	17,733	93	0.4%	25,273
19 山梨県	22	0.1%	20,508	13	0.0%	1,982
20 長野県	178	0.4%	48,149	185	0.7%	84,373
21 岐阜県	283	0.7%	41,844	293	1.1%	62,806
22 静岡県	544	1.4%	175,902	362	1.4%	180,237
23 愛知県	314	0.8%	162,233	360	1.4%	255,995
24 三重県	429	1.1%	86,767	341	1.3%	133,622

都道府県	平成28年度			平成29年度		
	件数	件数占有率	金額(千円)	件数	件数占有率	金額(千円)
25 滋賀県	506	1.3%	337,427	424	1.6%	241,285
26 京都府	1,970	4.9%	697,472	1,980	7.5%	674,246
27 大阪府	4,021	10.1%	1,850,769	3,649	13.9%	1,452,603
28 兵庫県	1,241	3.1%	426,222	1,148	4.4%	601,141
29 奈良県	403	1.0%	117,547	397	1.5%	134,162
30 和歌山県	155	0.4%	96,195	146	0.6%	101,954
31 鳥取県	94	0.2%	26,550	108	0.4%	44,932
32 島根県	196	0.5%	119,323	165	0.6%	106,175
33 岡山県	59	0.1%	55,835	31	0.1%	19,166
34 広島県	194	0.5%	80,781	179	0.7%	65,407
35 山口県	164	0.4%	60,158	143	0.5%	40,414
36 徳島県	112	0.3%	75,623	86	0.3%	41,615
37 香川県	286	0.7%	36,079	299	1.1%	30,182
37 愛媛県	290	0.7%	105,488	295	1.1%	126,750
39 高知県	196	0.5%	43,031	176	0.7%	45,743
40 福岡県	2,818	7.1%	1,649,765	2,669	10.2%	1,102,096
41 佐賀県	10	0.0%	1,216	14	0.1%	3,343
42 長崎県	511	1.3%	331,102	549	2.1%	415,357
43 熊本県	1,183	29.6%	1,689,331	93	0.4%	62,386
44 大分県	691	1.7%	119,247	694	2.6%	162,296
45 宮崎県	228	0.6%	67,655	184	0.7%	65,246
46 鹿児島県	322	0.8%	119,378	359	1.4%	120,570
47 沖縄県	622	1.6%	214,894	630	2.4%	190,192
合計	39,922	—	17,816,792	26,250	—	14,824,357

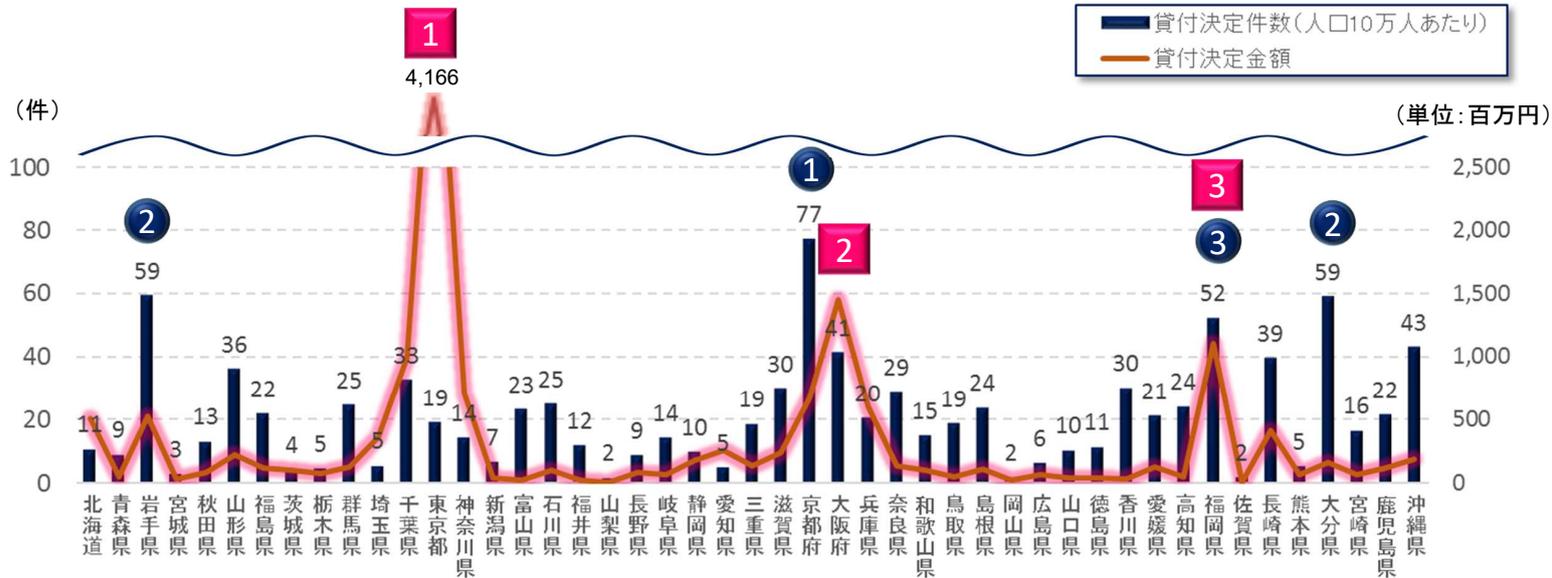
平成29年度 都道府県別実績(貸付決定件数・貸付決定金額)

貸付決定件数(全貸付種類の合計、人口10万人あたり)

○貸付決定件数(全貸付種類の合計)について、人口10万人あたりの貸付決定件数は、京都府、岩手県、大分県、福岡県の順に多くなっている。

貸付決定金額(全貸付種類の合計金額)

○貸付決定金額(全貸付種類の合計)については、東京都、大阪府、福岡県の順に多くなっている。



生活福祉資金貸付事業の平成31年度における補助基準額(案)

1. 基本的な考え方

- 事務費の算出については、事業実績(「貸付件数」と「償還件数」)に応じた補助基準を設定し、各都道府県における適正な事務費の配分とする。
- 各都道府県社協において、不良債権の回収を積極的に行うための体制を整備できるよう、**基本事業費を引き上げる**とともに、**不良債権の償還件数に応じた出来高単価を新たに設定**する(下表参照)。

2. 補助基準額

区分	補助基準額	
	現行	見直し後
基本事業費	10,000千円	10,000千円
債権回収体制整備加算	-	5,000千円
債権回収取組強化加算	-	5,000千円
高出来算		
貸付件数1件あたり事業費	26千円	26千円
償還件数1件あたり事業費(通常債権)	26千円	26千円
償還件数1件あたり事業費(不良債権)	-	52千円

※ 本事業の補助率は1/2であるため、上記補助基準額の1/2が国庫補助額となる。

※ 貸付件数、償還件数の実績は、「生活福祉資金貸付事業の実施状況等調」報告に基づく平成29年度実績、または平成30年度見込みにより算定。

【イメージ】

不良債権化した貸付の償還努力を評価する仕組の導入

基本事業費の増額+不良債権の償還件数に応じた出来高単価の新設

(不良債権の)償還件数の増加

(不良債権の)償還金収入の増加

都道府県社協の事務費の増加

市区町村社協の事務費の増加

社協の相談・支援体制の充実

償還を意識した丁寧な貸付の実施

人手・時間をかけた債権回収の実施

償還率の向上

貸付原資の確保

原資補助を前提としない
安定的な運営の実現



(参考)生活福祉資金貸付事業の補助体系

- ◇ 各都道府県社協が債権回収強化のための取組を地域の実情や特性に応じて、柔軟かつ効果的に実施できるよう、
 - ① 各都道府県社協における債権回収にかかる業務知識の蓄積、専門的な対応の強化を図る観点から、**債権回収業務に従事する職員を配置する場合**（『債権回収体制整備加算』）、
 - ② 既存システムの改修や弁護士、民間会社のノウハウを活用するなど**債権回収業務を効果的・効率的に行うための取組を実施する場合**（『債権回収取組強化加算』）、
 それぞれ**500万円**を現行の基本事業費（1,000万円）に加算

(参考) 都道府県社協に対する事務費の補助基準額の加算体系図 (案)

出来高加算

・貸付件数1件あたり **+2.6万円** ・償還件数（通常債権）1件あたり **+2.6万円** ・償還件数（不良債権）1件あたり **+5.2万円**

◆ 債権回収体制整備加算

+500万円

(対象経費の例)

- ◇ 債権回収に関する業務知識の蓄積、専門的な対応の強化を図る観点から、債権回収専任の職員の配置
- ◇ 金融機関OBなど債権回収に知見を有する職員の配置など



◆ 債権回収取組強化加算

+500万円

(対象経費の例)

- ◇ 債権回収強化のための現行システムの改修（名寄せ機能やアラート機能の強化、滞納者情報の充実）
- ◇ 顧問弁護士との日常的な相談体制の確立
- ◇ 弁護士委任による効率的な債権回収の実施
- ◇ 専門的な知識や経験を有する一般民間事業者等への業務委託
- ◇ 市区町村社協職員に対する債権管理に関する研修の実施 など



基本事業費（1,000万円）

(対象経費) 職員俸給、諸手当等、社会保険事業主負担金、旅費、諸謝金、需用費（備品費、消耗品費、燃料費、印刷製本費、雑役務費、通信運搬費、光熱水費、借料及び損料、会議費、賃金）、委託料、負担金

市区町村社協の体制整備等に係る平成31年度における対応(案)

1. 基本的な考え方

- 市区町村社協の体制整備に係る事務費について、緊急雇用創出事業臨時特例基金の廃止に伴う経過措置として実施している貸付原資の取崩しに係る取り扱いについて、生活困窮者自立支援制度を取り巻く様々な状況にかんがみ、平成31年度以降も当面の間、これまでの取扱を据え置くこととする。
- 取崩しを行うに当たっては、保有原資のどの種類でも可能とする。
- 原資の取崩しに当たっては、以下の基準を設定する。

2. 取崩し基準

- 貸付原資の取崩しの上限額は償還金収入実績の3割までとし、各都道府県における平成26年度の基金事業の執行実績の1/2と償還指導等に要する経費(定額分)の平成26年度の実績をあわせた額を目安とする。

※ 取崩額については、国に報告することとする。

※ 平成31年度の取崩し上限額算定に使用する償還金収入の実績は、平成29年度実績、または平成30年度見込みにより算定。

※ 今後、都道府県・市区町村社会福祉協議会における事務費の実態や構造を把握したうえで、必要な効率化を求めていく一方、貸付ニーズに対する効果的な事業運営や貸付・償還に係る各社会福祉協議会の運営努力(成果)をより反映する仕組みの導入も含め、事務費のあり方について総合的な検討を行っていく予定。

年金担保貸付事業廃止に関する経緯

22年

4月 行政刷新会議事業仕分けの評決

・ 全社協の貸付制度、生活資金の融資などセーフティネットを十分用意した上で基本的には廃止する旨の評決

12月 独立行政法人の事務・事業の見直し方針（閣議決定）

・ 事業を廃止することとし、十分な代替措置の検討を早急に進め、具体的な工程表を平成22年度中に作成するとともに、現行制度における貸付限度の引き下げ等による事業規模の縮減方針を年内に取りまとめる。

23年

3月 「年金担保貸付制度の廃止に向けた今後の対応方針」（厚労省）

・ 平成23年度においては、貸付限度額の引き下げ、生活保護とのリピーター対策の強化、他制度周知の徹底。
・ 平成24年度においては、主たる代替措置である生活福祉資金貸付制度の今後の予算規模や実施体制等を見極めつつ、廃止に向けた検討を行い、具体的な計画を立案。

12月 年金担保貸付制度について、貸付限度額の引き下げ等を実施

25年

3月 「年金担保貸付事業廃止計画」（厚労省）

・ 年金を担保にした安易な借り入れを許容する本事業は廃止。
・ その際、真に必要なとなる資金需要については、社協が実施する低所得者世帯向けの生活福祉資金貸付制度が主たる代替措置とされている。
・ 生活福祉資金貸付制度の予算規模や実施体制等からすると、現時点の年金担保貸付事業をそのまま代替することは困難。
・ 今後、年金担保貸付事業の段階的な縮減等を行い、これに伴いどの程度生活福祉資金貸付制度の利用者が増加するかを把握し、必要な措置を講じる必要。
・ 年金担保貸付事業の円滑な廃止に向けて、事業規模縮小等の措置を段階的に進め、これらの措置の進捗状況を踏まえ、具体的な廃止時期を判断。

26年

12月 年金担保貸付制度について、貸付限度額の引き下げ等を実施

27年

4月 独立行政法人改革推進法の附帯決議

・ 独立行政法人福祉医療機構については、（中略）。また、廃止することが閣議決定されている年金担保貸付事業については、必要な代替措置を講じた上で廃止すること。

30年

3月 「平成34年3月末の予定で申込受付を終了する」旨の方針を決定（厚労省）

4月 独立行政法人福祉医療機構の中期計画で平成33年度末（平成34年3月末）の新規貸付廃止の方針を明記

社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会報告書(抄)

（高齢者に対する家計相談支援等）

○ 高齢の生活困窮者については、収入が年金に固定されている中で家計をどう考えていくかが必要であり、年金担保貸付事業の廃止に伴い、他で借金を重ねることのないよう、また貸付がなくても家計を維持できるようにする観点からも、細やかな対応が必要である。高齢期に至っての生活困窮を防ぐ観点も重要である。**【再掲】こうした観点からも、家計相談支援事業の更なる推進が求められる。**

（生活福祉資金貸付制度）

○ 生活福祉資金貸付制度については、機動的な貸付に対するニーズ及び償還の確保の必要性の両方の課題を満たす視点が必要である。

○ 償還の確保を前提としつつ、貸付要件、貸付決定までの期間、手続等について、運用面での改善をしていくことが求められている。当座の資金ニーズについては、制度化、財源的な支援等を求める声がある一方、現状では、多くの自治体で工夫して実施されていることから、一律の制度で各自治体のニーズに沿った柔軟な対応が確保できるのかという課題がある。

○ 生活福祉資金貸付制度については、償還の確保を前提としつつ、機動的・迅速な貸付が行えるよう、運用面で必要な見直しを行う必要がある。また、本制度は第一種社会福祉事業であり、貸し付けを通じた相談支援を行うことにその意義がある。自立相談支援事業による支援が要件化された総合支援資金や緊急小口資金については、一層双方が連携した効果的な支援を行うということが期待されており、そのあり方については更なる検討が求められる。

○ 年金担保貸付事業の廃止の方向性の中で、家計相談支援が必要な高齢者がいることも踏まえ、家計相談支援を更に推進するとともに、生活を行う上でやむを得ない一時的な資金需要が生ずる低所得の高齢者等に対しては、生活福祉資金貸付制度で対応することが必要である。

会計検査院の意見表示と対応状況

意見表示(平成28年10月24日)内容

- ① 保有資金の額について適切な評価を行うための判断基準を設けること。
- ② 保有資金が適正規模を上回っている場合に国に返還することとする仕組みを設けること。

(参考) 意見表示内容全文 (http://www.jbaudit.go.jp/pr/kensa/result/28/pdf/281024_zenbun_02.pdf)

- ・ 保有資金の額について適切な評価を行うための判断基準を作成し、都道府県に周知するとともに、都道府県に対して、各都道府県社協における保有資金の額を十分に把握するための情報を明示するなどした上で、適切な評価を実施させ、貴省に対して評価に係る適時の報告等を行わせるなどの仕組みを整備すること
- ・ 保有資金の額が判断基準に照らして貸付事業の実施状況等からみて適正な規模を上回っていると認められる場合には、国庫補助金相当額の一部について国庫に返還等の措置を講ずることができるように、国庫補助金の交付要綱の改正等を行うとともに、その旨を都道府県に対して周知すること

これまでの対応状況

①については、会計検査院の試算の考え方を基本としつつ、毎年度の貸付金額の変動や災害等の大規模な需要変動が生じた場合の初動に要する費用、年金担保貸付事業の廃止に伴う需要増などを勘案した上で**保有基準を策定し、平成30年7月に都道府県民生主管(部)局あてに通知**

保有基準の初回の評価の実施時期については、生活福祉資金貸付制度と密接に関係する生活困窮者自立支援制度の改正法の施行状況や年金担保貸付事業の廃止の動向など制度を取り巻く状況も勘案した上で、追って、正式に通知

②については、国庫補助金相当分の全部又は一部を国庫に返還できるよう交付要綱を改正し、平成29年8月に都道府県知事等あてに発出済み

ホームレスの自立の支援等に関する基本方針の見直しのポイント

概要

○ 現行の「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」(平成25年厚生労働省・国土交通省告示第1号)は、「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」(平成14年法律第105号。以下「法」。)に基づき、平成25年7月に策定されたものであり、この運営期間は5年間とされていることから、平成30年7月に有効期間が満了することとなる。

こうした中、平成29年6月に法の期限を、さらに10年間延長したところであり、これに伴い、法に基づき策定が義務づけられている基本方針についても、平成30年8月以降適用されるものとして、以下の見直しの要素を踏まえて、新たに策定するもの。

- ① 平成28年10月に実施した「ホームレスの実態に関する全国調査(生活実態調査)」の結果、明らかとなったホームレスの高齢化や、路上(野宿)期間の長期化など、最近のホームレスの動向やそれを取り巻く環境の変化。
- ② 平成30年通常国会において改正された生活困窮者自立支援法に基づく事業メニューの追加。

平成28年「ホームレスの実態に関する全国調査(生活実態調査)」の調査結果(概要)

路上等のホームレスの平均年齢は61.5歳(前回調査59.3歳)、路上生活が10年以上のホームレスの割合は34.6%(前回調査26.0%)となっており、ホームレスの現状について、その高齢化や路上(野宿)生活期間の長期化が一層進んでいる状況が見られた。

今回の見直しポイント

〈最近のホームレスに関する傾向・動向〉

- ホームレスの高齢化、路上(野宿)生活期間の長期化に対応した支援が必要。
- 39歳以下のホームレスや65歳以上のホームレスなど、年代別に、それぞれが抱える課題等に対応した支援が必要。
39歳以下…終夜営業の店舗等を利用しているため、アウトリーチが届きにくい者が存在する。 65歳以上…居所確認後の見守りや支援等が必要な者が存在する。

〈ホームレス自立支援センターとホームレス緊急一時宿泊施設(シェルター)の名称の見直し〉

- ホームレス自立支援センターとホームレス緊急一時宿泊施設(シェルター)の概要を明記するとともに、その名称を、ホームレス以外の人も対象となることを明確にするため、それぞれ、生活困窮者・ホームレス自立支援センター、生活困窮者一時宿泊施設に変更する。

〈ホームレスに対する保健医療の確保〉

- ホームレスの高齢化や路上(野宿)生活の長期化に伴い、一定程度存在する健康状態の悪い者が、必要な医療サービスを受けることができるよう、路上やシェルター等において、保健医療職(保健師、看護師、精神保健福祉士等)による、医療的視点に基づいたきめ細かな相談や支援などの実施。(平成30年度予算新規事業)

〈ホームレスに対する安定した居住の場所の確保〉

- シェルター等を利用していた者や、居住に困難を抱える者であって、地域社会から孤立した状態にある者が地域において日常生活を営むための一定期間、訪問による見守りや生活支援などの実施。(改正生活困窮者自立支援法第3条第6項(地域居住支援事業)関係)

〈基本方針のフォローアップ及び見直し〉

- 基本方針の見直しに当たり行う政策評価等については、ホームレスの実態調査結果に基づき行うが、この場合、地方公共団体が実施した調査等の結果も参考とすること。

ホームレスの自立の支援等に関する基本方針の概要

1 基本的な考え方

〈最近のホームレスに関する傾向・動向〉

- ホームレスの高齢化、路上(野宿)生活期間の長期化に対応した支援が必要。
- 年代別に、それぞれが抱える課題等に対応した支援が必要。

〈ホームレス自立支援センターとホームレス緊急一時宿泊施設(シェルター)の名称の見直し〉

- ホームレス自立支援センターとホームレス緊急一時宿泊施設(シェルター)の概要を明記するとともに、その名称を、それぞれ、生活困窮者・ホームレス自立支援センター、生活困窮者一時宿泊施設に変更。

〈ホームレスに対する保健医療の確保〉

- 一定程度存在する健康状態の悪い者が、必要な医療サービスを受けることができるよう、路上やシェルター等において、保健医療職(保健師、看護師、精神保健福祉士等)による、医療的視点に基づいたきめ細かな相談や支援などの実施。

〈ホームレスに対する安定した居住の場所の確保〉

- シェルター等を利用していた者や、居住に困難を抱える者であって、地域社会から孤立した状態にある者が地域において日常生活を営むための一定期間、訪問による見守りや生活支援などの実施。

2 ホームレス対策の主な推進方策

1) 就業機会の確保

- 求人開拓、求人情報の収集・提供
- 職業相談等の実施
- 試用雇用事業等による円滑な職場適用の促進
- 技能講習や職業訓練による職業能力の開発・向上
- 常用雇用による自立が困難な者に対する就労支援の実施

2) 安定した居住の場所の確保

- 単身高齢者の公営住宅への優先入居等
- 低廉な家賃の民間賃貸住宅に関する情報提供
- 保証人に係る民間保証会社等に関する情報の提供
- 速やかな住居確保給付金の支給
- 地域居住支援事業や居住支援法人による支援

3) 保健医療の確保

- 保健所等による健康相談、保健指導の実施
- 結核再発や薬剤耐性化の防止に向けた服薬対面指導等の実施
- 医療機関での受診機会の確保

4) 生活相談・指導の実施

- 福祉事務所等を中心とした総合的な相談・指導体制の確立
- 精神保健福祉センターや保健所等と連携した心のケアの実施
- 民間団体等と連携した相談の実施と福祉事務所等へのつなぎ
- 洪水等の災害時に備えた公共施設管理者と福祉部局の連携

5) ホームレス自立支援事業等の実施

- 自立支援センターによる、健康診断・就労支援等の実施
- 個々のホームレスの状況や年齢等に応じた支援の実施
- ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者に対する支援(地域居住支援事業等)の実施
- 民間賃貸住宅など社会資源を有効活用した支援の実施

6) 緊急援助・生活保護の適用

- 個人の状況に応じた適切な保護の実施

7) ホームレスの自立支援を行う民間団体との連携

- 民間団体への情報提供や支援の実施
- 地方公共団体が行う施策の民間団体への委託

都道府県別のホームレスの数

都道府県名	平成30年調査				29年調査	30-29 増▲減	(参考)		
	男	女	不明	計			28年調査	27年調査	26年調査
北海道	24	3	11	38	44	▲ 6	35	50	59
青森県	0	0	0	0	0	0	0	0	1
岩手県	1	1	0	2	1	1	2	3	2
宮城県	74	6	19	99	99	0	104	117	122
秋田県	0	0	0	0	0	0	0	2	2
山形県	0	0	0	0	0	0	2	1	1
福島県	12	0	0	12	18	▲ 6	20	19	14
茨城県	19	5	0	24	27	▲ 3	36	25	37
栃木県	19	0	1	20	22	▲ 2	30	33	35
群馬県	21	2	0	23	25	▲ 2	38	33	44
埼玉県	184	4	12	200	196	4	218	265	301
千葉県	201	10	18	229	211	18	245	245	285
東京都	1,211	31	0	1,242	1,397	▲ 155	1,473	1,498	1,768
神奈川県	880	31	23	934	1,061	▲ 127	1,117	1,204	1,324
新潟県	9	1	0	10	7	3	9	10	11
富山県	3	0	0	3	2	1	7	8	11
石川県	4	0	0	4	4	0	7	2	6
福井県	3	0	0	3	2	1	3	3	2
山梨県	3	0	0	3	3	0	5	7	13
長野県	6	0	0	6	2	4	4	2	5
岐阜県	7	1	0	8	8	0	10	16	22
静岡県	54	7	23	84	92	▲ 8	108	114	133
愛知県	187	11	47	245	271	▲ 26	315	367	380
三重県	19	1	5	25	22	3	21	18	28
滋賀県	3	0	0	3	1	2	2	2	4
京都府	47	10	1	58	89	▲ 31	109	96	121
大阪府	1,092	17	1	1,110	1,303	▲ 193	1,611	1,657	1,864
兵庫県	100	6	9	115	126	▲ 11	151	175	214
奈良県	0	0	0	0	0	0	0	0	0
和歌山県	19	0	1	20	14	6	12	14	14
鳥取県	4	0	0	4	6	▲ 2	5	2	3
島根県	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岡山県	13	1	1	15	10	5	15	8	16
広島県	39	5	0	44	53	▲ 9	52	41	65
山口県	2	0	0	2	5	▲ 3	3	4	4
徳島県	2	0	0	2	3	▲ 1	3	7	4
香川県	3	0	0	3	3	0	5	8	8
愛媛県	11	0	0	11	9	2	15	18	23
高知県	1	0	0	1	3	▲ 2	6	5	3
福岡県	230	14	8	252	270	▲ 18	300	294	369
佐賀県	10	0	0	10	6	4	9	9	9
長崎県	0	0	0	0	2	▲ 2	4	4	5
熊本県	18	2	0	20	23	▲ 3	24	29	36
大分県	7	0	0	7	12	▲ 5	10	9	14
宮崎県	1	1	0	2	3	▲ 1	3	3	4
鹿児島県	12	0	9	21	15	6	20	20	41
沖縄県	52	7	4	63	64	▲ 1	67	94	81
合計	4,607	177	193	4,977	5,534	▲ 557	6,235	6,541	7,508

ひとり親施策及び生活困窮者施策における学習支援の連携事例について(石川県)

◆事業のポイント◆

- 対象者が少ないと見込まれる郡部において、ひとり親家庭の学習支援事業と生活困窮世帯の学習支援事業を一体実施することで、一定の参加者数を確保し、事業の継続的な実施につなげる。(県内8町のうち、6町で一体実施)

	生活困窮・生活保護	ひとり親	
事業名称	生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業	ひとり親家庭の子どもに対する学習支援事業	
対象者	下記の世帯の小学生、中学生、高校生 ・生活保護受給世帯 ・就学援助受給世帯 ・教育費負担軽減奨学金受給世帯 ・児童扶養手当受給世帯		
実施方式(委託先)	【委託】(町社会福祉協議会)		
対象年齢	小学生、中学生、高校生		
支援員	教員免許保持者または事業目的に理解のある大学生等		
利用する際の申請先	委託事業者		
実施場所	委託先法人施設、社会福祉施設、公民館 等		
実施日・時間 <small>※複数教室ある場合は代表的なもの</small>	小学生：夏休み期間中に3日間～8日間(2h/回) 中学生：7月～3月に15回程度(2h/回) <small>※具体的な日程は町により異なる</small>		
事業実績	H29延べ利用者数	220人	435人
	H30予算額	4.2百万円	9.1百万円

具体的な取組内容

- 参加者が学校の課題等を自習する中で、分からない点を講師がサポートする。
- 学習面だけでなく日常の事についての相談にも応じる、休憩時間にリクリエーションを行う等により、子どもの居場所づくりにもつなげる。

一体的に事業を実施するにあたって工夫していること

◇県と町の事前協議の実施

- 教室の日程や周知の方法等の事業内容や、県と町の役割分担について、ひとり親施策の実施主体(町)と事前に協議の上、事業を実施している。

一体的に事業を実施することによる効果

◇効率的・効果的な支援の実施

- 一定の参加者数が確保できる。
- 個別に事業実施する場合に比べ、事業費負担の軽減が図られる。

連携イメージ



ひとり親施策及び生活困窮者施策における学習支援の連携事例について(足立区)

◆事業のポイント◆

- 両事業間で相談を引き継ぐ際は「つなぐシート」を作成するなど工夫
- 必要に応じてそれぞれの担当へ情報提供を実施

	生活困窮・生活保護	ひとり親	
事業名称	居場所を兼ねた学習支援事業	ひとり親家庭学習支援事業(派遣型)	
対象者	就学援助世帯、ひとり親世帯又は生活保護世帯	児童扶養手当受給中または同等の所得水準で、区が実施する他の学習支援を受けていない者	
実施方式(委託先)	特定非営利活動法人キッズドア、認定特定非営利活動法人カタリバ	株式会社キズキ	
対象年齢	中学生及び過去に本事業を利用していた高校生	小学4年～中学3年	
支援員	受託事業者において採用している。	適切な学習支援等が出来る者を受託事業者が採用	
利用する際の申請先	福祉部くらしとじごとの相談センター	福祉部親子支援課	
実施場所	足立区内	足立区内の各ご家庭	
実施日・時間帯 <small>※複数教室ある場合は代表的なもの</small>	月曜日を除く毎日(平日)15時～21時(土日)13時～21時	週1回程度 曜日・時間帯はご家庭と相談のうえ決定	
事業実績	H29延べ利用者数	14,411人	267人
	H30予算額	145百万円	9百万円

具体的な取組内容

つなぐシート等を活用して、子どもの状況に応じた学習支援事業の利用ができるよう連携している。

- 居場所を兼ねた学習支援事業利用希望者の中で、ひきこもり傾向がある等で学習支援施設に通うことが困難なひとり親世帯の子どもについては、「つなぐシート」を活用してひとり親支援事業につなぐ。
- 半年度のひとり親家庭学習支援事業(派遣型)では支援者数が限られており、居場所を兼ねた学習支援事業の利用が可能な希望者には電話連絡や「つなぐシート」を活用し、くらしとじごとの相談センターへつなぐ。

一体的に事業を実施するにあたって工夫していること

◇「つなぐシート」を活用した効率的・効果的な支援の実施

- 生活困窮：生活困窮者支援担当からひとり親支援担当に相談を引き継ぐ際は、生活困窮者支援担当の相談員が、ひとり親支援の相談窓口まで同行している。また、相談の概要をまとめた「つなぐシート」を作成することにより、相談者が同じ相談内容を何度も説明しなくても済むような工夫をしている。

- ひとり親：必要に応じて、問合せがあった場合など生活困窮者支援担当へ情報提供を行うとともに、派遣型から居場所型の支援へ移行の折は、講師等同行のうえ学習支援の引継ぎを行う(予定)など、きめ細やかな関わりを持つよう工夫している。

一体的に事業を実施することによる効果

◇包括的な支援が可能

ひとり親支援担当では、経済的な理由で塾へ通うことができない、ひきこもり傾向にあり外出することが困難な児童・生徒等、様々な理由により民間の塾利用ができない、区が実施する他の学習支援事業が利用できないご家庭へ家庭教師を派遣している。一方、生活困窮者支援担当では、外出が可能な生徒を対象とした居場所を兼ねた学習支援を実施している。両事業ではともにひとり親家庭を支援対象としていることから、支援対象者は、この2事業から選択することができる。このため、ひとり親支援担当の相談から生活困窮世帯の相談につながる事が多くなり、包括的な支援が可能になっている。

ひとり親施策及び生活困窮者施策における学習支援の連携事例について(高浜市)

◆事業のポイント◆

- 一体的な実施により効率的な支援を実施
- 事業統合は補助金の有効活用もさることながら、要支援世帯へのメリットが大きい(支援が必要な子どもを幅広く継続してカバーできるようになった)
- まちづくり協議会主催の子ども食堂との連携等、地域ぐるみの支援を実施

	生活困窮	ひとり親
事業名称	「ステップ・ジュニア」(小学4～6年生) 「ステップ」(中学生・高校生)	
対象者	ひとり親世帯及び生活困窮世帯	
実施方式(委託先)	【委託】NPO法人 アスクネット	
対象年齢	小学4～6年生、中学生、高校生	
利用する際の申請先	市窓口(いきいき広場2階)	
実施場所	市庁舎会議室 等	
実施日・時間	平日週1回(小学生) 16:00～19:00 土曜日(小学生) 午前もしくは午後 土曜日(中学生) 9時～16時 ※ 夏季休暇期間中は週3回	
事業実績	H29延べ利用者数	1,263人
	H30予算額	200万円

具体的な取組内容

- 学習支援及び居場所の提供、進路・生活面での相談支援。
- こども食堂及び市民ボランティアと連携した食事提供。
- 市民による講話や仕事体験等の講座を実施し、進学・就職への意識をいち早く持ってもらうとともに、希望する進路へ進むための目標設定等を支援。
- 子どもたちの成長に応じ、進学や就職、中退の未然防止等、状況に合わせた支援を行い、子どもたちが自ら希望する進路へ進み、将来的に自立していく力を育むことで、「貧困の連鎖」の防止を目指す。



一体的に事業を実施することによる効果

◇効率的・効果的な支援の実施

- 子どもを世帯の別なく把握することができるようになるとともに、学校との連携もしやすくなり、効率的な支援が行えるようになった。
- ひとり親家庭は生活困窮に陥りがちなことに加え、子どもが必要としている支援は、ひとり親世帯と生活困窮家庭でほぼ変わらないため、両事業の統合はスケールメリットを活かした補助金の有効活用にもつながった。
- ひとり親家庭限定で支援していた際は、ひとり親家庭の小学生が卒業した際に世帯の経済状況によっては支援対象外となり必要な支援が届かなくなるおそれがあったが、統合により引き続き支援ができるようになったことが要支援世帯に対する大きなメリットとなり、貧困の連鎖を防止していくうえで一層有効な施策となったと考えている。

～29年度 2事業者に業務委託

ひとり親世帯の子どもへの学習支援

対象:小学4～6年生 補助金:母子家庭等対策総合支援事業費補助金

生活困窮世帯の子どもへの学習支援

対象:中学・高校生 補助金:生活困窮者等自立支援事業費補助金

対象外:生活困窮世帯の小学生(29年度まで)

統合

30年度 1事業者に業務委託し、一体的に実施

支援が必要な子どもへの学習支援

対象:ひとり親または生活困窮世帯の小学4～6年生、中学生

補助金:2補助金を按分

小学生への支援を平日は19時まで延長し、働く家庭をサポート

※小学生と中学生は食事や行事等を合同で実施

ひとり親施策及び生活困窮者施策における学習支援の連携事例について(桑名市)

◆事業のポイント◆

- 複合的な課題を抱えるひとり親家庭を、自立相談支援機関へ円滑に繋げることが可能
- 学習支援ボランティアの奪い合いにもならない
- 子どもが安心して自分の存在を認められる居場所を確保できる

	生活困窮・生活保護	ひとり親
事業名称	学びサポート	
対象者	ひとり親世帯、生活困窮世帯、生活保護世帯	
実施方式(委託先)	【委託】桑名市社会福祉協議会	
対象年齢	小学生、中学生	
支援員	大学生、ボランティア、教員経験者 等	
利用する際の申請先	桑名市役所内「相談支援室」	
実施場所	公民館等公共施設	
実施日・時間	平日 15時～21時 ※複数教室ある場合は代表的なもの	
事業実績	H29延べ利用者数	109人
	H30予算額	5,283千円

具体的な取組内容

- 桑名市では、平成27年度より、子どもの学習支援事業とひとり親家庭への学習支援事業を一体実施(市社協へ委託)。生活保護世帯、生活困窮世帯(福祉事務所長が認める者)のほか、ひとり親世帯の子どもも学習支援事業の支援対象。
- 子ども(支援対象者)とボランティア(支援者)の間に「学習支援コーディネーター」を配置。日時・場所(自宅含む)・教科等をマッチングし、個別訪問型の支援を実施。併せて、学習支援コーディネーターが家庭と繋がり、家庭全体を支援する方法をとっている。

一体的に事業を実施するにあたって工夫していること

◇ボランティアの確保や居場所としての雰囲気づくり

- 継続的なボランティア支援員とのマッチング。
- ボランティア支援員と生徒の相性を大切にしている。
- 自分の存在を認められる居場所としての雰囲気作り。

一体的に事業を実施することによる効果

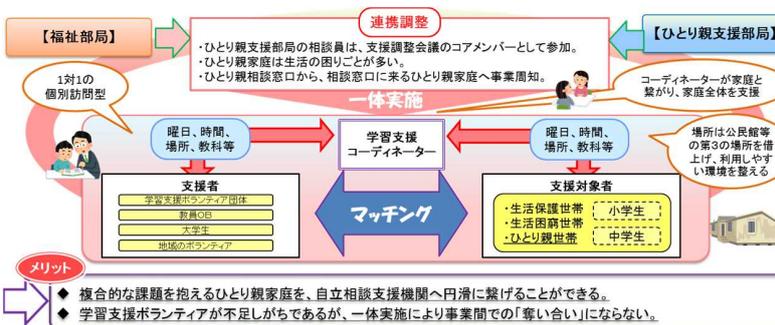
◇効率的・効果的な支援の実施

- 申請・受付が窓口が1つとなって利用者として迷うことがない。

◇ひとり親家庭や生活困窮世帯の子ども共通の課題への対応

- ひとり親世帯と困窮世帯とは少なからず関係があると考えられ、ケースをおし広く見ることができ、生活全体の相談に入って行きやすい。

連携イメージ



ひとり親施策及び生活困窮者施策における学習支援の連携事例について(調布市)

◆事業のポイント◆

- 教育部門、保健福祉部門や地域団体等の関係機関との情報共有・連携を通じて、ひとり親家庭や生活困窮世帯を地域で支えるネットワークを構築

	生活困窮・生活保護	ひとり親
事業名称	子ども・若者総合支援事業「ここあ」	
対象者	○ひとり親家庭(児童扶養手当受給者)及び生活困窮世帯の子ども ○高等学校卒業程度認定試験合格を目指すひとり親家庭の親及びひとり親家庭の20歳未満の子	
実施方式(委託先)	【委託】調布市社会福祉協議会	
対象年齢	○ひとり親家庭及び生活困窮世帯の子ども：小学校6年生・中学生 ○高等学校卒業程度認定試験合格を目指すひとり親家庭の親及び20歳未満の子：中学校卒業後	
支援員	○学習支援員：110名(大学生等のボランティア) ○生活支援員：4名(委託先団体職員(社会福祉士、元中学校教諭等))	
利用する際の申請先	調布市社会福祉協議会(世帯区分に限らず申請可能) ※申請受付後、調布市青少年支援担当部署が申請書を受取り、利用決定通知を交付している。	
実施場所	調布市総合福祉センター(社会福祉協議会に管理・運営を委託) ※駅から徒歩圏内でアクセスが良く、会場借料は不要。事務室・居場所事業は専用スペースを確保し、学習支援については、既存のスペースや一部備品等を使用することで、開設に係る費用負担を軽減。	
実施日・時間帯	毎週月・水・金曜日 18:00~20:00(その他、毎月イベント等を実施)	
事業実績	H29利用者数(延べ人数)	562人(全て中学生) 小学校6年生：4人 中学生：1,318人
	H30予算額	11,116千円

具体的な取組内容

- ひとり親家庭及び生活困窮世帯の子どもを対象に、大学生等のボランティアによるマンツーマンの学習支援を行うとともに、不登校や引きこもりの子どもも対象に含めた相談や居場所の提供を行っている。また、利用者の利便性に配慮し、事業の申請は全て同一の窓口で行っている。
- 事業を通して得た子どもや家庭の情報を関係機関と共有し、各機関において必要な支援を提供することで、ひとり親家庭や生活困窮世帯等が地域で孤立すること防止する。

一体的に事業を実施するにあたって工夫していること

- ◇**大学生等ボランティアの確保方法**
 - 市内及び近隣の大学へ出向き、ボランティアセンターや大学構内へのチラシ掲示等実施しボランティアを募集するほか、本事業に理解のある大学教授の協力のもと、講義の中で事業紹介やボランティアの募集をし、その場での登録も行っている。また大学の同窓会の協力のもと、学生会員への事業紹介を実施してもらっている。
 - そのほか、本事業のボランティアの養成を目的として学生ボランティアのリーダー養成研修を実施し、本事業以外のボランティア活動を行っている方を含め、ボランティア同士の幅広い交流による口コミでの登録もある。
 - また高等学校卒業程度認定試験合格を目指すための学習支援ボランティアについては、民間団体の協力を得て、同試験合格経験のあるひとり親や教員免許を持つボランティアを確保している。
- ◇**事業運営委員会と事務局会議の実施**
 - 学識経験者や教育委員会、民間団体等外部委員も含めた運営委員会を設置(年4回開催)、事業の実施状況や効果の検証を行っている。また、ひとり親支援、生活困窮者支援担当及び不登校や引きこもりの子どもへの支援を担当する部署と事業委託先団体で、運営会議を毎月開催し、利用者の状況や支援の課題などの情報の共有を行うとともに、事業の実施状況を踏まえた今後の事業方針の検討を行っている。
- ◇**子どもや家庭の状況の把握、その他の支援との連携**
 - 学校、母子・父子自立支援員、民生児童委員などの関係機関等と、支援が必要な子どもや家庭の状況について情報を共有するとともに、子どもや家庭の状況に応じた支援につなげるなど、本事業に従事する生活支援員が地域支援コーディネーターとしての役割を果たしている。

一体的に事業を実施することによる効果

- ◇**効率的・効果的な支援の実施**
 - 学校などの教育部門と福祉部門の双方が支援している家庭も多く、関係機関の連携のもとで一体的な支援を行う体制を確保することで、支援が必要な家庭の早期把握に資するとともに、関係機関における各支援の相乗効果が期待できる。
 - また、対象世帯を区別することなく事業を実施することで、利用者の利便性の向上だけでなく、ボランティアや会場の確保等も効率的に行うことができる。
- ◇**ひとり親家庭や生活困窮世帯の子ども共通の課題への対応**
 - ひとり親家庭や生活困窮世帯の子どもは、学習面や基本的な生活習慣の習得などの生活面の支援が必要であるなど、共通する点も多く、一体的に支援する中で把握した情報を、ひとり親支援担当と生活困窮者支援担当が共有し検証することで、両施策の連携強化や施策の向上に資することが期待できる。

ひとり親施策及び生活困窮者施策における学習支援の連携事例について(船橋市)

◆事業のポイント◆

- 高等学校等進学後における家庭の状況の把握や子どもの悩み相談などのアフターケアを含めた継続的な支援の実施

	生活困窮・生活保護	ひとり親
事業名称	生活困窮世帯等学習支援事業	
対象者	ひとり親世帯等(児童扶養手当を受給または同様の所得水準のひとり親世帯及び養育者世帯)、生活保護世帯、生活困窮世帯(就学援助制度認定)の子ども	
実施方式(委託先)	【委託】株式会社 ヒューマン・タッチ	
対象年齢	中学生	
支援員	○教室長：6名(元教員1名、塾講師・家庭教師経験者2名、臨床心理士1名、元インストラクター2名) ○インストラクター：約100名(元教員、塾講師、大学生等)	
利用する際の申請先	船橋市地域福祉課(生活困窮者支援担当) ※世帯区分に限らず申請可能	
実施場所	船橋市内全4会場(6教室) ※船橋市は地域を5行政ブロックに分けており、各行政ブロックに実施場所を設置できるような会場を検討した。(現状は4行政ブロックまで設置済)使用する施設は、一般利用者の妨げとならないよう、閉館後の施設を使用している。	
実施日・時間帯	原則週2日(各教室) ①南部：火・金 18:00~20:00 ②東部A：月・木 18:00~20:00 ③東部B：水・土(水) 18:00~20:00 (土) 17:00~19:00 ④西部：月・木 18:00~20:00 ⑤北部A：火・木 18:00~20:00 ⑥北部B：水・金 18:00~20:00	
事業実績	H29利用者数(実人数)	生活困窮世帯：68人 生活保護世帯：49人
	H30予算額	58,652千円

具体的な取組内容

- ひとり親世帯等、生活保護世帯や生活困窮世帯の子どもを対象に、教員OBや大学生等による学習支援を行い、学習習慣を定着させ、基礎的な学力向上を図るとともに、進学及び進路相談などの支援を行う。
- 学習支援事業に参加し、高等学校等へ進学した子どもを対象に、生活状況の把握や悩み相談などの継続的な支援を実施する。

一体的に事業を実施するにあたって工夫していること

- ◇**利用申請の受付や事業実施場所の確保方法**
 - 申請の受付、事業の実施場所の選定(会場の確保や日程調整)や実施状況の確認等を同一の部署(生活困窮者支援担当)で実施している。
 - また、事業の利便性の向上を図る観点から、利用者が利用しやすい会場を選択することができるよう、事業実施場所を複数確保するよう努めている。
- ◇**事業周知方法**
 - 事業を実施するに当たり、ひとり親支援担当や生活保護担当から対象者に対し、実施日や時間帯、会場等についての案内を送付するなど、利用動員を行うとともに、市内の中学校の協力のもと、就学援助制度の認定通知を配布する際に、学習支援事業の案内も同封するなど、教育部門との連携を図っている。

一体的に事業を実施することによる効果

- ◇**事業の効率的な実施**
 - 申請の受付窓口等を一本化することで、利用者の利便性の向上が図られるとともに、会場の確保や日程などについての各担当間の協議の省略や、対象者を区別せずに支援することで、インストラクターの人的費や事務費などの経費を軽減することができ、事務の効率化が図られる。
 - 複数の会場で実施する場合であっても、それぞれの会場の利用者を一定程度確保し、事業を確実に実施することができる。また、会場を利用者が選択できる環境を整えることで、利用者の利便性向上と利用促進にもつながる。

平成30年度からの新たな取組み(高等学校等進学後支援について)

- ◇**新たな取組みの内容**
 - ひとり親世帯等、生活保護世帯や生活困窮世帯の子どもについては、継続的に子どもの状況を把握し、必要な支援につなげることが重要であることから、高等学校等進学後においても、中退防止を目的として、引き続き学校生活や日常生活における不安等の悩み相談などのアフターケアを実施している。
- ◇**期待される効果**
 - 悩み相談を実施することで、子どもや家庭におけるリスクを早期発見し、中退を防止するとともに、必要な支援につなげることができる。
 - 学校や保護者に相談しにくい悩みの相談ができる体制を確保することで、子どもの精神面のケアも期待できる。

ひとり親施策及び生活困窮者施策における学習支援の連携事例について(豊橋市)

◆事業のポイント◆

- 個々の子どもの学習記録を作成し、学習意欲や学力の状況を把握することで、ひとり親家庭等及び生活困窮世帯（生活保護世帯含む）の子どもの学習のつまづきを早期にケアし、高校、大学等への進学につなげる。

	生活困窮・生活保護	ひとり親	
事業名称	学習教室ステップ		
対象者	ひとり親家庭、養育者家庭、生活困窮世帯、生活保護世帯の子ども		
実施方式（委託先）	【直営】ひとり親支援・生活困窮支援担当課の双方が所管		
対象年齢	中学生・高校生		
支援員	69名（大学生及び大学院生） ※県内外10大学からの協力		
利用する際の申請先	市福祉事務所のひとり親支援担当・生活困窮世帯支援担当双方の窓口において受付を実施。 ※世帯区分に限らずどちらの窓口でも申請可能		
実施場所	①豊橋市民センター ②豊橋区市民館 ③アイプラザ豊橋 ④豊橋市視聴覚教育センター		
実施日・時間帯	①毎週土曜日 13:30～16:30 ②・③隔週土曜日 13:30～16:30 ④隔週土曜日 13:00～16:00		
事業実績	H29利用者数（延べ人数）	306人 中学生：216人 高校生：90人	308人 中学生：262人 高校生：46人
	H30予算額	1,039千円	1,039千円

具体的な取組内容

- ひとり親家庭等及び生活困窮世帯の子どもを対象に、気軽に相談できる大学生を講師とする学習支援を行い、学習意欲の喚起、学力の向上を図る。
- 大学生が講師となることで、子どもがより親近感を持って気軽に質問や相談をしやすい環境としている。また学習だけでなく、休憩時間におやつを提供を行い、子どもと歓談しながら生活面の様子を聞き取っている。その他、お楽しみ会を開催する等、気軽に参加できる「居場所」の提供を行っている。

<学習支援の様子>



一体的に事業を実施するにあたって工夫していること

- ◇ **講師（大学生ボランティア）の確保方法**
 - 豊橋市ホームページや市広報誌において募集を行うとともに、近隣の大学と協力し、市担当者が直接大学に赴き、講師募集に関する説明会を開催している。また、大学の掲示板にチラシを掲載してもらっている。
- ◇ **ひとり親家庭等支援担当と生活困窮世帯支援担当との連携**
 - 当事業の利用者及び講師の情報を両担当で共有し、教室運営やシフト調整に活用している。講師採用の面接は、両担当が同席している。
- ◇ **個々の子どもの学習記録を作成し、子どもの学習意欲や学力に応じた支援を実施**
 - 「学習記録票」は共通の様式を使用し、学習内容や生活状況を記録できるようになっている。記録をもとに、個々の子どもの状況に応じた学習支援を行うとともに、生活面の状況もあわせて把握することで、各家庭の状況に応じた支援につなげている。
 - 毎月、2課が共同で当事業に関する通信を参加者あてに送付し、開講日程・講師紹介・各会場の出席状況・季節のコラム等を掲載し、子どもの出席率向上を図っている。

一体的に事業を実施することによる効果

- ◇ **事業の効率的な実施**
 - ひとり親家庭等支援担当及び生活困窮世帯支援担当の窓口双方で利用申請を受け付けることで、利用者の利便性の向上が図られる。また、会場数が増えるため、利用者が継続して通いやすい会場を選択でき、利用者数を確保することができる。
 - 講師も希望会場を選択することができるため、必要な講師数を確保しやすいとともに、各会場での過不足時など講師の柔軟な配置を行うことができる。また、任用登録や賃金支払など、一括して行える。
※会場数：4会場（2課合計）、延べ123回開催（平成30年度）
- ◇ **子どもの学習記録を活用した各種支援との連携**
 - 学習記録はひとり親家庭等、生活困窮世帯ごとに管理を分けている。各担当会場で講師が作成した「学習記録票」は、世帯区分に応じ、各支援担当課に情報提供し、支援につなげている。

消費生活協同組合(生協)の概要について

生協とは

○ 消費生活協同組合は、組合員が出資し、組合員が組合員の生活の文化的経済的改善向上のための事業や助け合い活動を行い、組合員が利用する非営利の協同組織である(根拠:消費生活協同組合法(昭和23年))。

基本的原則

- ・一定の地域又は職域による人と人との結合(相互扶助組織)
- ・組合員の生活の文化的経済的改善向上
- ・加入・脱退の自由
- ・組合員の議決権・選挙権の平等
- ・組合員への最大奉仕、非営利
- ・員外利用の原則禁止
- ・政治的中立
(特定の政党のために利用してはならない。)

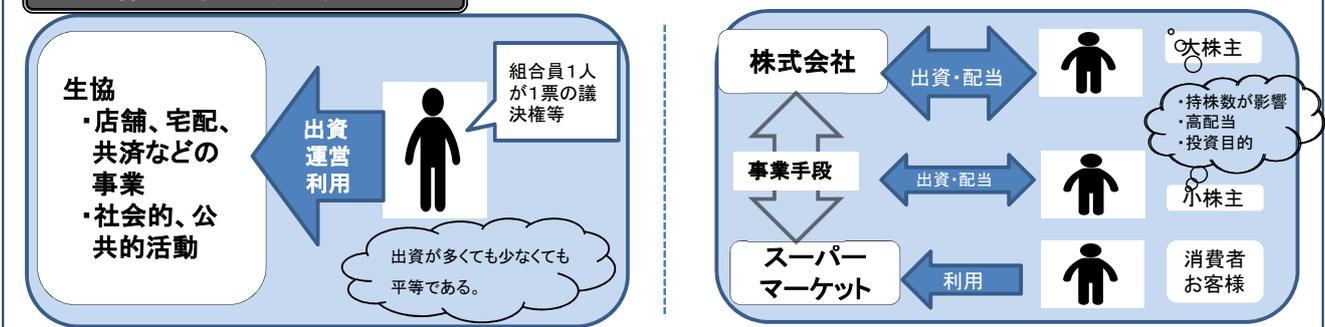
組織・運営



出資

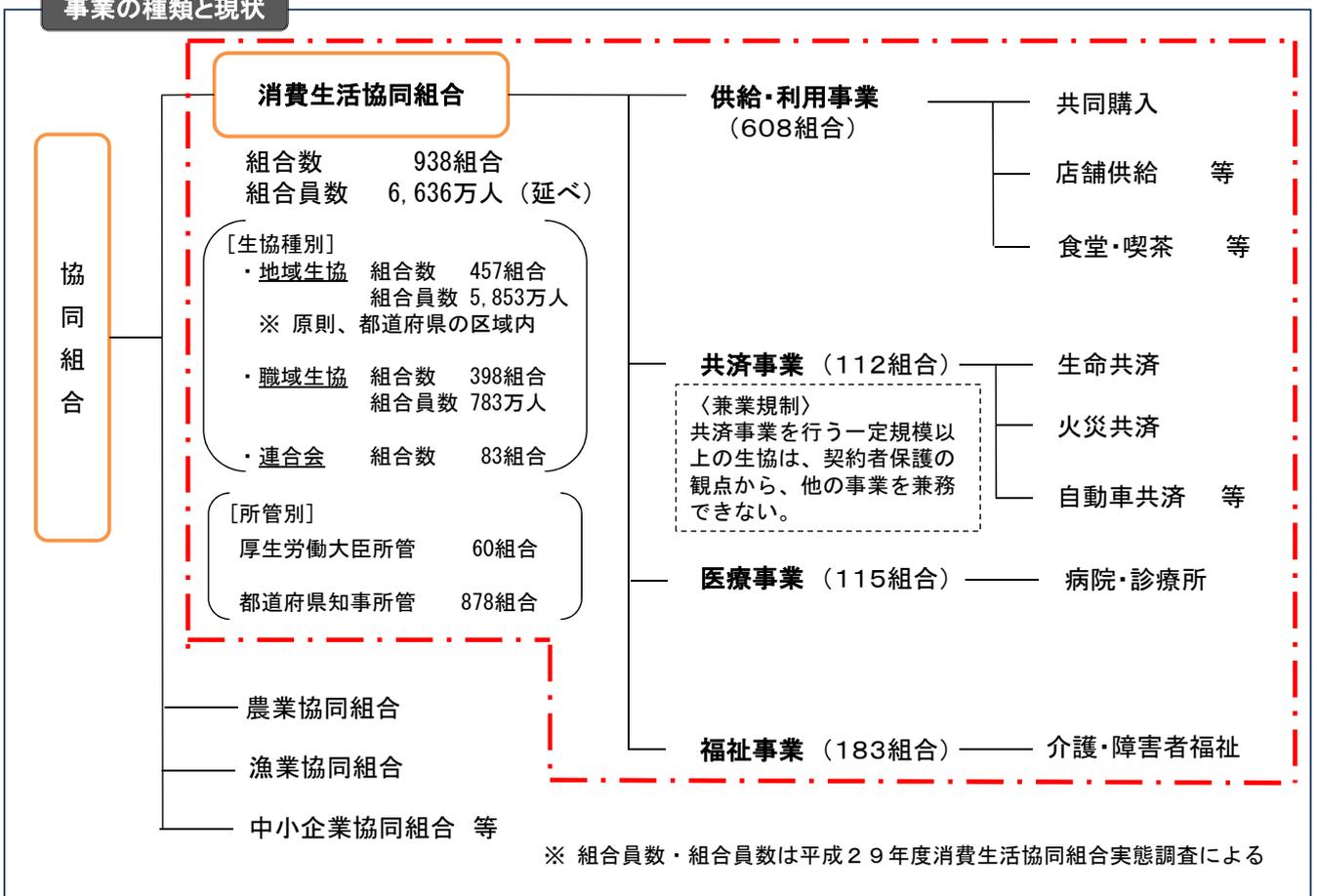
組合員は出資1口以上を有しなければならない。

株式会社と生協の違い



消費生活協同組合(生協)の概要について

事業の種類と現状



※ 組合員数・組合員数は平成29年度消費生活協同組合実態調査による

平成29年度消費生活協同組合(連合会)実態調査の概要

組合員活動の状況

約600組合が組合員活動を実施しており、約219万人(延べ数)が参加。その内容は、食育活動や産地見学などの食に関する支援が最も多く、次いで文化活動や子育て支援活動が多く行われている。

	(N=938)	
	H28年度	H29年度
実施組合数	649 (69.2%)	626 (66.7%)
延べ参加人数	205万4千人	218万9千人
開催回数	38万回	35万7千回

(活動内容内訳)	単位:組合	(N=938)	
		H28年度	H29年度
子育て支援活動		151	140
家事援助活動		84	83
食事会		98	97
居場所の提供(サロン)		114	120
介護予防活動		97	86
移動支援		21	25
相談支援		105	93
食に関する支援		284	260
文化活動		218	214
被災地支援		127	118
防災・減災活動		88	94
助成活動		65	60
その他		297	265

(注)組合員活動とは、生協法の規定に基づく事業とは異なり、組合員有志による任意の助け合い活動等として行われるものである。

平成29年度消費生活協同組合(連合会)実態調査の概要

行政との協定締結状況

災害時の物資供給協定など、自治体との間で協定を締結している組合は128組合(13.6%)であった。その内訳は以下のとおり。

①災害時緊急物資協定

行政と災害時緊急物資供給協定を締結している組合は、82組合であった。

(N=938)

	実施組合数				協定締結箇所数		
		地域	職域	連合会	都道府県	市町村	
行政との災害時緊急物資供給協定	82 (8.7%)	66	12	4	758	40	718

②高齢者見守り協定

行政と高齢者見守り協定を締結している組合は、84組合であった。

(N=938)

	実施組合数				協定締結箇所数		
		地域	職域	連合会	都道府県	市町村	
高齢者見守り協定	84 (9.0%)	79	5	0	1,446	73	1,373

③包括連携協定

行政と包括連携協定を締結している組合は44組合であった。

(N=938)

	実施組合数				協定締結箇所数		
		地域	職域	連合会	都道府県	市町村	
包括連携協定	44 (4.7%)	38	0	6	156	23	133

(注)協定締結箇所数は、組合が複数の行政と締結しているなど重複計上されている。

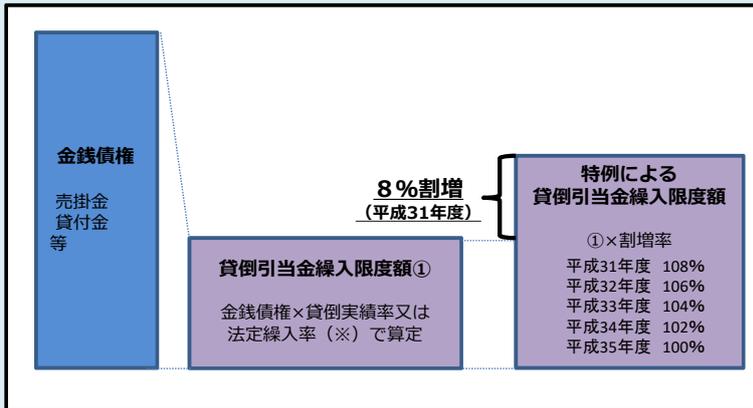
(注)包括連携協定とは、行政と組合が、特定分野のみでなく広く地域の課題に対応していくために連携・協働するための協定をいう。

1. 大綱の概要

生活衛生同業組合等及び消費生活協同組合等の貸倒引当金の割増特例は、適用期限の到来をもって廃止する。
 なお、平成35年3月31日までの間、現行の割増率10%に対して1年ごとに5分の1ずつ縮小した率による割増しを認める経過措置を講ずる。

2. 制度の内容

出資組合である生活衛生同業組合等の貸倒引当金の特例措置については廃止する。ただし、平成31年4月1日から平成35年3月31日までの間に開始する各事業年度における貸倒引当金の繰入限度額の計算については、法定繰入率又は貸倒実績率にて算定した貸倒引当金繰入限度額に割増率（10%に対して1年ごとに5分の1ずつ縮小した率）による割増しを認める経過措置を講ずる。



(※) 法定繰入率
 貸倒実績率を用いず、業種ごとに応じた数値を活用して引当金を算定する。資本金1億円以下の中小企業及び事業協同組合等が適用を認められている。

業種	繰入率
卸・小売業	10 / 1000
製造業	8 / 1000
金融・保険業	3 / 1000
割賦販売小売業	13 / 1000
その他	6 / 1000

平成31年度予算額(案)の概要

社会・援護局地域福祉課

事項	平成30年度 予算額 千円	平成31年度 予算額(案) 千円	差 増△減 千円	引 額 千円	備 考
1 「地域共生社会」の実現に向けた地域づくり	2,569,402	2,755,555	186,153		<p>○ 改正社会福祉法(平成30年4月施行)に基づき、複合化・複雑化した課題を受け止める包括的な相談支援体制の整備を推進するため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民学習会の実施や活動拠点の整備など地域住民が役割を有する地域づくりの取組 ・住民に身近な地域において、分野を超えて総合的に相談できる体制づくり ・様々な相談機関のネットワーク構築 <p>に係る、市町村の創意工夫ある取組への支援の拡充を図る。</p> <p>【新規事項(当課所管分)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仕事と地域活動の両立促進 〇.3億円 労働者が仕事と地域活動を両立しやすい環境整備を図るため、50代労働者の地域活動への参加を促す民間機関等の取組を促進するとともに、その普及に取り組む。
2 生活困窮者自立支援制度の着実な推進	生活困窮者自立支援制度に係る補助金・負担金 432億円 の内数等	生活困窮者自立支援制度に係る補助金・負担金 438億円 の内数等			<p>○ 改正生活困窮者自立支援法に基づき、就労・家計・住まいなど複合的な課題を抱える生活困窮者に対する包括的な支援体制の整備を推進し、生活困窮者及び生活保護受給者の一層の自立を促進する。</p> <p>【新規事項(当課所管分)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの学習・生活支援事業の推進 生活困窮世帯の子どもへの支援を強化するため、これまでの学習支援に加えて、子どもや保護者に生活習慣や育成環境の改善に関する助言を行う取組に対する支援を充実することにより、学習等の支援との一体的実施を促進するなど、子どもの学習・生活支援事業を更に推進する。 ・居住支援の推進 一時生活支援事業について、シェルター等における衣食住等の日常生活に必要な支援に加えて、シェルター等対象者や居住に困難を抱える社会的孤立状態にある生活困窮者が、地域で継続的・安定的な居住の場を確保できるよう、一定期間、訪問による見守りや生活支援などを行う機能を拡充する。また、入居に要する初期費用のない住居喪失者等が、一時的な居住先を確保できるよう、借り上げ型シェルターの確保に向けた一層の支援を行う。 ・就労・定着支援体制の充実 生活困窮者のうち、障害のうかがわれる者など専門的な対応が必要となる者に対し障害者就業・生活支援センター等のノウハウを活かした就労面・生活面の一体的な支援を実施し、就労・定着支援の充実を図る。 また、直ちに一般就労が困難な者に対する支援付き就労(就労訓練事業)について、利用者受入れを促進するための体制整備の強化を図る。 ・都道府県による市町村支援の充実 都道府県が管内市町村に対して行う市等の職員に対する研修、事業実施体制の支援、市域を越えたネットワークづくり等への取組を推進するとともに、「支援者専用電話相談ライン(仮称)」の開設など、支援員に対する相談・助言等を行う体制を構築する。 ・生活福祉資金貸付の償還の取組強化 生活福祉資金貸付制度の償還努力を評価する仕組みを導入する。 ・自治体・支援員向けコンサルティングの実施 地方自治体の抱える困難事例等に対して、専門スタッフを派遣しノウハウの伝達・助言等を行うとともに、支援員同士の情報共有・意見交換の場として情報共有サイトを運営することにより、支援員に対する全国的な支援体制を構築する。
3 成年後見制度の利用促進		350,747	350,747		<p>【新規事項(当課所管分)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度の利用促進のための体制整備 3.5億円 成年後見制度利用促進基本計画(平成29年3月24日)を踏まえ、成年後見制度の利用が必要な者が制度を利用できる地域体制を構築するため、都道府県の支援の下、認知症施策・障害者施策と連携を図りつつ、中核機関の整備や市町村計画の策定を推進するとともに、中核機関における先駆的取組を推進する。 また、国において、中核機関や市町村職員等に対する研修を実施する。
4 地域福祉関連事業	1,458,843	1,459,754	911		
(1)ひきこもり対策の促進	530,658	530,658	0		
(2)寄り添い型相談支援事業	750,000	750,000	0		
(3)全国社会福祉協議会活動の推進	178,185	179,096	911		○ 統一単価の増
5 地方改善事業関係	4,039,256	5,071,068	1,031,812		
(1)地方改善事業費	3,589,510	3,598,822	9,312		○ 統一単価の増
(2)地方改善施設整備費	449,746	1,472,246	1,022,500		○ 防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策等(※生活館の整備は、アイヌ政策推進交付金(仮称)へ移管)
6 東日本大震災や熊本地震からの復旧・復興に向けた支援	751,871	1,147,258	395,387		<p>(参考)【平成30年度2次補正予算(案)】 陸保館の耐震化整備等に関する緊急対策 3.9億円 隣保館について、耐震改修整備、ブロック塀の改修整備の緊急対策を実施する。 ※ 防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策</p>
(1)東日本大震災の被災者に対する見守り・相談支援等の推進	被災者支援総合交付金(復興庁所管) 190億円の内数	被災者支援総合交付金(復興庁所管) 177億円の内数			
(2)被災者に対する見守り・相談支援等の推進	751,871	1,147,258	395,387		○ 災害により仮設住宅等に入居する被災者が、安心して日常生活を営むことができるよう、巡回による見守りや相談支援等を行い、孤立防止や地域コミュニティの構築を支援する。
7 その他(本省費等)	168,750	306,586	137,836		<p>○ 主な経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者自立支援制度を担う人材養成等の実施 1.2億円 生活困窮者の自立に向けた包括的かつ継続的な支援を担う相談支援員等の養成の促進等を通じて、支援の質の向上を図る。 また、地方自治体の抱える困難事例等に対して、専門スタッフを派遣しノウハウの伝達・助言等を行うとともに、支援員同士の情報共有・意見交換の場として情報共有サイトを運営することにより、支援員に対する全国的な支援体制を構築する。 <p>(参考)【平成30年度2次補正予算(案)】 ・生活困窮者自立支援統計システムの改修 0.5億円 自立相談支援窓口における相談支援内容等の詳細なデータ分析が可能となるよう、必要な改修を行う。</p>
合計	8,988,122	11,090,968	2,102,846		

※内数表記のものは、合計には含めていない。